

小河滋次郎の救済思想—その軌跡と特質—

序章 研究の目的と構成.....	4
1 節 研究の背景.....	4
2 節 研究の視点と方法.....	6
3 節 論文の構成と目的.....	9
I 章 内務省時代の思想の特徴 —功利主義に基づく社会防衛—	11
1 節 内務省時代における小河滋次郎の状況.....	11
1. 内務省入省前後の動き	11
2. 小河滋次郎の思想の萌芽とゼーバッハの関係.....	11
3. 5回万国監獄会議とドイツ留学の状況と議論.....	14
2 節 『監獄学』における社会観の検討と明治期社会思想の影響.....	21
1. 小河の社会観に影響を与えた明治期社会思想について	21
2. 『監獄学』に関する先行研究	24
3. 『監獄学』における社会観について	25
3 節 救貧思想に関する検討	28
1. 救貧思想における留岡幸助との影響について	28
2. 『監獄学』における救貧思想について	29
4 節 小括.....	34
II 章 司法省時代の思想の特徴 —社会救済における個別性—	35
1 節 司法省時代における小河滋次郎の状況.....	35
1. 第6回万国監獄会議についての先行研究の検討	35
2. 第6回万国監獄会議に関する状況	36
2 節 『獄事談』における社会観の検討	42
1. 「犯罪の原因及之が救治法」における社会観について	42
2. 「免囚人保護事業の必要を論ず」における社会観について.....	45

3 節	司法省時代の救貧思想の特徴	46
1.	先行研究	46
2.	『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』における救貧思想の検討	47
4 節	小括	62
III 章	清国招聘時代の思想の特徴－救済の目的に関する討究－	63
1 節	清国招聘時代における小河滋次郎の状況	63
1.	清国留学生の増加と小河の関与	63
2.	清国招聘とその状況について	67
2 節	救済思想の特徴に関する検討－『法律新聞』掲載の論稿をもとに－	78
1.	『法律新聞』所収－「災害頻々一人命救助の設備を促す」の検討－	78
3 節	小括	82
IV 章	大阪府時代の思想の特徴－公私の役割分担－	84
1 節	大阪府時代の小河滋次郎の状況	84
1.	救済事業研究会創設の経緯・概要について	84
2 節	大阪府時代の救済思想の検討	91
1.	『社会問題救恤十訓』に関する先行研究	91
2.	『社会問題救恤十訓』の救済思想の検討	92
3.	『救済研究』掲載の論稿における結実した救済思想	110
3 節	小括	120
V 章	救済思想の核としての「社会公共」	123
1 節	新たな視点からみた小河滋次郎像	123
2 節	「社会公共」の責務と創設期方面委員制度の関係性	126
1.	創設期の方面委員制度の考え方について	126
2.	「社会公共」の責務と創設期方面委員制度の関係性	126
3 節	小河滋次郎の思想の特質	128
1.	「社会公共」の責務と民間（私的）事業の関係	128
2.	研究の総括および限界	129

資料・参考文献一覧・年譜	131
資料	131
救済事業研究会 各回概要 (1回～65回)	131
参考文献一覧	141
小河滋次郎 年譜 : 1878 (明治 11) 年～1918 (大正 7) 年	154

序章 研究の目的と構成

1 節 研究の背景

小河滋次郎は、1886（明治 19）年穂積陳重の紹介で、内務省に入省し、後に司法省に移ったが、主に監獄の関する制度設計に従事し、その改良に努めた。幾度かの海外留学・国際大会派遣を経て、清国政府からの招請に応じ、帰国後の 1913（大正 2）年 4 月に大阪府知事大久保利武に招かれ、大阪府救済事業指導嘱託に就任した。彼は、大阪府内の救済事業を指導する傍ら、知事の意向にそって救済事業研究会を立ち上げ『救済研究』を発刊し意欲的に論稿を発表した。1918（大正 7）年 7 月に富山県で発生した米騒動が大阪にも波及し市内は混乱に陥った際、当時の大阪府知事林市藏により、大阪府方面委員制度が公布された。この方面委員制定に当たって、林知事のもとで、実質的な責任者を務めたのが小河であったといわれている。

このように監獄学からスタートし、後に方面委員制度に関わった小河の思想について、感化法・感化教育⁽¹⁾に対する貢献について主に以下に挙げる研究者によって検討がなされてきたと考える。柴田善守（1964）、遠藤興一（1980, 1981a, 1981b, 1982a, 1982b, 1983, 1984）、土井洋一（1980）、倉持史朗（2008）、小野修三（1992, 1998, 2008, 2012）などである。周知のように感化法とは、1900（明治 33）年に、8 歳から 16 歳未満の犯罪・非行もしくは虞犯少年を、今までの監獄などから感化院へ収容することを目的として定められた法律であり、小河も作成に関与した。感化教育とは、感化法により感化院に入所した児童をどのように保護教育し、その改善を図るかという実践と考えられる。さて、柴田善守は、『小河滋次郎の社会事業思想』を著し、まず感化教育論を議論し、次いで社会事業論として『救恤十訓』や『社会事業と方面委員制度』といった晩年の思想を中心に議論し、その特質について明らかにしている。また柴田は、小河の感化教育論から、社会事業論への転換ないし発展について考え「彼の社会事業論は、彼自身の西歐的な感化教育論において社会事業は必然性をもつにもかかわらず、きわめて東洋的儒教的であり、また日本の国家主義的でさえあるのである」（柴田 1964:94）と指摘している。このように柴田が判断した理由について柴田自身、「感化教育論とは何か非連続的な異質性を感じる」（柴田 1964:94）と述べるに留まり、転換・発展の判断に関する議論がほとんどなされていない。そして、この判断を前提に議論が進められている。このように柴田は、前期が感化教育、後期・晩年が社会事業という議論を行っている。

これ以降、社会事業研究では、この議論が前提となり、例えば土井洋一は「周知のように小河の社会的活動の舞台は、前期が監獄や未成年処遇施設である感化院を典型とした犯罪非行領域であり、後期が方面委員制度を典型とした社会事業、社会教化の領域である」（土井 1980:381）と述べるようになる。また土井も監獄学と感化教育の連続性を指摘している。一方救貧制度については『未成年犯罪者の処遇』において貧困者への「健

(1) 感化法・感化教育についての先行研究については「感化教育史研究の到達点と今後の課題」（石原・長沼・二井他 2012）に詳しく述べられている

全適実なる救貧制度」の実施について言及しているが(土井 1980 : 384), これを刑事施策の為であると結論づけて、この議論がどのような経緯で主張されてきたのかという点について、具体的な検討は行っていないと考える。また「総じて『監獄学』から『非少年法案論』に至る前期の主要著作を通して、小河の理論を支える思想には格別オリジナルな性格はない。」(土井 1980 : 385)と述べている。このように、土井は小河の思想について、あらためて議論するような思想はないと否定的な判断を下していると考えられる。

遠藤興一も小河の思想について「独自の原理や独創的なアイデアを生み出した様子はあまりみられない。総じて、思想のレベルではオリジナリティに乏しい。それは、まず彼の思想自体が、自らの観念世界を基盤にして新たな理論化を図ろうとすることには、およそ無縁で、少なくともそのような方法的態度をとることには慎重であった」(遠藤 1980 : 393)と述べて、土井と同様に小河の思想のオリジナリティに否定的な見解を表している。また小河の思想が「普遍的な価値命題に相当するものを持たず、状況に応じてさまざまな実践を展開する時に、人と人との個別関係を媒介とし、又そこに最大の意味を求める」(遠藤 1980 : 394)と指摘するが、この「普遍的な価値命題」とは、何を意味するかという点が曖昧で、小河がこれを有していないとする根拠や検討もあまり行われておらず、なぜこのような判断がなされたか、よくわからないといえる。また小河が「ヒューマンズ的理想主義」(遠藤 1980 : 397)を有するとし、「より一般的には大正期社会事業論のモデルとしての社会有機体思想があり、『自分の体躯に備はる所謂自然療養機能の働き』に注目し、疾病に対する人体の自体と治癒力の関係が社会関係にもあてはめられる」(遠藤 1980 : 397)と指摘しているが、遠藤が小河の思想をなぜ社会有機体思想とみなしたのかについて、具体的な検討が十分されているか疑問である。そして遠藤は、若き小河が自由民権運動に対する政府の施策に同調し身分制度の存立を肯定し、官僚として国権の拡張をめざしたとするが(遠藤 1981b : 42-43), その思想的背景についても議論が十分になされているとは、考えられない。『監獄学』(1894)に対しても遠藤は「後に“小河監獄学”と呼ばれる特徴を見出すのは難しい。ドイツ監獄学の系統的整理が本書の特徴であろう」(遠藤 1981b : 50)と述べ、『監獄学』における彼の思想に関する言及がなされていない。

最後に小野修三を取り上げることにしたい。小野は、小河について「明治の国家官僚のなかで抜群の学識」をもち、「刑事施設に画期的改良をもたらし」、監獄法も誕生させたのに、官僚の主流からはずれ、「『失脚の落ち場所』としての清国での『獄制の顧問として監獄法規の編纂、監獄事業の改良』の指導、そしてさらに清国からの帰国後の『世間一般の救済事業に力を致すこと』を結果した」(小野 2012 : 109)のは、小河が国家官僚として自己の内部で葛藤を抱えて、「自己の職務にフュア・ジッヒだった」(小野 2012 : 109)からであると述べている。この部分について、まず「フュア・ジッヒ」について、検討することにしたい。この概念は「ヘーゲル弁証法の根本概念で事物の発展段階を示す語」であり、対自と訳され「即自の状態から発展し否定契機として自己の対立物が現れる段階」(新村 1991:99)であるという。これをふまえると、小野は小河が職務に対して葛藤をもち、否定的であったから官僚の地位から滑り落ちて清国に行かざるをえず、結果救済事業に従事したと解することができるのではないかと考えられる。しかしながら、この考えを論証する検討が十分になされていないのではないかと考えられ

る。さらに、窪田静太郎や井上友一のように中央官庁の官僚として活躍し、出世の階段を上ることが、最善の選択であるという小野の考え方は表面的な検証であるように考える。このように小野の議論は、小河という題材を用いて、自らの考えを述べる傾向があり、小河自身の思想に関する議論が深まっていかない問題点を有している。

以上のように、先行研究において、小河の思想は、監獄学から芽生えた感化法・感化教育については、検討が行われ、議論も行われているが、それ以外的小河の思想は、ほとんど検討が、進んでいないことが判明し、その思想がどのように形成されたのか、十分議論され、検討されるべきだと考える。

2 節 研究の視点と方法

本論文の時期区分については以下のように考えている。小河滋次郎の思想は、内務省時代から、司法省時代、清国招聘・内務省嘱託時代、大阪府時代にかけて、その特徴が変化してきたと考える。内務省時代においては、社会の治安を維持するという、いわば社会の防衛のために、犯罪を取り締まり、再犯防止に取り組んだと考える。このことは、まさに功利主義的な発想が中心にあったと考える。それゆえ、内務省時代の思想は、「功利主義に基づく社会防衛」が、その中心のテーマであると考えられる。このような内務省時代における、社会から個人という社会防衛的考え方から、司法省時代においては、個人から社会へという考え方が、窺われるようになる。つまり、個人の個別性への対応が社会の救済につながるということを考え始めたといえる。それゆえ、司法省時代の思想は、「社会救済における個別性」が、その中心のテーマであると考えられる。さて、清国招聘時代においては、近代的監獄に向けて発展途上にある清国に招かれて、改めて監獄の状況を捉え、その目的を考え、外から日本の救済を見つめていたと考える。それゆえ清国招聘時代の思想は、「救済の目的に関する討究」がテーマであると考えられる。大阪時代においては、このような清国での経験や司法省時代の考え方をふまえて、社会救済のあり方として、公的救済の必要性和課題を論ずるとともに、民間団体の救済の重要性を指摘している。このことから、この時代の思想は「公私の役割分担」がテーマであると考えられる。以上のような各時代のテーマを、副題として置き、思想が変化したことを考えることにしたい。

次に研究視点であるが、本論文では、救貧思想（救済思想）と社会観という視点をもとに分析している。ここで用いている救貧思想（救済思想）とは、当時の社会で共通して使われていた救貧思想（救済思想）とは異なり、小河が救貧（救済）をどのように考えているのか、という言説を救貧思想（救済思想）と考えている。

さて、この救貧思想（救済思想）と社会観が、時期区分で考えたように、「功利主義に基づく社会防衛」がテーマである内務省時代、「社会救済における個別性」がテーマである司法省時代、「救済の目的に関する討究」がテーマである清国招聘時代、「公私の役割分担」がテーマである大阪時代の各時代において、どのように捉えられ、またそれらが、どのように変化したのかという点について、その重視するポイントを考えようとして、以下の表を作成した。

	救貧思想（救済思想）	社会観
内務省時代 「功利主義に基づく社会防衛」	犯罪の主な原因が貧困であるという認識から、犯罪防止のために、貧困を救貧組織によって解決することができると考えている。つまり救貧は、治安保全と犯罪防止の、一手段としてみなされ、犯罪予防的な視点が打ち出された。	犯罪の増加を抑えるために「社会公共の責務」が重要であるという認識が生まれた。 つまり、社会防衛のため、「社会公共」の責務が語られ、まさに功利主義的な観点が述べられている。
司法省時代 「個別性と社会救済」	出獄人の状況や下層社会の児童の状況とその労働に注目した上で、かれらを個別に保護するための方法として、救貧制度に注目した。児童労働は、感化法の対象とはならないため、幼年者の境遇を改良若しくは変更するために、国家による救貧制度が必要であると述べている。	出獄人の境遇や下層社会とその児童個人の境遇について関心を持つと同時に、出獄人や児童からみた社会のあり方を考えるようになる。このことは「社会公共」の責務にも、変化をもたらし、宗教家や慈善家や富裕層である社会上流の紳士貴女に対して、個人からみた社会における責任を負担するように述べるようになる。
清国招聘時代 「救済の目的に関する討究」	収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと指摘し、監獄作業に留まらず、救済関係においても、それを単なる収益の手段としてみるのではなく、救済それ自身が目的であると改めて考えるようになった	清国の監獄の多くが浮浪者、失業者、未成年犯罪者をまとめて収容しているに過ぎず、社会も未分化の状態にあることを述べている。それにもかかわらず、欧州の形式的模倣が行われており実態と乖離している。各国は、その歴史や内情に基づいて社会を形成しており、それに沿った救済が必要と指摘している。
大阪時代 「公私の役割分担」	まず窮民個々の実状に沿った救済の必要性を述べ、救済それ自身が目的として、その対象を瀕死の老病人や障害児・者などを含めている。 さらに救済対象の弱者について、肉体的に止まらず、精神的弱者をも含めている。犯罪や貧困を予防するという考えが創設期方面委員制度の考えに影響を与えたと言える。	まず公的救済の進展と民間慈善事業の成長と活性化の重要性を述べている。救済において、民間の働きが公的救済の足りないところを補い、公私二つの方面より協力して時代の要求を充たすことが必要とする。このように民間の働きに着目し、このためには「社会公共の責務」として資産家と宗教家と婦人の責務の重要性を指摘している。この事が創設期方面委員制度の考えに影響を与えたといえる。

このように、内務省時代において、小河はゼーバッハの功利主義的な影響を受け、犯罪防止と治安維持という社会防衛という目的のためには、従来のような懲罰を加えるだけでなく、貧困者を救済して、教育を受けさせるような対応が必要だと述べていた。このことが、内務省時代の「社会公共」の責務の意味することであったと考える。

次の司法省時代には、出獄人の状況や下層社会の児童の状況とその労働に注目した上で、内務省時代のような、社会から個人ではなく、個人から社会へという視点が芽生え、かれらを個別に保護するための方法として、救貧制度に注目した。このことは、「社会公共」の責務の内容にも変化をもたらすことになる。内務省時代のような社会防衛的なものから、下層社会に属している出獄人を保護するために、官憲ではなく、民間の宗教家・慈善家・社会上流の紳士貴女に対応を依頼しているのである。このような民間の人々によって、その個別性に対応しようとしたと考える。清国招聘時代では、収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと指摘し、監獄作業に留まらず、救済関係においても、それを単なる収益の手段としてみるのではなく、救済それ自体が目的であると改めて考えるようになった。また各国は、その歴史や内情に基づいて社会を形成しており、それに沿った改善が必要と指摘している。

大阪時代には、小河は公的救済を重視し、それを完備させることを主張するが、それが完備できたと仮定しても、それだけでは救済本来の活動はできないと指摘し、「私的慈善事業」が、公的救済の足りないところを補い、むしろ、公的救済の事業を監督・指導する権威をもつことが理想であると述べている。この「私的慈善事業」を運営しているのは「社会公共」の一員である民間の救済関係者（慈善家）であると考えられるので、個人の個別性への対応を、救済につなげ、それが権威をもつことによって、より救済が進展すると考えていたのである。また小河は公的事業の発達、私的（民間）事業の必要をもたらすと述べる。このように、公私の役割分担を考えた上で、民間の働きに注目しており、資本家と宗教家らによる「社会公共」の責務の重要性を指摘している。その理由として、公的事業の対象は外部に現れた一時的欠乏や苦痛であるが、民間（私的）事業はむしろ内部にある欠乏や苦痛の原因に対して適時・適切な援助を行うことができるので、民間（私的）事業の必要性が増加すると述べ、さらに、民間（私的）事業は、対人的に、厚い思いやりを持ち、個々の事情に応じて、徹底的で素速い働きをすることが長所であると指摘している。一方小河は、救済事業研究会を指導し、その機関誌『救済研究』を編集することになった。この研究会の参加者は、主に大阪の民間の救済関係者、宗教家や実業家であった。司法省時代に小河が考えた「社会公共」の責務を依頼したメンバーが、大阪時代には、少し変わり、婦人と資産家と宗教家となっているが、婦人を除けば、ほぼ同一であることがわかる。つまり、小河は、救済事業研究会を、個人の個別性への対応と、社会の救済につなげる装置と見ていたと考えられる。この研究会で培われた思想が、創設期方面委員制度の考え方に影響を与えたと考えられる。

以上のように、「社会公共」の責務と民間（私的）事業の関係を考え、大いに関係があることが判明した。この思想が、創設期方面委員制度の考え方に影響を与えたと考える。

なお、研究方法としては、先行研究を参として照しながら、小河の原典をもとに分析・検討を行うことにする。

3 節 論文の構成と目的

以上のような研究視点・方法に基づいて、本論文は以下のような構成を取っている。まずⅠ章は「内務省時代の思想の特徴－功利主義に基づく社会防衛－」と題している。その内容として、まず小河が監獄学を始めることになった契機や内務省入省に至る経緯を先行研究に基づき検討し、小河の思想形成に於ける内務省監獄顧問であるクルト・フォン・ゼーバッハとの影響を検討している。次に『監獄学』において、「社会公共」の責務という社会観を表明しており、この社会観の意味内容と明治期の社会思想における影響について検討している。この出獄後の貧困化した刑余者に対する「社会公共」の責務という考え方が形成された契機として、主に内務省監獄顧問ドイツ人ゼーバッハの影響を受けたと考えているが、他には第5回万国監獄会議やドイツ留学の影響、さらに明治時代の社会思想の影響ではないかと考えられる。この「社会公共の責務」という考えは、後の司法省時代や清国招聘・内務省嘱託時代において、徐々にその内容を変化していくことになるが、底流として脈々と流れていると考えており、大阪時代の救済事業研究会の活動やその機関誌である『救済研究』所載の論稿の議論のなかで、救済思想として昇華されたと考えている。一方『監獄学』において犯罪の主な原因は貧困にあり、犯罪抑制のために救済組織を立ち上げることを指摘しているが、この時代の小河の考えは、先にも述べたように、犯罪の防止や治安の維持という社会防衛に力点が置かれており、そのために救済組織の必要性を述べているという点がまさに功利主義と言えるだろう。

次のⅡ章は「司法省時代の思想の特徴－社会救済における個別性－」と題している。内容的には、まず、ブリュッセルで開催された第6回万国監獄会議を検討している。次に、『獄事談』における社会観として、出獄人保護に対して「社会公共」の責務を明確化し、宗教家や慈善家や富裕な紳士・淑女に、その役割を果たすように述べ、慈善事業の主要な担い手として、資産家・宗教家・婦人を挙げている。このように、内務省時代の「社会公共」の責務という考えが、司法省時代にも引き継がれていると考えられる。さらに『未成年者ニ対する刑事制度ノ改良ニ就て』において、下層社会の児童の有様とその労働状況に着目している。かれらを保護するための方法として、救済制度の役割・機能に注目し、当時の救済制度である恤救規則を批判して、実効性のある救済制度の制定を求め、児童労働によって利益を上げる事業家（資本家）を優遇する国の政策を批判して工場法の制定の必要性を指摘していることから、内務省時代の救済思想がより具体化されたと考えている。

Ⅲ章では「清国招聘時代の思想の特徴－救済の目的に関する討究－」と題している。内容的には、まず、清国招聘の経緯と清国監獄の状況について述べている。清国の監獄が救済や児童保護と未分化の状態、内容も不十分であるため、それを改善するために、欧州の形式的模倣が進められていた。このような方針について、小河は清国の歴史や実状にあわせて監獄を改善し、救済や児童保護もそれぞれ実施するべきであると指摘している。また監獄作業によって生み出されたものを、収益を目的として陳列して販売することは、営利主義の弊害の兆しがみえると述べ、監獄作業による収益は、目的ではなく自然の結果として生み出されるべきものとして、収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと指摘している。このことから、当時の清国の監獄が、

先ほども述べたように未分化な状況にあったと考えられるので、監獄作業だけでなく、その他の救済関係についても、単なる収益の手段ではなく、それ自身が目的であると、あらためて考えるようになったといえる。清国の監獄が改善されない理由として、清国の官僚の現状に問題があると述べ、その意識の変革や専門性の向上が必要であると主張している。

次に『法律新聞』の「災害頻々人命救助の設備を促す」において、災害救助会社を、早急に設立をすべきであると主張し、富豪有志の人々が設立の役割を担うべきと指摘している。この主張は、まさに「社会公共」の責務として、資本家の役割を述べていると考える。また窮民対応の慈恵病院では、救急の際に使用する傷病車を用意するべきであると主張し、この傷病車が、病気の窮民を探し出し、その家と病院を往復し、彼らを安静にするように取り計らうべきであると指摘している。このように小河は健康保険のないこの時代に、窮民の立場に立った先駆的な救急モデルを考えていたといえる

IV章では、「大阪府時代の思想の特徴－公私の役割分担－」と題している。内容としてまず大阪府で、小河が指導した救済事業研究会について、その経緯や概要を検討している。次に『社会問題救恤十訓』および救済事業研究会の機関誌である『救済研究』の論稿をもとに、救済思想を検討している。この時代において、それまでの救貧思想と貧困者に対する社会の責任という考えが、救済思想に昇華したと考えている。具体的な救済の対象範囲も、当時の内務省の思惑と異なり広範囲になり、救済に対する社会の意識や観念の発達・普及を掲げている。また救済事業の原動力として財力・信仰の力・知力を挙げ、なかでも知力を重視して、科学に基づく合理的措置をとるように述べていると考えている。さらに救済事業における民間(私的)経営の機能と役割について述べており、このことは救済における社会の責任と役割を主張していると考えられ、内務省時代からの一貫した思想が見られると考える。

以上のように、本論文の目的は、小河滋次郎の思想を、すでに述べた各時代区分とテーマを基本として、救貧(救済)思想と「社会公共」の責務という社会観を視点として、その軌跡と特質を考え、これらの思想が、後の創設期方面委員制度の考えに影響を与えたことを検討することを目的とする。

I 章 内務省時代の思想の特徴 —功利主義に基づく社会防衛—

本章の目的は、小河滋次郎の内務省時代の状況をふまえた上で、彼の思想の萌芽を分析検討することである。

1 節 内務省時代における小河滋次郎の状況

本節の目的は、内務省時代における小河の状況を検討することである。第1に小河が監獄学を始めることになった契機や内務省入省に至る経緯を先行研究に基づき検討し、第2に、小河の思想形成に於ける「お雇い外国人」であるクルト・フォン・ゼーバッハと交流の意味を検討する。

1. 内務省入省前後の動き

これらの点については、遠藤興一や小野修三による詳細な検討が既に為されているので、それを検討したい。小河滋次郎は1863（文久3）年信州上田に生まれ、1882（明治15）年東京専門学校（現早稲田大学）に入学し、1884（明治17）年1期生として卒業したとされる。同年帝国大学法科大学に選科生として入学し、穂積陳重に師事した。穂積は小河をドイツ監獄学に導き、また内務省警保局長の清浦奎吾に小河を紹介し、小河は内務省に入省することになったという（遠藤 1981a:200,206-211,1981b:1-3;小野 1998:173-181,2012:2-55）。

また小野修三は小河の公的な人生は穂積陳重と清浦奎吾によって「枠付けられた」と述べ、清浦奎吾の影響も重視している（小野 1998:178）。

このように先行研究では、監獄学を始める契機と内務省入省に至る経緯について主要な役割を果たしたのは、穂積陳重であり、内務省入省後は、清浦奎吾の影響が大きいとされる。

2. 小河滋次郎の思想の萌芽とゼーバッハの関係

1886（明治19）年内務省に入省した小河は、警保局長清浦奎吾のもとで1881（明治14）年に制定された「監獄則」及び「監獄則施行規則」について、その改正に取り組み、小河は法解釈や施行方法を担当し1890（明治23）年に改正を成し遂げた（遠藤 1981b:14）。これをもとに、小河は、1890（明治23）年に「日本監獄法講義」を出版し改正監獄則の解説を行った。この頃、明治政府は近代化の一環として各国の行刑制度の調査を内務省に命じ、1889（明治22）年、ドイツからベルリンモアビート監獄上級司獄官クルト・フォン・ゼーバッハ（Curtt von Seebach）が招聘された。

（表1 ゼーバッハと小河）

年	事項
1889	ゼーバッハ着任
1890	小河監獄練習所赴任
1891	ゼーバッハ『独逸監獄法講義』
1894	小河『監獄学』出版
1895	9月よりクローネのもとに留学
1897	小河留学より帰国 「免囚保護事業の必要を論ず」発表

（筆者作成）

クルト・フォン・ゼーバッハ（以下ゼーバッハとする）は、内務省監獄顧問となり、監獄官練習所に着任したが、ゼーバッハの通訳として監獄官練習所に赴任したのが小河であった。また 1891(明治 24)年には、ゼーバッハの監獄巡視に同行させた(遠藤 1981b: 17-18)という(表 1 参照)。ゼーバッハと小河の関係について、遠藤興一は次のように述べている

「小河の研究はゼーバッハの監獄学と出会うことによって、山縣をはじめとする懲戒主義監獄論と異なる方途をたどることになった」(遠藤 1981b: 27)

またこのように小河が山縣有朋らと異なる方向性を持ったことの影響について

「それが結局彼をして監獄制度の中核から離れさせ、やがて内務行政そのものから離脱する遠因となっている」(遠藤 1981b: 26)

と述べている。このように遠藤は両者の関係を分析し小河への影響を捉えている。

このような先行研究をふまえて、ゼーバッハ『独逸監獄法講義』(1891)を取り上げて、彼の議論の一端を検討することにしよう。重松一義は本書について

「クルト・フォン・ゼーバッハは 19 世紀後半に活躍したドイツの代表的監獄学者カール・クローネ(Karl Krohne)を師としており、本講述はこのクローネの『監獄学教科書』(Lehrbuch der Gefangenskunde)に依拠している」(重松 2000: i)

とし、またこの講述の訳者には穂積陳重の推挙を受けた小河滋次郎が行っていると述べている(重松 2000: i)。このように小河はゼーバッハの通訳として彼の議論を日本に紹介する役割を果たしていた。

さてゼーバッハは『独逸監獄法講義』(1891)において社会について次のように述べている。

「凡そ人類の相集り社会を組成し互に共同の生活なし一致の生業を営まんと欲せば社会即共同一致の団体を保全せんか為に各個人的意思行為を制限する所の規矩となり準繩となるものなかる可らず」(ゼーバッハ 1891: 1-2)。

このように、ゼーバッハは、社会とは「共同一致の団体」であるとし、共同の生活をして心を同じくして合同で生業を営むことだとし、そのためには個人の意思や行為を制限することになると言うのである。ここで注目されるのは、社会とは何かということ述べている点である。また次のような指摘もおこなっている。

「文化の進歩に従い社会の懸隔著しく貧者は富者を忌み愚者は賢者を嫉み卑賤は高貴を憎悪するに至る嫉妬は終に欲望を生じ欲望は即ち法規を破るの誘因となる」(ゼーバッハ 1891: 2)。

このように、文化の進歩により、社会内での貧富の差が歴然とし、犯罪が生まれるとする。このような犯罪とそれに伴う収監数の増加は、刑期を終えて出獄する人々を多く生み出すが、その問題点について「出獄者の最も困難を感じる所のは雇主を探求し職業を発見するにあり」とし「出獄者はその身の良民社会より憎悪せられ軽蔑せられ擯斥せられ到底良民と相伍して生活する能はさるを感じ」と述べている（ゼーバッハ 1891：87）。このように、出獄後の生活に着目していると考えられる。

このような困難に対処し、再犯に陥ることを防ぐ方法としての出獄人保護事業の目的について次のように説明している。

「善良なる希望を以つて出獄したる囚人を収養し其の良民的生活の前途に横はる第一の障礙物を排斥せんと欲するにあり」（ゼーバッハ 1891：88）。

つまり出獄後に良民として自立して生活していくために職業探求が最大の障害であるのでそれを支援することがその目的であるというのである。

その目的を達成するためには国だけではなく社会の役割について以下のように考えている。

「出獄人保護事業は決して政府の機関を以て之を管理し能くその目的を貫徹し得へきに非ず宜しく純粹なる慈善事業として之を民間の有志に放任し政府は唯之を勸奨保護するに止るを以て得策となす」（ゼーバッハ 1891：89-90）。

この議論は、出獄人保護事業を政府機関だけではなく、社会にいる民間の有志に慈善事業として任すべきであると考えられる。

また出獄人保護事業の職業について「職業の媒介即口入をなすを以て主眼とすへし」として、「傭使の目的は利益に非ずして慈善に基き低價の賃銀を払うに非ずして倚頼する所なき小民を救恤し終に恒産ある良民となすに在らしめざる可らず」と述べている（ゼーバッハ 1891：95）。

この議論の注目する点は、保護事業が職業を紹介するだけではなく、出獄者を救済・支援して自立して生活する良民にすることが目的であると述べている事である。

また犯罪の原因について以下のように述べている

「犯罪は独り犯罪者其者の罪即責任のみならず社会も亦幾分か之を分たさるを得ず犯罪の原因は多くは經濟上の困乏と不羈自由の風潮漸く正徑の軌道を脱したるとに在り」（ゼーバッハ 1891：105）。

このように犯罪の原因の多くは「經濟上の困乏」や「不羈自由の風潮」等と関係していると主張しているが、このことから、ゼーバッハは犯罪には社会も責任があると考えているといえる。

それゆえ、犯罪の予防について「經濟上の困乏をするを得は大に犯罪の成立を予防し得る疑を容れず」とし、「經濟上の困乏を救助せんには善良なる貧民救助法を行ふを實行し且慈善的貧民救助の方法を施行するを要す」と述べている（ゼーバッハ 1891：105）。

このように犯罪の原因は経済上の困窮にあり、それを救助するために貧民救助法が必要であると述べている点が注目すべきであると考えられる。この議論においてもまず社会という存在を前提として、その上で貧民救助法の必要性を述べていることがわかる。

以上検討してきたようにゼーバッハの議論は、第一に国家とは別に社会の存在に注目したこと。第二に社会を形作る「公共的慈善事業」精神を持った篤志家の意義に注目したこと。第三に出獄者保護事業の目的を職業紹介による自立への支援と考えたこと。第四に経済的困窮への注目とその救済のために「貧民救助法」の制定と「慈善的貧民救助の方法」を考えられたことがあげられる。

ここで注目されることは、1891（明治 24）年にゼーバッハの議論を小河が翻訳してわが国に紹介していることである。この翻訳に至るまで、ゼーバッハと小河は幾度も打ち合わせを行い、小河はゼーバッハの真意を正しく伝えようと精進したことが考えられる。このように考えれば、ゼーバッハの議論が小河に影響を与えたことが明らかになったといえる。

なお、ゼーバッハの逝去後、小河がドイツ留学に赴き、ゼーバッハの遺品をゼーバッハのご母堂に自ら手渡したことが、ベルリンからの書簡で次のように述べられている。

「出発の際石澤氏より御委託相受け候ゼーハッハ母氏への贈り物は去月下旬正に相届け申候母氏より小生代で直敷厚く御礼申上呉れ候にとの依頼に御座候」（小河 1896b : 8）

「始めて面会の時は老母氏先だつものは唯涙のみにて一言一献心中左こそ思われ賈い泣き致し申し候」（小河 1896b : 8）

とし、さらに遺品がご母堂の部屋に飾られ、「之れを見たる小生の胸中感如何ご推察可被下候」（小河 1896b : 8）と述べている。この記述から、小河のゼーバッハに対する想いが伝わってくると考える。

3. 5 回万国監獄会議とドイツ留学の状況と議論

ここでは、まず万国監獄会議について検討し、次に小河滋次郎が政府代表として第 5 回万国監獄会議に出席し、引き続き政府から許可されたドイツ留学について、先行研究を分析した上で、小河の書簡や帰国後の議論を検討することを目的とする。

1) 万国監獄会議について

森下忠は、1872（明治 5）年に設立された国際刑務委員会の主催によって開かれた国際刑務会議（International Prison Congress）が、わが国では万国（国際）監獄会議と呼ばれていると述べている（森下 1980 : 346）。1872 年ロンドンで第 1 回会議が開かれ、1878 年（明治 11）年ストックホルムで第 2 回会議が開催されて、わが国から「囚獄報告書」ならびに「日本獄則沿革徴略」が提出された。1885（明治 18）年ローマで第 3 回会議が開催された。森下は、この 1 回～3 回までの会議において、単に受刑者の処遇だけではなく、出獄者の保護や犯罪者の予防や非行少年に対する対策にまで議論が及んでいたと述べている（森下 1980 : 347）。

なお万国監獄会議は4回(1890)がロシアの「セント・ピーターズブルク」、5回(1895)がパリ、6回(1900)がブリュッセル、7回(1905)ブダペスト、8回(1910)がワシントン、9回(1925)がロンドン、10回(1930)がプラハ、11回(1935)ベルリンとなっている。政府代表は、4回は駐露公使、5回～7回小河滋次郎、8回は真木喬監獄事務官、9回は泉二新熊司法省行刑局長、10回正木亮であった。11回において司法書記官中尾文策は、会議において出された報告書を訳出したとされるので(森下1980:349)、おそらく中尾が政府代表であったと考えられる。12回会議は1950(昭和25)年ハーグで開催され、この会議の役割は国連に移管されることになり、同会議は12回で終了されることになった。

田中亜紀子も同様に万国監獄会議の成り立ちについて詳細に述べているが(田中2005:23-26)、田中の議論は、主に正木亮の議論に基づいている(正木1966)。森下は正木について、司法省書記官出身で、1927(昭和2)年、「万国監獄常設委員会委員」に任命され、1928(昭和3)年プラハで開催された国際刑務委員会開催時において、政府から派遣されたと述べている(森下1980:348)。つまり正木は10回政府代表として、万国監獄会議を振り返っていると言えよう。

2) 第5回万国監獄会議とドイツ留学に関する先行研究

(1) 遠藤興一と倉持史朗の検討

この点に関する先行研究として、まず遠藤興一の研究があげられる。遠藤は、5回会議について、万国監獄会議への準備の状況や小河が授与された勲章について検証している(遠藤1981b:51-56)。また帰国後に感化事業や感化教育に対する発言が増えたことを根拠とし、小河の「研究的飛躍」や「方向転換」は欧米への留学や国際会議において多くのことを吸収したことにあつたと結論づけている(遠藤1982a:37)。

倉持史朗は、小河が留学により監獄改良と感化教育の重要性を認識し議論を展開することにより、感化教育を推進する役割を担ったとするが(倉持2003:187)、彼の感化教育の考えは監獄改良を一層推し進めるための一手段である(倉持2008:50)とし、この監獄改良の一環として制定された感化法は治安立法の性質を色濃く持つものとなったとする。

(2) 田中亜紀子の検討

田中亜紀子は、1900(明治33)年の感化法並びに1908(明治41)年改正感化法を分析対象とし明治期の未成年者への国家の関与を考察している。その議論において、小河について、第1に万国監獄会議出発前、第2に万国監獄会議への旅程における議論、さらに万国監獄会議の状況、第3に、万国監獄会議出席後における小河の状況と議論について資料をもとに克明に議論しているので、この議論を分析・検討することにしたい。

①万国監獄会議出発前

田中は小河が日本の監獄について、欧米と比較すると不完全であるが、その理由は財政的な問題であるから研究の必要性を感じていないと考えていたと言う(田中2005:27)。一方、犯罪原因について、万国監獄会議が始まるまでは、普遍的と考えられていたが、その後国により異なることが判明し、ロンドン会議以後では、各国がその問題を

議論し、小河も日本の犯罪と監獄について議論する用意をしていたと田中は述べている。
(田中 2005 : 28)

②第5回万国監獄会議への旅程における議論、及び万国監獄会議の状況

田中は、小河が香港監獄では中国人と西洋人の処遇状況がかなり異なるという点を検討した後で、「日清戦争直後という時代背景もあり、将来的に日本が中国領土に進出することを想定した小河は、イギリスの統治下にあった香港監獄を反面教師とすることを決意している」(田中 2005 : 29)と述べている。

③万国監獄会議出席後における小河の状況と議論

第5回万国監獄会議出席後における小河の状況について、田中は「監獄雑誌」や「大日本監獄協会雑誌」をもとにベルギー監獄視察、ドイツ留学、欧州各国視察、帰国後に分けて議論している(田中 2005 : 32-52)。

田中は小河がベルギーの監獄は理想的であるが、わが国にとってはドイツの方が優れていると考えていたと述べている(田中 2005 : 48)。

ドイツ留学について田中は、ドイツにおける実務研究と「監獄巡閲随員」と「大学聴講」に分けているのでそれぞれについて検討するが、その前にドイツへの到着と留学生活の始まりについて、田中は小河のベルリンにおける住所が判明したと述べ、この住所が森鷗外記念館と同じ通りにあったと述べている(田中 2005 : 49)。またモアビート監獄ではクローネの厚意により「上等司獄官」同様の資格が与えられ自由に調べる特権が付与され、この監獄内に小河のために部屋が用意されたという。

実務研究について田中は、小河がドイツにおける監獄実務、監獄職員の養成と処遇の現状、監獄関連予算、出獄人保護会社について見聞を広めたと述べ、また田中は小河が5~6年後にはドイツの監獄が年齢や性別、刑期などでそれぞれ独立の監獄になるとの見通しであると述べている(田中 2005 : 33-34)

「監獄巡閲随員」について田中は、小河がクローネの監獄巡閲に同行させてもらい、実地に立ち会い、それを会得する機会を与えられたという(田中 2005 : 34-35)。

大学聴講について田中は小河が当初ベルリン大学でダンバッハに学んでいたが、クローネの勧めにより、ボン大学に移りゾイフェルトの講義に出席するようになったという。ボン大学はライン河畔にあり、ライン地方には殺傷罪が多く、その理由として過度の飲酒を挙げていると述べている(田中 2005 : 35, 50)

欧州各国視察について、田中は小河がボンから南ドイツを経てスイスで「万国連合刑事人類会議」に出席し、その後イタリア・オーストリアを視察し、ベルリンに戻ったと述べている(田中 2005 : 35-37)。

ところで田中は、小河のドイツ連邦における出獄人保護制度について、言及しているので、検討することにしたい。まず、小河は、ベルリンの中央保護会社において、貧しい良民が、出獄人保護を受けるためにわざと、微罪を犯し監獄に入り出獄人の名前を得て職業を手に入れようとしている状況から、わが国が保護をおこなう場合、このような点に注意を払うべきと述べているという(田中 2005 : 49)。さらに保護会社では、「習慣犯罪者」と「偶発犯罪者」を区別せずに扱っているので、雑居監獄と同様に、「習慣犯罪者」に「偶発犯罪者」が悪影響を受けて、犯罪が増加するのではないかと小河は案じていると述べている(田中 2005 : 49)

次に田中はドイツ連邦の出獄人保護制度は、バイエルンの制度を取り入れていると述べ、その制度は資金に恵まれており、「小河は、欧州の保護協会があくまで慈善事業であるため、多数の慈善家の自発的賛成を得ることが必要であることなどを報告するとともに、日本の内務省でも保護協会設置に向けての動きがある」と述べている（田中 2005 : 36）。帰国後、小河はわが国の監獄が稚拙な段階にあると述べ、監獄事業において統一が重視されているが、個人的なものに配慮しなければならないと述べ、また監獄における分房制を進めるために改築の必要性和監獄官吏の育成について述べているとし、幼年犯罪者や不良少年の処分のあり方、「短期刑廃止論」「刑事植民論」を欧州で研究したと述べている（田中 2005 : 37-41）。

以上の先行研究の分析・検討を通じて、5回万国監獄会議前後における小河の議論について、感化事業・感化法制定関係にその検討が集中していることが判明した。今までの先行研究では、感化事業の形成や感化法の制定過程という研究目的のために、小河がどのような議論したのかということが検討されてきたと言える。ゆえに、感化事業・感化法制定関係以外の小河の思想について以下分析・検討することにしたい。

2) 5回万国監獄会議やドイツ留学の状況と議論

以上のような先行研究をふまえて、以下の点について検討することにしたい。

(1)万国監獄会議出発前

小河は出発前に、監獄事業には不完全で幼稚な点があり、それを進歩できるように研究進めてくると次のように述べている。

「監獄事業に付いて、最、幼稚なる、最、不完全なる点について、全力を注いで、研究をしまして、如何せば此の不完全なる点を完全ならしめ、如何せば、幼稚なる監獄を進歩せしむることが出来るかといふことを、充分に研究する積もりでございます」（小河 1895a : 10-11）

小河は、わが国の監獄と社会の関係が疎遠であるとして、次のように述べている。

「監獄といふのは、独立つて進歩するものではない、常に社会と相待つて改良の目的を達することが出来るのである、然るに、我邦の監獄事業といふものは、監獄と社会との関係が誠に遠いものであつて、その間に大きな溝が掘つてありまして、決して相近寄ることが出来ぬと思ふ」（小河 1895a : 12）

この監獄と社会の関係の具体例として、警察、裁判所、立法、一般衛生、一般の教育・宗教、との関係を取り上げ、密接なものにしていかなければならないと以下のように指摘する。

「社会と監獄との関係といふものを、充分に密接にしなればならぬと考へる。今日の有様では、我邦では、監獄といふものは、監獄自身の当局者が、改良に熱心して居るばかりでござりまして、監獄以外の者は、殆、皆、冷淡にして、之に関係して居らぬといふやうな有様、最、関係しなければならぬ所の、警察なり、或は裁判所の当局者にして、既に、その通りでございます」（小河 1895a : 13）

続いて小河は、たしかに犯罪原因の普遍性だけに注目して、議論や施策に行き詰まっ

たが、今日では、その反動でせつかく万国会議に集まったのに各国の自慢話に終始し、たとえ会議で決まっても、実効性に乏しいという状況になったと述べ、それを小河は天狗の争いと形容し、批判し、次のように述べている

「即、各国、各、風土人情が違ひ、一概に之を実行することが出来ぬ為に、取捨は各国に任かした為に、今日では、天狗の争ひであつて、自分の国の自慢話をして、それで分れるといふ様な有様に至つたのでござります。此の事に付いては、有識の人は憂へて論じて居るのでござりますが、余程、是等のことに付きまして、私も渡航する以上は、注意しなければなりません」(小河 1895a : 16)

小河がこのように述べた理由としては、まず学生時代に穂積陳重に監獄学を学び、1889 (明治 22) 年ゼーバッハの来日以来、彼からドイツをはじめとする欧州やアメリカの監獄を学び、それをもとに内務省官吏として監獄改良に努めてきたという点が挙げられる。次に 1894 (明治 27) 年にそれまでの研究をもとに『監獄学』を出版し、建築、衛生、教誨、教育について述べていたという点が考えられる。以上の点から考えると、小河は当時の政府の中で最も監獄に関する研究や内情に詳しく、可能性が高いと考える。

(2)万国監獄会議出席後欧州滞在の状況と議論

ここでは、小河が第 5 回万国監獄会議 (以下会議とする) やドイツ留学の際に、内務省の上司や先輩や同僚に宛てた書簡を検討することにした。

小河がドイツ留学中に、ドイツ連邦国会における内務省予算会議に於いて、ある議員より看守の地位の低さに関する質問が出された。

「監獄における看守官吏の勤務時間夏期 15 時間冬期 14 時間とは酷に失す 今や普通職工の労働時間すら大に制限せんとするの議あるの時に際し監獄官吏をして此耐へ難き此時間の労働に服せしむるは頗る政府当局者の不注意なるに似たり政府はこれに対し如何の救済法を施すへき見込みなりや」(小河 1896d : 6)

この質問に対してクローネ氏は政府委員として、次のように答弁している

「看守勤務時間の酷に失するは政府も亦つとに此に見るところなきにあらず 既に当局者は昨年訓令を發してなるべく 10 時間勤務に改正すへしとの旨を伝え現に二三の監獄に於ては之か実行を試みたるも多数の監獄にあつては何如せん構造上等の都合によりこれを実行する能わす若し政府の見込通り急に之を実行せんとすれば人員およそ 400 名を増加せざるべからず 人員増加の結果は 4 万 8,000 マルクの経費増加を要するをもって先づ本年度に於ては之か断行を見合せたる次第なり」(小河 1896d : 6)

このような、ドイツにおける監獄官吏の労働環境は、監獄官吏の政府内における地位の低さを象徴していると同時に、社会的地位も低く、社会が監獄に対して無関心で冷淡であると小河は考えていたといえる。

小河は、ヨーロッパにおける出獄人保護事業について、スイスの完成度が高いといわ

れているが、プロシア国内ではバイエルンを模範にしていると次のように述べている

「財源の確実なものは王室及び県庁（市庁）の保護金並びに囚徒工銭の利子と出獄人の工銭とに有之
『バイエルン』国にては囚徒工銭予算額の剰余を年々保護会社に下付することに相成り申し居り候 兎
に角純然たる慈善事業のことに候間、多数の慈善家の自進的賛成を得るの必要なるは論を俟たず、同に
当たるもの、亦純正純美の名望家にならざるべからざる義に可有之、此の一段に至りては差向最も困難
を感じる次第と被存候。」（小河 1896P：12）

このように、小河はバイエルンの出獄人保護制度は、王室や県庁（市庁）の囚徒工銭
予算額の剰余金が保護会社に入るが、このような確実な剰余金が入る仕組みが出来るま
での間は、「純正純美」な名望家から必要な収入を賄うしかないと小河は述べている。
しかしこのことが最も困難であると小河は述べている。この指摘から、小河は、富裕者
の社会的責任を思い浮かべているといえる。わが国の当時の出獄人保護事業は、一部の
篤志家に依存しており、政府は何ら施策を考えることさえなかったからである。

小河は、監獄内で教誨師をしており、ライン地方で出獄人保護所も経営している人の
話を次のように述べている。

「独逸に於ては斯ゝる慈善事業に対し資金を得ること難事に非ず苟くも公衆に於てその当局者の人と
為りを信ずる以上は求めずして義損せんとする者続出し殊に『ワイナハテン』耶蘇降誕祭又は『ヨステ
ルン』耶蘇昇天祭の当日ともなれば5万や6万の金は立所に集収し得らるべく若し之れが為め多少遊説
にても試みたらんには14.5万の資本を得んこと請合いなり。今予の従事する出獄保護会社とて取て定
まれる規則的財産あるに非ず唯一に慈善家の義損にて成立するものにしてその義損すら誰が出すと
云ふ定まれるものあるにあらず亦幾何と云ふ定まれる額あるにあらず」（小河 1896L：16）

このように、慈善事業の為に資金を集めることは難しいことではなく、自らの出獄人保
護会社も慈善家の寄付によって成立していると述べている。このようなドイツの状況に
ついて、羨望の感を抱くとともに、その理由を宗教に求めるとともに、翻って我国の惨
憫たる状況に思いを巡らし、岡山孤児院の約300人の子ども達を追い詰める募金の難し
さとそれを招く国民の慈善事業に対する意識の低さに対して次のように慨嘆する。

「嗚呼慈善事業に対し世人の同情を表すること斯くまでに深厚なりとは豈に健羨の至りならずや漫に
言ふことを休めよ毛唐唯これ拜金一徹動物なりと何を以て果たして斯くの如くなるを得る一に是れ宗
教の勢力に非ずして何ぞや岡山孤児院に於ける三百内外に過ぎざる僅少の可憐児をすら時としては飢
渴に迫らしめんとする我國民の事を想えば実に悚然慚然たらざるを得ざるなり。資を得るの難きは勿
論にして実は人と方法を得んこと我に於ても亦難事中之難事なり保護事業の前途も亦遼遠なりと可申
候」（小河 1896L：17）

ここで注目すべき事は、小河がドイツにおいて出獄人保護事業と慈善事業の結びつき
の重要性に気づき、慈善事業の必要性を考えるようになり、その観点から岡山孤児院へ
の言及に示されるように、我が国の慈善事業の現状に対する批判的観点が生成されてき

たと考える。

(4) 帰国後の議論

1897（明治30）年1月帰国後、4月25日に大日本監獄協会で開催された「小河滋次郎氏の報告演説」における小河の発言について以下検討することにした。

まず小河は、5回万国監獄会議（以下会議とする）において会員として列席した者が780人であって、そのうち政府委員の資格を持っていたのは86名であったと述べ、そのうち過半数が「感化学校、保護会社、監獄協会、慈善組合、代言組合等の代表者、又は篤志の学者、有志家」であり、このことから「あちらの社会では如何に民間に於て、一般に此事業に熱心なる働きを為して居るかといふことが分かるのでございます」（小河1897d：26）と述べている。

この小河の議論から、第1にこの会議における民間の役割の大きさ、なかでも委員として会議に参加している人々のうち慈善事業関係が多いことがわかる。

第2に小河は、監獄と社会の関係の重要性を次のように論じている。

「内務大臣レギウ氏の開会席上に於ける演説にも、監獄事業の目的は、社会の共同、殊に私人的協会等の組織の完全するに非ざれば、之を貫徹することが出来ないと申しました如く、あちらでは此事業の改良について、最も重きを社会の共同に置いて居るのでございます。」（小河1997d：30）

また外国でも監獄協会はあるが、その大多数の購読者は一般の社会人であり、監獄関係者以外の方が、監獄事業にいかに関心を持ち、関係をつくる必要があると、力説するのである。ゆえに、このような協会に重きを置く理由は政府と民間が共同して、社会的事業として、行うことにあると述べている（小河1897d：31）

このように小河は外国では、監獄事業の目的として「社会の共同」が必要であり、この事業の改良においても重要視していると述べている。この「社会の共同」について、監獄当局者は言うまでもないが、一般社会人が、監獄事業にどれ位関係を持っているのかということが考慮されなければならないと述べている。

つまり監獄官吏や中央官庁の担当役人は言うに及ばず、刑法学者、裁判官、警察官等のみならず、一般社会階層のすべての人が監獄に関心を持ちその関係性を重要視していくことが、監獄改良にとって重要だと小河は考えていたと言える。

第3に小河は監獄の発展のためには監獄官吏の育成を取り上げ、他の行政官吏と比較して、監獄官吏は勤務時間は長く、楽みは少なく、責任は重いが行政機関の中では、重要視されず、社会的にも冷遇されていると指摘し（小河1897d：44）、このままでは人材が欠乏すると考えられるから、そこで待遇面の改善が必要だと指摘している。

このように小河は、監獄官吏の待遇が悪ければ、社会はこれを冷遇し、このことは監獄そのものが社会から冷遇され、監獄改良が進まないという危機感が有ったと考える。いいかえれば監獄事業の「社会の共同」を妨げているものとして、監獄官吏の待遇の悪さがあるという認識が有ったと言えよう。

2 節 『監獄学』における社会観の検討と明治期社会思想の影響

小河滋次郎は 1894 年に発表した『監獄学』において、「社会公共の責務」という社会観を表明している。本節では、この社会観の意味内容と明治期の社会思想における影響について検討をすることにしたい。

1. 小河の社会観に影響を与えた明治期社会思想について

ここでは、まず明治期の社会思想を概観した上で、小河の社会観に影響を与えた社会思想として、社会有機体思想・初期社会主義思想をとりあげることにはしたい。

1) 明治期における社会思想の概観

このような『監獄学』における萌芽期の社会思想の特徴の一端として、後に述べる「社会公共」を分析・検討し、その位置づけを検証するためには、その背景にある当時の社会思想の検討が必要だと考える。

明治初期から中期の主な社会思想を概観すると啓蒙思想・自由民権思想・社会有機体思想・初期社会主義思想、などが考えられるので、以下その概略を簡潔に整理することにはしたい(生松 1965 ; 山口・小山 1966 ; 森田 1966 ; 清水 1986 ; 吉田 1986 ; 田村 1990 ; 城塚 1998)。

まず、啓蒙思想は、当初、明六社とその機関誌『明六雑誌』(1873)に集まった加藤弘之、森有礼、福沢諭吉などの啓蒙思想家達が中心であり、彼らは西洋の知識の導入による迷信や因襲との打破をめざしたといえる。

次に、自由民権思想は、自由民権運動を支えた思想であり、この思想は、J.S.ミル、H.スペンサーらのイギリス自由主義思想とルソーのフランス共和主義的、革命的な思想に依拠していた。代表する思想家としては、ルソーの「社会契約論」を訳して『民約訳解』(1882)を著した中江兆民や、『民権自由論』(1879)を著した植木枝盛などがあげられる。彼らは、天賦人権を唱え、自由・権利・平等という近代的価値観の普及に大きな役割を果たした。

第三に、社会有機体思想は、C.ダーウィンの進化論や H. スペンサーの社会有機体思想の影響を受けたものであり、代表的な思想家として加藤弘之や後藤新平などがあげられる。第四に、初期社会主義思想は、1880(明治 13)年に発刊されたキリスト教系の『六合雑誌』において、小崎弘道が欧州の社会主義思想や社会主義運動を紹介するという形で始まった。また 1887(明治 20)年に創刊された『国民之友』において、中江兆民の高弟であった酒井雄三郎がヨーロッパの社会主義運動の紹介を行った。

これらの社会思想が小河滋次郎の初期保護思想の背景として考えられるが、ここでは、これらの思想のなかで、小河に少なからぬ影響を与えた思想として、社会有機体思想・初期社会主義思想をとりあげることにはしたい。なぜなら自由民権思想はその頃「国権主義の大波のなかにまきこまれ、消え去っていった」(山口・小山 1966 : 14)と評される状況に陥り、理論的支柱の一つとみなされたスペンサーの思想に対する解釈も「自然法的な個人主義の倫理から社会有機体説へと論理が転換させられ」たからである(森田

1966 : 29). 一方社会有機体思想は、中央集権的な国家主義の台頭を背景として、自由民権思想に対抗し、当時としては通念的となり、人々に大きな影響力を持ち、内務省の役人であった小河も例外ではないと考えられる。また初期社会主義の思想は、社会有機体思想とは対称的であり、社会の大きな変化にともない、貧困に陥った人々への対応を考えるなかで社会を変えることを志向したと言える。小河は『監獄学』において出獄して社会の底辺にいた人々を対象として、その対応に関する議論を行っているから関係があると考えたのである。

次に、社会有機体説では加藤弘之、後藤新平、初期社会主義思想では、酒井雄三郎と安部磯雄を取り上げ、彼らの思想の特徴を検討する。

2) 社会有機体思想の検討

まず加藤弘之は『人権新説』において進化思想をもちいて「天賦人権主義を駁撃せん」(加藤 1882 : 13) と述べる。その理由として人類社会は競争が行われている一大修羅場であり、「遺伝と変化の優良なる者」が「其劣悪なる者を倒し以て之を制する」(加藤 1882 : 64) と述べる。このような自然淘汰・優勝劣敗の法則が「吾人々類世界にも亦必然生ずるもの」(加藤 1882 : 29) であるから、「自由自治平等均一の権利を固有せり」とする天賦人権思想は、この法則と「矛盾するものたるは既に甚だ明瞭なる」(加藤 1882 : 29-30) と指摘する¹。

さらに加藤は「一国社会の中流に居る所の精神力最も優大なる徒」である優者を「上等平民」と位置づけ、彼らが権力を掌握すれば、「社会邦国の安寧幸福を増進する」と述べている(加藤 1882 : 48-49)。すなわち、この「上等平民」が政権を掌握しても王公政府の威厳は保たれ、陵辱は受けず、「保護を得て其政権を鞏固牢確になす」と考えていた(加藤 1882 : 49)。加藤は、このような上等平民が、あらゆる分野の「淵叢」であり「国家の元氣は専らこの種族に存し」と述べ、「輿論習俗」もこの種族から生まれ出ると論じている(加藤 1882 : 55)。翻ってわが国の「上等平民」の存在である士族が衰退して、「少年客気の輩」や「急躁過激の徒」が「妄に権力を貪り良民を煽動して社会を圧倒せんと欲する」ことに懸念を表明している(加藤 1882 : 61-62)。さらに「無知蒙昧の衆民」が首魁に煽動されて「上等平民」を圧倒しようとするが、社会の大勢を左右する力はないと述べている(加藤 1882 : 54)。

次に後藤新平は『国家衛生原理』において近年国家学は基礎を生物学に求めているが、その説は「ダアウ井ン氏の説を紹述し来たる科学の力なり」と述べるように、ダーウィンの進化論に依拠した上で、国家は「実に至高の人体なり実に至尊の機体なり」と論じている(後藤 1889 : 7)。生物と同様に人類の生存競争・適者生存は「当世の諸家挙て肯許する所なり」と述べ(後藤 1889 : 15-16)、それゆえ社会や国家の本質を知るためには、それを構成する「一個人の本性を知るを要す」とし、この本性を知るためには「生

¹ このような加藤の批判に対して、植木枝盛や矢野文雄など天賦人権説側からの反批判が出て「人権新説論争」が生じた。堀松武一は加藤が社会進化論を「明治 10 年代に盛り上がった自由民権運動を屈服させるための最新の科学」として用いた指摘し、優勝劣敗・適者生存というこの理論が「政治的、社会的思想として明治期の国家主義を合理化する理論として発展する」と述べている(堀松 1978 : 16)。

物界の通性を知るを要す」と述べ、この通性を知るためには生物学の知識が必要だと論じるのである（後藤 1989 : 34）。またこのような社会観・国家観がなく「心性の一途に迷い形体の用を詳にせず社会の顕証に就き妄想空談」が起き、「衛生科」が蔑視されると指摘する（後藤 1989 : 34）。

近年人類社会の生存競争が激しく「富者日に益富み貧者日に益貧く遂に資本家と労力家の懸隔を生ず」という状況が現れ、資本家の行為が「不当貪欲に涉り且つ天然に背反するものあり」と述べ（後藤 1989 : 85）、一方この状況を打開しようとして「破壊過劇党の類人心を動揺せしむる」と述べる。それゆえ政府は「公衆の健康福寿を保護するの職務を執行せざるへからず」と指摘し（後藤 1989 : 86）、「衛生の方策を立つることのみ一の国家と云ふを得へし」と論じている（後藤 1989 : 87）。姜は後藤のこのような公衆衛生の考え方が、部下の窪田静太郎に受け継がれていったと述べている（姜 2011）。

3) 初期社会主義思想の検討

酒井雄三郎は、1890（明治 23）年に『国民之友』81 号に「社会問題（巴里通信）」を発表した。その論稿においてまず、文明の進歩と機械工業の発達に注目し、貧富の格差の拡大により、資本家と労働者の争いが激化したと次のように分析した。

「物質的文明の進歩により機械工業の発達に由りて貧富を隔つるの溝渠日々にその深きを加ふるに従い資本と労力との争闘倍々劇烈を極むる」（酒井 1890a : 22）

さらに貧しい人々が自らの財産である其の力とその手工を使うことは妨げられない権利であるとする（酒井 1890a : 24）。しかしこの権利によって自らを防衛することができないのは婦女と未成年者であると述べて、弱者である婦女と未成年者の権利を保護するために工場内の就業時間を規定することについて次のように言及した。

「不良の父兄貧民の雇主の妄りにと其幼少の子弟若しくは雇人を虐使用する者罰しとせず 斯る場合に於ては何物か来て小弱者の権利を保護する者なかるべからず 時として政府の干渉に由りて工場内に於ける就業の時間等を適当に規定するも亦一概に非とすべきにあらず」（酒井 1890a : 24）

続いて酒井は同年『国民之友』89 号に「五月一日の社会党運動会について」を発表した。その論稿では貧しい労働者のおかれている状況について賃金が低く食べるものもままならず、妻子は飢えと凍えによって泣くという絶望的な状況を次のように論じている。

「夫れ星を戴き、月を踐み、嚴冬猶汗を流してアクセク働くも、其の得るところの賃銀は、其食する所の麵包の価をたも償うに足らず、妻子は常に飢凍に泣きて困生窮死の外、復た人世の事に感なき者、滔々として天下に満てり、是れ世の仁人君子の断腸禁せざる所に非すや」（酒井 1890b : 21）

一方富者の傍若無人ぶりを貧者との対比から描き出している（酒井 1890b : 21）。

このような状況についてそれぞれ職業をもち一家を形成し、老人は安心して暮らし、幼い子どもには教育を授け、病気になっても頼むところがあるという社会をめざしたい

という考えを述べている(酒井 1890b : 21-22).

ところで近年多くの職工を使う「器械工業の類」が発達して、貧富の差が激しくなるが、機械化によって昔と比べると職工が必要ではなくなったと論じている(酒井 1890b : 22-23).

さて、安部磯雄は、1882(明治 15)年同志社で新島襄の洗礼を受け、キリスト教の博愛主義の影響から社会問題、なかでも貧困問題に関心をもつようになった(辻野 1969 : 50 ; 荻野 1990 : 53). 卒業後 1887(明治 20)年から 1891(明治 24)年まで岡山教会で布教をする傍ら、岡山英学校で教えていたが(辻野 1969 : 49-51 ; 佐藤 1990 : 9), 1889(明治 22)年 10 月 9 日発行『基督教新聞』324 号において「岡山孤児院」という論説を投稿した。

その論稿において、囚人が「身に赤衣を纏い、腰に鉄鎖を帯び、或は獄窓に呻吟」していて苦役させられているとし、「憐愍の情を起さざるものあらんや」(安部 1889)と監獄における囚人の状況を取り上げた。このような囚人が 72,000 人いると嘆き、「監獄は社会の表面に見はれたる濁流なり」と社会における監獄の位置づけをした上で、その裏面には「隠れたる原泉なくんばあらず」とし、その監獄の「原泉」とは幼くして父母を失った不幸な孤児であると述べ、孤児の生活の現状と悲惨さを次のように指摘している。

「一身を托すべきの処もなく飄々として、他人の憐を乞い、或は橋下に風雨を避け或は軒下に一夜を明し僅の露命を繋ぐ」(安部 1889)

このような孤児が「赤衣を纏い」監獄で苦しい生涯を送る囚徒になると述べている。また罪悪は樹木のようなものであり、二葉の時に摘まないと後に斧を使うようになると述べ、罪悪を為した者を収容する監獄は河流のようであると論じ「その原泉たる孤児を助けずんば、その下流の清き事は到底望む可らざるなり」(安部 1889)と指摘する。また孤児に対する援助は、彼らが大人になってからの説教者や宣教師などの支援より「効を奏する」と論じている。

このように安部は、監獄における囚人の問題や孤児の境遇を、社会問題として捉え、その解決を模索していたと考えられる。その意味では博愛主義の域を超えていたと推量する。以上のような社会思想が小河の『監獄学』における社会観にどのような影響を与えたのかを次に考えることにしたい。

2. 『監獄学』に関する先行研究

ここでは『監獄学』における、社会観を検討する前に、先行研究を検討することにした。

『監獄学』の思想に関する先行研究について、遠藤興一は小河の監獄研究として「監獄学」を取り上げ、『大日本監獄協会雑誌』に掲載された書評を引用し、その内容についてドイツ監獄学や今までの諸説の整理にすぎず一章を除き斬新な説はなかったと述べて、この書評が「客観的な評価に近い」と述べている。また『監獄学』が「後に“小河監獄学”と呼ばれる特徴を見い出すのは難しい。ドイツ監獄学の系統的整理が本書の特徴であろう」(遠藤 1981b : 50)と述べるに止まり、『監獄学』における彼の思想に関する詳細

な言及がなされていない。

また小野坂弘は、法学者の観点から「明治二七年刊行の『監獄学』は、明治二〇年刊の訳書（ハー・ベーム著）『監獄管理法』を踏まえ、明治二三年刊の第一作『日本監獄法講義』昭和五一年復刻）の内容を盛り込んだ、小河の刑事政策の初めての本格的を、理論的＝実務的業績である」と述べた上で、「当時のヨーロッパの最新の業績に基づいて、ドイツのクローネ、ゼーバッハの監獄学に従った、大著である。アメリカの『エルミラ監獄』（エルミラ感化院のこと）について厳しい否定的評価をしていることから分かるように、厳格を規律主義の立場をとる。本書の第五章の「監獄構造法」は明治二七年刊の『監獄構造法要論』として独立する。また、本書はよりコンパクトを『監獄学提要』（和仏法律学校、明治三三年度講義録）、『監獄学』（同、明治三六年度講義録）の底本である。講義を聞いた牧野英一に大きき影響を与えた」（小野坂 1989）この小野坂の論評は、『監獄学』の法学上の業績を評価していると考えられるが、『監獄学』における社会観については言及されていないと考える。

以上検討してきたように、『監獄学』における社会観の検討は為されていないことが判明した。

3. 『監獄学』における社会観について

1) 小河の社会観と『監獄学』の背景

先ほど述べたように、監獄のあり方や受刑者の扱いに対して政府内や各地の監獄官吏などの間で議論がなされ、小河も参加していた。このような状況において、監獄で受刑者と接する機会が多い教誨師から、受刑者への過酷な処遇に対する批判がなされるような状況となった。このような議論の過程で教誨師であった留岡幸助と知己を結び、ドイツから来日したゼーバッハと交流して『監獄学』を書き上げたと考えられる。また小河は『監獄学』の普及の範囲について「同僚以外博く社会官民の間に擴張せしめんこと實に著者の熱望して止まざる所なり」（小河 1894：例言 10）と述べているように、内務省の同僚だけではなく、広く社会に普及することを熱望した。また室田保夫氏はこの時代において「監獄と遊郭」が二つの暗黒と呼ばれ、「監獄改良事業が社会問題対策としての性格、あるいは人権問題としても問わなければならない課題も包摂していたのである」と述べている（室田 2011：2）。このような監獄に対する課題を内包した『監獄学』は、同僚への行刑制度の解説書に止まらず、「社会問題対策」の思想を帯びて「社会官民」に広がることを目指したのではないかと考えられる。以上の理由からここでは『監獄学』が小河の社会観を表した著作と考え、検討の対象としたのである。

2) 『監獄学』における社会観

小河滋次郎が 1894（明治 27）年 6 月に発表した『監獄学』は 2 篇で構成されている。第 1 篇は、監獄に関する総論であり、監獄とは何か、その沿革、犯罪の概要などが述べられている。第 2 篇は、監獄に関する各論となっており、主に法的手続等に関する議論が行われている。このような構成のなかで、まず、第 1 篇 2 章の「犯罪・刑罰」におけ

る「犯罪者」・「犯罪」の議論に着目した。その理由は、この議論において犯罪者の類型と犯罪の原因が検討され、彼の保護思想とその特徴が垣間見えているからである。さらに、第1篇第4章の「犯罪の予防」における「救貧及教育事業」の議論にも注目した。なぜなら、犯罪者の類型と犯罪の原因をふまえ、犯罪の予防のために社会全体と救貧事業の果たすべき役割について論じている。

それゆえ、まず第1篇2章の「犯罪・刑罰」における「犯罪者」・「犯罪」の章を分析検討し、続いて第4章の「犯罪の予防」における「救貧及教育事業」を分析検討したい。

さて、小河は犯罪者の類型について、性別としては女子より男子の割合が多いこと、年齢的に満20歳から40歳までが中心であるが12歳から19歳も比重も高いこと、また有配偶者に比べると独身者が多いこと、職業については都市部の職工に多く、地方の農夫に少ないこと、職業の有無では、「職業なき者に於て最も多数を出だし」と述べ、「貧富に依つ其影響する所尠少にあらず」と論じている(小河1894:74-75)。このように、男性で、独身者、職業がなく、年齢は20歳から40歳が中心で12歳から19歳の比重も高いという犯罪者の類型が浮かび上がったが、このことから貧困と犯罪の関係性に着目したといえる。このような類型をふまえて、小河は犯罪が増加する理由について「社会進化の定則」により社会が複雑となり、文明進歩により「生存競争益々盛んなるときは則ち愈々犯罪の増加を来さざるを得ざる」と論じ(小河1894:77)、この文明進歩により「社会賢愚貧富の懸隔益々甚しき」という状況になり、愚者は賢者を忌み嫌い、貧者は富者を嫉むことや怨嗟を強め「多数貧愚の民衆を駆つて犯罪の犠牲たらしむるに至るを招来す」(小河1894:78)と指摘しているが、この指摘から社会有機体思想の影響が考えられる。

一方、小河は、民衆の生活の状況について、家は雨漏りがして衣服は不十分で、「食は以て饑渴を醫するに足らず妻子路頭に迷ふ」という貧しい暮らしに追い詰められていると論じ、その結果「運命を犯罪に賭するに至らしむる」と指摘し、このような状況に陥ったことには「社会も亦幾分か其責を分たさるを得すと謂ふべきなり」(小河1894:78)と指摘するが、このような貧困に陥っている人々の暮らしに対する分析とそれに対する社会の責任という点については、初期社会主義思想の影響を受けていたとも考えられる。

また文明進歩による国家と個人の距離が近づき、個人が「郷党、組合、教会、家族等諸般最も有効なる社会的制裁力の繫鎖」から脱却するようになったと述べている(小河1894:78)。このことは、文明進歩により建前としての国家と個人の接近がなされたように見えたが、その反面身近にあった社会的制裁力がその効力を失い、個人がその居場所を喪失したと考えられる。

ところで小河は文明進歩に伴う職業の榮枯によって、その危険が犯罪を増加させ、さらに文明の発達に伴い社会が少数の富裕者と多くの下層民衆に分化し、下層民は「困迷貧苦の悲況」に陥り、機械化は「多数職工者の生業を奪ひ身に技能あり力能く労苦に堪ふべき所の者すら尚ほ之を用ひて糊口の道を得るに由なく」と述べ、多くの職工者の生業が奪われていると指摘しており(小河1894:78-79)、このことは産業の発達と階級の分化、それに伴う貧富の格差という問題であるが、なかでも機械化により多くの職工が仕事をなくしているという分析は、それよりも下層の人々の生活が破綻していることを示すと考えられる。

またこのような文明の進歩により生計費は拡大していくが、「之を充たすの資を得るの道、益々限縮し」と述べ、収入の減少を指摘し、その結果婚姻を結び家庭を形成することができなくなると論じ（小河 1894：79）、このような社会の変化は自主自由の観念を台頭させ、そのことは国に対して「公益」や「名誉信用」などに関する犯罪を増加させる結果を誘致すると述べているが（小河 1894：79-80）、このことは社会の貧困化という重要な問題が、国に対する「公益」や「名誉信用」という犯罪という形で現れており、その背景に自主自由の観念や国家と個人の近接性という状況があると考えられる。

貧困と放縦という理由で犯罪を為した結果、犯罪者には刑が宣告され監獄に入所し刑期を服することになる。小河は、この経過は「国権の作用に属し国家の機関、之れに関与す」（小河 1894：146）と述べ、国権の作用及び国家機関の関与の範囲を定める。

小河は、このような刑期を終えた出獄者を待ち受けている社会の厳しい状況について次のように論じている。

「社会は常に出獄者を嫌忌すること甚しく独り之を收容保護することを欲せざるのみならず反つて全力を挙げて之を社会より排斥駆逐せんことを努め其結果は終に改良の好希望ある出獄者までも再び犯罪に由つて衣食を求むるの余儀なきに至らしむるもの殆んど皆是れならざるはなし」（小河 1894：147）

ここで、小河は、社会が出獄者を嫌忌・排斥駆逐するという認識を示しているが、このような排斥駆逐が起きる理由について、小河は、「監獄行刑法」が不完全なことが主な理由であり、監獄においてもその職務を成し遂げて、監獄事業の効果を社会から信任してもらえるようになれば、出獄者に対する社会の「有識先覚の士」もその「嫌忌する情」が薄らぎ、出所した人々を「収養保護」しようとする責務が生まれることは必ずしも難しいことではない述べている（小河 1894：147-148）。

それゆえ小河はこの点について次のようにまとめて、指摘している

「而して刑の執行を終へたる者をして秩序ある良民的生活に復帰し之をして再び犯罪なからしむるに至るは則ち社会公共の責務たるを免かれず」（小河 1894：147）

このように、出獄者を保護し、「良民的な生活」をさせるためには、出獄者保護事業が必要であり、その事業を運営することが「社会公共」の責務であると論じていると考える。この「社会公共」には、「有識先覚の士」が含まれていると推量する。

3 節 救貧思想に関する検討

本節では小河滋次郎の萌芽としての救貧思想について、『監獄学』を検討の対象として、その分析・考察をおこなうことを目的とするが、それをおこなう前に、小河と留岡幸助との交流について検討することにしたい。

1. 救貧思想における留岡幸助との影響について

小河滋次郎は内務省にて監獄改良に従事し、1891(明治24)年5月にゼーバッハに随行して東北、北海道監獄を巡視した際、空知集治監教誨師であった留岡幸助と邂逅し、交流が始まった。この点について先行研究では、小河と留岡が1894(明治27)年より監獄改良について熱心に議論し、1896年(明治29)年には、小河が欧州、留岡がアメリカに滞在するなかで、慈善事業や感化事業について意見を交換し、その結実として1897(明治30)年小河がヨーロッパから帰国直後、留岡の『感化事業の発達』の序文を執筆したとされている(室田1998:265-266、遠藤1981b:55, 1982a:35)。

このような先行研究をふまえて、小河がベルリンに滞在中に留岡幸助と交わした書簡を検討することにしたい。『監獄雑誌』8巻3号(1897年3月)に掲載された書簡において小河は次のような事を留岡に申し送っている。

「獄事叢書近刊の分もモ一接手の頃と、待つ身には一日千秋の思ひ有る之申候。(中略)岡山孤児院年報御送付を蒙り難有精読仕候。固とより監獄事業とは縁の離れ候事業には候得共、『世に捨てられたる者を救ふ』の点に於ては是れも彼れも均しく同一なるものとして見るを得べく、従つて之れに対しての尽すの道は、彼に於て誠意なるが如く是れに於ても亦誠意なるべく、彼れに於て熱心なるが如く是に於ても熱心なるを要すべきこと勿論に有之、我れも亦彼が如くに一家断食してもこの罪囚を救ふの誠意熱心あらば、監獄費九百万円余の『アテガイ』は寧ろ過ぎたりとも決して不足なりとは申されましく、斯くても尚ほ改良進歩の効を奏する能はずとは、孤児院に対して御同様に赤面至極の義と謂うはざるを得ざる次第と被存候」(同志社大学人文科学研究所 留岡幸助著作集編集委員会1981:211-12)

このように、岡山孤児院の石井十次氏の慈善事業に敬意を表すると同時に共感していることを伝え、小河が「世に捨てられたる者を救ふ」という一点に共鳴し、誠意を尽くそうとしている様が見える。ここに救貧思想の芽生えがあると考えられる。

また恤救規則に固執して社会的弱者である子どもの救済にさえ国家的救済の仕組みを創設しない政府への非難し、次のように申し送っているが、これも救貧思想の芽生えと考えられる。

「在米大塚兄へ贈りたる返書中に記して曰く、『東洋に覇たる日本帝国、欧米の強国と比肩すべき大帝国、此国にして尚ほ且つ三四百に足らざる頼りなき憐れむべき幼児を給養し能はずとは如何にも胸甲斐なきことに候はずや』云々と」(同志社大学人文科学研究所 留岡幸助著作集編集委員会1981:211-12)

さらに自ら欧米に滞在して見聞を広めた結果、欧米では「貧民救助の法」が創設され

ていることを改めて実感すると共に、この取り組みが政府の働きかけだけではなく、富者が貧民救済のための財力を投じ、時間を使っていることに、日本と比べると驚きを隠せないと次のように述べているが、このこともまた救貧思想の芽生えと考えられる

「殊に独逸の如き比較的敢て国の富めると云ふに非ざれども、然かも鰥寡孤独を給養するの道に於ては社会的若くは個人的に其の用意の用備せること実に驚くべし。若し此事業を起すの必要より資本幾何を要することありとせんか、牧師一場の説教喜捨するもの忽ち幾万の巨額に達す。(中略)喜捨する巨額なりと雖、敢て其名と額を公衆の前に表掲せらるゝにあらず。勿論、賞盃の栄を蒙むらんと欲するもあらざるなり。富者は兎も角、往々にして其日暮らしの細民すら尚ほ其囊底を叩き、或は晩酌を節し、或は一食を省き、或は酒煙を絶つて之に喜捨す。然かも敢て其名の知らるゝを求むるにあらざるなり」(同志社大学人文科学研究所 留岡幸助著作集編集委員会 1981: 211-12)

このような現状を見聞するにつけ、救助する人が多いことを憂えていた当時の日本の状況を歎き、政府の施策を次のように批判している。

「放言壯語、漫に国の膨大を誇るも詮なきなり。同胞を愛するの心は則ち国を愛するの心なり。同胞の最も憐れなるものを愛するは則ち国の基礎の最も鞏固ならんこと愛するの心なり。孤児を助けよ、罪囚を救へよ、救助せらるゝものゝ多きを憂ふる勿れ、救助するものゝ少きを憂へよ。此に多ければ彼に少く、彼に少なければ国強し、国の文明は此に於てか始て其の真相を見るを得べし。両兄果して以て如何となす云々」(同志社大学人文科学研究所 留岡幸助著作集編集委員会 1981: 211-12)

この部分では、小河は当時の日本に、貧民救済の意識をどの様に根付かせるのかという意識が有ったのではなかろうか。「救助せらるゝものゝ多きを憂ふる勿れ、救助するものゝ少きを憂へよ」という一節に小河の想いが詰まっていると考える。この点についても小河の救貧思想の萌芽が見られると考える。

以上述べたように小河は、留岡との書簡の遣り取りにおいて萌芽としての救貧思想について語り、その関心の幅を広げたことの一部が窺える。またこの交流の最中に生み出された『監獄学』についても、このような書簡の遣り取りの影響があったのではないかと考えられる。

2. 『監獄学』における救貧思想について

『監獄学』の構成は第一編「総論」と第二編「各論」に分かれていて、「総論」は、第一章「監獄の沿革」・第二章「犯罪及刑罰」・第三章「行刑法」・第四章「犯罪の予防」第五章「監獄構造法」・第六章「監獄管理法」・第七章「監獄権の所在」から構成されている。本章では、「総論」各章において監獄改良から慈善事業思想への言及、さらには萌芽としての救貧思想と考えられる点について対象とする。

小河は本論において監獄改良の歴史的変遷と成り立ちについて検討し、その開始は18世紀であるとし、当時の社会と監獄の状況について次のように述べる。

「上下尊卑の懸隔甚だしく治者則ち社会の上流に立つ所の者は被治者たる下層多衆の黎民を矜れむの情甚た薄く(中略)多く下層民衆の出入りする場所の如きは勢い之が利害を等閑に附するに傾きたる事情あると一は則ち政教混淆の弊痛く人権保護に関する事項をば輕蔑するの傾向ありし結果に由るもの」(小河 1894 : 23-24)

ここで注目されるのは、小河が「下層民衆」の「人権保護」という点に言及していることであり、このことは、彼の救貧思想の基盤ではないかと考える。続けて小河は「自由平等の哲理」はあらゆる所で、社会の革命的動揺となり、その実行を明らかにしていたとし(小河 1894 : 24)、法制の學術が進歩・發達し、法制の創設がなされた結果人権を蔑視し若しくは無視する総ての「殘虐無道の分子」は尽く消滅する機運となったと述べている(小河 1894 : 24)。教革命の余波や「信教的博愛慈善事業」が始められたとし(小河 1894 : 24)、このような状況から「監獄改良の事業は此に至って始めて旭日天に朝するの勢を見るに及べり」(小河 1894 : 25)と述べる。

このように小河は、監獄改良事業が、先ほど述べた「人権保護」という観点や「信教的博愛慈善事業」と相俟って始められたと指摘する。

次に小河は監獄改良の歴史において特筆すべき人物としてジョン・ホワード(John Howard)の活動について論じている。

「監獄改良歴史の上に特筆大書して大いに其名を標置せざるべからざる所の者あり英国の博愛家ジョン・ホワード氏則ち是れなり氏は千七百二十六年龍動商賈の家に生れ死に至る千七百九十年殆んど六十年間終始一日の如く身を挙げ資を尽くして一意唯博愛慈善事業殊に監獄改良事業のために営々たり足跡たたび歐亜に遍く危害身に迫るもの前後幾十回なるを知らず、入っては則ち或は潜心著述を事とし或は無告の窮民を集めて之を賑恤し出でて則ち或いは鉄窓の下に起臥して監獄内部の惨況を探くり或は帝王に説いて之が改良を奨励す」(小河 1894 : 25)

このような活動をしたジョン・ホワード氏の著書は「皆血涙を以て記るされたるもの」であり、不滅の真理が紙上に溢れている(小河 1894 : 26)とし、彼が「監獄改良史の上に関係を有すること実に絶大なり、史家、氏を仰いで斯の改良事業の開祖となす」(小河 1894 : 26)と述べる。以上のように小河は、ジョン・ホワード氏に言及する事を通して監獄改良事業において「人権保護」と「信教的博愛慈善事業」の重要性を明らかにしようとしたと考える。

このような経緯をふまえて小河は、わが国の幕政末期から明治にかけて監獄改良の進展を述べているが、そのなかで、慈善事業思想や救貧思想の萌芽について、どの様に考えているのか、という点について以下検討していくことにする。

小河は幕政期において監獄改良論が起きなかった理由について、第一にその庶民観に問題があったとして次のように述べている。

「我国においては古来刑獄の目的物は庶民にして庶民は則ち政治上無能力の集團たり且つ所謂“民をして扱らしむべし知らしむべからず”の主義を以て為政の要訣となしたるを以て庶民は常に嗟々として恰も奴隷の境遇にあるが如く刑獄その他一般の政治上に於て曾て之を可否するの知識なく能力なくま

た資格なし」(小河 1894 : 52)

第二にその知識を持ち資格を持っているのは中流以上の武士であったが、彼らは自らの地位と利益の為にも刑罰を大変厳しくし(小河 1894 : 52)、またこのような厳しい刑罰に対して、宗教家はその正当性を認めていたと述べている(小河 1894 : 52-53)

このように小河は、江戸時代において庶民は政治上の無能力者として、奴隷の境遇にあったとし、まさにヨーロッパの 18 世紀のように、「人権保護」という考えさえなかったとする。刑獄が苛烈であったにも拘わらず、宗教界は同情することもなかったことから、ヨーロッパの「信教的博愛慈善事業」のような宗教的活動もなかったと述べている。

ようやく明治時代に入り監獄改良についての議論が出始めたとし、1872(明治 5) 年 12 月に「監獄則及監獄則図式」、1881(明治 14)年 9 月に「改正監獄則」が制定され、その後 1889(明治 22)年 7 月「第二回改正監獄則」が公布されたが、小河はその改正された点について、2 点検討している。

第一に監獄における不良少年について監獄における感化を取りやめ、すべて私立の専門の感化院等に託するべきという考え方を表したことである(小河 1894 : 63)。

第二に刑期を終了して身寄りのない人を監獄にそのまま置いておくよりも出獄人保護を考えるべきだと次のように論じている。

「惟ふに此際各地方に於ては彼の欧米諸国の例に倣らい出獄人保護会社等を設立し刑余頼るなき者は勿論刑法附則に該当すべき者(被監視人)をも収養し尚ほ進んで凡へての出獄者にして一時治路に迷ふ所の者をも保護監督する方法を講ずる至るへし云々」(小河 1894 : 64)

ここで注目されることは、小河が「一時治路に迷ふ所の者」の保護監督ということを主張しており、このことは、治安保全という観点も含まれるとはいえ、救貧思想の萌芽と考えられる。

また小河は罪悪は国家の病弊であるが、この罪悪を矯正するのは監獄であり、また罪悪を養成するのも監獄であるとの認識を示し、それゆえ犯罪の原因とその解決法を探求しなければならぬと述べ、監獄の重要性を論じる(小河 1894 : 69-70)。

しかしながら、わが国ではそのような認識に乏しく、社会はいまだ関心がなく知識がない。また学者・宗教家・政治家も監獄事業に対して冷淡であり、「監獄以外の当局者にして最も直接の関係あるもの尚ほ未だその事業の改良に熱注する所あらず」(小河 1894 : 70)として、ほとんど関心を持たれていないと述べている。このような状況であるから、犯罪の原因や解決に関係がある「貧民教育」・「悪少年感化」・「出獄人保護」がほとんど進まない次のように指摘する。

「貧民教育、悪少年感化、出獄人保護等種々治獄行刑に前後して密切に其効用を全からしむる所の事業に至つては殆んど未だ毫も闡として聴く所あらず」(小河 1894 : 70)

ここで注目されることは、「貧民教育」ということが言及されたことであり、治安保全という視点と共に救貧思想の萌芽をも含みうると言う端緒となったといえるのではないかと考える。このような犯罪の発生理由の探求の必要性という観点から、小河は具体的

に犯罪の理由に関する議論を展開することになる。以下その点について検討することにしたい。

このような犯罪の原因を考えた上で、犯罪の原因は貧困と放縦の二点であるとして、貧困は救貧組織によって、いくらかこれを助けることができるし、放縦は教育方法によって多少これを矯正することができる」と述べている(小河 1894 : 165)。

なかでも貧困を助けるとする救貧組織については「最も懇切周到なるを要す」(小河 1894 : 166)と注目し、「然れども之を施行するに当っては最も慎密の注意を加ふる所なかるへからす」(小河 1894 : 166)とするのである。

それではどの様な点に注意を払うべきというのだろうか、まず「“救貧法、其宜しきを得るときは反って犯罪者を増殖す”」(小河 1894 : 166)とするのである。

小河は敢えて引用としてこの一文を記している。注目すべき点は、「其宜しきを得るとき」であると考え。この当時の惰民観に従えば、故に救貧は止めるべきであると続くことになると考える。

ところが小河はその考えとは逆に救済をもっと速やかに進めるべきであると次のように続けるのである。

「宜しく時と場所とを省察し病者は直ちに之を病院に送り孤児は猶予なく之を育児院に致し遊蕩無頼の貧民は厳正なる規律を以て組織したる救貧授産場に之を収養する等、要するに寛慢に流れず愛憐に失するか如きことあるへからす」(小河 1894 : 166)

救貧に関する小河の意見は、この当時として画期的な見方と言えるのではないかと考える。さらに小河は生命財産などの保険法や「廢疾者」や老年者等の保護法などについて以下のように論じている。

「其他或は生命財産等の保険法を設け或は廢疾者老年者等の保護法を行い或は又家屋、家財、營業資本等特別貸付の方法を実施するか如き何れも皆な救貧法の宜しきを得たるものと謂うへし」(小河 1894 : 166)

ここではまず「生命財産等の保険法」について言及するが、これは現在の社会保険の一部に相当すると考えられる。次に「廢疾者老年者等の保護法」について、現在の障害者や老人福祉の一部を考えていたと言える。第三に、貧困者に対する「特別貸付」も考えていた事がわかる。このように小河の考えていた救貧法・救貧組織とはかなり広範囲に及ぶことがわかる。この当時の恤救規則を想起すれば、この救貧思想がいかに進んでいたのかがわかるのではないだろうか。

小河は自らが思い描いた救貧法を施行する場合は、寺院や個人が乞食などに濫りに金銭や食べ物を恵むという慣習を廃止することが必要であると述べている(小河 1894 : 166)。

このことは第一に当時いかに貧しく職がない人びとが多数いてそれに一部寺院や富裕家が憐れみで金銭を恵んでいたという点が挙げられる。第二に救貧と富裕家から憐れみによって金銭等恵んで貰うこととは明確に異なるという点を小河が主張したかったのではないかと考える。

以上のような、小河の考えは、犯罪の抑制という治安維持的な背景を持つとはいいいながら、貧困に対して救貧組織を立ち上げることを指摘した点は救貧思想の萌芽という観点から評価することが出来ると考えられ、『監獄学』においては、小河の救貧思想の萌芽に関する一端が垣間見られたと考える

4 節 小括

小河は、内務省時代に第5回万国監獄会議とドイツ留学に赴くが、彼がドイツで多くを学び得たのはドイツに行く前にゼーバッハに、ドイツ監獄学の手ほどきを受け、彼の『独逸監獄法講義』(1891)を翻訳しているからであると考えられる。本書におけるゼーバッハの議論は、国家とは別に社会の存在に注目したこと、次に社会を形作る「公共的慈善事業」精神を持った篤志家の意義に注目したこと、また出獄者保護事業の目的が職業紹介による自立への支援と考えたこと、最後に経済的困窮への注目とその救済のために「貧民救助法」の制定と「慈善的貧民救助の方法」を考えたとがあげられるが、このようなゼーバッハの監獄に関する議論の底流には、功利主義があると考えられる。

小河が、ドイツ留学前に発表した『監獄学』において、この功利主義の影響を強く受けていることが判明した。つまり、犯罪防止と治安維持という社会防衛のために、犯罪の主原因である貧困を救済組織によって解決することを考え、また出獄人が社会から排斥され再犯の途を辿ることを防ぐため、彼らを保護することは「社会公共」の責務であると指摘している。この「社会公共」の責務とは、彼らを社会から排斥して懲罰を加えるだけではなく、救済して教育を受けさせる対応が必要であると主張していると考えられる。

その後のドイツ留学において、小河はゼーバッハの恩師であるクローネに師事し、出獄者保護事業と慈善事業の結びつきの重要性に考察を深め、我が国の慈善事業の現状に対する批判的観点を有する契機となったと考えられる。また小河はドイツ留学から帰国後も、後年の万国監獄会議でクローネと数次にわたり再会し、継続的に指導を受けていることから、彼にとってはクローネが恩師と言える存在であったことが窺える。

ドイツから帰国後、監獄事業の目的として「社会の共同」に言及し、この点について、社会における一般の人々が、監獄事業にどれほど関心を持っているのかということが考慮されなければならないと述べていることから、社会と監獄との関係に考察を深めていることがわかった。

以上検討してきたように、内務省時代において、小河の思想は、ゼーバッハの影響を受けて、功利主義に基づく社会防衛という観点を有していたと考えられる。

Ⅱ章 司法省時代の思想の特徴 —社会救済における個別性—

本章の目的は、小河滋次郎の司法省時代における状況を検討するとともに、内務省時代に芽生えた社会観や救貧思想が、その後どのように形成されたかについて分析することである。

1 節 司法省時代における小河滋次郎の状況

本節の目的は、司法省時代における小河の状況を検討することである。小河滋次郎は、1900（明治33）年4月13日に、万国監獄会議（6回）に日本代表として、4月13日に出発、ブリュッセルの万国監獄会議（6回）に出席し12月22日帰国した。また1905（明治38）年7月に出発しハンガリーのブタペストで開かれた万国監獄会議（7回）に出席し、ウイーンからベルリンに寄り1906（明治39）年1月に帰国している。このような万国監獄会議出席等の成果として、1906（明治39）年『未成年者二対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』という論文を帝国大学に提出して、8月法学博士の学位を得ている。ここでは、第6回万国監獄会議に焦点をあてて検証する。

1. 第6回万国監獄会議についての先行研究の検討

本項では、まず第6回万国監獄会議（以後6回会議とする）における小河の状況に関する先行研究を分析検討する。

まず、先行研究として、遠藤興一をあげることができる（遠藤 1982a : 48, 63-65）。遠藤は、6回会議の際小河は感化事業について精力的に調査をし、エルマイラ監獄典獄ブロックウェーや留岡からの「紹介書を齎らして」慈善事業家ハートと邂逅し、大きな影響を受け、「ドイツからアメリカ、イギリスへという方向転換は、換言すれば行刑政策から教育保護政策へと、その中心課題の転換を意味した」（遠藤 1982a : 65）と述べている。また「合衆国を巡り、とりわけエルマイラ監獄におけるレフォーマトリー・スクールを視察して、そこで行われている不定期刑に強い関心を持ったことが注目される。この考えを、ほぼ全面的に受け入れて、後に不定期刑論者として、留岡とともに激しい論陣を張るのである」（遠藤 1982a : 82）と述べている。

次に小野修三を検討することにしたい。

小野は小河がイギリスの監獄協会のタラックよりもブロックウェーが所長であった『エルマイラ』監獄について、「この『獄事談』においてより多く紹介されているアメリカの現状への評価が、しかし、たいへん低い」（小野 2012 : 76）と述べている。小野は小河がブロックウェーの理想は理解しているが、毎年監獄が立派な報告書を出し地元の議員や官僚の評価を得ることに力点を置き、その支持が得られなければ「辞任を迫られるという事情」に対して、不満を持っていると述べ、また小河が単年度ではなく複数年度の調査の不足や他の監獄との関連に関する不足を指摘して、低い評価をしたと述べている（小野 2012 : 76-77）。さらに小野は「小河はその五年前の留岡の調査に依拠せず、

自身の監獄行政官僚としての関心から低い評価をここでは示していることになる」(小野 2012: 100) と述べ、その後感化事業と感化法施行規則に言及している。

また小野は、タラックの著書が翻訳されて 1897 (明治 30) 年『刑罰及犯罪予防論』として出版されたが、その序文を小河が執筆したと述べている (小野 2012: 183-184)。一方小野は「タラックはブロックウェーの批判者であり、批判されたブロックウェーもタラックに対して反論していた」(小野 2012: 203) と述べている。小河も 6 回万国監獄会議に出席の際、タラックに「倫敦でも会いブルッセルの監獄会議でも会ひまして親しく話をしたのであります」(小河 1901a: 42) と述べている

以上のように先行研究において、イギリスのタラックやアメリカのブロックウェーが議論の対象になっており、小河がこれらの処遇をどのように評価し、それが感化事業へどのようにつながっているのか議論されていると考える。

それゆえ、ここでは、第 5 回会議の分析検討においても、述べたように、感化事業へどのようにつながっていくかということを考えるのではなく、小河の思想を監獄と社会と出獄人保護事業という観点に焦点を当てて、次の項で分析検討することにしたい。この課題に考える場合の小河の議論について①欧米滞在中、②帰国後に分けて分析が可能であると考えられる。

2. 第 6 回万国監獄会議に関する状況

1) 欧米滞在中

まず欧米の状況として『外遊雑記』(『監獄協会雑誌』13 巻 6 号, 1900a) があるので以下検討する。

先行研究において言及がない点として、まずアメリカの慈善事業における婦人の活躍に注目していることである。

「米国に於ける社会的慈善事業は殆んど婦人の手に由つて成功せられつつありと申すも有之間敷く感化院の如き重要な仕事は悉く婦人に由つて扱はれ居り申し候是れは欧羅巴にもその例を見ざる処に候」(小河 1900a: 31)

ここで注目するところは、小河がシカゴを訪れ、貧民院や孤児院における婦人の活躍をのべているということは、ハル・ハウスを訪問していると考えられる。なぜなら、生江孝之も 1900 年にシカゴを訪れ、ハート氏を訪問し、少年審判を傍聴し、ハルハウスを訪問したとされるが(一番ヶ瀬 1983:424), 小河と全く同じ行程であり(小河 1900a:27) 小河と生江は行動を共にした可能性が考えられる。

次に感化院・孤児院・貧民院がすべて寄付金で運営されていると指摘している

「凡へて個人的慈善の事業として成立す(尤も感化院の如きは多少公費を以て之れが補助をなすと雖もその額はきわめて僅少なり)一個人にて数万若しくは数十万\$の寄付をなすもの少なからず 寄付金をもって建築したる所の建物には凡へて寄付者の氏名を冠してその家号となす」(小河 1900a: 28)

このように、「社会事業は想像の及はざる程に発達致し居り候」（小河 1900a : 31）と述べ、我が国の感化法に基づく、いくつかの感化院を見るとき、シカゴにおける一個人の創立に係る規模の最も小さい感化院の十分の一程の出来栄もおぼつかなく、情けないと述べている（小河 1900a : 31）。以上のことから、シカゴの「社会事業」が想像できないほど発達していると驚愕していることがわかる。

第3に監獄の状況について、まずシカゴの未決囚監獄に視察に赴くが、その状況について小河は次のように疑問を呈し、批判している。

「建物は宏壯堅牢なれども内部の不潔、不規律驚くの外なし喫煙自在、適度(?)の飲酒も亦た之を許るし、甚だしきは骨牌を弄して勝敗を賭するものあり三々五々群れをなして廊下を徘徊し誰が在監人やら誰が役人(看守の如きも別に制服を着けず)やら殆んどその間に区別をなす能はず 喧騒、言語に絶つ」 (小河 1900a : 29)

次に、ニューヨークから 60 マイルにある、「電気法による死刑執行」(小河 1900a : 37) で有名なシングシング重罪監獄に視察に赴いたところ、その状況について驚愕し、苦言を呈している

「房数千二百有余、現在人員も千二百人以上を有し、規律、衛生其他遇囚諸般の事不潔乱雑『ラウンド』氏等(第4回通信参考)の所謂文明の汚辱たる痛評に背かず善きこととしては殆んど一の見るところなく典獄始め監獄官吏の脳中唯罪囚を拘禁するといふ考へあるまでのことにて別して看守長看守等の人物の下賤なるには一驚を喫し申候」(小河 1900a : 36-37)

このように、米国における未決囚監獄と重罪監獄を視察し、小河は米国の監獄の在り方について次のような指摘をしている。

「地獄的監獄に拘禁して奴隷同様に囚徒の虐使を一私人に放任するものあり 甚しきは支那朝鮮にも見る能はざる首枷或は笞杖等の体刑を用ひて憚らざるあり(是等に関する実例は他日の機会を見て一々証拠立つところあるべし)規律的行刑の真義到底米国には了解し居らざること、断言して不可なしと被存候 是は畢竟米国の監獄事業なるものが、学術的基礎の上に建設発達せられざるが為と存候」(小河 1900a : 34-35)

以上のように、アメリカの監獄事業の現状について、驚愕し落胆していると考えられる。

2) 帰国後の議論

6回会議から帰国後小河の議論としては、「小河副会頭欧米監獄視察一斑」(1901a)、「米国獄制一斑」(1901b)「獄制の方針如何」(1901c)「北米エルマイラ監獄に於ける不定期刑に就て」(1901d)「第6回万国監獄会議の景況に関する談話」(監獄協会雑誌 14 巻第3号, 1901e)、「小河滋次郎君談話—東京集治監講話会」(監獄協会雑誌 14 巻 8 号, 1901f)、「白耳義及和蘭監獄參觀記」(1901g) などあるが、こ

ここでは、「小河副会頭欧米監獄視察一班」(1901a)、「米国獄制一班」(1901b)「獄制の方針如何」(1901c)を取り上げ検討することにした。

(1) 「小河副会頭欧米監獄視察一班」

まず「小河副会頭欧米監獄視察一班」(1901a)を検討することにした。これは、1901(明治34)年1月の下旬の監獄協会における「小河副会頭帰朝歓迎会兼茶話会」における小河の帰朝報告である。

第1に欧米では、日本では考えられないほど民間の監獄協会が大きな力を持っており、欧米の監獄改良は、この協会の働きに依っていると論じている(小河1901a:39-40)

第2にベルギーの監獄制度視察をして、小河滋次郎は、この国が犯罪予防に力を注いでいると述べ、犯罪予防のために「小さな犯罪の玉子」と「大きな犯罪の玉子」に対する対策が有ると述べ、「小さい犯罪の玉子」は感化院が対応していると述べている。この感化院については先行研究で取り上げられているので、ここでは「大きな犯罪の玉子」に対する対策について検討することにした。

この「大きな犯罪の玉子」とは何かという点について次のように説明している。

「大きな犯罪の玉子最も是は社会に危害を加へる恐がある所の即ち乞食であるとか浮浪者であるとか若くは免囚である或は売淫婦とか斯う云う種類の者は打っちゃって置けば社会に害を与へる所の恐べき犯罪者の候補者であるのであります」(小河1901a:53)

これらの者達を收容している施設が2種類あるとし、それは乞丐院と保護院であるとして、乞丐院とは乞食をすとか浮浪している人々を收容している(小河1901a:53)。この乞丐院に收容されるには、裁判所の判決により、2年以上7年以下收容可能であり、これはドイツで言われている労役場のようなものであり、ベルギー内に1ヶ所であると説明が為されている(小河1901a:54)

一方保護院の対象はどのような人々であるかという点について、次のように述べている

「働かうと思ふても体らだが不充分であるどうしても職業を執ることが出来ないと云ふので乞食の群に這入ったと云うやうな性質の良い乞食或いは不良の徒、若しくは監獄を出てどうしても雇手がない、生活の途を得ることが出来ないと云ふやうな種類の者を集める」(小河1901a:53-54)

一方保護院に收容されるには、裁判所の判決は不要であつて地方官なり警察官庁の見込によって、1年以内收容することが可能で、ベルギー内に2ヶ所あると説明が為されている(小河1901a:54)。

この他に女性を收容するための施設があり、ここはこの2つを兼ね備えており、国内に1ヶ所あるという。以上乞丐院と保護院はベルギー国内で4ヶ所となると述べ、この4ヶ所合計で5975人收容され、ほとんど6000人であると述べている(小河1901a:54)。このほかに感化院に收容されている約2500人を合計すると「殆ど1万人近くの犯罪候補者が適当に保護されて居るという有様である」(小河1901a:54)と述べている。

小河は、このベルギーの状況をふまえて、日本の状況を考えると、全国の在監人は約

6万人であり、ベルギーのように4千人の在監人に対して1万人の犯罪の候補者があるとするならば、6万人の在監者に対して10万人の候補者がいると考えられる。この犯罪を起こす可能性のある危険な候補者に対して、何もなされず彼らの中には犯罪を起こす人が現れると述べている。このように考えると、日本でも犯罪が増加するのは当然であり、監獄制度が不完全と言うよりも、犯罪を予防する設備が不十分であると指摘するのである（小河 1901a : 54-55）

さらに小河は 1900（明治 33）年に監獄事業が内務省から司法省に移ったことを取り上げた上で、感化事業だけが司法省に移らなかったことについて、次のように批判をする。まず感化院に入る種類の人間の多くは刑法の結果であるとか或は刑事に関する法律の結果によって収容される者が多く、監獄予備軍であると考えられるが、その監獄が司法省に移管された以上、感化事業が司法省に移れない道理がないと述べている。感化事業と保護事業と監獄事業という三つの事業が司法大臣の許に集まらなければならぬ指摘して、これらが集まれば監獄事業の改良を図ると同時に感化事業なり保護事業に充分力を尽くすことが出来ると論じている（小河 1901a : 56-57）

（2）「米国獄制一斑」

次に「米国獄制一斑」（1901b）について検討する。これは 1901（明治 34）年国家学会において報告されたものであり、『獄事談』に掲載された。

小河は米国の監獄の視察を振り返り、一時期大いに進展を極めた監獄が、今や課題山積となったと述べている。

「刑事上學問的の眼を以て亜米利加の監獄制度を視察致して見ますとなら殆ど一の見所がないと言っても宜しからうと思うので誠に乱暴狼藉を極めて居るのであります」（小河 1901b : 85）

なぜこのようになったのかという点について、まず監獄と社会の関係について「監獄というものは、社会の縮写図の如きものであって監獄の有様を以て社会の様子が分るなぞと申しております」（小河 1901b : 86）と述べている。

それでは、アメリカの監獄と社会の関係について次のような指摘がなされる。

「亜米利加の如き物質的文明の発達の非常に急なる国柄に於て極不華美な實着の此監獄事業と云ふやうなものが一時非常に発達したと云ふことが頗る怪しむべきである。亜米利加といふ国の柄に不適當のことゝ考へなければなるまいと思ふ」（小河 1901b : 86）

またアメリカは良いと考えたならば、前後の関係を考えず、直ちに実行に移したから、非常に進歩したのであるが、短所もここにあると述べる。

その短所を行政の観点から考えると、行政事業というような継続的百年の後を期する所の事業に就ては、秩序ある進歩を亜米利加と云ふ国で見ることが出来ないのである。アメリカで一時監獄改良が進んだのは、当時の宗教家とか或は慈善家が惨憺たる監獄の有様を見て、どうしても改良しなければならないと一時の感情から改良を行ったのであって、決して学問的の研究などをしたのではないと述べ（小河 1901b : 86-87）、ゆえに

「秩序のある改良といふことを監獄制度なり刑罰組織の上に就いて見ることは出来ないのは当然であります」(小河 1901b : 87)と指摘する。

アメリカは連邦制を取り,州ごとに法律も異なり,監獄に対する取り組みも異なるが,たとえ同じ州でも異なるとして,シンシングとエルマイラについて次のように述べる

「同じ紐育州の内でありますけれどもけれども,マルデ内部の囚徒を待遇する規則向が違って居ります。斯くの如く同じ刑法を持って居る一つの国の内でも監獄に依て凡ての規則が違って居ると云ふやうな有様でございますから,之を統一して能く研究すると云ふことは余程困難のことであるのでございます」(小河 1901b : 87-88)

またアメリカの対外的監獄報告書について,立派の印刷物を監獄で作し又其各監獄署で作ったものを政府で纏めて印刷して表装は非常に立派であるし,内部のことも都合の善いように巧みに書いてあるので,監獄制度に關する報告書は事実として充分の信用を置くことができないと指摘する。また報告書を見ると今日でも完全に行っているように書いてあるが,内部の実際を見ると全く正反対である。概して亜米利加の獄制でも一般の刑事に関するものでも所謂報告書なるものは深く信を置くに足りないことである。また監獄の一般の様子について概評して見ると凡ての事が余程寛大になって居ると述べている(小河 1901b : 91-92)。

この寛大な有様として小河はいろいろと例を出しているが,たとえば監獄内の食事において毎日ビフテキが出され,主食の支給について制限がない,官費によって週に何回かタバコやウィスキーが出され,監獄内に書籍室があり,理化学や経済学や法律の本が置いてあるという。安楽椅子があつたり,ピアノがあつたりする,教誨所では芝居が出来ようになっており,牧師と囚徒が討論したり,日曜の説教所に普通の妙齡の婦人が5人~10集まって歌って囚徒を慰めており,大概の監獄では,囚徒が自ら新聞を発行している(小河 1901b : 95-99)

このように見てくるとアメリカの監獄は非常に贅沢であると思われるが,監獄と社会の關係を考えると,アメリカの監獄が我々から考えるように非常に極端であると思ふ程には,実際においてはそうは言えないのであると述べ(小河 1901b : 103),アメリカの社会の模様を見るといふことが必要であろうと指摘する(小河 1901b : 104)。つまりアメリカの社会というものはかなり贅沢であり,その社会にある監獄なので,安楽椅子を備付けたりピアノを備付けてあるという監獄の姿が贅沢とは言えないかも知れないと述べている(小河 1901b : 107)。

一方アメリカの典獄や行政官について,小河は次のように論じている。

「亜米利加の監獄を預かって居る所の者は概して愚物が多い愚物の上に餘り其の職務の上にも熱心でなささそうである。どう云う譯でさう云う愚昧の奴が揃って居るか云ふに,多くの典獄は選舉の御褒美である,大統領の選舉の時分に力を盡したとか何か奔走したとか平生同主義であったとか云ふと其御褒美として典獄の地位を貰ふことになって居る,之は單り典獄のみならず亜米利加の各行政機關の當局者などはさう云ふ工合任免せらるゝ者が多いと云ふことである」(小河 1901b : 107)

このような状況だから、「監獄を預かつて一定の主義を持って充分改良の実を挙げて行くと云ふことはできない」(小河 1901b : 107-108)と指摘している。

第3に「獄制方針如何」を検討したい。この論稿は、1901(明治34)年3月に発表され、『獄事談』に所収されている。

まず監獄の目的について次のように説明している。

「監獄の目的は犯罪の減少して社会の危害を防遏するにあり犯罪を減少せしめんとならば宜しく其の因って起る所の源を明かにし而して先づ之を絶つるの道を講せざるべからず」(1901c : 152)

それゆえ犯罪の原因について、社会の影響を重視して次のように述べている。

「社会の進歩、生存競争の激甚なる結果として各国到る所に年々犯罪増加の顕象を呈するに反し獨り英国其他一二の国にあっては近年却て犯罪少くも或る種類の犯罪減少の傾向ある所に由つて之を見れば社会的にして其の組織の如何に由つて増減を來たすものなるが故に従て人為、能く之を防遏若くは減少する所以の理を明かならしむるを得べし」(1901c : 153)

監獄学では、「刑事政略主義」が唱えられ、これは社会事業の観点から犯罪及び犯罪防遏の手段方法を研究するものであると述べている(1901c : 154)。また、何を健全な獄制改良の目的とするかという、予め一定の方針を確立して成功の晩成を期する為に、予定の針路に向つて進行をすることを旨とし、感情的局外の俗論に対して綿密な警戒を加えると共に、監獄が、容易に学者的空理新説のかく乱する所にならないよう努めることであると述べている(1901c : 156)。以上のように、監獄の目的は、犯罪の減少と社会の治安維持にあるとして、その犯罪の減少の為には、犯罪の原因を考察することが必要であると述べる。その原因は、社会的なものであると考えられるので、刑事政略主義による広義の社会事業に基づいて、犯罪防止が考えられるようになったと述べていることから、小河が犯罪減少・予防に社会の役割や機能に注目していることが推察される。

2 節 『獄事談』における社会観の検討

本節の目的は、『獄事談』における「犯罪の原因及之が救治法」(小河 1901h)、「免囚人保護事業の必要を論ず」(小河 1901i)を取り上げて、『獄事談』の社会観を検討することである。

先行研究において、これらの論文を取り上げて、それを社会観として検討した議論は、あまりなされていないことが判明した。

1. 「犯罪の原因及之が救治法」における社会観について

まず社会の意味と犯罪の発生の関係について次のように指摘している

「社会は人類が競争の目的を達する為に組織して居る一の団体である(中略)此の社会の原素である所の人類は各々個々の欲望を持って居るのであって孰れも此の欲望を達することを力めて居るからして其の結果動もすれば犯罪を生ずる。」(小河 1901h : 810)

このように社会とは人類が競争の目的を達する為に組織している団体であると述べ、この社会の成員である人類はそれぞれ個々の欲望を持っており、この欲望を達することに努めているので、犯罪が生じる場合があるとす。ここで注目するところは、この議論において、社会有機体思想の影響があると考えられる。

次に、犯罪防圧と社会の関係について次のように論じている

「社会創まつて以来何れの時代にも必ず犯罪は免れない現象であって此の犯罪は社会の基礎を危うし又社会を組織して居る個人の利益を害するから之を防遏しなければならぬ又は減少することを勗めなければならぬと云ふので昔から学者でも政治家でも之が防遏には非常に力を盡して居る即ち警察とか裁判とか或は監獄とか云ふ様な種々の設備のあるは全くこの犯罪を防遏するの目的に外ならぬ」(小河 1901h : 810)

このように、犯罪は社会をの基礎を危うくして、社会における個人の利益を害するので、防圧することが求められ、警察、裁判、監獄が用意されている。

次に、犯罪を社会から防圧ないし減少させることはできると述べ、犯罪とは社会の病気であると指摘して(小河 1901h : 811)、このためには社会の組織を研究する必要があると次のように論じている。

「社会に生じる所の疾病即ち犯罪を直さうと云うにはどうしても犯罪をする所の個人又はこの個人を生して居る所の社会に就て有形上無形上の諸般の組織を研究し社会刑事人類学社会生理学社会病理学等各種の關係に就て能く調べ」(小河 1901h : 811-812)

このように、社会の組織を研究することに意欲を示すことになる。さらにこれ以外に必要な研究について次のように述べている。

「犯罪学とか社会学とか云う無形の学問を研究するに当つて何か必要であるかと云ふと統計学即ち道德統計が最も必要なのであります」(小河 1901h : 812)

このように小河は統計を重視し、ドイツで教えを受けたクローネを引用して、刑事統計を研究する必要性を述べている(小河 1901h : 812-813)。この統計を基にすると、社会の文明と犯罪というものは如何なる関係を持っているものかという疑問が生ずるが(小河 1901h : 814)、要するに社会が進むに従て犯罪が減少すると言うのは根拠の無い説と述べて、社会の進歩に伴ふて犯罪の増加するのは免れないと述べている(小河 1901h : 817)。このことから、小河は一般に文明の進展と犯罪増加は正比例の関係にあると考えられているといえる。

このように犯罪の増加が免れないとなると、それでは、刑罰がふさわしくないか、裁判が機能していないか、監獄制度がうまくいっていないと言われる(小河 1901h : 817)

さらに、犯罪というものは如何なる手段によって之を矯正することが出来るかという問に向つて、刑罰を以て行ふと答えると述べ(小河 1901h : 817)、このように、犯罪を矯正するためには、刑罰をもつて行ふという確信があるとする。

しかしながら、刑罰だけで矯正できるのかと述べる

「社会に生じる所の疾病即ち犯罪も色々の種類があつて之に対して刑罰が唯一の療法としてあらゆる犯罪を直すこと云ふことの出来ぬが如く犯罪も亦種々なる予防法を用いなければならぬことは当然である」(小河 1901h : 818)

このように、犯罪の種類は多く、刑罰だけでは対応が難しく、犯罪予防の為には、他の予防法を考えなければならないと疑問を呈している。

犯罪増加と社会の関係について次のように述べている。

「犯罪増加の現象を見て社会が墮落してゆくと云ふとは言はれない即ち社会が進むに従て犯罪の増加するのは増加する原因があるのである 即ち或は動産が増えてゆく或は人口が増加して生存競争がひどくなる或は機械力が発達して労働者の需要を減じ貧民が増えたと云ふ様な原因で社会の犯罪が増す場合があり或は又犯罪をする品物が追々増加するということがある」(小河 1901h : 818-819)

このように、社会の進展に伴い犯罪が増加する原因として、生存競争の激化、機械の発達による労働需要の減少による貧民の増加という社会問題を指摘しているが、このことから、初期社会主義思想の影響が考えられる。

犯罪増加のこの他の要因として、社会が進むに従て人が自由となつてきたこと(小河 1901h : 819)、警察の制度が完備して、悪事が露見するようになった(小河 1901h : 820)。それ以外の要因として、法律と犯罪の関係について次のように論じる。

「社会が進むに従て殖えて来る宛も雨の如くに降つて来る其法律は必ず刑罰と云ふものが付帯して居るからして一行の法律文には必ず数人の犯罪人を含んで居ると云ふても宜い 今日までなんでもない日常の仕事であるが明日は法律の結果犯罪になる」(小河 1901h : 820-821)

つまり、新たな法律制定とそれに伴う刑罰により、日常の仕事が犯罪となると言うのである。その例として明治に入ってから、入会地がなくなり、下草を取るとか枯木を拾うというようなことも犯罪となると指摘している（小河 1901h : 821）。このように小河は、政府が多く法律を制定しそれに刑罰が付随しているため、犯罪が増加するという一面を論評していると考えられる。同様に英国でも 1873 年に教育条例が出され、その十年後にその条例違反の犯罪者が 6 万 5 千の多数に達したと指摘する（小河 1901h : 821 - 822）。このように、人為的に社会の犯罪が増加するので決して昔は道徳堅固であったのが今日は墮落して犯罪人が増加した世の中が段々悪くなったと云ふことは言えないと述べている（小河 1901h : 822）。

次に小河は犯罪の原因について、まずイタリアのフェリーを取り上げ、その原因を、「個人的」「物質的」「社会的」とし、この分類に基づいて犯罪の原因を考えようとした。このなかで、「社会的原因」について、以下見ることにしたい。まずエトレクトの議論を取り上げた上で、犯罪の原因はすべて社会的にあると考えられ、それゆえ犯罪を防圧する場合、その社会的の原因を深く講究しなければならないと述べる（小河 1901h : 836）。

その社会的原因として、第 1 に人口の増加を挙げ、人口増加と富の関係について次のように述べている。

「人口が増加いたすとそれに応じて社会の富が増加いたして来る其富みが平均に増加いたしますれば人口が増加いたしても犯罪の増加を来しませぬけれども一方に人口が増加いたすにも拘はらず社会の富と云ふものが比較的に進んでまいりませぬ縦し進んで参るにしても其富と云ふものは社会が進むに従て益々懸隔を生じ富む者は益々富み貧乏人は益々貧乏になる即ち不平均になるのでその結果犯罪の増加いたすことは免れませぬのであります」（小河 1901h : 837 - 838）

この指摘から、小河は、犯罪原因として、富みの偏在と貧富の格差の拡大、貧乏人の量的拡大ということを考えていたといえる。

犯罪原因の第 2 として世論を述べている。たとえば社会が尚武を奨励するとか、同様に復讐を奨励することであれば、たとえ法律で禁じようがそれを止めることができないと述べ、この他に賭博という行為も法律で禁じられており、監獄では賭博犯が多数を占めているが、社会に於て賭博は悪事でない、むしろ男の為すべき当然の仕事であるという考えが大勢を占めていると述べ（小河 1901h : 839）、このような社会の制裁力が弱くむしろこの犯罪を奨励して居るという状況では、刑罰を厳しくしても嚴重にしても、効果はないと述べている（小河 1901h : 840）。このことから小河は、社会の規範や慣習と法律が乖離した場合もまた、犯罪が発生すると考えているといえる。

犯罪原因の第 3 として宗教を取り上げ、なかでもカトリックについて戒律が嚴重なために、却って犯罪に陥る場合があるとして、離婚や婚姻をする場合の儀式や制裁が嚴重である為に犯罪に陥る者が出ると指摘し、家族生活や家屋の構造を取り上げ、犯罪との関連を述べている。つまり家屋の構造が簡素であれば犯罪をもたらすとする（小河 1901h : 842）。以上のような犯罪の原因を検討してきて、犯罪は刑罰によって防圧することが出来るというのは間違いであると述べ、犯罪原因はいろいろあるので、これを防

圧する方法も色々のものでなければならぬと論じている（小河 1901h : 848）。

例えば工場で囚徒や職工がストライキをするので、厳しく罰するという事より経営者は職工の働きによって得た利益の幾らかを分割した方が、職工が同盟罷業をすることもなく進んで日曜日でも休まずに勉強するという事になると述べている（小河 1901h : 852-853）。このように、富裕層である資本家が、富の独占を行わず、職工に利益分配を行う事が双方の利益にかなうという主張であるが、これは富裕層への社会役割への参加を求めたと解釈できると考えられる。

2. 「免囚人保護事業の必要を論ず」における社会観について

小河は出獄した者が帰郷して妻子や親戚の離散に直面し、社会からも相手にされず孤立していると述べる（小河 1901i : 664）。

小河は、社会が彼らから生業を奪い、衣食も与えず、彼らの食料を奪って、彼らを死苦の境遇に陥れてなおかつ傍観している、と指摘する（小河 1901i : 665）。この結果出獄後再び罪を犯す割合は7割に及ぶとした上で、これを防ぐためには出獄人保護機関の設立が必要だとして、正当な保護者によって彼を収容し、彼を普通の業務に従事させる事が必要であると指摘する（小河 1901i : 668-669）。

英照皇太后の逝去による減刑及び大赦の勅令が發布され 15,000 人の免囚者が社会に出てくる今こそ社会が出獄者に対して、救護を施す必要があり、それは直前に迫っていると述べている（小河 1901i : 669）。

また小河は、出獄人保護と社会の関係について次のように指摘する。

「出獄者を収養保護して再犯を未済に防遏するの職務は、当然社会公共の負担に属すべきもの」（小河 1901i : 670）

このように出獄人保護の社会的責任を明確に主張している。この「社会公共」に属するものとして、小河は次のようにその範囲を述べている。

「世の宗教家慈善家たるものは言ふを俟たす苟くも博愛に俟なる社会上流の紳士貴女たる所の者宜しく先づ自ら奮つて此事業に同情せざるべからず」（小河 1901i : 670-671）。

このことから、出獄人保護に対する社会公共の責務を自覚して、宗教家や慈善家だけでなく、富裕層である社会上流の紳士貴女が、その役割を果たすことを理解して、協力することを期待していたと考えられる。

3 節 司法省時代の救貧思想の特徴

本節では小河滋次郎の思想の形成期に関する救貧思想として、『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』(小河 1903a)を取り上げて、その特徴を分析・検討することを目的とする。

この時期の小河の救貧思想の特徴は、それまでの、犯罪の原因と出獄人保護という文脈からの救貧制度への言及から、貧しい境遇にいる児童をどのように保護するかという議論が主となり、そのためには救貧制度が役割をはたすべきだと述べる点である。

1. 先行研究

『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』先行研究として、遠藤興一をあげることができる。遠藤は守屋克彦の意見を引用した上で、この書籍が自らが関わった感化法の構想を理論化しようとした書物であると述べ、また具体的な「幼少年犯罪の処遇の課題」に対して、「解答を与えようと意図した」と述べている(遠藤 1982a:79-80)。

また『未成年の犯罪者の処遇』に関する先行研究としてまず古川孝順をあげることができる。古川は実質的に感化法を起草した小河が「幼者の利益を保全する」ために親権を制限するという考えを持っていたとし、「感化法が地方長官や感化院長による親権の制限・代行を規定していたという事実はそれなりに評価されてよい。」(古川 1982:227)と述べているが、一方「国家による親権代行の必要性を『幼者の利益』の保全のためとすると同時に『社会の公安』の確保に結びつけて論じているに過ぎなかった。」と指摘している(古川 1982:228)。

また田中和男は、感化法制定について同書を引用したうえで、次のように論じている。

「小河はたしかに感化が教育に関わることを、官僚のなかでは正確に理解している一人であったが、その点を過大に評価してはならないだろう。小河個人の内面での判断はともあれ、内務官僚としての見解としては、感化が、教育と並んで犯罪に関わっていることを強調していることを忘れてはならない」(田中 2000:177)。

土井洋一は「小河にとって、未成年犯罪者、不良少年処遇の改革こそが、刑事政策の重点課題でなければならなかった」と指摘し、「未成年犯罪者数は明治 15 年から明治 27 年までに約 3 倍の増加を示し、明治 34 年には全体の犯罪者のなかで約 15%を占め」ており、「その周辺的存在である不良少年の激増ぶりは統計数値で表現できないほど深刻であった」と述べ「小河にとって刑事政策の効果を最大限に発揮するためには貧困の軽減、経済的欠乏の緩和をはかる社会政策的配慮が前提とならなければならなかったのである」と指摘し、この考え方が本書において述べられているとする(土井 1980:382-384)。

一方小野坂は本書が「小河の少年感化教育の底本として、多くの講演・論文(たとえば『選集』上巻所収)が本書によっている。」(小野坂 1989)と述べている。

以上のように、本書に関する先行研究を検討してきたが、その議論は感化法の構想に関する理論化であり、刑事政策の効果を発揮するために感化教育や社会政策的配慮が必

要であったという点を中心である。つまり小河の思想に関する議論というよりは、感化法とそれに基づく感化教育に関する議論のなかで、小河の議論の位置づけや役割に関するものであるといえる。

このような先行研究をふまえて、本節の目的は、議論の焦点を感化法の成立の経緯や感化教育のありかたに置くのではなく、小河滋次郎の形成期の救貧・児童保護思想を「社会」や「公共」という視点から分析し、その特徴の一端を考察し、当時の救貧・児童保護思想における小河の思想の位置づけを検証する。またこの期における救貧・児童保護思想の特徴は、感化教育と児童労働への注目とそれに対応する救貧思想ではないかと考えられるので、その一端を明らかにしたい。

2. 『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』における救貧思想の検討

1) 貧困層の児童の状況とその保護について

小河は、犯罪者のなかで最も社会に危害を加えるのが多いのが慣習的又は職業的犯罪者であると述べ、小河は、社会に危害を加える者は慣習的・職業的犯罪者であり、これは累犯者に属するとして(小河 1903a : 2 章 13)、累犯者の多くは幼年時代にその素因を形成しており、未成年の犯罪者は累犯者の直接の候補者であると述べている(小河 1903a : 2 章 18)。このことから小河は、社会を危険に陥れる慣習的・職業的犯罪者について、児童の時からその行為を始めているので、未成年の犯罪者が慣習的・職業的犯罪者になる可能性が高いと考えている。このような児童に対する社会の保護について次のように論じている。

「其宜しきを得るに於ては未来に於て健全有用なる良民を得ることの当然なるに反し之を放擲し若くは之を虐待するか為めには終に現在及び未来に於て永く反社会的有害種族の増加横梁に若むの結果あるを免かれざるは蓋し自然の理なり」(小河 1903a : 2 章 18)。

つまり小河はこのような児童に対する社会の保護が適正に行われれば、未来において健全で有用な良民となるが、放任のままにしておけば、「反社会的有害種族」の増加や横梁を招くことになり、その影響を受け苦しむのは社会の富裕者であると考えていると推量する。

さて、この状況に対処するため、小河の司法省時代における児童保護思想の特徴は、まず下層社会の児童の状況とその労働に注目した上で、かれらを保護するための方法として、救貧制度に注目していることではないかと考える。それゆえ、この点について、以下検討することにした。

まず下層社会の児童が犯罪に陥る理由について、犯罪の原因を外圧力(社会的)と抵抗力(個人的)に分けて考え、児童は精神的及び物質的に当然抵抗力の薄弱なるものであるから、わずかな外圧力に対して、容易に抵抗力が屈服させられることになると述べて、過労、失業、貧困等の外圧力に対しては、児童はほとんど全く抵抗することができず、たちまち境遇の犠牲となって罪惡の道に転落してしまうと論じている(小河 1903a :

2 章 20).

このように下層社会の児童の環境によって犯罪などの具体的な状態としては遺棄、浮浪又は悪行の状態及び犯罪行為に陥る者の多いことになるのは、必然の勢いである述べている(小河 1903a : 2 章 21).

このような状態にある少年の状況を統計によって検討してみると、その前提として内務省の統計(明治 30 年 12 月)に依れば監獄拘禁者 6 万人、被恤救窮民 2 万人、芸娼妓酌婦などの醜業関係者 11 万 5 千人、乞食・掏摸・密売淫・浮浪者等 6 万 7 千人、おおよそ約 20 万人前後のいると考えられるが、その人々の家庭の十分の一か平均一人が、子どもを持っていると考えれば、その半数即ち 1 万人もしくは、その大部分の者が遺棄又は放養の状態になっていると推定できると述べている(小河 1903a : 2 章 21).

また仕事に従事している多くの労働者や、夫妻相携えて終日工場に通勤している場合、賃金では家計を支えることが出来ない場合、あるいは疾病・失業・その他の災厄のために、愛児を遺棄または放養の状態にすることを止めることが出来ない場合、下層社会の状態として悪意にその児童を虐待しまたは利用しようとするために児童を浮浪悪行の群れに追いやってしまう場合、さらに自然に所謂不良少年が生み出される場合があると次のように述べている。

「此他に尚ほ正業に従事する幾多の労働者にして或は夫妻相携て終日工場に通勤するか為めに、或は賃銀の以て家計を支ふる能はさるか為めに或は疾病、失業其他の災厄の為めに善意に其愛児を遺棄又は放養の状態に付するの止む能はさるに至る者も亦た少からさるべく 或は殆んど下層社会の状態として動もすれば輒ち悪意又は無頓着に其児童を虐待し又は利用せんとするか為めに求めて彼れを浮浪悪行の群に投せしむるの場合亦た多かるべく、之れに加ふるに教養関係と全く独立して貧富各階級より自然に所謂不良少年なる者を出たす事例に乏しからず」 (小河 1903a : 2 章 21-22).

このような事情ならば、深刻な状況にあると言わざるを得ないと考えられる。

このような児童の状況をふまえて、小河は児童労働について 1900 (明治 33) 年 6 月農商務省の全国工場統計表によって、多数の児童が働いていることが明らかとなり、全国の工場で使われている職工の内 14 歳未満の男女合計 36,586 人。1897 (明治 30) 年紡績連合会調査に依れば 11 歳以下の幼男女で使われている者は 1067 人となっており、このような児童労働は、当然親や学校の保護の下にあるべき多数の児童が、労働して生活している状況は、かぎりなく遺棄状態に近いと考えられ、このような生活が、児童の早熟の原因となって彼らを浮浪悪行に陥らせていると、小河は考えている。内務省調査に依れば、感化法 5 条第 1 項に該当する不良少年 (満 8 歳以上 16 歳未満で適当な親権を行う者もしくは適当な後見人なく遊蕩または乞丐をなし、もしくは悪交ありと認めたる者) について内務省が調査したところによれば、1903 (明治 36) 年 11 月現在 3464 人であると述べている(小河 1903a : 2 章 22-23)

ところで、一般の児童保護の現状はどのようになされているか、という点について、孤児院、育児院、貧児保護院の名称で個人または私立団体の事業として経営しているものが、少数あるが、社会の人々がこのような事業に関心をもち支援することはあまりなく、国家として関係するところがないと述べている (小河 1903a : 3 章 10-11)

それでは、慈善関係の恤救規則で児童保護はどの程度なされているかについて、次のように述べる

「僅かに不完全なる恤救規則の範囲に於て公力を以て養育を施すの棄児 2077 人(明治三十年年末現在)之れに対して約 15827 円の公費を支出するに過ぎざるの形況なり」(小河 1903a : 3 章 11),

このように、小河は養育を施す「棄児」は 2077 人に対する公費支出が、わずか 15,827 円であると批判している。たしかに 1 人当たりには換算すると、わずか 7.6 円にすぎないことが判明した。

一方、未成年犯罪者処遇の分野では、政府当局者は監獄改良の必要を認め、国立感化院の特設、児童を教育的設備によって感化保護する方針、あるいは幼年監獄を創設し成年犯罪者と隔てて、旧来の状態を一新する傾向があるが、未だ根本的な法令の改正をなされないため、依然として児童は同一監獄内に成年受刑者と変わらない処遇をうけると述べている(小河 1903a : 3 章 11)。次に警察ではまだ児童保護の趣旨が理解されていない為に、遺棄・浮浪・悪行または犯罪あるものを連れてきてこれを悪漢無頼の成年犯罪者と同一処遇するような事例はよくあると述べている(小河 1903a : 3 章 12)

このように検討してきた結果今の児童保護の状況について法的にも、慈善的にも極めて不備であるといえるとして次のように批判している。

「要するに何れの方面より之を見るも幼者保護殊に教養感化の事業に就ては其法為的たると慈善的たるに拘はらず総へて我国にあつては尚ほ未だ極めて幼稚不備の域にあるを免かれずと言ふの誣言に非ざるべきを信す」(小河 1903a : 3 章 12)

このような児童の状況は、我が国にあつては今までほとんど議論されず、児童保護、なかでも感化事業について、経営している施設は見たことはない。刑法で満 8 歳以上 16 歳以下の未成年者を懲治場に留置する規定はあるけれども、この懲治場なるものは名前のみで、実質は普通の監獄で一般犯罪者とほとんど変わらず、民法にも懲治場の規定があるが、それがどのような場所なのかということの定めはないと述べている(小河 1903a : 3 章 7-8)

ところで、感化法は 1900(明治 33)年 3 月に公布され、1901(明治 34)年 8 月に感化法施行細則が公布され 4 年経過したが、神奈川と秋田に小規模な県立感化院を創設したほかは、感化事業に着手したものはない。感化法は多少不備欠点があるが、立法の不備について実際の運用によって補うことができるはずであるが、そうならないと批判している(小河 1903a : 3 章 9)。このことは、内務省地方局の調査でも感化事業は、全国で 13 ヶ所で規模は小さく、収容人員合わせて 205 人に過ぎないと述べている(小河 1903a : 3 章 10)。

以上のように貧困層の児童の保護は、ほとんどなされていないと述べている。

2) 欧米の貧困層における児童保護

小河は欧州でも 18 世紀から 19 世紀にかけて育児院や感化事業の発達が見られるが、遺棄・浮浪または犯罪少年の増加し、犯罪科学や刑罰理論なども発達し、刑事政策や社会政策の上からも国家もまたその社会公共の利益を保全する任務を担うため、児童保護や感化事業にも関与しなければならないとの考えが欧州各国に行きわたったとして、次のように述べている。

「此くの如くにして爾來時勢の変遷に伴ふて益々一般の犯罪殊に遺棄浮浪又は犯罪少年の増加を見ると共に他方にはまた犯罪科学刑罰理論等の発達進歩を見るに至りたるがために 此に始めて刑事政策及び社会政策の上より国家も亦た其社会公共の利益を保全するの任務を尽くすかために当然刑事制度其他の権力的関係を以て幼者保護殊に感化教養の事業に関与せざるべからざるの理、闡明せられ、各国到る所に漸く之れが実行に着手するの機運を開展するに至れり」(小河 1903a : 3 章 5-6)

このように、欧州において少年の保護感化に関する規定を創始したのは 1850 年フランスで、1854 年英国がこれに続き、その後 70 年ないし 80 年の間に他の国もおおよそ法律上の規定を設けて到る所に国立感化院なるものを創設し国家の権力で強制的施行の基礎を強固とし、国家がこの事業の経営を監督し実質的費用の補助に奨励保護する道を開くことになったとして、次のように述べている。

「少年の保護感化に関する規定を設くるの例を開きたるは佛国にして(1850 年)、英国之れに亜き(1854 年)越へて 70 年乃至 80 年の間に於ては他の各国も亦た大概法律上の規定を見ざるものなきに至り従て到る所に国立感化院なるものを創設し少くも国家の権力を以て強制的施行の基礎を鞏固ならしむると共に進んで国家は大に此事業の経営を監督し且つ実質的(費用の補助)に之を奨励保護するの道を開くに至れり」(小河 1903a : 3 章 6)

なかでも英国は慈善事業を私立の経営に委任することを根本方針とするが、国家もこれに関する法制の完備を図り、その実行を奨励している。私立の経営だが、実質においては国家の事業であると次のように述べている

「殊に英国に於ては今日尚ほ慈善的私設の経営に委任するを以て此の事業の根本主義となすにも拘はらず国家は益々進んで之れに関する法制の完備を計り且つ極めて周密なる方法を設けて其实行を督励する所あり、名は慈善的私設の経営と云ふべしと雖も実質に於ては純然たる国家の直営事業と云ふの反て適當なるを信す」(小河 1903a : 3 章 6 頁)

欧州における感化事業に関する立法例としては、1896(明治 29)年ノルウェーや 1900(明治 33)年プロシア、1902(明治 35)年スウェーデンがあり、時代の必要に応じて実験や科学の要求を充たしている規定であって、これは国家がようやく直接にこれらの事業に関係し少なくとも国家と社会と相俟ってその完成・普及を經營しようとする傾向を現しつつあるとして、次のように述べている。

「其他感化保護事業に関し最近立法例として余の記憶に存する所のものは諾威 1896 年 7 月発布の感化法、瑞典 1902 年 7 月発布の感化保護に関する諸法令、普国 1900 年 6 月発布の未成年者保護教育法及び同年 12 月発布の保護教育法施行細則等にして何れも皆、能く時勢の必要に応じ実験及び科学の要求を充たしたる所の規定に非ざるはなく之を要するに国家が漸次其権能を以て直接是等の事業に闊歩し少くも国家と社会と相待つて其完成普及を経営せんとするの傾向を現はしつつあるは蓋し争ふへからざるの事実なり」(小河 1903a : 3 章 6-7)

以上のように、欧米各国では、貧困層の児童保護が、進展を見せていると、論じている。

3) 貧困層における児童保護の対象範囲について

小河は感化教育の対象を大別して、(1)遺棄状態にある者、(2)不良行為ある者、(3)犯罪行為あるものに分けて述べている。まず遺棄状態にある者は、その数が最も多く、感化教育を加える必要があると次のように述べている。遺棄状態にある者はその数が最も多く、最も感化教育を行う必要がある者に属すると述べている(小河 1903a : 5 章 5)。その内容について、両親の不明なものを棄児、両親を発見できない者を遺児、両親がなく貧困で生活できない者を孤児・両親の病気・精神的及び身体的問題または入獄等によって保護されないものを窮児とし、両親からの虐待、欠乏不親切等の為に発育を阻害され、または両親により浮浪乞食又は怠慢に誘惑された者は総て遺棄状態にあるものの内に包括されると述べている(小河 1903a : 5 章 6)。

このような遺棄状態という事実だけでは、感化教育の対象にはならず、その種類のなかには、一般社会政策に基づく救貧慈善制度の範囲に属し、感化教育とは異なった方法で收容保護すべきと次のように述べている。

「是等の種類の内には一般社会政策に基く救貧慈善制度の範囲に属し感化制度とは全く相殊別する所の方法を以て收容保護すべき性質のもの少からず」(小河 1903a : 5 章 6)

ここで小河は、感化法の対象にならない多くの児童は、救貧慈善制度の範囲に、属すると指摘し、救貧慈善制度の重要性を論じている。どのような遺棄状態であれば、感化教育の対象となるのかという点については、道義的遺棄状態であり、遺棄のために身体及び精神の保護を放任されていることによって、すでにある程度の悪行、または犯罪の傾向に至る状態にあるものと述べている(小河 1903a : 5 章 6)。つまり虐待又は教養の放任は、道義的遺棄状態の結果をもたらす原因であるが、そのような状態の者が必ずしも道義的遺棄状態であると言うことは出来ないと述べている(小河 1903a : 5 章 7)

この道義的遺棄状態と一般社会政策の関係について次のように述べている。

「道義的遺棄状態に陥るの前に予防救済する方法を講ずることは宜しく一般社会政策の任務とすべき所にして、あるいは営業取締の上に於て職工の年齢又は営業の種類を制限し、あるいは学校条例の上に就て就学の責任または方法を励行し、あるいは救貧制度の上に、あるいは児童保護組織の下に、要するに公私各般の方法により一般社会的制度の方面よりこれを予防救済する所なかるへからず」(小河 1903a : 5 章 7)

このように、小河は、道義的遺棄状態に陥る前に予防救済する方法を講ずることが、一般社会政策の任務であると論じ、たとえば職員の年齢や営業の種類を制限したり、就学の責任または方法を励行したり、あるいは救貧制度の上に、児童保護組織のもとに、公私の方法を用いて、一般社会的制度の方面から、予防救済するべきであると指摘する。

このように、予防救済に大きな役割を果たすことが求められている一般的社会制度について、我国のように社会的制度、殊に救貧制度や慈善事業が未だ完全な発達していないので、予防救済という希望を満たすことはできない。もし感化制度の活用を成し遂げようとするならば、法律で定められている領域範囲を広げる必要があると述べている(小河 1903a : 5 章-8)。我が国の感化法は、各国の立法例に比べると、感化教育にとって最も必要な遺棄状態にある者の種類を除外したのは不備というべきで、このような狭隘な適用範囲では、感化制度の活用は成し遂げられないと批判している(小河 1903a : 5 章 8)。

感化法の不良行為なす者の多くは遺棄状態にあるが、感化法に遺棄状態にあるものを収容するという規定があれば不良行為をなすものを網羅することは可能である。しかしこの規定は存在せず、さらに遊蕩・乞丐・悪交等の行為と規定してあるので、その他の総ての不良行為をなす者が、最も感化教育を施す必要があるにもかかわらず、適当な親権を行う者の有無如何を論ずることなく、すべて除外することになると述べている(小河 1903a : 5 章 11)。

ゆえに、総ての不良行為ある者を網羅しようとするならば、感化法上、遺棄にあるものや、いわゆる不良行為の条件として「浮浪・怠惰・及び家庭または学校において矯正する見込なき悪行ある者」等の文字を挿入する必要があると述べている(小河 1903a : 5 章-12)。

以上のように、感化法の適用を受けない多くの児童には、救貧慈善制度の必要性を論じ、また感化法の改正を検討すべきであると指摘する。

4) 犯罪の社会的原因と児童労働

ところで刑事政策の任務と一般社会政策の任務の相違点について次のように述べている。

「犯罪及び犯罪と直接の関係ある総へての反社会的不良行為を既発に防遏するは刑事政策の任務とする所にして其之を未発に予防する方法に至っては宜しく一般社会政策の任務として専ら其働らきを全ふする所なかるへからず」(小河 1903a : 12 章 1)

つまり、刑事政策の任務として、すでに発生している犯罪や反社会的不良行為に対応することだと述べ、それが発生する前に予防するのが一般社会政策であると小河は論じていると考える。

次に、小河は、犯罪を育む場所である社会の組織が改良されなければ犯罪予防の目的を成し遂げられないと次のように指摘している。

「犯罪の培養地たる社会其れ自身の組織にして改良せられざるに於ては結局総般的犯罪予防の目的を全ふし得へきに非ず」(小河 1903a : 12 章 2)

小河は、犯罪の社会的要因を重視し、その予防のための、社会政策を次のように論じている。

「少くも社会的原因の除去又は制限に向って力を盡くすことの犯罪予防の上に必要なるの事実は学者の各々其見解を一にするところにして社会政策に由って始めて能く其要求を充たさしむることを得へきなり、宗教、教育、道徳、財政、殖産、衛生、慈善等の制度の如き總へて社会政策の上より犯罪予防の方法を講ずるところの題目に非ざるはなしと雖も之を詳論するは本書の目的に非ざるか故に此には唯だ幼年犯罪問題を研究するの順序として特に之れと関係ある社会的原因と認むべき二三の要目を略説し刑事政策と相俟って一般社会政策の上より之を除去若くは制限する所なかるへからざる所以の一斑を觀察するに止むへし」(小河 1903a : 12 章 6)

つまり、社会政策の役割が重要であるとして、宗教、教育、道徳、財政、殖産、衛生、慈善などすべての社会政策のなかで予防を考えることが必要であるが、ここでは児童問題と関係のある社会的原因を検討し、社会政策の上からこれを無くしたり、制限する方法を考えると言うのである。このような、社会政策の一環として書籍館、夜学校、運動場、遊技場、演劇又は寄席場等の施設を普及させ、労働して生活している児童に利用してもらうことは欧米各国でも実行されていると論じている(小河 1903a : 12 章 13)。

ここで、注目されるのは、社会的公共事業として、書籍館、夜学校、運動場、遊技場、演劇又は寄席場等の施設を挙げており、小河の思想が監獄学だけではなく、その背景として、教養があることが判明したといえる。

さて、このような貧困層の児童に過度の労働を強いれば、勤勉の美風が形成されず、また早熟をもたらし、精神と身体の發育を妨げ労働することを嫌がることにつながると述べている(小河 1906 : 12 章 14)。さらに小河はプリンスの言葉を引用して、労働者は浮浪生活との境界線をさまよい、浮浪者は犯罪者との境界線を漂うとする(小河 1906 : 12 章 14)。

このように小河は貧困階級の労働と犯罪の関係性について考え、児童の前途を憂いている。ここで注目されるのは小河が労働者の不安定さに切実な問題意識を持っていることだと考える。

このような労働を取り巻く問題に関する政府の対応について批判し、労働の神聖を掲げてこれを保護するという文明国家にあるまじき態度と述べている(小河 1906 : 12 章 15)。

さらに幼い子どもを低賃金で働かせている企業を次のように批判する。

「彼れの労力に倚頼せんとする少数事業家の利害の如きは深く之を顧慮するに足らざるなり、国家は宜しく児童教養の任務を全ふする所あるか為めに年齢、時間、労働の種類方法等に就て相當の制限を設定すへき」(小河 1906 : 12 章 16)。

ここで注目すべき所は、児童を酷使している資本家を批判し、政府が労働年齢・労働時間・労働の種類について救済法で保護するべきだと主張している点である。

このように、児童労働の保護を考えている小河は、工場法案を批判して義務教育まで保護すべきと次のように述べている

「我が工場法案の要領(農商務省刊行)なるものに就て之を見れば 11 歳未満の幼者は総へて職工徒弟として傭使するを得さらしむへしと云ふにあれども尚ほ進んで少くも義務教育の年齢期まで之を延長するの適当なるを信す」と批判している(小河 1906 : 12 章 18).

この工場法案の問題点は、小河が述べているように資本家の利益を重要視していることだが、この当時司法省の官僚であった小河が労働保護立法について批判しているところが注目される。

小河はこの問題を考えるなかで、失業や過労や貧困に着目した上で貧困に喘いでいる階層の少年労働に注目し、児童がやむなく工場で労働することによって悪行に染まっていくことにつながると次のように述べている。

「社会の進歩に伴ひ生存競争、経済関係の変遷等に基く失業、過労、貧困其他種々の所謂社会的犯罪原因の増加と共に貧民階級特に下層労働社会に属する少年にして遺棄、浮浪又は悪行の状態及び犯罪行為に陥る者の多き」(小河 1906 : 2 章 21).

ここでまず注目されるのは失業・過労という労働の問題に言及している点であり、次に単なる少年ではなく貧民階級の労働している少年を対象としている点である。

ところで、小河は、都市に人口が集中するのは、文明進歩や人口増加に伴う自然の結果であるが、社会政策の観点からみれば、国家百年の基礎が崩壊する危険をはらんでいると述べている(小河 1906 : 12 章 24)。また人口の増加により、生存競争を激化させ、その結果社会における貧富の差が広がり、競争に敗北した貧民が増加し、地方でも広がり、自暴自棄などの反社会的罪悪行為が起きると述べている(小河 1906 : 12 章 28)。

このように犯罪は都市の「下層貧民社会」に頻繁に起きることが、考えられると述べ(小河 1906 : 12 章 29)、その例証として明治 34 年の受刑者総数 170,187 人の内、まったく資産がない人が 152,761 人であった次のような統計を引用している。

「明治 34 年の調査に依れば同年間に於ける受刑者総数 170,187 人の内、全く資産を有せざる者 152,761 人、少々資産がある者 15,030 人、資産があるものに至っては僅かに 2396 人の少数に過ぎず、司法省監獄局第三回監獄統計年鑑」(小河 1906 : 12 章 29)

この傾向は欧州でも同様であり、たとえばオーストリアの状況について次のように述べている。

「奥国の如きは最近十年間のし重罪受刑者総数は 350,011 人にして此内僅少の資産ありと認むべき者 49,000 人、資産を有する者僅かに 21,000 人、其赤貧なる者に至つては実に 300,000 人の多数を占むるの実況なり」(小河 1906 : 12 章 29-30)

このように小河は、経済上の欠乏が下層社会の民衆を犯罪に墮落させる原因であると

し、それゆえ救貧制度を一日もおろそかにせず必要とすると次のように述べている。

「貧困即ち経済上の欠乏なるところのものか下層社会の民衆を駆って犯罪に墮落せしむるに至る少くも重なる原因の一たることは是を以て見るも明かなるところにして救貧制度の一日も忽諸に付すへからさる必要ある所以は即ち之れか為なり」(12章 30)

救貧制度が最も普及しているのは英国であるとして、次のように述べている。

「英国は救貧制度の適実なると且つ普及せるとを以て世界に冠たる名誉を有するの国なり、1892年の調査に依れば英国及び威爾斯(ウェールズ)に於ける被救助者の割合は平均人口百人に対する約2.62に該当す、然るに犯罪と貧富の關係に就て調査する所に依れば、平均数以下の被救助者を有するの地方、換言すれば貧民の割合に少数なるの地方例へはランカスター、チェスター、ノルスアベルランド等に犯罪者—幼年犯罪者を出たすこと多数にして反て他の平均数以上の被救助者を有する地方に之を出たすことの少数(百分の四の貧民を有するに對し犯罪者の割合は百分の二に過ぎず)なる事實を發見せり」(小河 1906 : 12章 30—31)

このように、1892年において英国やウェールズで救助を受けているものの割合は2.62%であった。救貧制度の適用を受けている割合が少ないランカスター、チェスター、ノルスアベルランドは、犯罪者が多く、救貧制度の適用を受けている割合が平均以上の地域は犯罪者が少数ということを論じている。

これによって、小河は、モリソンが適実なる救貧制度の普及によって貧民をその欠乏から救済することが如何に犯罪予防の上から著しい効果をあらわすか証明するに足りていと論じている(小河 1906 : 12章 31)。またオーストリアにおいても、同様であると次のように論じている。

「近年奥国に於て救貧の一手段として貧民施食所を開始したるか為めに既に其二三地方にあつては乞丐浮浪の徒の犯罪行為に對し百分の六八乃至七〇の減少を見るの成績を呈する至りたりと云ふか如き亦以て僅かに一時的饑餓の急を救済することによりても如何に彼れを犯罪より予防しえるの効あるか知るべきなり。」(小河 1906 : 12章 31)

このように救貧の一手段として貧民施食所を開始した二、三の地方では、乞丐や浮浪の徒の犯罪行為が68%から70%減少したという。また一時的な飢餓を救済することにより犯罪を予防し得る効果を知るべきと指摘している。

さて、小河は、社会において犯罪の危害に苦しむということは、当然尽くすべき義務を果たしていない結果であるので、犯罪に対する予防の義務を尽くすことが、自衛の権利をなしとげる賢明な手段であり、資本家が下層貧民の窮乏を救済することが自らの利益を守ることであると論じている(小河 1906 : 12章 32)。

また、小河は、このような下層貧民である窮民が社会に求めているものについて、次のように論じている

「彼れ窮民の求むる所は固より多きに非ず、若し夫れ彼の常に憂慮、飢餓及び不潔と苦闘する所の窮民に對し之に打ち勝つに足るだけの衣食又は相當の職業を授け若くは其業務の餘暇を以て幾分か精神の慰安を得るの機会(例へは書籍館、遊技場、演劇場等を公設開放することに依り)を與ふるに於ては彼れは啻たに犯罪に陥るか如きことあらさるのみならず其境遇も次第に醇化せらるゝと共に恐らくは社會に於ける最も幸福なる者として其生を樂むの恵に浴せしむることを得へし、所謂社會問題なるものの要点は此に其大部分の解決を見るに至るへしと謂うも可なり」(小河 1903a : 12 章 32-33)

このように、憂慮や飢餓及び不潔と苦闘する窮民に対して、衣食または相當の職業を授けるか業務の余暇に精神の慰安を得る機会を与えれば、犯罪に陥らないだけでなく、その境遇も次第に手厚い教への感化を受けて、社會において最も幸福なる者としてその生を樂しむ恵みに浴せることだろう。所謂社會問題の要点はここに大部分の解決を見るに至るであろうと指摘をしている。

ここで注目すべきところは、窮民に衣食または職業を授けるか業務の余暇に精神の慰安を得る機会を与えれば、犯罪どころか、最も幸福な生活を送ることができると指摘しているところである。

次に小河は、貧民救済の必要を唱える理由について、經濟上の欠乏が犯罪に導くというだけでなく、下層社會の境遇が腐敗してにぎっているために、ここで育つ多くの児童があるいは若死にし、あるいは遺棄され、あるいは虐待されその境遇の犠牲となって浮浪や犯罪などの運命に陥る事を免れられないためであるとしている(小河 1906: 12 章 34)。ここで注目すべきところは、小河が、貧民救済の理由として、下層社會の児童に注目しているところである。

小河は、人は境遇の動物であるといわれるように、独立した大人であっても境遇の犠牲となることは免れないとして、生まれながらにして乳の代わりに悲しみの涙を飲み、若しくは梅毒的又は酒毒的有害である乳を飲まざるを得なかったというような腐敗してにぎっている境遇に生育、否寧ろ遺棄や虐待を受けた下層児童の前途は厳しいだろうと指摘するが(小河 1903a : 12 章 34)、ここに小河の下層児童の境遇に対する痛切な問題意識を感じ取ることができる。

このように、小河は、犯罪発生には窮乏が必ず伴い、窮乏は境遇を腐敗してにぎらせて多数の幼年犯罪者が生み出すとして、幼年犯罪者の大部分が實際このような関係のもとで犯罪に陥るという事実の例を挙げ、例えば幼年犯罪者 2000 人のうち 823 人は悪評ある不良の家庭に育ち 207 人は両親または同居者に受刑者がいて、1785 人は「赤貧」「窮乏」の者に属している。同様に 2456 人の内赤貧者 1549 人、わずかに生活することができる者 792 人、少々資産ある者 104 人、資産ある者 11 人であると分析している(小河 1906 : 12 章 35-36)が、この分析から貧困と犯罪の関係性を論じているといえる。

<表 2 生育>

	16歳未満		20歳未満	
	男	女	男	女
総人員	2871	631	13625	3643
実父母の手にて	2660	551	12996	3363
実継又は実養父母の手にて	64	22	168	67
養父母又は継父母の手にて	28	14	73	69
親族の手にて	70	29	265	97
他人の手にて	46	15	119	46

(出典小河 1903 : 12 章 37-38
筆者改変、以下同様)

次に小河は、1902（明治 35）年におけるわが国の新受刑幼年囚(16 歳未満)及び未丁年(16 歳以上 20 歳以下)に就いて其の生育、貧富、教育、父母罪科の有無、職業の有無について調査したところを表にしているが（小河 1903：12 章 37-38）、その数値は変えず分析しなおしたのが表 2～表 5 である。

まず生育については右のように項目を細分化しているが、幼年囚(16 歳未満)で「実父母の手にて」育成されたのは、男子約 93%、女子約 87.3%であり、同様に未丁年(16 歳以上 20 歳以下)においても男子約 95%、女子 92%であった。つまり大多数が実父母に育てられていることが判明した。

表 3 貧富について、幼年囚(16 歳未満)で「資産なき者」と「赤貧の者」を合計すると男子約 94%、女子約 96%に達した。同様に未丁年でも、男子約 92%、女子約 95%になった。このことから、資産がないか、赤貧の者が大多数を占めていることがわかった。

表 4 教育であるが、幼年囚(16 歳未満)で「全く無学の者」の占める割合は、男子約 53%、女子約 74%に及び、未丁年でも、男子約 51%、女子約 80%になった。

「文字の読み書きを為し得る者」については、幼年囚(16 歳未満)で、男子約 23%、女子約 12%、未丁年でも、男子約 22%、女子約 11%になった。この両者を合計すると幼年囚(16 歳未満)では、男子 76%、女子 86%になる。また未丁年では、男子約 73%、女子約 91%にも及ぶ。このことから、無学か字の読み書き程度が男子では 7 割を超え、女子では幼年囚(16 歳未満)で 8 割半ばになり、未丁年に至っては 9 割に達することが判明した。

第 4 に父母罪科の有無について、「父母全く罪を犯したることなき者」男子 96%、女子 94%となった。

第 5 に職業の有無であるが、幼年囚(16 歳未満)で、「職業を有する者」は男子 33%、女子 33%、未丁年では、職業を有する者は男子 47%、女子 31%である。「職業に就きしことある者」について、幼年囚(16 歳未満)で、男子約 20%、女子 18%、未丁年では男子 23%、女子 17%である。一方「職業に就きしことなき者」では、幼年囚(16 歳未満)で、男子約 46%、女子約 48%、未丁年では男子約 30%、女子約 48%である。この結果から、幼年囚(16 歳未満)で職業に就いている、もしくはその経験がある男子を合計すると、53%、女子は 51%に達する。このことから子ども時代から仕事に就いている場合が多いことがわかる。小河は、幼年

<表 3 貧富>

	16歳未満		20歳未満	
	男	女	男	女
総人員	2871	631	13625	3643
資産ある者	16	2	112	9
稍資産ある者	145	25	910	172
資産なき者	1560	388	7931	1969
赤貧の者	1150	216	4670	1492

<表 4 教育>

	16歳未満		20歳未満	
	男	女	男	女
総人員	2871	631	13625	3643
小学全科卒業及之と同等の教育ある者	190	13	1144	52
小学校中途退学者	490	71	2421	263
文字の読み書きを成し得る者	665	79	3039	412
全く無学な者	1526	468	7021	2916

<表 5 職業の有無>

	16歳未満		20歳未満	
	男	女	男	女
総人員	2871	631	13625	3643
職業を有するもの	958	211	6472	1165
職業に就きしことある者	593	113	3139	633
職業に就きしことなき者	1320	301	4014	1770

者を犯罪その他のすべての「否運」より予防しようとするならば、まずその境遇を改良若しくは変更することが最も必要であると主張し、この改良をするためには、「一般救貧制度」の力に依り、変更するには幼者の保護を目的とする諸般の施設の働きによるべきであると次の様に論じている。

「幼年者を犯罪其他の総ての否運より予防せんとならば先づ其境遇を改良若しくは変更するの最も必要なるを知るべく之を改良するは一般救貧制度の力に依り之を変更するは特に幼者の保護を目的とする諸般の施設の働きを藉る所なかるへからず」(小河 1903 : 12 章 40)。

また、小河は分娩院や孤児院や棄児院や貧児院などは、幼年者を悪い境遇より救済するためには欠く事が出来ない施設であると述べ、すでに悪い境遇が幼年者を罪悪などの「否運」に陥れようとしていることが明らかになった以上、一日も早くその救護を急ぐようにしなければならず、努めて周到機敏な措置を行う事が必要であるとしている(小河 1903 : 12 章 40-41)。また、我が国において孤児院・育児院などの慈善的設備が数も少なく、その多くは個人が経営していて、そのめぐみやいつくしみの範囲は極めて狭く限られているばかりでなく、収容のために保護する時機を失することが多いためその内容は殆ど感化院懲治場等と変わることなく保護の成績を成し遂げることは顕著でないと論じているが(小河 1903 : 12 章 40)、このことから孤児院・育児院の質的充実をめざす必要があると批判していると考ええる。

4) 欧米の状況

このような日本の状況と比較して、イギリス・フランス・ドイツ・スウェーデン・ベルギー・アメリカなど到るところ、立法の上より国家がこれを経営する実例が乏しくないと述べ、幼者保護の目的を全うしようとするならば、社会殊に上流富裕の人々に協力してもらうことは当然であるが、国家もまた進んでこれを勸奨経営することがあれば、その結果間接的にも社会一般が、幼者や弱者を救護することについて、われわれの義務であると同時に当然の職分であるという観念を喚起し、同情「慈善」の風が尚さかんになると共にこの事業の発達、普及を見るようにすべきであると、論じているが(小河 1903 : 12 章 41-42)、ここで注目されることは、社会殊に上流富裕の人々に協力してもらうことは当然として、さらに一步踏み込んで、社会一般が、幼者や弱者を救護することについて、われわれの義務であると同時に当然の職分であるという観念を喚起すべきであると、小河が述べているところである。ここに内務省時代からの、「社会公共」の責務から、一步進んだ小河の考え方が判明した。

さて、小河はフランスについて、1874(明治七)年発布の幼者保護法では2歳以下の貧児のみでも一年間に13万人余り収容し、このため生児の死亡比例を78%から15%までに減少する好結果が生まれたと述べている。それ以後1877(明治10)年の命令や1889(明治22)の法律によってさらにその適用範囲を拡張し、今日では、欠乏、遺棄、または罪悪の境遇に生育するところの幼者はたいてい「保護救済」のめぐみ・いつくしみの恩恵を受けているとして、もしこれらの幼者が適当な時期に「保護救済」のめぐみ・いつくしみの恩恵を受けることが出来なかったら、彼らの前途は犯罪に陥って監獄又は懲治場

を賑わすことになっていただろうと述べている(小河 1903 : 12 章 42-43).

また、イギリス・アメリカ・ドイツ・フランスその他の文明各国では国家事業として「救貧」、殊に幼者保護の経営に着手しているばかりでなく、民間有志もこの事業に対して少なからず貢献している。殊に各種の方法・手段により近年では益々その規模と範囲が広がってきた。アメリカでは各地に幼者保護協会や基督教青年会等が設けられて、下層の児童を遺棄・誘惑・虐待等の境遇より「救護」して適当な教育・扶養ないし職業を与え、あるいは各階級に属する青年を網羅して、あたかも大家族的団体として「貧困」誘惑より「救済」するだけでなく種々の設備を設けて高尚優美なる快樂知識及び、しっかりして変わらない道德心を奨励するところがあると述べている。これに要する巨額の経費はすべて「慈善有志家」殊に上流有資産者の義捐金によるものであると述べている(小河 1903 : 12 章 43-44).

さらに、ニューヨークに於ける幼者保護協会においても、創立以来 23 年間保護を加えたもの実に 338,277 人となり 1897(明治 30)年度一年間の保護件数は 8172 件である。ブルックリンの同協会は創立以来 16 年間 56,160 人を保護したと述べている(小河 1903 : 12 章 44).

英国ではロンドン貧児教育同盟会という団体があり、1844 年創立されたと述べ、最初は学校教員の篤志家 200 人より組織されロンドン市中にさまよう貧児約 2000 人を収容してこれに教養を加えることを目的としていたという。しかるに、1894(明治 27)年の 50 年記念祭を執行した当時、保護児童の数は 5 万人、従事する教員 4500 人の状況となったと述べている。この他に児童を種々の虐待から保護することを目的とした有力な団体があり、創立以来 14 年の間保護を加えた児童の総数 281,000 人、このうち 198,101 人は遺棄及び飢餓の状態にあった者で、45,756 人は負傷及び虐待された者、8557 人は男性の親族により道德的に墮落させられた者、1423 人は虐待の結果終に亡くなられたという。1897(明治 30)年ないし 1898(明治 31)年の年報に依ればこの協会が公衆警察またはその代理委員より児童虐待の通知を受けたる件数は 25,170 件にして、尚同年間において必ず来たるべき墮落の前に「救護」した児童の総数は 68,000 人であり、すべての取扱事件の内において 204 件は着手の時期を失したる為その効果を見る事が出来なかったというが、なかには虐待及び飢餓のために亡くなるという不幸を見舞われたもの有りという。この協会の事業は年を追うごとに発展し 1898(明治 22)年には全英国において統一の実行普及を見るに至ったと小河は述べている(小河 1903 : 12 章 44-45).

次に小河は、イギリスの状況を次のように、述べている。

「経費年額約四万ポンド之れが負担に任する有志者の数、約十万人なり、『我が家は城郭なり』の格言を金科玉条とせる英国国民にして尚斯くの如くなりとせは如何に此事業か一般世人の為に道德的及び社会的責任として尽さるゝへからさるの必要を認めらるゝに至りたるかを知るを得へし」(小河 1903 : 12 章 45-46)

ここで、注目されるのは、イギリスにおいて、この事業が一般の人々の為に道德的及び社会的責任として尽くされ必要を認められているという点である。

ところで、ドイツにおいても一般救貧制度の発達について、次のように論じている。

「独乙に於ても一般救貧制度の発達に伴ひ特に幼者保護に関する事業の如きも公私各方面より頻りに之れが設備の完成を努むる所あるが為めに至る所、既に種々の名称を有する建設物あるを見るの実況なり、然かも此事業経営の範囲か動もすれば狭き宗教社会の間に限局せられ未だ普く一般公衆の同情的注意を此に注ぐに至らざるの傾きあるを以て識者をして独乙文明の恥辱なりと慷慨せしむる所あるを免かれざるものの如し」(小河 1903 : 12 章 46)

このようなドイツの議論において、一般公衆の「同情」的注意をここに注ぐに至っていない傾向があるという記述に注目したい。なぜならこの一般公衆の「同情」的注意とは、社会の慈善や救済に関する関心が薄いという点であると、考えられるからである。

5) 日本の状況

日本の状況について、次のように論じ、批判している。

「翻つて我国今日の実況に就て之を見れば独り公衆一般就中上流肉食社会の之れに向つて毫も同情を表する所なきのみならず、宗教道德の名に衣食する社会の者と雖も尚ほ未だ殆んど全く此に着手経営する所あるに非ず、全国を通し総ての慈善的施設を併はせて僅かに 270 余種に止まり而かも専ら一般貧児童の保護を目的とする施設の如きは唯た小規模のもの二三を屈指するのみにして真に九牛の一毛も能く以て之を收容保護するに足らざるの実況なりと言う(内務省刊行『日本帝国慈善救済制度の概要』十頁以下) 嘗たに光輝ある文明の体面に対して深く之を惜むのみならず国家富栄の前途の爲めに大にまた寒心する所なくんはあらざるなり、なんとすれば児童は将来の大国民を組織する所の要素なるか故に之れか前途の光栄を奪ふは自ら国家機関の衰滅を招くと一般なるを免かれざるはなり」(小河 1903 : 12 章 47)

このように、とりわけ中上流社会の方に向かって少しも「同情」を表さないばかりか、宗教道德の名前で生活している人々といえども、いまだ殆ど全くこの事業の経営に着手していない。全国すべての「慈善的施設」を併せてわずか 270 余に止まりしかも、一般貧児童の保護を目的とする施設は唯小規模のもの 23 を数えるだけで、真に九牛の一毛もこれを收容保護するに足らざる実況である。ただ光輝ある文明の体面を惜しむだけでなく国家富栄の前途のために大いにまた肝を冷やするところである。なぜなら児童は将来の国民であるが故にこの前途の光栄を奪うは自ら国家機関の衰滅を招くことになるのは免れないだろうとするが、ここで注目することは、中上流階級や宗教関係が経営に着手しないと指摘しているところである。

ところで、小河はダンテを引用して、次のように指摘している。

「ダンテ又謳ふて曰くと国家殊に上流社会の者か幼者保護の任務を空ふるの結果は終に其災禍を自己に応報せしめらるゝに至るは蓋し自然の配劑なりと言うへし、人或は幼者保護事業の発達普及を計らんとするの目的に対し是は到底学者の空想に過ぎざるものなりと非難する者あるへしと雖も彼の国民教育の強制法の如きも曾ては一片卓上の理想論たるに過ぎすと冷笑せられしにも拘はらず今日においては都鄙到る所に既に其实行を普及し幾十万の子弟をして普く学校教育の恵に浴し社会総へての階

級を通して之れが費用を分担するの国民的当然の責任なるを認めしむるに至りたるに非ずや」(小河 1903 : 12 章 48)

ここで注目されるのは、義務教育の費用負担が社会のすべての階級を通して分担しており、それを国民の当然の責任であることを認めさせるようになったと述べている点である。

さて、小河は、ナポレオン一世が、富国強兵の目的を達する為に帝国すべての棄児遺児及び貧児に対して国家及び市町村の費用を以てことごとく収容保護すべしとの命令を發するにあたって、一人もこれに対して疑いを挟む者なく一夜にしてその成功を拍手喝采したと述べている(小河 1903 : 12 章 48—49)。

このような一国の伝統を形成することについて次のように論じている。

「国風は一朝にして能く之を作為し得へきに非ず、彼の北米における等を始め其他多くの上流有資力者が自ら率先して公共慈善事業の為に巨額—若くは全部の一の資産を投ずるか如き美風は容易に之を我国に移すへきに非ざるへしと雖も苟くも之れが実行を期するの精神を以て国家が自ら進んで之を指導し奨励し若くは経営する所あるに於ては少くも目下焦眉の急務たる幼年保護の事業を完成するに困難あるへからざるのみならず之れが為に自ら又近き将来に於て一般社会殊に上流富豪の士人をして其惰眠を警醒せしむる機運の到達を見るに至るへきなり」(小河 1903 : 12 章 49)

ここで注目されることは、アメリカにおいて上流資産家が自ら率先して「公共慈善事業」のために巨額若しくは全部の資産を投ずるような美風をわが国で実行しようとする精神をもつという点である。さらに、社会の上流富豪の士人の惰眠を警醒させる機運の到来を見るようにするべきであると述べている点である。

さて、小河は彼らの惰眠を警醒させて、国家と社会殊に上流社会が誠心誠意能く相協同融和するように進んで、救済保護事業の完成をめざして、ここに始めて犯罪その他の罪惡より確実に社会を自衛する目的を全うすることができると指摘している(小河 1903 : 12 章 50)。ここで、小河は救済保護事業を国家と社会が力を合わせて、完成させると述べている点に注目したい。

4 節 小括

小河は、司法省時代においてブリュッセルで開催された万国監獄会議に出発し、その途次に、アメリカを訪問し、その後ロンドンを経て、会議に出席している。このような欧米を巡る中で、日本国内では得られない見聞と有益な示唆を受けていると考えられる。

欧米滞在中には、欧米の孤児院・貧民院を訪問し、なかでもアメリカの社会的慈善事業が予想外の発展を遂げていると述べ、その運営が多くの人々の寄付金により行われていることを述べている。またアメリカの社会的慈善事業における婦人の活躍にも接し、ハルハウスも訪問したと考えられる。一方米国の監獄改良の動きが止まった理由として、宗教家や慈善家の活躍や貢献が衰えたことを挙げた上で、米国は州ごとに法律が異なり、その結果監獄に対する取り組みも相違し、多くの典獄は大統領選挙などの御褒美で就任しているので、監獄改良が進まないと述べ、監獄の状況をみれば、社会の状況がわかると述べている。このことから、内務省時代に抱いていた、社会が監獄事業にどれほど関心を持っているのかという監獄と社会の関係性の重要性について、より深く考察することになった。このような欧米視察と万国監獄会議出席から帰国後、監獄改良について、欧米では民間の監獄協会が力を持っているということ、またベルギーでは犯罪予防制度が進んでいると述べているところから、当時の日本の犯罪予防制度の不足とそのあり方に対する考えをのべている。

このような欧米への国際会議から帰国し、欧米とは大きく異なる当時の日本における出獄人保護の状況や下層社会における児童の状況に直面し、内務省時代のように社会防衛という観点、つまり社会から個人をどうするか、という考え方から、個人からみた社会をどのようにしていくのか、という考え方が窺われるようになったといえる。

『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』に見られるように、まず下層社会の児童の状況と児童労働について検討を行うが、徐々に下層社会の児童の個別的状況や労働を強いられている個々の児童の実態とでもいふべき点にも関心を示していくようになる。この議論が下層社会の児童の状況や児童労働に対する、政府の無為無策を批判することにつながり、またそれぞれ異なる境遇の児童を、個別にどのように保護するかという考え方に展開していくと言える。この考えは、必然的に国家による救貧制度の必要性という議論となると言える。

一方、内務省時代に主張された出獄人保護に対する「社会公共」の責務という考え方が、『獄事談』において、より具体化して、その担い手として宗教家・慈善家・社会上流の紳士淑女を挙げていることである。ここで注目されることは、政府などの官憲ではなく、民間の、篤志家にその責任を果たすように述べている点である。このように、一方では、救貧制度の国家責任の端緒といえる議論を行い、他方民間による「社会公共」の責務という議論を行っているのである。このような小河の考え方は、後の時代にも引き継がれることになると思われる。

以上検討してきたように、この時代の思想の特質は、「社会救済における個別性」といえると考えられる。

Ⅲ章 清国招聘時代の思想の特徴—救済の目的に関する討究—

1 節 清国招聘時代における小河滋次郎の状況

本節では、小河滋次郎が1908（明治41）年4月に清国からの招請に応じて、北京に向けて出発し、1910（明治43）年6月に帰国するまでの背景・経緯について検討することを目的とする。

1. 清国留学生の増加と小河の関与

小河滋次郎は、1908（明治41）年4月に清国からの招請に応じて、清国に赴任するが、赴任前の清国の監獄改良と清国留学生の状況とそれに関連する清国の政治的状況について先行研究を検討することにした。

第1に清国留学生が日清戦争以後急増し1906年には12000人を数え（小島1989:13）、留学生を受け入れる大学が増加し、留学生のための学校が次々と開設されたことである（阿部2004:35）。急増した理由について除興慶は「維新に成功した日本をモデルにしようとするところにある。呂長順によれば、この日本留学の風潮を『血と涙の結晶』、『共同利益の所在』、『勢力樹立の長計』などと比喩している」と述べている（除2002:2）。一方小林共明は、まず1905年に科挙制度が廃止されたこと、次に留学生を対象に官職登用試験が行われたこと、最後に当時欧米に行く留学生は少なかったからだ述べている（小林1992:224-225）。

第2に当時清国は列強による不平等条約により半植民地状況に陥り、革命派の武装蜂起が続き末期症状を呈していた。1908年11月最後の皇帝宣統帝溥儀が3歳で即位し、1909年第1回総選挙の実施、1910年10月議会開催されるが、1911年10月辛亥革命が起き、1912年清国は滅亡し中華民国の成立という、いわば動乱のまっただ中であつたのである。

第3にこのような動乱を背景として、孫文は1905年7月19日来日し、8月20日には東京で中国同盟会を結成し、清国留学生が多数参加し東京に清国打倒の拠点構築された（中村1992:143-174）。この状況を憂慮した清国からの要請で文部省は清国留学生取締規則を1905年11月に制定し清国打倒運動に抑圧を加え、8000人の留学生が反対運動に結集した。この点について小島は留学生の間で抗議のため一斉帰国しようという意見と「孫文の意向に従って革命勢力温存のため自重を求める胡漢民・汪精衛・朱執信（三人とも法政大学）」らの対立があつたと述べている（小島1989:17）。一方中村哲夫は清国がこの取締り規則を用いて留学生を皇帝の管理下に置こうと画策したが、むしろこの反対運動は「愛国民主革命」を目指す留学生達に高揚をもたらしたとする（中村1992:179-208）。

第4にこのような状況の中で、清国が西洋列強の影響を受けて、監獄改良をいかに推し進めたのかという点について、清国の先行研究を分析・検討し、明らかにしようとしているのが、孔穎(2015)である。以下その検討を行うことにする。

孔は、清国がアヘン戦争による不平等条約によって、治外法権などの不利益を被るとともに、義和団事変による半植民地化によって、その近代化は大きく損なわれていたと述べる（孔 2015 : 110-111）。一方清国は、英米列強による日本に対する治外法権の撤廃という事実を知り、清国もその撤廃をめざして、日本のような監獄制度の改良を行うことをめざしたと述べている（孔 2015 : 112-113）。

光緒帝は 1906（明治 39）年、西洋的な内閣官制を創設し、刑部を法部として司法行政を管轄させ、大理寺を大理院として裁判事務を管轄させ、ここに行政と司法が分離し、裁判中の容疑者を拘置する施設として大理院の下に「看守所」を設けるとともに、法部の管轄の施設として懲役刑を受けた者が服役する施設として「模範監獄」が設けて、その結果監獄改良が注目されるようになったと述べている（孔 2015 : 116-117）。

一方清国政府は 1905（明治 38）年 9 月に科挙制度を廃止し、1906（明治 39）年に「遊学奨励規則」を定め、孔はこの点について「視察と留学が科挙に変わり、新しい出世の道となった」（孔 2015 : 115）と述べている。まず視察について、孔は「啓蒙視察型」と「専門視察型」の 2 種類に分けている。「啓蒙視察型」とは、「監獄を含める各方面の日本法政制度を見学するため」のもので、参加者は「地方官吏の候補者」および「郷紳」であった（孔 2015 : 116）。孔はこの型を時期ごとに 4 期に分類した。「第一段階」を 1900（明治 33）年～1902（明治 35）年、「第 2 段階」を 1903（明治 36）年前後、「第三段階」を 1905（明治 38）年～1907（明治 40）年、「第四段階」（1907）年以降である。孔は「第三段階」において、清国政府は地方官に着任するまえに日本への視察を義務づけたと述べている（孔 2015 : 119）。また「啓蒙視察型」の効果をあげるため、1907 年に「日本到着日を 2 月、3 月、9 月、10 月、という四ヵ月以内に定めて、30 人を超えれば法政大学に頼んで講習班を開く。聴講で予備知識を備えてから、実地見学を行う」（孔 2015 : 144）という方法がとられた。この講習について「清政府の立ち入りで日本駐在の清国公使を通し法政大学学長の梅謙次郎と協議して開設したことが分かる。修業期間が 3 ヶ月で、内容が地方自治で、梅の招聘した各名家によって教授されたのである」（孔 2015 : 145）という。具体的な教授内容は「選挙法、市町村制、戸籍法、憲法、教育行政、警察行政、府県郡制」（孔 2015 : 146）であるという。

次に「専門視察型」について孔は「清末監獄改革の進展により、監獄改革を視察目的に特定する専門視察型が生まれた」（孔 2015 : 116）と述べ、1903～1910 にかけての総視察数は 92 人とし、そのなかで視察数が最も多いのが 1906 年で 35 人に達し、次いで 1905 年 27 人、1907 年 12 人であった。派遣主体の主なものは、清国政府 12 人、直隸総督兼北洋大臣袁世凱 15 人、貴州巡撫 14 人、湖広総督 10 人、安徽巡撫 9 人などで、清朝政府以外が 76 人であると述べている（孔 2015 : 123）。直隸総督袁世凱は、1903 年と 1904 年に専門的視察団を送り、1904 年に巢鴨監獄を見本として天津罪犯習芸所を創設し、さらに 1906 年にも専門的視察団を送った（孔 2015 : 146）。一方清国政府は 1906 年 4 月専門的視察団を送り、日本政府はその対応に司法省参事官斎藤十一郎と監獄局事務官小河滋次郎を宛て、斎藤や小河は裁判所や監獄を案内し、小河は、司法省や監獄協会において講演をおこなった（孔 2015 : 170, 297-298, 312-313, 317-318）

このように孔は、清国における監獄改良への歩みと日本への視察という動きを述べているが、次に清国留学生について孔の議論を検討しよう。

前にも述べたように、地方官吏は、その職に就く前に日本視察が義務づけられており視察から帰国後、「法政叢編」と「粹編」などをもとに試験が行われた。これらの本は、もともと日本語で書かれたものを中国語に翻訳しているが、小河の『監獄学』も含まれており、法政大学の留学生が翻訳していると述べている（孔 2015：262-263）。孔はこのほかにも清末において監獄関係の本が中国語に翻訳されており、それは33種類にも及び、小河の著作は18種類であるが、なかでも清国招聘直前の1905年から1907年にかけて監獄関係13種類のうち小河の著作は10種類に達している（孔 2015：207-209）。このような翻訳書が多く出版されたことについて孔は「当時の日本留学生の翻訳事業の一環と見ても良いであろう」（孔 2015：266）とし、清国留学生が中国語に翻訳した書籍を日本の印刷所に依頼し、出来上がった本を中国に送付していたとも述べている（孔 2015：266-268）。

このような留学生が通っていた学校として法政大学の法政速成科、東斌学堂、東京警監学校を取り上げその状況を述べている（孔 2015：274-288）

このように先行研究において、遠藤や孔は、小河が多くの学校で教鞭をとり、清国留学生に慕われていたと述べている。遠藤は、小河の考えが、清国留学生や招聘された清国での監獄設計などで、清国滅亡の後の中華民国に受け継がれていったと述べている。また孔は研究背景や先行研究において述べているように、清末において監獄関係の本が中国語に翻訳されており、33種類にも及ぶが、小河が清国に招聘される直前の1905年から1907年にかけて中国語に翻訳されている監獄関係の本13種類のうち小河の著作は10種類に達していると述べていることから、清国の留学生から、いかに小河の書籍求められていたかがわかる。しかしながら、孔の議論において、不明な点は当時の清国留学生のおかれている状況、つまり清国打倒の運動との関連が不足している点である。

前述したように、孫文が1905年7月来日し、8月には東京で中国同盟会を結成し、清国留学生が多数参加し清国打倒の拠点が構築された。この状況を憂慮した清国からの要請で文部省は清国留学生取締規則を1905年11月に制定し清国打倒運動に抑圧を加え、8000人の留学生が反対運動に結集したという。当時の留学生は約12000名程度であったと言われているので、約7割の留学生が集結していることになる。このような状況の中で、小河が留学生に慕われていたということは、留学生の清国打倒という考えに理解を示していたと考える。

小河自身も清国が末期を迎え、新政府がまもなく誕生するという状況認識があったという点について、次のように述べたことから窺うことができる。

「近き未来に設立せらる北京中央政府の直轄に属する監獄の如きも改良着手の首途として最も大切の場合将来の貴国の監獄否な刑事制度の改良の運命の上に極めて大なる関係を持つべき譯でありますから其設計及び実行に就ては極めて慎重周到なる研究を尽くされんことを切望する次第であります」と述べている（小河 1907a：33）。

つまり清国の滅亡後「近き未来に設立せらる北京中央政府」のもとで、作られる監獄は監獄改良という視点だけではなく刑事制度の改良のため重要であるから慎重に研究されるようにと述べている。このように小河は、清国が滅亡した後の中国の新政府のためにどのような監獄を作るのか、刑事制度はどのように変えていくのかということを考えていたことがわかる。

以上のように小河は清国打倒という留学生に理解を示し、自らも清国滅亡後の中国新政府における監獄改良に大いに関心を有していた。それゆえ小河の教え子である清国留学生のうち孫文が組織した清国打倒の組織である中国同盟会に加入していた学生を検討することにしたい。先行研究において小河が清国留学生を教えていたのは、法政大学清国留学生法政速成科、東斌学堂、東京警監学校であるが、ここでは法政大学清国留学生法政速成科（以降法政速成科とする）に注目したい。小河は1904（明治37）年4月法政速成科が設置されると、監獄学担当の講師となり、1907（明治40）年まで名を連ねていた（法政大学史資料委員会1988：116）。法政速成科において1905（明治38）年に1回目の卒業生（1班）から1907（明治40）年の4回目の卒業生（4班）までを対象とする。この間に法政速成科卒業で中国同盟会に属して活動したと法政大学の史料に明記されているのは、蕭仲祈・張知本（1班）、汪兆銘・金章・古應芬（2班）、沈鈞儒（4班）の6名である（法政大学史資料委員会1988：167-180）。

まず蕭仲祈は湖南省の出身で、「経歴 前清奉天典獄官、湖南都督府司法司長、実業民生各司長ニ歴任ス、其他 前国民党員ニシテ孫文ト親交アリタリ」とのことである（法政大学史資料委員会1988：167）。蕭仲祈について、孔は賀国昌と共に小河の「監獄学」翻訳に携わり、1905（明治38）10月に出版した（孔2015：207, 262）。なお賀国昌も法政速成科1班卒業生である（法政大学史資料委員会1988：137）。蕭仲祈は孫文と親交があるとのことなので、小河と孫文を引き合わせた可能性がある。

張知本は湖北省の出身で「辛亥革命に際し同盟会支部評論長。武昌の中華民国軍政府司法部長。第一回参議員議員。27～28年湖北省政府主席、湖北省立法科大学、江漢大学、上海法科大学校長、国民党武漢政治分会委員、私立朝陽学院院长」であった（法政大学史資料委員会1988：167）。張知本も辛亥革命に際し同盟会支部評論長であったので、小河と孫文を引き合わせた可能性がある。

汪兆銘は広東省の出身で「日本留学中孫文の門に入り、中国同盟会の機関誌『民報』の記者として革命思想の宣伝に努力。（中略）11年上海における南北講和会議に参画、北方全権唐紹儀とはかり袁世凱と孫文を結ぶ」という（法政大学史資料委員会1988：169）。また土屋光芳も汪兆銘について、中国同盟会の機関誌『民報』に毎号論説を発表し、この『民報』創刊号に孫文が「三民主義」を発表したと述べている（土屋2013：680）。

汪兆銘は、孫文の側近であったので、小河と孫文を引き合わせた可能性がある。

金章については広東省の出身であり「曾て胡漢民、汪兆銘等と革命運動に努め日本より帰国後は法政学堂、警察学堂、自治研究所等に教鞭を執り第1革命後は南京参議員議員たり」とのことである（法政大学史資料委員会1988：171）。汪兆銘の友人であったので小河と孫文を引き合わせた可能性がある。

古應芬は広東省出身であり「日本留学中中国同盟会に加入帰国後広東法政学堂教習及び広東諮議局秘書たりしが第1革命起るや之に加はり1912年任広東臨時政府秘書長」であった（法政大学史資料委員会1988：170）。

沈鈞儒は、浙江省の出身で「若くして同盟会に入る。27年浙江省政府委員兼秘書長」であった（法政大学史資料委員会1988：180）。

この6名以外にも法政大在籍して、中国同盟会に属して活動したのが先ほど小島が述べた胡漢民と宋教仁である。宋教仁について狭間直樹は革命家としての活動の他に留学生

であったとして「宋教仁の東京での生活にはもう一つ、留学生としてのそれがあつた。歐米日本の後を追って中国の富強を達成しようとする革命であるからには、この来日は新知識吸収のための願つてもない機会だつた。彼はまず法政大學（法政速成科？）に席を置くが(05.6.12)、その秋には件の取締り規則反対運動で退學したものと思われる」と述べている（狭間 1990 : 492）。

以上のように、小河の教え子として、少なくとも 8 人が中国同盟会に入会し、孫文と活動を共にしていた。小河は講義などを通じてこのような清国留学生との交流を行い、学生達の行動を支持していたと考えられる。このような多数の留学生に対する監獄学修得のため、先ほども述べたように、1905 年から 1907 年に中国語に翻訳されている監獄関係の本 13 種類のうち小河の著作は 10 種類に達しており、それだけ小河は留学生に支持されていたと考えられる。彼らが相次いで帰国するなかで、彼らからの要請もあり清国に出向いたのではないかと考える。多くの留学生が、清国打倒して、新たな中央政府を作り、その監獄を作るという小河の考えに共鳴していたことが言える。この様なことが、清国からの招聘に応ずる一因ではないかと考える。

帰国した留学生について雑誌『法政』では「1913 年に開会した参議院・衆議院の議員や、各省諮議局（地方議会）議員に数多くの法政出身者がいること（特に諮議局議員は法政出身者が多数を占めており、日本留学・視察経験のある者 97 名中、法政出身者は 48 名にのぼる）、立法業の中心となった人物や、各地法政学堂などの教育機関の設立者や責任者となって法律・政治教育に携わつた法政留学生は、枚挙にいとまがない」と述べている（法政大学 2002）。

2. 清国招聘とその状況について

1) 先行研究

小河滋次郎は 1908(明治 41)年 4 月に清国に招聘されるが、その経緯に関する研究として、まず、遠藤興一が挙げられる。遠藤は小河の清国派遣について「この小河の登用に司法省当局の意志が働いたことは当然である」（遠藤 1982b : 13）と述べている。また遠藤は当時の清国が立憲君主制をめざしていたので、法制整備の一環として小河を招いたとし、小河も監獄顧問ドイツ人ゼーバッハの役割を担おうとしたのではないかと述べている（遠藤 1982b : 13-15）。次に遠藤は小河が司法省を退官した時期について、杉山晴康と篠崎篤三の説をふまえた上で、『監獄協会雑誌』21 巻 4 号に記載された清国招聘の記事をもとに、清国招聘に応じた 1908（明治 41）年 4 月という「この時以降日ならずして退官したのではないか」（遠藤 1982b : 14）と述べている。

第 3 に清国招聘による清国への影響について、遠藤は、先行研究から小河が「民国二年」の監獄則を制定し、台湾の獄制を生み出したと述べ、中国本土でも小河の設計した監獄が残り、小河は指導を受けた人々から尊敬されていると述べている。このように「小河の影響が、その後民国政府に受け継がれ、今日に及んでいる」（遠藤 1982b : 16）と指摘している。第 4 に遠藤は、小河の北京生活について、快適で「極楽郷」であり、清国政府の監獄改良の熱意も高いと述べている（遠藤 1982b : 17）

次の先行研究として、小野修三を検討することにした。小野は小河の司法省退職について「清国獄制顧問の勤務は司法省監獄事務官として派遣されたこそ遂行できる仕事

であって、決して司法省を退職して、司法省とは無縁になって出掛けたのではなかったはずである。帰国後の辞職は、出国以前の小河が遂行していた職責のすべてが他の人間によって現に遂行され、まさしく自分の座る椅子がどこにも発見できなかったが故の退職だったと考えられる」（小野 1998：188）と述べている。この根拠として、国立公文書館所蔵の「職員録」を引用し、1907（明治 40）年から 1910（明治 43）年まで司法省の職員としてその記載があると述べ、それゆえ「小河が司法省を退いた正確な日付は不明であるが、『職員録』からも明治 43 年 5 月から翌 44 年 5 月の間であることは間違いないはずである」（小野 1998：188）と指摘している。

第 3 に、小河の清国招聘に関する先行研究として、孔穎(2015)があげられるので、以下検討することにした。

孔は小河の清国招聘について研究背景で述べた政府の視察団と関係があると次のように述べている。小河が「清国獄務顧問として招聘されるのは、1906 年の董康視察団一行と直接な関係があると考えられる」（孔 2015：311）と述べ、その理由として、孔は小河と同時期に清国に招聘された岡田朝太郎法学博士の招聘が、1906 年董康訪日中に調印されたと述べ、志田鉦太郎博士の招聘は董康訪日をふまえて、1908 年 3 月に決定したと述べている（孔 2015：182－183；242）。ゆえに孔は「小河滋次郎も 1906 年の董康らの訪日によって招聘されたと推測できよう」（孔 2015：184）と述べ、さらに中国の史料から「数回にわたる董康の公務による訪日によって、先後して合計 4 人の法学博士、岡田朝太郎、松岡義正、小河滋次郎、志田鉦太郎を法律顧問として同時に法律学堂教習として招聘したという意味である。つまり、岡田と志田のほか、小河と松岡の招聘にも董康が関与したことは明らかであろう」（孔 2015：184）と述べている。

孔は、小河など清国から招聘された 4 名とさらに岐阜典獄の中村襄も含めて 5 人が「京師法律学堂監獄専修科」という機関に所属し、学生を教育したと述べ（孔 2015：319－320）、この教育機関は 1908 年 5 月に開設され、1910 年 5 月に 1 期生が卒業したとも述べ（孔 2015：176）、この教育以外に小河は「京師模範監獄の設計」や「大清監獄則草案の編定」をおこなったと述べている（孔 2015：321－325）。

孔は、小河が清国の監獄に関する評価は概ね肯定的であり、改良の前途を楽観視しているとして、「中国人には監獄建築に私財を寄付するような監獄改良に熱心な人が少なからずいること、また中国において仁政の思想が昔から根付いてきたことから、小河は清国の獄制改良の前途が明るいものと締めくくった」（孔 2015：327）と述べている。

このように孔は小河の清国招聘について述べた上で、なにゆえに小河が清国の監獄改良に精魂を傾けたのかという点について次のように検討している。

第 1 の要因として小河の「人格の偉大さ」を挙げているが、第 2 に「明治後期の時代背景の微妙な変化と密接な関係があると思われる」（孔 2015：328）と述べている。この「時代背景の微妙な変化」とは何を意味しているかという点について、孔は小野修三の議論を引用した上で、次のように述べている「小野修三は、小河滋次郎を日本を写す鏡として捉えていた。清末の監獄改良と結びつけて論じなかったが、ナショナリズムの道を歩みつつある明治政府に失望した小河は、清国で自分の理想を実現させたいと考えるようになった」（孔 2015：329）。第 3 に「小河が清国招聘に応じた原因は、幼年処遇理念に共鳴した彼の学友である早崎春香の 1909 年の退官の真相と関係していると考えて

よかろう」(孔 2015 : 329) と述べ、その理由として重松一義の議論を取り上げ、「小河滋次郎、早崎春香らの学究派は司法省の官僚派に排斥され追放されたわけであった」(孔 2015 : 329) と指摘している。この司法省辞職について、『上田郷友会月報』における小河の回想や大久保利武の回想を取り上げている。

小河が清国に招聘されたのは 1907 年に法学博士を取得したこと、官吏として「監獄法の起草作業の中心的存在」でもあったことであると述べ、また孔は「明治日本の監獄界に君臨していた小河は、さらに人徳もあったことから、清国獄務顧問の一番の適任として選ばれるのは無理もないことと言える。清国の監獄改良事業に対する小河の多大な寄与は、一抹の淋しさを感じながらも、完全燃焼前の一時的光明にも似たものであった」(孔 2015 : 330) と述べている。孔は、小河の招聘は第 1 に董康らの訪日調査とその働きかけによると述べており、第 2 に小河が招聘に応じたのは典獄早崎春香の退官の真相と関係すると述べている。まず、これらの点について検討すると、まず小河は司法省の官僚である為、彼を清国に招聘するという事になれば、必然的に司法省との交渉となると考えられるが、大学にいる岡田朝太郎や志田鉦太郎と同列に議論していることでは、小河の招聘の事実が判明できないと考える。第 2 に招聘と早崎の退官の真相が関係するとのことであるが、たしかに、背景からそのように考えられるが、その真相の中身についての議論と、それが具体的に小河の招聘とどのように関係するのかに関する議論がないので、論旨が不明である。ただ、「司法省当局の意志」か否かという点から考えると、後者であると考えられる。なお辞職した時期に関しては言及がない。

2) 清国招聘の経緯

以上の先行研究をふまえて、小河の清国招聘後の状況を検討することにしたい。まず、小河が清国赴任後『監獄協会雑誌』において、小河の清国の滞在報告や消息が報じられることはまったくなかった。また小河が清国に赴任直後、監獄局長に、検事出身の小山温が就任し、小河の後任の獄務課長も、検事出身の参事官である谷田三郎になった(内閣印刷局 1908 : 378-379)。さらに、同年 6 月に司法省監獄局長小山温は典獄会議で小河の出獄保護事業や川越や熊ヶ谷の児童保護学校の基になった感化教育論を全面的に否定した(小山 1908 : 3-14)。さらに小河の招聘後、監獄協会が組織変更されて、監獄協会会頭であった清浦奎吾が総裁となり、翌年の 1909 (明治 42) 年 4 月 25 日に依願辞職した。その際清浦奎吾は、昨年辞職したかったと述べている(監獄協会 1909 : 62-64)。その時監獄協会の会長は、小河の考え方や施策を否定した小山温であった(監獄協会 1909 : 56-62)。

このような状況をどのように考えるべきであろうか。もし小河が、万国監獄会議の時と同様な「司法省当局の意志」で、清国に派遣されていれば、万国監獄会議と同様に『監獄協会雑誌』において小河の清国の滞在報告や消息が報じられるはずである。

しかしながら、記事が掲載されていないということは、以下の 2 点が考えられる。1 点目は、もともと省内で、小河を左遷しようと考えられていて、たまたま清国招聘を契機として、小河滋次郎を清国に左遷し、追いやるという「司法省当局の意志」が働いた場合。2 点目は、小河滋次郎が司法省における、検事を中心とする規律重視の判断や指示に異議を唱え、また司法省から清国への派遣を要請したが、それがかなえられなかつ

たので、自らの希望で清国に赴いた。それを契機に小河の施策・考え方を排除するという「司法省当局の意志」が働いた場合、である。もし前者であれば、清国派遣以前から徐々に閑職に追いやられていたのではないかと考えられる。この点について孔は小河が官吏として「監獄法の起草作業の中心的存在」でもあったと述べている。また1907（明治40）年の司法省職員録でも、小河が「文官普通試験委員，文官普通懲戒委員」であって、この両方を兼ねているのは、当時司法省において、次官河村讓三郎，職員課課長高橋文之助，民刑局長平沼騏一郎と小河の4人しかいないのである（内閣印刷局1907：381－382）。このほかにも、感化法の改正もおこなっていた。またこの点について、大久保利武が小河について「内務省より司法省に転じたが、行刑上の所見が省議とは合はないので、留任を快しとせず、終に官を辞したのであった。然るに間も無く博士は当時の清国政府に聘用され、支那の監獄改良事業に参画し、数年を同国に送られた」（大久保1941：14）と述べている。このように考えると、前者である可能性は低く、あまり考えられない。やはり、後者の場合ではないかと考える。

一方、小野は小河の辞任について司法省職員録に1910（明治43）年5月にも監獄事務官として記載されているので、辞任は清国からの帰国後であると述べている。国立公文書館所蔵の司法省職員録を再検討したところ、1909（明治42）年5月の司法省職員録において、確かに「清国政府応募者」として監獄事務官小河滋次郎の名前が記載されているが（内閣印刷局1909：448－449）、1910（明治43）年5月司法省職員録には小河滋次郎の記載はなかったことが判明した（内閣印刷局1910：442－443）。

この点に関連して、小河の聘用について、清国出発直前の4月13日に、ようやく「清国政府の聘用に応じ、俸給，その他の給与を受ける件が許可される」とされ、「4月17日清国政府に聘用される」（矯正協会1990：507－508）と書かれている。許可の決定が直前で、慌ただしかったことが、判明した。このことから、小河は司法省に籍を置いたまま、いわば休職扱いで清国に赴いたのではないかと考えられる。

小河の辞職について、史料によれば、1909（明治42）年6月から1910（明治43）年4月の間であったと考えられる。それまでは司法省の一員なので職員録に掲載されていたと考えられる。

1910（明治43）年6月11日における清国での送別会において、小河は「予が帰朝後歐米を漫遊するの真意は日本に帰るも予に適當なる地位なきに由る、『出獄人保護』なる語は予輩の如き清國より帰朝すべき出獄人を保護すべき意味をも含蓄せずと云はんや」（上田郷友会月報1910：31）と述べている。つまり帰国しても適當な地位がないので、欧米に出掛けると述べ、私のように清国より帰国する出獄人を保護しなければならないと、小河に言わしめた理由は、そこにあったと考えられる。

3) 「法律新聞」に見る清国の監獄の状況

小河滋次郎は1910（明治43）年に清国から帰国するが、その後、1913年に大阪府救済事業囑託に招かれるまで、内務省の囑託を除いて官職に就かなかつたが、『法律新聞』に「雑事雑感」という記事を掲載していた。

そのなかで、1911（明治44）年2月28日発行の699号，同年3月15日発行の702号，同様に4月5日発行の706号，5月5日発行の713号に清国関係の内容が掲載され

ている。この記事を手がかりに小河の救済思想や社会観を考えることにしたい。

(1) 北京の習藝所 (『法律新聞』699号)

この号において小河は、まず大理院所属の未決監について、述べている。この未決監は小規模で、建物は旧式であるが、その特徴は次の通りである。

「其割合には遇囚規律の見るべきあり、看守の素養にも留意する所あるが如く、何處となく改良的新空気の全監を支配するものあるを覚へ人をして前途に望みを属せしむる所あるは欣ぶべし」と述べている (小河 1911a:14)。

ここで注目されるのは、この未決監が「改良的新空気」が感じられ、前途に望みを持たせると述べている点であり、ここから小河の清国監獄への期待感が感じられる。

次に、北京における唯一の新式監獄である民生部直轄の習藝所について述べている。この監獄の創設は、光緒31年(1905)であり巢鴨監獄の形式を参考にしたとされるが、分房の設備なく雑居房をだけで構成されている (小河 1911a:14)。定員は、400人だが、現収容人員は300人となっており、在監者の内訳について小河は次のように述べている。

「此内、受刑者63、浮浪者72、残余は総べて単純なる貧民にして、貧民中、多数を占むる者は十歳乃至十六七歳の少年なり、収容者の実質より之を見れば所謂、習藝所なるものは、監獄と労役場と養育院と感化院を兼併するが如きものと謂ふべく、獄制改良史の第一頁を実際に見学するの想ひあらしむること、吾人豈多大の感興なきを得んや」(小河 1911a:14)

ここで注目されることは、在監者のなかで受刑者は63人であって、それ以外は72人の浮浪者と単純な貧民であり、その貧民の半分以上が10歳から16,7歳の貧民の少年ということである。つまり、この監獄は、労役場と養育院と感化院をも兼ねて、未分化の状態にあり、在監者のほとんどが浮浪者と貧しい少年である。このことは小河にとって、年来のテーマである貧民階級の児童保護と犯罪の関係を考える上で、またとない機会となり、「吾人豈多大の感興なきを得んや」という感想につながると考える。そして小河はこのような監獄に自らを導いた清国の当局者に次のような感慨をもらすことになる。

「余は寧ろ獄制改良の名の下に先づ其手を此種の施設物に下したるの明に敬服せずんばならず。知るや知らずや、彼れは正しく獄制史上に所謂、白耳義式を避けて羅馬式を採り、健全にして合理的なる獄制改良の針路に向つて其歩武を進めり」(小河 1911a:14)

ベルギーのように重罪者のための施設を作り、アメリカのように死刑に代わる無期囚の為に分房監を建て、日本のように重犯者を拘禁する集治監を目指して改良を重ねているものと比較すると差があるが、着実に進むことにより横道に入っている国より先に光明を見出すと次のように述べている。

「歩一歩、進んで能く息まずんば、反て彼の徒らに捷路を取らんと欲して邪徑に入り、空しく金と力

を費して一の得る所もなく、寸前尺退、今尚ほ十年の舊阿蒙たるを免かれざる隣東国のそれに比して寧ろ早く 前途、光明を認むるの域に達することを得ん」(小河 1911a:14-15)

ここで注目されるのが、当時の日本の監獄の状況を、横道に入り、空しく金と力を費して、一つも得るところがなく、いまなお、10年の昔同様子どもであることを免れないと批判しているところである。ここからも、小河が当時の司法省の監獄施策に大きな不満を持っていることが判明した。

ところで、今の習藝所はその組織も不完全なものが多いことは言うまでもないが、改善が可能であると次のように指摘している。

「容易に之を改善し得るの可能性を有す。若し能く之を改善するの暁には明日にも完全なる労役場または感化院の成るを告げ、刑事政策の上に急務中の急務と称せられる、浮浪者、失業者、又は未成年犯罪者を適当に措置する機関を完備せしむることを得べし」(小河 1911a:15)。

ここでも、監獄の問題が、浮浪者・失業者・未成年犯罪者をどのように処遇するかということであり、その根底にはこのような貧民の問題をどうするのか、という小河の問題意識が顕在化していると考えられる。

また、小河は形式だけの欧州化を進め、内容が雑然として統一がとれていない数十の新監獄を竣工するよりも、むしろ一つの労役場または「軽罪監」を持つことが望ましく、さらに4つや5つの労役場を作るより、一つの感化院を創設すること重要であると述べている(小河 1911a:15)。このことは、小河が清国においても、感化院の機能役割を重視していると考えられるが、それだけではなく、このような感化院を重視することが、中国文明に貢献して治安維持に役に立つと述べている点が注目される。このような小河の指摘から、清国において、今までの文明を尊重するというよりも、形式的な欧州化がかなり進んでいることが窺われ、この形式的な欧州化に対して小河が批判的ではないかと考える。

さて、この習藝所において、収監されている者は、それぞれ特別な注意を要する者であるが、その中でも措置の緩急を異にするべき人々は明らかであるとして、このように未成年の貧民の処遇を中心とするように述べているが(小河 1911a:15)、このことは感化院の重視と同じであると考えられる。

このほかに、受刑者の扱いを優先して、貧民を後まわしにするということは、本末転倒であると述べて(小河 1911a:15)、未成年の貧民の処遇を改善するように論じている。

監獄作業もようやく始まり、督励の層、一層厳粛になることが必要であるが、おおむね浴室、教場、病監、薬局、厨房、運動場、等の設備はほぼ整頓が完了したと述べている。ただし教場における卓子があまりに清潔なのは、むしろ習字が規則通りに実行されているか疑問の種となると述べ、厨房に普通人を使い、調理する人の身体や衣服が清潔ではないことは、注意することが必要であると述べている(小河 1911a:15)。

貧民拘禁の期間は3年をもって限度とすることは定例であるが、3年の後、尚自営の道を得ることができない者については、その拘禁を延長継続することもできると述べている。このことは、不定刑期を採用されていると認められ、形式だけになっていること

が免れないという感想を持つが、大体において用意周到、到底他の監獄の企てに及ばない進境にあることであり、喜ばしいと述べている。

この監獄では、監督 1 人、提調 1 人、分班所管 2 人、所官 5 人、看守長 6 人、看守 36 人配置され、まず監督とは民政部の役人であって、警視總監と同格の地位にある者が兼務している。提調は獄務の事実的長官であり、分班所管は提調の補佐官である。所官なるものは我が国の看守長に相当し、看守長は我が国の看守部長である(小河 1911a:16)。これらの官吏のなかに日本留学の経験者がいたと次のように述べる。

「分班所管二人は何れも日本に留学したる経歴を有す、特に其一人なる福来氏は、久しく我が警視庁に学び、尚印南典獄に就て監獄学を修め、藤沢典獄の指導の下に東京府下の各監獄をも見学したることもありと曰へり、余が視察の当時、専ら説明の勞を取りたるも亦同氏なり、年壯氣鋭、頭脳亦極めて明晰、前途有望の司獄官たるを信ず」(小河 1911a:16)。

この記述から、留学生を指導していた小河にとって、それが清国で生かされていることを知り、嬉しくかつ頼もしく感じていたと考える。

(2) 順天府所属の習藝所 (法律新聞 702 号)

次に視察した順天府所属の習藝所であるが、地方監獄と称するもので、民政部と直接の交渉はなく順天府に一任され、民政部の習藝所と異なり受刑者のみを拘禁している。監獄に習藝所という名称をつけた理由として、ヨーロッパの「労役役」や「労役場」と同様な「労作的感化」にあるとして次のように述べている

「重きを労作的感化に置かんと欲するの旨趣なるべく必ずしも不条理と云ふには非ざるも然かも行刑機関の実質を表するに適せざるは勿論、現在する若くは将来に設備せらるべき社会的各種の感化救済の機関と混同し易からしむるの弊あるを免かれず」と述べる(小河 1911b:15)

つまり、「労作的感化」に重点を置く趣旨であると考えられるが、行刑機関の内容を表すのに適していないという点と、現在もしくはこれから設けられる社会的感化救済機関と混同しやすい欠点があると述べている。

また「労作的感化」は行刑の一要件に過ぎないのに、これを重要視するために監獄を、官立製造場のようにするおそれがあると述べ(小河 1911b:15)、さらに米国のように監獄又は習藝所に製品陳列場を設けて公衆の観覧と購買とに便宜を図る場所を設けるようなことや、また新築監獄の設計に当り製品陳列場の付設を必要条件と考えるようなことなど、このような営利主義の弊害が徐々に顕れて、監獄の前途にとってはかなり警戒を要する現象であると述べている(小河 1911b:15)。

このように、清国の監獄が「官立製造場」ないし「製品陳列場」という営利主義の弊害の兆しが現れており、斯業の前途に大いに警戒を要すると批判している。

さらに、監獄作業の利用による収益は、目的ではなく自然の結果として生み出されるべきものと述べ、収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと批判している(小河 1911b:15)。

ここで注目されるのは、小河が斯業における営利主義を明白に否定していることである。つまり、小河の思想として、斯業は、収益の手段ではなく、それ自身が目的であると論じていると考える。

さて、習藝所の収容人員は約 380 人で、多くは 2 年から 3 年であり、10 年の長期刑を有するものは、約 40 名いるが、収監人員の多い割合には、職員なかでも看守の数が少いのは釣り合いがとれていないと述べ、収容は 160 人から 170 人程度がふさわしく、工場の設備が不完全なため、多くの者が終日監房にいることになっていると指摘する。

それゆえ、収容人員の減少を図るとともに、工場設備の拡張を計ることが目下の急務であると指摘している。また清潔や衛生についても改善すべきであり、なかでも監獄内の衣服は自分で用意するという制度は不可であると指摘し、清潔が行はれないのはこのためであるとして、監獄内の紀律の励行を成し遂げ、病人や死亡者が比較的少数であることによって、衛生状態を楽観することは、良くないと論じている（小河 1911b:16）。

このように改善点として、第 1 に収監されている人の減少、第 2 に工場の設備の拡張、第 3 に服装の支給、第 4 に清潔・衛生状態の向上を挙げている。

しかし習藝所の年間経費から考えると経理の困難は想像するだけでも困難であると述べて、今後の方針について次のように論じている。

「必ずしも給養を厚ふすべしとは言はず。人道の上に性理の上に、将たまた公共の利益の為に、果して国家として尚ほ必要の最下限の程度に尽くすべきや否やを反省する所あれば可なり」（小河 1911b:15-16）。

ここで、小河は必ずしも生存に必要な物資の供給を多くするべきだと言うのではなく、人道的に、万物が天から授かったそれぞれの性質と運命として、「公共の利益」つまり社会の利益のために、果たして国家が「必要の最下限の程度」として尽くすべきかどうかを反省するところがあれば、十分であると述べている。この「必要の最下限の程度」ということについての説明はされていないが、文字通りに考えれば、国家が必要と考えられる最低のレベルということになる。

ここで注目すべきな点としては、国家の「必要の最下限の程度」という名称である。これはイギリスのウェップ夫妻のナショナル・ミニマムの議論をふまえていると考えられる。なぜなら、小河は『社会問題救恤十訓』においても冒頭にウェップ夫妻に言及しているからである。

さて、小河は病気で治療が困難な場合自宅療養を許すべきであるとして、病監の設備が不完全で移築改造するべきであると述べている。そもそも、この場所は乾隆帝の昔から既に無告の窮民を収容する善堂が設置されていた。それが今や習藝所となった。その意味では因縁のある場所であると述べている（小河 1911b:17）。

(3) 清国の中央監獄である法部所属の南北監獄（法律新聞 706 号）

本号において、小河は法部所属の南北監獄を紹介し、この監獄は清国の中央監獄であるが、その実態を見ると、刑部時代の旧式のまま（法部は新しい名称であって以前は

刑部と称していた) 殆んど改良を行っていないことが明白であると述べている。政府は改良を命じるが、行われていない。この間の事情について、小河は「模範監獄」新築によって、獄制改良を一挙に進めようとしているのであろうと推測している(小河 1911d:13)。

このような清国政府の考え方に対して、小河は建築は獄制改良の一手段であるに過ぎないとして、至急に「内容的改良」を行う必要があるが、それに含まれるものとして、紀律、衛生、教化、作業、給養など監禁している囚人に対して行われるものであり、経費の範囲内で最善を尽くすことが求められている。今までは紀律の弛緩、衛生の欠陥、教化の不備、作業の荒弊などは、監獄の構造が不完全であるためと考えられていたが、小河はそうではないと否定している(小河 1911d:13)。

小河は、監獄の構造の不完全であることは、必ずしも以て文明国の恥ではないと述べている。しかしながら、実質の改良をなおざりにして、ただ外形的構造の備えを求めようとするのは、「錦繡を装ふの野人」であって国の体面を傷つけることになるだろうと述べている(小河 1911d:13)。

ここで注目されることは、清国中央政府が命じたことがお膝元の北京ですら守られていないとして、清朝末期のいわゆる「光緒新政」の実状が映し出されている。次に、旧式の監獄を壊して新型の監獄ができれば、監獄改良が進むという、清国の官僚達の考えは、国の体面を傷つけると述べたことである。

さて、小河は、このような監獄改良の考えを、法部尚書(長官)である戴鴻慈氏に伝えて、長官が小河の意見を取り上げることが決まり、まさに、監獄改良が為されようとしたとき、長官が辞任して、監獄改良は中止されたと述べている。この中止の背景に、小河に対する嫉妬や嫉みに基づく、誤った架空の話が捏造され、この事件から、小河は清国官僚の間にわだかまっていた排外思想を実感することになったと述べている。この辛い時期に、戴鴻慈氏と出身地が同じで、また師弟の関係にあった麦秩巖氏がいろいろと話し相手となってくれた。彼は法制調査委員として、来日しており監獄制度を熱心に研究していたという。現在御史という官職につき、常に清国の獄制改良について、恐れ憚ることなく、正しいことを議論するほか、北京模範監獄建築委員の首脳となつてその蘊蓄を發揮しているのは喜ばしいと述べている(小河 1911d:14-15)。

ここで注目することは戴鴻慈氏の同郷で師弟関係にあった麦秩巖氏が、以前法制調査委員として来日しており、監獄制度を研究していたとのことであるから、小河との間で指導・交流があったと考えられる。小河が日本で指導・交流した清国の官僚がこのように活躍していることは、きっと頼もしく嬉しかったと考える。

(4) 保定府の工藝局(法律新聞 709号, 713号)

本号では、小河が、帰国直前の1910(明治43)年6月初旬、保定府に旅に出掛けたことが、次のように述べられている。

小河は、清国の役人の招待を受け保定府に遊び、旧友に再会し、新旧各種の監獄を参観することができたと述べている(小河 1911e:15)。その旅で最初に訪れたのは工藝局という所で、日本に留学していた2人の教え子に出会えたという。その2人とは、総弁文惠及び局員高蘊杰であり、彼らは以前に、小河が教えていた警監学校に在学しており、

そこを卒業した後に、東京府下の各監獄において実務の研鑽するために、小河が便宜を図った関係もあり、清国の保定府で遭遇した。小河は、あたかも故郷に行つて、親戚や知己に逢つたようなものであると述べている（小河 1911e:15）。

このように、ここでも日本に留学し、小河のもとで学んだ卒業生である官僚に出会い、その再会に喜び合っていることがわかる。

さて、次に小河は、工藝局の創設の経緯や内容について、貧民救済の機関を合併したもので、貧民を收容し、彼らを感じ化して、生業を身につけさせ、犯罪を予防するところであると述べ、また收容されている者の年齢は未成年が半数を占め、15歳以下6~7歳の児童もいたという（小河 1911e:15）。

次に小河は工藝局が、感化院と労役場ないし授産場を兼ねていて、自ら希望して入る場合と、強制的に收容される場合があると説明している。また入所年齢は、男子が15歳以上40歳以下、女子も12歳以上40歳以下となっており、学生は7歳以上15歳以下となり、さらに「廢疾者」や伝染病者は收容できないと説明されている（小河 1911f:12）。この工藝局について、小河は「遊惰の性」の矯正を目的としているので、自ら希望して入る場合の条件は、貧しく不良や悪癖を持つ者となり、ただ貧しいだけでは、入所できないと述べている。一方強制的に收容される者として「沿街乞食」、「有傷団体者」などと呼ばれた乞食を挙げている。さらに、小河は、工藝局が学校の様式を取っていると述べており、3年で卒業となり卒業証書が与えられ、復学を希望する者には復学を許すという制度であると述べている（小河 1911f:12）。

ただ小河は工藝局のこの制度には次のような問題があると述べている。

「習藝三年畢業する能はざるに拘はらず然かも自ら再学を願はざる者の処分は如何に」（小河 1911f:12）

このように、小河は卒業できず、復学を希望しない場合はどうなるかという疑問を投げかけている。たしかに乞食を行つていて強制的に收容された人々を3年経過したからという理由で、また社会に戻すというのなら、結局乞食に戻つてしまうのではないかと考えられる。そこで、工藝局では3年の間にどのような「習藝」を收容者に課すのかという点について小河は次のように述べている。

「工藝の種類としては織布漂染、玻璃、製履、造紙、木工等の数科あり、工場に於ける年齢区分の雑駁なるを免かれざるは欠点なり。工場の規模亦た狹隘に失するものゝ如し」（小河 1911f:12）

このように小河は、工藝の種類として、織布染色、水晶作成、製靴、製紙、木工などの学科を用意していると述べているが、欠点として年齢区分も不十分で、工場の規模も狭いと述べている。

ここで考えられることは、このような状況ならば、強制的に收容された人々がはたして3年で技能を習得できるのか、疑問であると考えられる。

さて、この他の設備について、小河は、宿舎について「乱雑不整頓に放擲」であると述べ、台所について「清潔を欠く、畜犬の夥しきこと驚くべし」と述べている。また小

河は収容されている幼い子どものために、「幼工小学堂」という学ぶところがあり、半日教育をおこない、半日作業を行わせると述べている（小河 1911f: 12）。

このような幼い子ども達も3年経てば卒業として社会に出されてしまうのか、疑問が生ずるところである。

以上検討してきたように、清国の監獄は、内容が未分化であり、体制も整っていないが、日本に留学して小河の教えを受けた人が活躍しており、小河にとっては嬉しい状況ではないかと考えられる。

2 節 救済思想の特徴に関する検討—『法律新聞』掲載の論稿をもとに—

本節の目的は小河滋次郎の救済思想として、『法律新聞』に掲載された「災害頻々一人命救助の設備を促す」論稿を取り上げて、その思想の特徴の一端を明らかにすることである。

1. 『法律新聞』所収—「災害頻々一人命救助の設備を促す」の検討—

ここでは、先行研究に取り上げられていない、『法律新聞』所収の論稿をもとに、救済思想を検討することにしたい。以下検討するのは、「災害頻々一人命救助の設備を促す」という論稿であり、『法律新聞』708号から712号にかけて4回に分けて掲載されていた。708号は1911（明治44）年4月15日に発行されており、712号は1911（明治44）年4月30日に発行されている。

まず冒頭において小河は、都会はあたかも戦場とも修羅の港とも言えると述べて電車、自動車による事故の他、自殺、病死、犯罪や災禍（火災など）により多くの死傷者が出ている指摘する（小河 1911i : 2）。このような都会では、交通機関、機械的工業等の発達によって、繁栄しているが、その反面多くの犠牲が生じていると述べている。つまり都会の繁栄は、このような文明の利器の発達に基くべきものならば、人々の犠牲が多くなることによって、繁栄が続くのか、繁栄の勢いのなかで、必然的に人々の犠牲が多くなるのだろうか、と述べている（小河 1911i : 2）。同様に生存競争も乾いた圧殺器であるとして、失意に沈んでいる者、貧苦によって墮落する者、病弱であることに苦しむもの、これらの者はすべて、乾いている圧殺器のために犠牲になる者であると述べている（小河 1911i : 2）という。

小河は、圧殺器である電車の悲惨な事故の続発を憂いた後に、その対策について次のように述べている。

「若し、未だ人事の盡さざるものありとならば市民は宜しく鼓を鳴して会社の責任を問ひ、市の公安の爲めに十分、市民を満足せしむるに足るべき保証を要求する所あるは勿論、必要に由りては或はまた国家警察権の力に依頼するの道を講ずる所なかるべからず」
（小河 1911i : 2）。

ここで、小河は鉄道会社に市民を満足させるような保証を要求すべきだと述べているが、このことは富裕な資本家に対して社会への役割を果たすように求めていると考える。

このような、電車事故だけではなく、災害の増加は、犯罪や自殺、貧苦、酒毒、精神病、伝染病、などにも及んでいる。失業または居住難ももまた都会の繁栄に伴って増加する、一種の災害的現象と述べている（小河 1911i : 2）。この他に江戸時代からの火災などもあるが、それ以外にも考えられると次のように述べている。

「都会繁栄の前途は、火災の前にも寧ろ今日に比して尚ほ益々人命の危険を多からしめらるゝに至る

べきを予想せざるを得ざるなり、天変地妖は何れの時にもまた何れの地にも之あり 然かも若し繁栄せる都会にして一朝風害、震災、水禍疫癘等の見舞ふ所となるに於ては其結果の一層悲惨の甚しきものあるに至るを免れざること、既往に於ける幾多の事実の今、尚吾人の記憶に新たなる所にして人智、未だ自然の運命を支配するの域に進む能はざるの限りは吾人は将来に於ても亦た何時か悲惨なる天災事変に遭遇するの機会あるべきを覚悟する所なくんばあるべからず」(小河 1911i : 3)

ここで注目すべきことは、小河が都会で、風害、震災、水禍、疫病などが、起こったら、甚だしく悲惨な結果を招くことになるとして、いつか悲惨な天災事変に遭遇する機会があるときは覚悟しなければならないと述べている点である。後年、関東大震災の時小河は大阪より駆け付けたとされる²。

このような事態においてどうするか、という点について小河は人命救護の準備はどうか、その設備はあると言えるのだろうか、と問いかけている(小河 1911i : 3)。

欧米では、そのような施設があると次のように述べている。

「欧米各国の都市に於ては到る所に特に変災急病等に対し臨機救急の働きを目的として組織せられたる人命救護機関の設備せらるゝものあるを見ざるはなく、大規模を備ふる中央部の外、尚ほ市内枢要の各地に数個所の支部を散設し、警察、病院、工場、消防署等は勿論、其他必要ある各部局に対して常に敏活なる連絡を保ち何れの時また何れの場所たるに論なく」(小河 1911k : 2)

このように、欧米の都市の到る所に人命救護機関の設備があり、大規模な中央部の外に、市内各地に数個所の支部があり、警察や病院などと連絡を取り合っているという。その具体的な活動方法について、次のように述べている。

「苟くも人命に関する変災又は急病等の発生する場合に於ては一報(失火等の非常通知法と同じく市内の要所々に信号機を備え何人にも容易に且つ神速に其目撃せる出来事を本支部に通報し得るに便せしむる所あり)の下、時を移さずして兼て結束して出勤を待ちつゝある馬車又は自動車(近来は殆ど自動車のみを専用とするものゝ如し、重傷者又は重病者の運搬用に供するものなるが故に其構造の普通の馬車又は自動車と異なる所あるは論を俟たず)に薬品、担架、包帯、消毒、及び医療機械其他総ての必要物を載せて医員及び看護婦の現場に出張し得るの方法を実行せり」(小河 1911k : 2)

緊急を要する事態の発生があり次第、自動車に医薬品を載せて現場に急行すると述べているが、まさに現在の救急車の始まりといえる。

この組織の設立は古く、ウィーンに始まり、今やベルリンやブタペストなど各都市に及んでいると述べ、ブタペストに於ける災害救助会社設立当時の趣意書について、次のように引用し述べている。

「物の起る必ず之を促すものあるが為なり、吾人市民が災害救助機関の設備の必要を感じること既に久し、今や首都の繁栄は之を感じること一層切実となり一日も之が実行を緩むる能はざるの機会に到達

² 「この頃の生活について長男清雄は、『関東震災当時の繁忙生活は、(日記を)読んでいてもよくもこれだけ動けたと思ふ位で、結局父の死因も少し大げさにいふならその間の激労に根ざしていた』と言う」(土井・遠藤 1980 : 406)

せり、本社は即ち刻下の必要に促されて此に其創立を見るに至れり云々（本社は維納義勇救助会社を模範としたるものにして、1887年の創立に係る、趣意書は1894年「ドクトル」ゲーザ、クレーゲツ氏編纂の同社報告書に掲載せる所なり）」（小河 1911k : 2）

これをふまえて、小河は次のように述べる。

「今より約廿五年以前に於て既に『ブタペスト』に在て一日も緩ふする能はざる切実の必要を感じたりと云ふ所のもの、彼れに数倍せる繁栄を有する我が今日の東京の如きは一日は愚か一刻一秒も之を緩ふし能はざるの必要あること上来纏述する所に就て之を見るも明らかなり」（小河 1911k : 2-3）

つまり当時のブタペストよりも東京は繁栄しているので、災害救助会社の設立が急務であり、一刻一秒も疎かにできないと、その重要性を指摘している。

この会社の設立の意義について次のように述べる。

「災害は刻々に来る平時、尚ほ然り、況んや祭事、花季苟くも人の群集を見るの場合に於てをや、災害の必ず之に伴はざるは無し、平和の戦場に在て能く人命の救護を全ふせんと欲するの東京市民は須く奮然決起、一日も早く此に着手することを試むる所なくんばあるべからず」（小河 1911k : 3）

この記述で、注目すべきところは、政府でもなく、東京府でもなく、東京市民が、社会のために奮起して一日も早くこのような人命救護の機関を用意すべきだと述べている点である。まさに社会に対する責任と言えるのではないかと考える。

小河は、この点について、より具体的に富豪有志という用語を用いて次のように人命救護の機関設立について述べている。

「災害救護のことは、一般救済事業の一部たること固より言ふを俟たず、政府、之を為すも可なり、府市之に任ずるも可なり、会社又は一私人の経営と為すも可なり、刻下焦眉の必要を充たし、一日も早くその機関の成立を見んとならば差向き先づ富豪有志の私営を促し、政府又は府市として之れに相当の補助を與ふるの方法を取るを捷徑なりとすべき」（小河 1911L : 2）

この記述で、注目されるところは、災害救護は一般救済事業の一部であると述べていることである。この記述からも、小河の救済事業の対象とその範囲が広いことがわかる。

次に小河は、災害救護の方法として、鉄道、病院（慈恵院）、消防署、多くの職工がいる工場などに数台の担架や数両の自動車を用意して、市中の都合がよい場所に電話や報知器を用意して、災害の急報に接すると同時に医師や看護婦を災害現場に派遣するように運営すべきであると述べている（小河 1911L : 2）。

また小河は、災害だけではなく市内で起こる不慮の出来事など、公衆の求めに応じて救急の手当てを行うことや救急に必要な助けを行うことは、当然の責任であり、このような救急の手当てを行う事によって、公衆の感情は和らぎ、物質的には損することは多くなく、精神的や自他に利益をもたらすことが極めて大きいと述べている（小河 1911L :

2). この部分で注目されることは、市内で起こる不慮の出来事にも、救急の手当てを行うことが当然の責任であると述べている点である。

次に小河は、病院で「傷病車」を備えないのは、監獄で護送車を備えないのと同じだと指摘し、特に病気の窮民を対象とする慈恵病院では、救急の手当てに使用する傷病車は病院の延長のような完全な設備が備わらないと、窮民の救療活動を成し遂げることができないと述べている。また窮民の通院状況を分析して次のように指摘する。

「力車に賃して病院に通ふことを得る者は窮民に非ず、電車に揺られて病院に往復するが為めには反て病勢を重からしむるに至ることを免かれず、不潔溷濁なる陋屋に呻吟する重病者は遠路、治を病院に乞ふの不可能なるが為めに永く終に施薬救療の恵に浴することを得ず、病院は唯手を拱て窮民の来り治を乞ふ者あるを俟つ、徒らに襤褸屋又は粗服貸付所なるものを繁昌せしむるに過ぎざるの結果あるを致すは寧ろ当然のことなりと謂ふべし」と述べ(小河 1911L : 2)

このように小河は、人力車で病院に通うことができる者は窮民ではなく、電車に揺られて病院を往復するために、むしろ病気が重くなり、不潔で汚い部屋で呻いている重病人が遠路を、病気の治療を求めることは不可能であるために、「施薬救療の恵」をあずかることができず、病院は手を拱いて窮民が来て治療をお願いに来るのを待つ、ゆえに服を貸し付ける所が繁昌することになると述べている。

ここで注目されることは、小河が病気にもかかわらず、病院に通えない窮民の立場に立っていること、次に彼らを医者によって治療させるためには、「傷病車」の存在が不可欠な理由を説明している点である。

さらに小河は慈恵病院の傷病車の役割・機能について、病気の窮民を進んで探すとして、次のように述べている。

「進んで之を陋巷に探り往復、亦た努めて安静を保たしめんことを計る、慈恵病院の精神的活動の存する所にして十分に担架又は病傷車の設備あることに由て能く此活動を全ふすることを得べきなり、幸にして各種の病院特に慈恵院にして能く此設備あるを得る至らば更に其利用の範囲を広めて恵を一般災害の場合に均霑せしむること必ずしも至難ならずと云ふべく、此一事だけにても既に最も偉大なる而してまた最も普遍的なる慈恵救済の事業たることを得べし」(小河 1911L : 2)

ここで注目されることは、小河が慈恵病院の傷病車の役割を、病気の窮民を探し出し、往復して安静に取り計らい、受診させることにあると述べていることである。また災害時にもその恩恵が受けられ、このことは慈恵救済事業であると述べている点である。この論稿が執筆された2ヶ月前の2月に、ようやく恩賜財団済生会が設立されたばかりであり、中央線本線が全線開通したのが、1ヵ月後のことを考えると、小河の先見の明に驚くばかりである。この救急車の始まりは、1899年シカゴのミハエル病院で、わが国における救急業務の始まりは、1933年に横浜消防署にキャデラックの改造救急車が配置されたのが始まりとされているので(東京消防庁 2001)、小河の主張は先駆的であると考えられる。このような救急車の紹介とそれを窮民の診療に使用するという議論は、今まで為されたことがないと考えられる。

3 節 小括

小河は、清国招聘時代において、清国内の監獄や救済施設を 4 ヶ所視察しているが、彼の救済思想の特質を考えるために、再度振り返って検討することにしたい。

まず、北京の新式監獄である習藝所は、収監されている者の内、半数が受刑者、浮浪者であり、残りは 10 歳から 16,7 歳の貧民の少年であり、監獄と労役場と養育院と感化院を兼ねており、形式的な欧州化を進めようとしていると述べている。このことから清国の現状が、監獄と労役場と養育院と感化院が未分化であり、その内容も極めて不十分であるのに、当局は中国の伝統的な方法を考慮せず、ただ闇雲に形式的な欧州化を進めようとしていることに対して批判的であり、この状況を視察した小河は、このような未分化の現状を改善するためには、欧州の形式的な模倣より、その国の歴史や実状にあわせて、改善するべきということを痛感したと考えられる。また清国においても貧民の少年と救済の関係性に関心を持っていることが窺える。

次に順天府所属の習藝所という監獄では、あたかも「官立製造場」ないし「製品陳列場」というような営利主義の弊害の兆しが生じていると小河は批判し、監獄作業による収益は、目的ではなく自然の結果として生み出されるべきものとして、収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと指摘している。このことから、当時の清国の監獄が、先ほども述べたように未分化な状況にあったと考えられるので、監獄作業だけでなく、その他の救済関係についても、単なる収益の手段ではなく、それ自身が目的であると、あらためて考えるようになったといえる。また、小河はこの監獄をどのように改善するかという点として、まず収容者の減少、次に工場の設備の拡張や服装の支給、さらに清潔・衛生状態の向上を挙げ、このような問題点を、国家が人道的に、万物が天から授かったそれぞれの性質と運命として、「公共の利益」のために、「必要的最下限の程度」として尽くすべきかどうかを考えるべきと述べているが、ここで注目されるのは、小河が「公共の利益」のために、「必要的最下限の程度」として尽くすべきという思想を披瀝していることである。文字通りに考えれば、国家が必要と考えられる最低のレベルということになると考えられる。このことは、イギリスのウェップ夫妻のナショナル・ミニマムの議論を想起させる。小河は後の『社会問題 救恤十訓』においてもウェップ夫妻を引用していることを考えれば、小河がナショナル・ミニマムの議論を意識して用いたとも考えられる。

第 3 に清国の中央監獄である法部所属の南北監獄は、政府の命令により監獄改良を命じられているにも係わらず、旧式の監獄のままであるが、小河は、この状況について「模範監獄」新築によって、獄制改良を一挙に進めようとしていると述べ、このような新築は、獄制改良の一手段であって、現在の監獄をどのように改良するかという点が重要であると指摘し、監獄内部の改良を行わず、監獄の外形にこだわる清国の官僚の考えは清国の体面を傷つけると批判している。また、監獄改良を具申した小河にもあらぬ誹謗中傷が巻き起こり、排外思想を実感することになったと述べている。このことから小河は、監獄改良が、遅々と進まない清国の原因として官僚の使命感の欠如、専門知識の欠如、清国の排外思想を受け入れている官僚であると分析し、清国の官僚が、一方では監獄の形式的な欧州化ということ唱えながら、他方では中華思想に基づく排外思想を唱え、

事態を改善する意欲を失っていると小河は考え、問題は官僚主義の課題と捉えていると考えられる。

第4に保定府の工藝局とは、貧民救済の機関を合併したもので、貧民を收容し、年齢は未成年が半数を占め、15歳以下6～7歳の児童もおり、彼らを感じて、生業を身につけさせ、犯罪を予防するところであると述べているが、このことから未分化であった清国の救済機関が、ようやくスタートしたと小河は考えているといえる。また小河はこの救済機関で、日本に留学し、彼のもとで学んだ卒業生である官僚に遭遇したと述べているが、このことから清国に対していくらかの貢献ができていると小河が考えていたといえるのではないか。

以上のような検討から、小河は清国で多くの事を考えてきたといえるが、内務省時代から司法省時代との違いや連続性について分析・検討することにしたい。

まず小河が内務省時代や司法省時代に留学や国際会議出席などに赴いた国々は、欧米諸国であり、当時の日本はこれらの国々から、制度などを取り入れて、近代化を図っていたと考えられる。しかし小河が招聘された清国は同じ東洋であり、漢字文化圏であったが、西洋列強の植民地化が進み、17世紀に樹立した清帝国にも翳りが見え、監獄の改良も進まない状況であった。このような状況のなかで、小河は今まで学んできた監獄や救済に関する欧米モデルは適用できないと考え、あらためて監獄と社会の関係や救済の目的とは何か、という問いを立てて、もう一度考えざるをえなかった。監獄と社会の関係では、司法省時代に、小河は、監獄の状況をみれば、社会の状況がわかると主張していたが、このことは、清国にも当てはまると言えられる。上で検討したように、清国は監獄と労役場と養育院と感化院が未分化であるが、それは社会自体が混沌としており未分化ということを示していると考えられる。またこれは、社会がどのような方向に、進むのか決定されていないことに起因するものであり、小河は、日本で教育を受けた官僚や民間の篤志家が現れることを期待していたのではないかと考える。言い換えれば、小河は、このような官僚や篤志家が、活躍できる社会は、清国の現状を考えると、欧米の形式的な模倣によるものではなく、清国の内情や歴史に基づくものであることが必要であり、救済のありかたや目的もそのような社会においてこそ、活性化すると考えていたのではないだろうか。

また、監獄において監獄作業による収益は、目的ではなく自然の結果として生み出されるべきものとして、収益を求めて監獄製品を陳列して販路を社会に求めるのは下品の極みと指摘している。当時の清国の監獄が、監獄と救済が未分化な状況にあったと考えられるので、監獄作業だけでなく、その他の救済関係についても、単なる収益の手段ではなく、それ自身が目的であると、あらためて考えるようになったといえる。この意味で、この時代の特徴を「救済目的の討究」と言い表すことができると考える。

このような清国で考えたことは、清国から帰国して、大阪府時代に繋がっていくと考える。

IV章 大阪府時代の思想の特徴 —公私の役割分担—

1 節 大阪府時代の小河滋次郎の状況

本節の目的は、大阪府時代に小河が創設した救済事業研究会について、その経緯と概要について検討することを目的とする。

1. 救済事業研究会創設の経緯・概要について

1) 先行研究

救済事業研究会の先行研究を検討する前提として、大阪府に小河を招いた大久保利武について先行研究を検討した上で、大久保が小河を招いた経緯について先行研究を検討することにする。

まず、遠藤興一は大久保利武について、明治の元勳大久保利通の三男で、1865（慶応元）年出生したこと、1887（明治20）年渡米してイェール大学法学部を卒業後、ドイツに留学して、ベルリン大学において ph. D を取得し、帰国して政府に入ったと述べている（遠藤 1984 : 36）。この点について、小笠原慶彰は、大久保利武が 1898（明治31）年11月には、内務省大臣官房秘書官をしており、すでに正6位勲六等、高等官四等三級であったと述べている（小笠原 2013 : 85）。遠藤は大久保と小河の関係について、晩年まで小河は大久保から新しい知識やアドバイスをもらっていたと述べている（遠藤 1984 : 36）。さらに遠藤は「大久保の西欧的知識は我が国の伝統的『文物風俗』撰取との間に対決、分断を齎すものではなく、むしろ『日本化』の為の素材としてその有用性に終始着目した点が特徴的であった」（遠藤 1984 : 39）と述べ、小河の回顧録を引用し大久保の知識や「為政態度」が大阪府の方面委員制度の「素因を成し」ていたと遠藤は指摘をしている（遠藤 1984 : 39）。大久保と小河の邂逅はいつであったのかという点であるが、小野修三は、小河が内務省監獄局獄務課の課長であったとき、監獄局長は大久保利武であったと述べ（小野 2012 : 71）、その後第6回万国監獄会議に、小河は政府代表として、出席するが、その時大久保利武も同行したと述べている（小野 2012 : 75）。

次に大阪府に小河を招聘した経緯について検討する。

遠藤は、大久保が大阪府知事に着任したとき、府内救済事業の推進のため、その指導者として、真っ先に思い浮かべたのは小河であったと述べている（遠藤 1984 : 36）。

遠藤は、大久保が小河に連絡を取り、就任を「懇請」したと述べ（遠藤 1984 : 51）、また遠藤は、この「懇請」に対して小河が「個人的な恩顧に報いるべく承諾した」（遠藤 1984 : 63）と述べている。さらに遠藤は、留岡幸助が小河招聘に動いたと述べている（遠藤 1984 : 51）。

さて、救済事業研究会について、創設とその後の状況について先行研究を検討する。

まず遠藤は、まず救済事業研究会の特徴について、大阪府の救済事業の「連絡統一」を図ることを目的としたと述べ、また第1回研究会で小河が「公私救済事業の関係」について講演し「私設事業」を重視し、その保護や援助を唱え、民間社会事業育成に対して深く関与することになったと述べている（遠藤 1984 : 53-54）。次に遠藤は大久保が研究会の目的を「一時的救恤」で満足するのではなく、欧米の先例にならい、大阪が全

国の「斯業の模範たらしむる」ことを意図していたと述べている（遠藤 1984：54）。さらに遠藤は、吉田久一が救済事業研究会の機関誌である『救済研究』の特徴を、掲載された問題が都市社会問題の典型であり、その範疇は後の社会福祉だけではなく、社会保障、労働政策、公衆衛生、教育、などにおよび、論説は「実践的性格が濃厚」で、在野性に富み、「組織より人の結合」を重んじ、中央慈善協会の『慈善』とは対照的であると述べているとする（遠藤 1984：56）。また遠藤は当時の若い「実践的研究者」である労働政策の鈴木文治や児童問題研究の高田慎吾や職業教育研究の宇野利右衛門達に、研究発表の場を提供したことの意義を述べ、このほかにも大阪毎日のジャーナリストもその論陣に加わえたと述べている（遠藤 1984：56）。遠藤は、このような特徴をもった編集方針が受け入れられて、購読者が関西のみならず東日本にも広まり、救済事業研究会への参加者も増加の一途を辿り、小河への講演依頼が他府県から寄せられ、その講演を契機として、研究会や機関誌を発行する他府県もあらわれたと述べている（遠藤 1984：56-57）。このような状況から遠藤は「従来経験と情熱だけで運営された救済事業に、理論の重要性を指摘し、指導し、社会問題との関連から、個別実践の意義、目的を説き、近代的行政機能の社会的啓蒙に貢献したところは大きかった」（遠藤 1984：57）と評価している。

次に小野修三は、大久保知事の意向で小河の歓迎会が開催されたが、その発起人は大阪慈善協会となっていると述べ、その団体は『大阪府社会事業史』（1958）によれば、大阪職業紹介所、大阪汎愛扶殖会、博愛社、大阪養老院、大阪婦人ホーム、聖約翰学園、岡山孤児院分院、救世軍希望館の8団体と述べている（小野 1992：13）。その後立ち上がった救済事業研究会の開催について、小野は1913（大正3）年5月から救済事業研究会が小河の指導により毎月1回始まり、1918（大正7）年方面委員制度発足の年の12月までと考えても66回救済事業研究会が開催されたと述べ、またその具体的な日時や方法、また研究会の正式な会員になるための留意事項などを検討している（小野 1992：5）。さらに小野は、1915（大正4）年4月に救済事業研究会が主催した大阪府救済事業当事者協議会において、「大阪救済事業同盟会」が発足したと述べ、次のように各分野において評議員を1名選び、府内における各団体の連絡統一を図ることになったとし、育児は小橋実之助（博愛社）、養老は岩田民次郎（大阪養老院）、廃兵援護は岸本芳吉（大阪保善院）、救療は吉田祥三郎（大阪毎日慈善団）、職業紹介は八浜徳三郎（大阪職業紹介所）、宿泊救護は宇田徳正（大阪自彊館）、貧民教育は浅井清太（徳風小学校）、昼間保育は富田象吉（岡山孤児院分院）、盲啞教育は岡島伊八（九条盲人保護会）、免囚保護は山村貫立（仏教和哀会）の諸氏が選ばれたと述べている（小野 1992：9）。この同盟会について小野は「ボランティア・アソシエーションであり、研究会と同様に無形の救済の精神が躍動し得る場」と評価している（小野 1992：10）。次に小野は1916（大正5）年6月に開催された37回救済事業研究会において、会長に大久保知事、副会長に小河が就任することが決まり、同時に評議員を設けることが決まり、その任命は小河と幹事に一任され、14名が選ばれ、1917（大正6）年1月に第1回評議員会が開催されたと述べている（小野 1992：17）。

2) 救済事業研究会について

このように、先行研究では、救済事業研究会の概要が議論されているが、救済事業研

究会の活動状況に対する具体的な議論は、感化教育関係からのアプローチを除いてはほとんどされていないと考える。また機関誌『救済研究』についても同様に感化教育・児童保護関係を除いてはほとんど議論がなされていないと考える。そこで、まず救済事業研究会の活動状況について以下検討することにした。

(1)初年度の救済事業研究会の活動状況について

救済事業研究会は1913(大正2)年5月3日に第1回研究会を開き、それ以降原則毎月開催された。開催された場所や参加者、研究会の概要について、先行研究では検討されていないので、以下検討することにした。

右の表は、1913(大正2)年の救済事業研究会の活動状況をまとめたもので、延べ人数470名となり、回を追うごとに参加者が増えていると考えられる。この参加者について、具体的に見ることにした。

まず大阪府や近隣市町村関係者は、延べ人数45名であり、主なものとして、大阪府内務部長、地方課長や保安課長、西区・北区書記、堺市、泉北郡舳松村長などが挙げられる。

第2に救済関係者と思われるのは、1回13名、2回18名、3回25名、4回17名、5回43名、6回44名、7回38名、8回39名となり、延べ人数237名であり、参加団体を列举すると、次のようになる。大阪弘済会、大阪保善院、大阪興鳳会、大阪修徳館、大阪保養院、大阪養老院、汎愛扶植会、岡山孤児院分院、長崎育児院支部、大阪自彊館、婦人ホーム、愛国婦人総支部、静岡救護総支部、大阪博愛社、職業紹介所、職業奨励会、鳴尾篤志学舎、聖約翰学園、府立外島保養院、累徳婦人会、神戸愛隣館、京都平安養育院、日本恤救院、神戸孤児院、神戸愛隣館、同胞博愛会、摂善会保護場、私立大阪盲人学校、勝山保育所、戦没記念保育会八王寺保育所、兵庫薬仙寺内児童保育所、神戸市宇治野保育所、神戸戦没記念八幡保育所、脇山保育所、土山学園、私立訓盲院となっている。

第3に、病院・学校関係と思われるものは、1回5名、2回5名、3回4名、4回3名、5回10名、6回7名、7回4名、8回2名であり、延べ人数40名であった。参加病院および学校は、山田病院、大阪慈恵病院、大阪癲狂病院、石神病院、濟世病院、累徳夜学校、心華小学校、徳風尋常小学校、有隣尋常小学校、府立天王寺中学校、関西学院神学部、大阪府立職工学校、となっている。

第4にキリスト教や仏教などの宗教関係と思われるものは、1回2名、2回は0名、3回は2名、4回は2名、5回は9名、6回4名、7回8名、8回10名であり、延べ人数37名であった。5回以降急増しているが、主に仏教徒が中心であった。参加団体としては、基督青年会、天満教会、「基督教世界」、大阪基督教青年会、難波日本基督教会、東光寺、兵庫八王子福昌寺、大阪不動寺、備后国鞆港福禅寺、大阪仏教和衷会、専修院、大安寺、降専寺実泉寺、本誓寺、常楽寺、成道寺、不動寺、大安寺、薬王寺、銀水寺、宗泉寺、となっている。

(表6)

回数	日時	人数	掲載号数
1	1913 5/3	38	1-1
2	6/14	47	1-1
3	7/19	46	1-1
4	8/9	43	1-1
5	9/13	84	1-2
6	10/11	79	1-3
7	11/8	72	1-4
8	12/13	61	1-5

出典『救済研究』各号より
引用し筆者作成、以下同様

第5に、新聞社などの報道関係と思われるものは、1回2名、2回7名、3回4名、4回2名、5回4名、6回10名、7回6人、8回4人であり、延べ人数39人であった。報道関係は、6回・7回に急増し、全国紙の記者が参加している。参加している報道関係は、衛生評論社、大阪朝日新聞社、慈善新聞社、大阪毎日新聞社、実業機関新聞社、大阪日報、中外日報、大阪日々新聞、となっている。

第6に、警察関係、及びそれ以外を検討すると、延べ人数で警察関係14名、その他43名、合計57名に及ぶが、参加機関、ないし、参加団体、または職業は、大阪府警、難波警察、十三警察、曾根崎署、憲兵少佐、大和川染工場主、帝国金属製造所、実業家、私立衛生会、製糖株式会社、法学士鈴木文治、久保田織工所主、大日本製糖株式会社、興風会、辰己会、安徳会、となっている。

以上のように、1回から8回の出席者の特徴を検討すると、まず救済関係が約半数を占めていることから、大阪における慈善関係団体の交流が促進されたのではないかと考える。第2の特徴として仏教寺院の参加者が多いことと、全国紙の記者が多数参加していることである。第3の特徴として、実業家の参加が多いことが挙げられる。

(3)救済事業研究会の概要の分析・検討

以上のように、救済事業研究会の活動は展開されてきたが、その概要を分析・検討することにしたい。

①研究会出席者数と地方在住（関西以外）研究会会員について

毎月原則第2土曜日に開催された研究会の出席者数について、1913（大正2）年では470名（5月～12月）であったが、1914（大正3）年には650名（1月～12月）となり、1915（大正4）年には689名（1月～10月、12月）、1916（大正5）年には691名（1月～12月）、1917（大正6）年には667名（1月～12月）、1918（大正7）年には725名（1月～10月）に増加した。

次に、会費を納めて『救済研究』を受け取る会員も1913年には大阪周辺に限られていたが、年末には岡山、静岡、埼玉、福島に広がり（救済事業研究会1913d:94）、1914（大正3）年始めには東京の瀧乃川学園も購読していることが判明し（救済事業研究会1914a:97）、同様に翌2月には北海道函館監獄印南氏や北海道大沼訓育院（救済事業研究会1914b:89）、3月には愛媛県松山の愛媛慈恵会や宮城県修養学園（救済事業研究会1914c:110）、4月には山形の鶴岡育児所、北海道函館同仁会など（救済事業研究会1914d:100）、5月には救世軍山室軍平氏、小笠原島府立修済学園、愛知県岡崎盲啞学校など（救済事業研究会1914e:100）、7月には横浜監獄小田原分監、大連市大連慈恵病院など（救済事業研究会1914g:100）、9月には福井県私立育児院、朝鮮在住加島敏郎など（救済事業研究会1914i:104）、11月には前橋明峯学院、横浜孤児院、松山同情館、鳥取育児院、山形県立養徳園、富山慈済院など（救済事業研究会1914k:104）、12月には東京井の頭学校、東京盲人教育会、高松市斯道学園など（救済事業研究会1914L:104）が購読している。

このように1914年には、購読者が全国の慈恵院、育児院、孤児院などに広がり、さらに大連などの朝鮮半島にも読者がいることが判明し、読者数も増加していると考えられる。

1915（大正4）年，1月には京城済生院，熊本県八代博愛院，前橋上毛孤児院，徳島市阿波国慈恵院，私立郡山訓盲学校，石川県育生院，身延深敬病院，豊橋盲啞学校など（救済事業研究会 1915a:115-116），2月には，前橋育児院，松山県立自彊学園，三重感化院，東京感化院，岡山三門学園，長崎松浦奥浦村慈恵院など（救済事業研究会 1915b:140），3月には，高崎育児院，松山愛媛保護場，札幌育児園，茨城県立薫風塾など（救済事業研究会 1915c:140），5月には高知慈善協会など（救済事業研究会 1915e:110），10月には新潟和敬孤児院，横浜孤児院，長岡盲啞学校など（救済事業研究会 1915j:112），12月には東京養老院，東京四恩瓜生会，金沢育児院，佐賀孤児院など（救済事業研究会 1915L:122）などが会員となって購読している．前年同様、地方の会員が増加していることがわかる．

1916（大正5）年2月には，朝鮮総督府済生院など（救済事業研究会 1916b:106），4月には北海道庁内務部など（救済事業研究会 1916d:108），5月には山口育児院，広島育児院など（救済事業研究会 1916e:111-112）などが新たに会員となっている．このように，1916年は，新規会員は，わずかであり，入会のピークが過ぎたことが分かる．

以上のように『救済研究』を受け取る会員（団体）は全国に及んでいる．都道府県別に見ると北海道，山形県，宮城県，福島県，群馬県，茨城県，東京府，小笠原島，神奈川県，山梨県，愛知県，三重県，新潟県，福井県，富山県，石川県，岡山県，広島県，鳥取県，愛媛県，徳島県，高知県，長崎県，熊本県，佐賀県となっている．このほか海外として朝鮮半島や大連市がある．この他に個人で購読している会員も数多くいる．

大阪の救済事業研究会の『救済研究』が，このように広範囲の府県や海外に購読されたということは，注目に値することであると考える．また後に検討するように『救済研究』に掲載されている論文や記事は，当時の内務省のもとで進められている感化救済講習会や報徳思想と異なる部分もあり，その違いを受け止め，『救済研究』の内容を受け入れる層が存在していたことは興味深い．さらに，このことが後の大阪府方面委員制度の普及を促進した要因の1つと考えられる．

②救済事業研究会各回の概要の分析・検討

研究会で行われた講演や報告は，さまざまな分野にわたり，多くの著名人も参加したが，まずどのような分野の講演・報告がなされていたのかという点について，考えることにしたい．

先ほど述べた各回の概要をもとに，検討したところ，全体の報告・講演数はおおよそ116件となった．その内訳は，救済に関する理論やそれに関連する報告・講演と考えられるものは，24件であった．次に海外における救済や関連する事例の報告・講演は18件であった．第3は当時の日本の救済状況全般に関する報告・講演と考えられるものが，17件であった．また医療や社会衛生に関する報告も17件となっている．それ以外では孤児や浮浪児などの児童保護が14件，児童労働や貧しい労働者の保護に関する報告・講演が14件，女性保護に関するものが6件，障害者に関するものが6件となっている．

このような報告・講演の状況から注目される特徴は，理論的な研究や救済状況に関心が払われていたことである．なぜなら救済に関する理論やそれに関連するものと海外における救済や関連する事例のものと当時の日本の救済状況全般に関するものを合計する

と、42件となり全体の36%を占めているからである。次に医療や社会衛生に関する報告が多いことである。この理由を考えてみると、当時の大阪において医療や社会衛生がきわめて重要な問題となっていたのではないかと考えられる。また1911（明治44）年2月に「施薬救療の勅語」が出され、5月に恩賜財団済生会が創設され、1912年より診療が始まったという時代背景も関係があると考えられる。医療や社会衛生に関する問題は、当時の救済状況の問題とも結びつき、この救済状況は救済理論の対象となるため、医療や社会衛生と深く関連すると考えられる。それゆえ、これらの件数を合計すると76件となり、全体の66%を占めていることが判明した。

第3に女性保護と障害者の報告・講演が合わせて12件となり、児童保護や労働者保護と匹敵する回数になされていることが注目される。

次に報告者や講演者について検討することにしたい。まず1913（大正2）年の第5回研究会において講演した石神病院院長石神亨は結核病の権威であり、大阪結核予防協会の要職にあると紹介され、結核病の予防について講演した。彼はその後済生会大阪府病院長となり、1916（大正5）年12月に財団法人石井記念愛染園の設立者として、その寄付行為に小河と共に名を連ねている（石井記念愛染園1953：32）。この救済事業研究室が、大原社会問題研究所の母体となった（石井記念愛染園1953：33）。

第2に、12回で「近時社会運動の趨勢」と題して、講演したのは京都大学講師米田庄太郎であった。彼はその後大原社会問題研究所創設に加わることになる（大原社会問題研究所1970:6, 二村1994：68,）

第3に、25回で「救済の根本的概念」を講演したのが文学博士谷本富であるが、彼は、米田を大原社会問題研究所創設時に推薦したとされている（大原社会問題研究所1970:6 二村1994：68）。

第4に、1916年7月の38回で「欧米諸国に於ける小学児童食事公給問題の経過及び現状」と題して講演したのが京都帝国大学教授河上肇であった。河上が大阪朝日に「貧乏物語」に連載を開始したのが、1916年9月1日であるから、その直前である。その河上が、大原孫三郎から相談を受けて、大原社会問題研究所に適任であると紹介したのが東大教授高野岩三郎であった（大原社会問題研究所1970:6-7）。

第5に、1915年9月11日の29回で「救世軍の慈善事業」という講演をしたのが救世軍大佐山室軍平であった。

第6に1917年7月の50回で「貧民の心理に就て」という講演をしたのが、賀川豊彦であった。賀川は1917年にアメリカから帰国しているので（西川2006:180）、この講演は帰国直後と考えられる。その後9月には鈴木文治に友愛会の講演会に講師として招かれることになり（西川2006:180）、彼と労働組合のつながりが始まると考えられる。鈴木文治と小河の関係や小河が友愛会の顧問をしていたことを考えると、小河が鈴木に紹介したのではないかと考えられる。

第7に1918年5月の60回で「都市社会政策」という講演したのが大阪市助役関一であった。1918年8月米騒動が勃発するので、その直前であった。このほかにも、鈴木文治や博愛社林歌子、小橋実之助・かつのなども講演や報告をしている。

このように、救済事業研究会において、講演や報告をした人々が後の大原社会問題研

研究所創設に関与してることが判明した。このことから、この研究会は、救済理論の研究が盛んであったことが分かった。このほかに、賀川豊彦と救済事業研究会との接点があり、彼の活動の始まりにこの研究会が一定の役割を果たしたことが判明した。

2 節 大阪府時代の救済思想の検討

本節の目的は小河滋次郎の救済思想として、『社会問題救恤十訓』並びに『救済研究』に掲載された論稿を取り上げて、その思想の特徴の一端を明らかにすることである。

1. 『社会問題救恤十訓』に関する先行研究

柴田善守は、小河の社会事業論が東洋的・儒教的であると指摘し（柴田 1964 : 94）、また小河の貧困論が 19 世紀イギリスの貧困観と同じであると述べ、小河は「社会事業の目的は窮民に教育をして更生せしめる」（柴田 1964 : 109）にあると述べている。さらに小河の防貧に対する考えは職業紹介や病氣予防、禁酒、主婦の教育、貯金であり、個人の問題として、社会体制の批判がほとんどなされていないと述べ（柴田 1964 : 117）、貧困の原因が、個人的家庭的なものであり、個人の心構えや倫理観であると述べている（柴田 1964 : 124）。さらに小河は「居宅保護」では自立している貧民より低いものでなければならないと述べ、一方「収容保護」では保健、教育的観点から「ある程度生活程度の高さ」が必要であるとするが、柴田は「居宅保護」においても保健、教育などは考えなくてもよいというのは、疑問であると述べる（柴田 1964 : 127）

吉田久一は、『社会問題救恤十訓』について、小河が外国とは異なる「日本独自の救済制度」の考えようとしたと述べ、「国家責任による救済が中間団体に委任されている」と批判していると述べている（吉田 1995 : 75）。吉田は小河が「親族相助、隣佑相救を美風とし、社会問題もかなりの部分を道德問題としている」と述べている（吉田 1995 : 75）。次に吉田は、小河の救済は目的であって手段ではないという考え方に対して、「行政政策としての救済という発想を否定している。小河の儒教倫理的発想が如実に現れている」と述べている（吉田 1995 : 75）。吉田は、小河が救済における敏活性を主張したことについて、それは官庁批判であったと述べる（吉田 1995 : 75）。小河の公的施設への批判と私営への期待について、吉田は「近代的公・私分離の『私』というより、在野意識が濃厚である」と述べている（吉田 1994 : 139）。

遠藤興一は、まず救済の国家責任という小河の考え方は注目されるとする。救済が個人が有する「人道的本分」とは倫理規範であると述べる。しかし小河の国家責任論が救済受給権とつながらないとして、その理由は「政策的な救済責任と倫理的救済責任とを別個の救済責任とみて前提とし、それぞれの責任主体を別々に想定しているところに由来する」と述べる（遠藤 1982b : 24）。つまり「政策的な救済責任」が小河の「政治的方面に属するの救済」にあたり、「倫理的救済責任」が小河の「道徳的領域に属する所の慈善」に該当すると述べている。そして遠藤は小河が「公的責任論を相対化し、その責任の一端を民間慈善事業に求めている点である」と述べ、「公的責任は私的活動の補完、督励といった機能が充分作用することによって全うされるから、無条件の責任論は唱ってはいない」と述べている（遠藤 1982b : 25）。次に小河が国民の被救済権を認めない点について、遠藤は「国民に求められた態度は知足安分思想に立ったものである。封建的身分倫理を前提とした恩恵の授受関係に国民を位置づけようとする」と論じる（遠藤 1982b : 26）。さらに遠藤は小河の思想が「隣保相扶といった伝統的な共同体相互扶助思

想の系譜に、救済思想を位置づけようとしたものである」と指摘し（遠藤 1982b : 26-27）、さらに「封建的な儒教倫理が救済課題の解決に際して果たす有効性を取り出し、その評価を『家庭』機能のそれと、結果的に同等だと見ている」（遠藤 1982b : 28）と論じている。また小河の社会概念について「家庭の集合形態を指すレベルにあったと言えよう」とした上で、この家庭概念は『個人』の改良と『社会』の改善を同時に図ることができる『場』としての状態概念といった意味が強い」と述べている（遠藤 1982b : 28-29）。小河の救済は目的であって手段ではないという考え方に対して遠藤は、「社会政策のなかに『救済』を包摂することに否定的である。救済課題が、多く、社会的性格をもって出現する点を充分理解し、なおかつその公的施策として社会政策の必要性を認めながら、小河はそのなかに『救済』活動の意味と目的を求めるとはしない」と述べ、「国利民福よりも個別救済を重視する見解である」と指摘する（遠藤 1982b : 28）。このように論じてきて、遠藤は、小河のこの考え方を「自己目的論」と述べ、「救済事業は政治経済一般と因果関係を持たないと考えている」（遠藤 1982b : 30）とする。

玉井金五は、小河が貧民の「道徳律」形成と地域の相互扶助を重視し、相互扶助による対応からこぼれ落ちた人々を国が救済すべきと述べているとし、この思想が方面委員の精神につながっていると指摘する（玉井 1992 : 27）。

倉持史朗は、小河が国民の被救済権は否定し、窮民と惰民を厳しく区別しているとするが、被救済者に対する「不利益への考慮」（倉持 2006 : 160）を行っているとし、それ以外にも調査の必要性及びエルバーフェルト制への言及や救済の手段性を排したことなどが特色として挙げられるという。

以上のような先行研究では、小河の思想は儒教的であり東洋的であり、その特徴は第1に救済の国家責任の主張が救済受給権につながらないという点、第2に救済の公的責任による事業の発達と民間社会事業による責任の補充に対する議論の不十分さ、第3に救済は目的であって手段ではない、という思想に対する疑問という諸点に議論が集中している。

このような先行研究をふまえて本論では、『社会問題救恤十訓』における彼の思想を「社会公共の責務」という視点で検討・分析することを通して、彼の救貧思想の一端を明らかにすることが目的である。この救貧思想がどのようにして、救済思想へと転化していったのかという点についてもその一端を考えることにしたい。

2. 『社会問題救恤十訓』の救済思想の検討

1) 窮民の歴史とその救済の主体について

まず小河は、社会の歴史は窮民の歴史であると措定し、次のように述べている。

「人類の聚まる所に窮民あり、窮民の歴史は即ち社会の歴史なり。何れの時、何れの国にか能く窮民なきことを得んや、窮民のある所、必ずまた救恤あり」（小河 1912a : 序1）

このことから小河は、救済において、その対象を窮民として、重視していくことを打ち

出したと考える。また、窮民への救済方法について、次のように述べている。

「救恤の歴史は即ち為政の歴史なりとも謂ふことを得べし。但窮民なるもの、時と所とに因てその性質と其分量とを同ふせず、従て之れが救恤の方法手段に就ても亦相異なる所なきを得ざるは固より言ふを俟たず」(小河 1912a : 序 1)

つまり小河は、窮民を救済する方法や手段が各国でことなるという認識を示していると考えられる。

次に小河は、窮民に対する救済について、昔は荒政とされ、今は社会政策という新語が用いられているが、実は同じであって、異なるのは方法や手段の形式だけであって、考えてみると窮民の性質と量的なものの変化に伴って、時代の要求に対応するという事情があると、述べている(小河 1912a : 序 1-2)。それゆえ、現在わが国で社会政策といわれているものは、近代に入って欧米で盛んになったというのは、誤解であると述べている(小河 1912a : 序 2)。

次に、昔から、東洋における救済方法と欧米の社会政策の方法について次のように述べている。

「未荒の前に予備し猝荒に急救し已荒に補救するの道、細大、幾んど詳備せざるはなく、今の所謂社会政策なる新題目の下に唱えられるゝ所のものも、詮じ来たれば則ち多く此に加えるものあるを得ず、少なくともその帰着点に至りては即ち此と彼れと二者恰も符節を合わすが如くに相一致するを見るということを得べし」(小河 1912a : 序 2)

ここで考えられることは、欧米から伝えられたとされる社会政策が、果たしてその真義を伝えているのか疑問を持ち、そのようなものを重要視する時代は終わり、もう一度よく考えて、東洋で行われていることも、良いことは、再度見直そう、と述べていると考える。

さて、小河は先ほど述べたように、この時代の要求を充たす形式を選択しなければならないが、これを行う場合、社会政策という題目の下に唱えられる範疇を出ることができないだろうか、ここによって行われることが必ずしも万全ではないと述べている(小河 1912a : 序 3)。

つまり、社会政策という枠にこだわるのではなく、課題解決のためにはどうするか考えるべきと主張していると言える。

このように、小河は欧米と東洋はその国の状況などは異なり、民俗も同じではなく、東洋には東洋の固有の歴史があると述べ、この東洋の歴史から時代適応の形式を発見することは難しいことではない。いや少なくとも形式の基礎を東洋の歴史から求める覚悟があるべきだ、と述べている(小河 1912a : 序 3-4)。

以上のように小河は清国における考察から、救済のあり方を考えようとしているが、次に中国の歴史を遡って救済のありかたについて述べている、

「堯 水九載湯 旱七、不聞有一民之失所者胥 以人事補 造化 之窮所謂有荒歳無荒民此也」(小河 1912a : 1)

と述べているが、この漢文を柴田善守は次のように読み下し文にしている。

「堯の水九載（に及び）湯の旱すること七年なりしも、一民の所を失へる者を聞かず、胥人事を以て造化の窮を補へばなり。所謂る荒歳あれども荒民なしとは此れなり」（柴田 1964：95）

この部分は、中国古代帝王堯の時代に水害に見舞われ、殷王朝初代の天子湯の時代には干害が続いたが、皇帝は民衆が土地を失ったということは聞いたことがない。なぜなら担当の小役人は皇帝に贈り物や付け届けを行うことによって、補うからである。いわゆる水害や干害などの年はあっても凶作で苦しんでいる人民はいないと伝えるのである、と考えられるが、ここに小河の官僚批判が端的に現れていると考えられる。

さて、小河は誰が窮民を救済するのかという点について次のように述べている。

「窮民を救ふは国家の為政的任務であつて又個人の総てが有する所の人的本分である。苟も正当の理由に依て自活の目的を全ふする能はざる窮民ありとならば国家若くは個人は必ず之れに向て生々の道を保つに足るの救護を加へてやらねばならぬ訳である」（小河 1912a：1-2）

ここで、窮民を救うのは「国家」と「個人の総て」であると述べており、なかでも、「個人の総て」という表現に注目したい。この「個人の総て」とは個人の総和、つまり「社会」といえる。つまり国家と社会が窮民に対して救護を加える責務があると述べていたと考えられる。言い換えれば、国家には政治的責任があり、社会には「社会公共」の責務があると考えられる。

また風水害などの災害時における窮民への対応は仁政ではなく、政治として当然の対応であり、このことは仁政とはいえないと述べ（小河 1912a：2）、窮民の救済は国家にとって当然の任務であり、それをなおざりにして、放置しておくのは国家為政の活動とはいえないと述べている（小河 1912a：2-3）。

ゆえに、窮民に対する救済制度について、次のように述べる。

「一日も早く国風民俗に適當する救済制度を設けて窮民をして漏れなく其患に浴せしむべき政治的なるべからざることと信ずる」（小河 1912a：6）

このように、小河は一日も早く救済制度を創設して、窮民を救済することを述べている。しかしながら、現実的に救済が進まない理由について次のように指摘する。

「世俗の眼に映ずる慈善の意義は動もすれば單純なる道德行為に過ぎざるものなるかに解せられるの虞なきに非ず。是を以て救済と慈善とを同一視するの結果往々にして救済の総てを挙げて宗教又は道德の働きに一任すべきものとなし、救済の興らざるを見ては唯だ徒にその責を風教に嫁し、或は富豪貴紳の冷淡を憂ひ、或は宗教道德の不振を嘆き、或は社会公衆の尚甚だ博愛同情の心に乏しきを慷慨するに止り、一面に国家的又は公共的に其当然盡すべきの任務を盡さざるの責あることを悟らず」（小河 1912a：6-7）

このように、救済と慈善を同一視しており、風教や富豪貴紳の冷淡や宗教道德の不振や社会公衆の博愛同情の乏しきを嘆くことに止まっていて、国家的ないし公共的な尽くすべき任務や責務が悟られていないと批判しているが、救済における国家の任務や責務について、小河は重視していると考ええる。

このような救済と慈善を同一視している状況において、官僚にも問題があるとして、次のように述べている。

「為政の局に当る者又た此を奇貨として曠職に安んじ成るべく宗教又は道德の領分に推譲してその要務を閑却せんと欲するが如き傾きあるを免れぬことになる」(小河 1912a : 7)

ここで、小河は、救済を担当している官僚が、この状況を好機と捉えて、救済を宗教または道德の領分に「推譲」してなおざりにして、放置しようとするような傾向があると批判しているが、ここで注目されることは、「推譲」に言及し、批判していることではないかと考える。この「推譲」という用語は、報徳研究会で用いられており、この研究会に多くの官僚が参集していたことを念頭においたものと考えられる。

さて、小河は、このような慈善と救済の曖昧さをはっきりと区別するために、政治的方面は救済、道德的領域は慈善と分ける必要があると述べている。この点について、より具体的には災害、永久的や継続的なもの、量的に多いもの、影響が多いものは政治的救済に属するべきであると論じている(小河 1912a : 8)。この救済に属するものとして、急性伝染病を始めとして結核、癩病、精神病、アルコール中毒、障害の救療、養老、育嬰、授産、貸家が挙げられている。この他に細民階級の人々が風水害干ばつ等に対して事前に備え、急な風水害干ばつ等に対して緊急に救済し、風水害干ばつ等が終わった後は被害に応じて補救するための、義倉、金融、免租、保険がある。また浮浪・墮落の者を収容感化することや出獄後頼る人がいない人に対して保護仲介の手段を講ずることがある、と述べている(小河 1912a : 8)。このように小河は救済の対象を広く設定し、金融・保険まで含めていることが分かる。

次に小河は、救済における個人的慈善の役割について次のように指摘する。

「政治的救済の主たる当事者の国家又は公共団体なるべきはもちろんであるが、然かも唯だ此に一任して以て個人的慈善の働きを緩ふし得べしと云ふ訳で無い。公貧の増加は即ち私貧の増加である」(小河 1912a : 8)

ここで注目することは、国家・公共団体の救済の貧しさが、個人並びに社会の救済の貧しさにつながると指摘していることであり、公的救済と私的救済の双方の必要性を唱えていると考えられる。この社会の役割と責務という点こそ、小河が主張したいことであると考ええる。

このような指摘から、公的救済と窮民救済については次のように述べている。

「如何に公的救済の法制の完備するものあるにしても涯りなき多くの窮民を此に網羅するの至難なるは勿論、設令網羅し得るものと假定しても、公的機関のみに由て遺憾なき救済保護の精神的活動を望む

ことは不可能である」(小河 1912a : 8-9)

この部分で、注目すべきは、当時の日本には公的救済の法制がほとんどないにも関わらず、公的救済の法制の完備を求め、それがたとえ完備されても窮民を網羅できないと議論していることである。また網羅したと仮定しても公的機関だけでは、救済本来の精神的活動は望むことができないと主張している。このことから、小河は救済に対する責務を自覚している社会の成員に期待していると考ええる。

それゆえ、私的慈善事業と公的救済の関係について次に述べている。

「一層大に個人的慈善の働きを発達せしめて以て公的救済の足らざるを補ひ、且つ進んで常に之を監視し督励するやうに努力せねばならぬのである。私的慈善事業の働きが寧ろ公的救済の経営を監督指導するの権威を持つまでに健全なる発達を遂げしめんことを理想とすべき訳のものであると思ふ」(小河 1912a : 9)

ここで注目されることは、当時一部の篤志家や地域にしかなかった個人的慈善の働きについて、それを重視したことである。この個人的慈善の働きとは、個人が形成している社会における慈善の働きの一層の拡大を求めていると言えると考ええる。つまり、それは社会公共の責務を述べていることであると考ええる。さらに、この「社会公共」の責務による慈善活動が公的救済の経営を指導監督するのが理想であるとさえ述べており、小河の欧米での経験や知識が民間主導の救済活動という議論に結びついていると考ええる。

2) 窮民の現状について

次に小河は、当時の日本の状況を取り上げ、政治の方面でやるべきことをやらないで、むやみにその責任を私的慈善に転嫁するのは決して許されないと指摘し(小河 1912a : 9)、まず、明治の初年に発布された恤救規則は、社会的経済事情の激変した今日に適応する救済制度として妥当なものと認めることができないと述べている。次に、政府や市町村が行っていることについて次のように述べている。

「我が国家又は公共団体が年々救済事業の為に支出する所の金額は如何、救済の実恵に浴するを得る所謂災黎即ち窮民の数は如何、其正確の統計を挙ぐることは、遺憾ながら、偶々以て我が為政の上に当然盡すべき救済の任務を閑却することの甚しき事実を立証するに過ぎざることであろう」(小河 1912a : 10)

ここで注目されるのは、また統計的数字によって窮民がいかに救済されていないことを立証しようとしていることである。

小河は、実際統計を調べて次のように指摘するのである。

「我が今日の現況に就て之を見る、救済事業に支出する所のものは公私合せて年額約 13 万 2 千円、救済の恵に浴する者約 1 万 5 千人に過ぎず。」(小河 1912a : 13)

このように小河は年間に支出された救済の金額と救済された者は、きわめて少ないことを報告している。

それでは、人口 200 万で、東洋の文明の中核とされる東京はどうか、という点について次のように述べている。

「人口 200 万、東洋文明の中核を以て誇りとする帝都東京の現状は如何。公設救済機関としては僅かに養育院、精神病院、感化院等の二三を屈指するに過ぎぬ。東京府市が行旅病人、精神病患者、不良少年、一般の窮民等を救済感化するがために支出する所、年額 28 万 5 千余を出てすと云ふの実況である（43 年度調査）」（小河 1912a : 13-14）

このように、人口 200 万人を数えれば、毎日相当数の行旅病人、精神病患者、不良少年、一般の窮民等が、救済を求めていると考えられる。これに対する対応としては、小河の批判通り極めて手薄であると言える。このような小河の問題意識は、やはり、多年の海外視察などによって培われたものと考えられる。

このような東京市の状況をより具体的に次のように描写し、政府や東京市の対応を厳しく批判する。

「此くの如き状態にて到底能く多数各種の窮民を広済し得べしと信ずることは出来ぬ。現に吾人は到る所に、路頭を徘徊する浮浪乞丐の徒、病て医薬給せず、老いて頼るなき不幸の者、教養保護の恵に浴する能はざる貧孤児の類を目撃するの事実である。救済を必要とする多数の窮民を放擲して之を顧みざるの事實は確かに文明国家の大なる恥辱である。乞食を逐ふことを知つて之を救ふの道を講ぜず。悪小、群をなし、貧児、放養に委せらるゝも之れに向て矯化撫育の法を施す所なし、其之ありと謂ふは僅に形式的に一時を弥縫するの姑息手段たるに過ぎぬ。東京に於ける今日の事態は殆んど全く文明都市としての責任を放擲して居るものと極言しても宜いと思ふ」（小河 1912a : 13-14）

このように、多数の窮民を放任して顧みず、乞食を追い払うだけで、東京の今日の状況は殆んど文明都市としての責任を放棄していると厳しく指摘している。

この部分で注目されるのは、当時の日本の状況を、正確に把握したうえで、痛烈に批判しているところである。当時、社会主義者で、そのイデオロギー的信念から、政治を痛烈に批判した人々はおおり、またキリスト教に基づく宗教的な信念から国政を批判した人も考えられる。しかしながら、小河のように、内務省・司法省で管理職として勤務していた人物が、救済現状について、このように理論的に批判した事は、当時としてはほとんどなかったと考えられる。それゆえ、このような批判をあえて行った小河の意図を考えると、政府の行う救済の現状とその問題点を分析した上で、「社会公共の責務」、つまり、社会の指導的な立場にいる資本家などに、その役割と行動を提起したいのではないかと考える。

この点について小河は、次のように論じている。

「大に世の博愛同情の美風を振作して道德及び宗教の方面に慈善事業の発展を計るの必要あるは勿論であるが、同時にまた為政家として政治の方面に進んで公的救済の普及に力を瀧さ公私二つの方面よ

り協戮相俟て時勢の要求を充たすの道を講じ、所謂一民をして其所を失ふものなきに至らしめんことを努むるが目下の急務である」(小河 1912a : 15)

ここでは、慈善事業の発達と政治における公的救済の普及を述べ、公私が力を合わせることの重要性を力説しているが、先ほど指摘した政府の施策の現状と課題をふまえ、まず慈善事業の発展を取り上げているところと「公私二つの方面から」とわざわざ言及しているところから、社会の役割に注目し、なかでも富裕層・資本家の役割の重要性を意図していると考えられる。

3) 窮民の定義と救済方法

次に窮民の定義について、疾病、障害、虚弱、係累その他避けることができない災害等のため、自己及び自己の家族が生活するのに必要なものを、どのようにしても得ることが出来ない悲しい環境にある者と述べ(小河 1912a : 16)、このような窮民への救済について、次のように指摘する。

「其必要を認めて救護を行ふの場合に於ても能く個人々々の実情を吟味して之れに相当する所の適切なる個別的救護を加ふることにせねばならぬ。同じ窮民の中にも其困苦欠乏の事態は個人個人に由て千差万別ならざるを得ざる訳であつて、固より極貧とか次貧とか云ふやうな簡單なる區別で済むことの出来るもので無い」(小河 1912a : 17-18)

ここでは窮民個々の実情にあわせた救済の必要性が述べられ、救済に関する原則として、個別具体性につながる問題提議を行っていると考えられる。

この問題提議が「エルバーフェルドシステム」への提起となり、このシステムは濫与の欠点を防ぎ、適切な個人的救護ができ、救済制度の模範と次のように述べる。

「濫與の弊を防ぐと共に進んで個人的適切なる救護の活動あることが出来る。ここが即ち『エルバーフェルドシステム』を指して一般救済制度の模範なりと称する所以である」(小河 1912a : 20)

ここで注目されることは、エルバーフェルドシステムを救済制度の模範として高く評価していることである。この評価が、後の方面委員制度創設につながっていくと考えられる。

このような救済法を普及させるためには、誰を救済するかという、その方法を考えるとともに、みだりに救済するという欠点を醸し出す個人的なお布施やお恵みに対して注意を喚起することが必要と述べ(小河 1912a : 22)、このような、個人的なお布施やお恵みによって、常習的又は職業的乞食が増加し、この乞食が、浮浪組や犯罪団となり彼らが社会に「害毒」を流すと指摘する(小河 1912a : 23)。このような状況が発生する理由について次のように述べている。

「斯かる現象を呈する所以のもの、見方に由ては社会が其為すべき救済の任務を閑却して唯無闇に無

職遊逸の徒を迫害し或は徒らに峻刑酷罰を加へて之を追窮した為なりとも言ひ得らるるのである」(小河 1912a : 24)

この部分で注目されるのは、「社会が其為すべき救済の任務を閑却して」という記述しており、社会が救済の任務をないがしろにしていると述べている点である。つまりこの事こそ、「社会公共」の責務、つまり社会の富裕層の役割と責任を論じていると考えられる。

また、小河は社会における救済事業に対する考え方について次のように批判している。

「世人の斯業に対するの観念堅実ならず 姑息の慈愛又は世間通途の名聞の為に濫施を敢てするを憚らざるの結果、終に益々惰民を増長せしめて以て此に至らしめたりと認むることが出来る」(小河 1912a : 24)

ここで注目されるのは、社会の救済に対するの考え方がしっかりしていないと指摘し、その場しのぎの慈愛と世間の評判のためと分析しているところである。このように社会なかでも富裕層・資本家の救済に対する理解が進まないということを指摘していると考えられ、これもまた、「社会公共の責務」がなおざりにされているといえる。

このような布施や乞食行為の禁止とあわせて、その前提として秩序と統一を兼ね備えている救済法が実行される保障を求めると次のように述べている。

「余はこの意味に於て布施及び乞食行為を禁制するの必要を主張せんと欲する訳であるが故に之が前提として少くも秩序あり統一ある救済法の実行せらるべき保障をもとめざるを得ぬ」(小河 1912a : 27)

さて、小河は乞食行為を行う理由として、貧困によるものと遊惰によるものがあるとして、その救済について次のように述べている。

「前者に就ては他に相当救護の道を開きたる上でなければ国権の大を以てするも決して之に干渉を試むることは出来ぬ」(小河 1912a : 28)

ここで注目されるのは、貧困により乞食行為をしている場合は、国の権限で救済の道を開くべきであると述べている点である。

次に小河は扶助救済する法律的、道徳的義務について次のように述べている。

「吾人の総ては其自己に最も接近する者を扶助救済する法律的又は道徳的義務を負ふて居る。親として子を保育し、子として老親を扶養し、戸主として家族を保護することの法律的及び道徳的、当然の義務たるべきことは言ふまでも無く、親族、朋友、隣佑、主僕、師弟等の間に於ても其相互の間に少くとも道徳的共済義務の存するものなければならぬ。進んでまた小作人の地主に対する乃至は、職工の製造家に対する、何れも其最も密接に利害相通するの關係に於て決して救済保護のことに没交渉なりと云ふことは出来ぬ」(小河 1912a : 29-30)

ここでは、小河は、いわゆる隣保相扶以外にも、小作人と地主、職工と製造家の間も利害が互いに共通する関係であり、救済保護の関係にあると指摘している事について注目すべきであると考える。

以上のような議論において注目すべきは、扶助の義務として、当時「隣保相扶」というように、親子・親族ないしムラのなかの扶助と考えられる。しかしながら、小河は「扶助共済」の範囲を朋友・主僕・師弟・小作人と地主・職工と製造家にまで広げて考えており、この状況はすでに社会関係と言えるのではないだろうか。この社会関係による扶養の義務ということは、まさに「社会公共の責務」を論じていると考える。一方この社会関係には、利害が対立する関係が内包されていることがわかる。言うまでもなく地主－小作関係と資本家－労働者関係である。この両者の社会関係をどのように、「社会公共」に取り込んでいくかが小河の主要な課題であったと考える。この課題の解決のために、彼はその後労働運動との関係を模索するようになると考えられる。一方、地主－小作関係は課題として残されたと考えられ、この課題は、急進的な小作争議の議論と報徳会による「推譲」による議論に分かれており、小河はどちらの立場にも積極的に与せずあまり言及しなかったのではないかと考える。

また、小河は、職工または奉公人が勤めている、会社の責務を次のように述べている

「職工にして若し一定の会社又は製造所に従事する者であるとしたら、会社又は製造家は彼れの労力を利用することに由て己を益すると云ふ最も近き利害関係を有する縁故から、若し彼の疾病其他の災厄に遭遇する場合には縦令ひ其れが直接就業に原因したもので無いにしても或る程度までは之れに向て相当の救護を與ふることは即ち会社又は製造家の道徳的義務である」(小河 1912a : 41)

ここで小河は資本家の義務として、職工が疾病や災厄の場合救護を与えるのは義務であると述べているが、まさに富裕者のあるべき姿と述べていると考える。

また、このような資産家が使用人保護を考えることについて次のように述べている。

「大地主、工場主の資産家が其己れの利害と最も密接の関係を有する使庸人保護の考へを以て其幾部分の者だけにて之れが実行を試むること、必ずしも至難のことで無いと信ずる。己れに損する所、少くして人を益し地方を利し、進んで国家に裨補する所至大である、所謂、自利利他の最上乘なるものである」(小河 1912a : 47)

この部分において注目すべきところは、大地主や資産家が使用人保護を少しでも実行に移すならば、人や地方に利益を与え、国家をも助け補うことができると述べている点である。ここで述べられている人や地方とは社会の構成要素であり、それに利益を与え、それがひいては国家を助け補っていると述べている。このような大地主や資産家が使用人保護を行うことは「社会公共」の責務と論じていると考えられる。

さらに、「特志者」が経営している救済事業について、次のように述べている。

「本来特志者の経営に係る救済事業なるものは、個人、社会、又は国家の当然為すべくして為す能はざ

る、又は為すべくして為すの困難なるがために、已むを得ず進んで之が代弁の勞を取って遣る所のものである。同情は愚か、世間は斯業に対して感謝の義務を有し、当事者は其神聖なる事業の名に於て世間より同情と感謝と尚ほ之を実現するに必要な相当の助力を請求するの権利がある」(小河 1912a:99)

この部分で注目されることは、個人や社会や国家が行うべき救済事業を、「特志者」が代わりに行っていると述べている点である。つまり特志者は、自らの責務として救済事業を立ち上げたと考えられ、このことは特志者に「社会公共の責務」という観念が見られると考える。また「特志者」には救済事業を行う上で、社会から助力を請求する権利があるという点も画期的であると考ええる。

このような社会と救済事業の関係について、アメリカの事例をもとに小河は次のように論じている。

「貧民の勢力の侮るべからざるものあるを考へたならば、之を救済するの自らまた、安富の道たることを自覚するに至るべき筈である。斯業に於ける金の力を代表すべきものは即ち資産家である、少くも其主力となるべき当然の義務を持って居る。外国殊に北米合衆国の富豪の、好んで能く此義務を盡すの事実は世人の耳に熟する所である」(小河 1912a:104)。

ここで小河は、貧民が貧困により犯罪に陥る事を憂慮しており、そのことで、被害を受けるのは富豪階級であるから、彼らは貧民のための救済事業に寄付をすることで、自ら「安富の道」を辿ることができるとその義務と役割を説いているが、このことはまさに内務省時代から小河が主張してきた「社会公共」の責務であると考ええる。

一方我国の資産家には、救済事業に関心を持って、この事業に余財を投入する志を持っているものが極めて少ないと指摘する(小河 1912a:105)。外国などで12人の資産家の余力でできることも、日本では数百人若しくは数千人の力、しかも貧富各階級にわたって零細な金を集める必要があると述べている(小河 1912a:105)。富豪が率先して救済事業に関心をもって、助力するようになれば、協力する人も増え、すべての資産家達が身分能力にふさわしい程度の寄付をすれば、少数の富豪者が巨額の出資を負担することもなくなり、斯業の健全な発達が予想できると論じている(小河 1912a:106)。

次に、小河は救済がこのような財力だけではなく、宗教への信仰という精神的な活動について、述べている。

4) 窮民救済と宗教及び婦人の役割

まず救済と宗教の関係について以下のように論じている。

「救済は総ての宗教の生命である。宗教の歴史は即ち救済の歴史なりと云ふとも出来る。基督教に飢へたる者に食はせ、渴ける者に飲せ、凍へる者には衣せ、旅せる者を宿らせ、病める物を見舞ひ、獄に在る者を訪問へとある」(小河 1912a:107)

このように、救済活動にとって、宗教の存在は大きく、なかでも西欧におけるキリス

ト教が、歴史的に果たしてきた役割は、極めて大きいと考える。救済における物質的と精神的の両面の働きと宗教の役割について小河は次のように述べている

「必ずしも宗教家と言わず、宗教の信仰ある者何人に論なく、卒先斯業に挺身努力する所なかるべからざるの理は明白である。殊に救済なるものは物質的、及び精神的両面の活動あるを要するは勿論であつて寧ろ精神的基礎の上に物質的の働きあることに由て、始めて斯業の本領を發揮することが出来ると云ふを当れりとすべしであるが故に斯業の経営及び発展が最も宗教家若くは宗教の信仰ある者の力に俟つ所多大なるものなきを得ざる訳であつて」(小河 1912a : 107)

ここで小河が力説していることは、救済が精神的な基礎の上に物質的な働きあることによって始めて救済の本領が發揮されるが、なかでも精神的な基礎は宗教によって培われることであると言える。ここで注目されるのは「宗教の信仰ある者何人に論なく」という点である。西欧社会において、村などは教会を中心に発達してきたことを考えるならば、西欧社会にとって教会における信仰は生活に欠かすことができないものであったと考えられる。このような状況をふまえるならば、救済と信仰は切り離すことができない紐帯で結びついていたといえる。このような前提に立つと救済が「社会公共」の責務という小河の考えがようやくその姿を現してきたといえる。

小河の問題意識のなかで、救済における精神的な支えとしてキリスト教の役割が大きな位置を占めていたと考える。その点について次のように述べている

「宗教即ち燃ゆるが如き信仰の力が斯業の中心となつて其発展を助けつゝあるのことは時に多少の隆替はあるにしても殆んど古今を通じて相変はるなきの事実なりと認むることが出来る。窮民に欠乏するものは必ずしも物質的のみでは無い、救済は胃の問題、麴麴に非ずと謂ふ所以であつて、精神的に『より』大なる欠乏に苦しむの貧民も亦甚だその数に乏しからざる所である」(小河 1912a : 108)

ここで問題なのは、救済が必要な窮民層も実は精神的な支えとしてキリスト教の信仰が欠如おり、それをどのように取り組ませるかということではないかと考える。

言い換えると、窮民に対して救済をおこなう場合は、どのようにおこなうべきかという点について次のように述べている。

つまり、救済を行う場合いかに救済するかという問題を研究する前に、まず何を救済すべきかという問題を解決するべきとは、このことである。もし精神的に大きな欠乏を有する者ならば、まず精神の糧である信仰を与え、進んで秩序の観念や平和の思想、よく働いて儉約することなどを教えることを努めなければならないと次のように述べる。

「救済を為すの場合に於ては如何に救済すべきやの問題を研究するの前に於て、宜しく先づ何物をか救済すべきやの問題を解決すべしと云ふは即ち此処である。若し精神の上に大なる欠乏を有する者であったならば、之れに与ふる須らく先づ精神の糧即ち信仰を以てし、進んで尚ほ之れに秩序の観念、平和の思想、勤儉の美風等を教訓鼓吹することを努むる所がなければならぬ」(小河 1912a : 107-108)

ここで注目すべき重要な点は、平和の思想を掲げているところである。当時の世界

は第1次世界大戦直前であり、日本は富国強兵を掲げている時代であることを考えれば先見の明があると考ええる。

ところで、信仰と救済について、有害な場合について次のように述べている。

「衣食の前に礼節を知らしむるを必要とする場合もあり、又最も多くの場合に於て礼節と衣食の二つのものを併せ与ふるの必要あることを閑却してはならぬ。信なきの慈善は濁水の如く信なきの救済は悪酒の如し。之を行つて効なく之を受けて反て有害の結果あるを免かれぬことになる」(小河 1912a:109)

ここで、小河は信仰なき慈善は濁水のように、信仰がない救済は悪酒のようである。濁水では効果無く、悪酒であれば反って有害の結果を招くことになる」と述べ、信仰の重要性を述べている。

以上のように、ここで注目されるのは、今まで信仰の力が救済の発展を助けてきたと指摘し、宗教家および信仰をもつすべての人が、救済事業を発展させる義務があると述べている。このことから、宗教家に対しても貧民を救済するという社会に対する役割や責務が課せられていると考えられ、「社会公共」の責務と見なされる。

さらに、小河は下層社会の貧民が悲境に陥る原因はいろいろあるが、この原因を取り除く手段として、彼らに信仰を与えることも重要であり、彼らを導くのは宗教家の任務である。宗教的な確かな信念を有していなければ、救済慈善の活動を成し遂げることはできないと述べている(小河 1912:109)。

このように信仰は、救済にとって重要な役割を果たしているが、当時の日本の宗教は、どのような状況にあったのか。という点について次のように述べている。

「我国に於ては宗教家特に多数を占むる仏教家の斯業に対するの態度は極めて冷淡であつて欧米の其れに比しては殆んど一の見るべきものなしと断言しても可なりである」(小河 1912a:109)

このように仏教家の救済に対する態度について、ほとんど見るところがないと厳しく批判する。このことから、救済における信仰の重要性を掲げる小河にとって、当時の日本の仏教界の現状はきわめて深刻な問題として意識していたと考えられる。

小河は、欧米人が、博愛慈善についてはキリスト教徒だけが所有する観念体系であつて、異教徒がこの意義を理解するのは難しいと述べているが、残念ながらこの言葉を少しも打ち消す材料を見つけることができないと意気消沈している(小河 1912a:110)。救済発展のため宗教家の方々に発奮努力を切望すると次のように述べている。

「救済事業の原動力たる主要の地位を占むべき信の力は確かに我斯業の上に大なる欠乏を告げて居るの事実であると断言することが出来る。斯業発展の前途の爲めに、余は我が各方面に於ける宗教家諸氏に対し、其天分とまた外国に於ける事例等に顧みて、益々大に斯業に発奮努力を試みられんことを切望せざるを得ざる次第である」(小河 1912a:110)

確かに、宗教家ないし信仰者の役割と機能が「社会公共」の責務という視点から検討すると、極めて弱く、その結果欧米と比べると斯業の発展が遅れていると言える。この

苦言は、小河の宗教界に対する期待の現れとも考える。

ところで、小河は救済事業の原動力の 1 つに愛の力は欠かすことが出来ないことは、明らかであり、「愛の化身は婦人」であって、婦人は家庭の守護神であると共に、教育を行い保護する担当者として、性格及び任務を有していると言える（小河 1912a : 111）。

このように、欧米では婦人が救済において活動しているが、なかでも米国や北欧では発展・普及が著しいと述べている。一方ドイツでは救済に活動する婦人の活動については、他の国より遅れていたとして次のように述べている。

「独逸の如きは他の各国に比し、最も後れて婦人の斯業に活動を始むるやうになつたのであるが、然かも近く十年前後の間に於ては頗る顕著なる発展を致し、殊に上流若くは高等の教育を受けたる婦人にして斯業に献身するもの非常に多く、之が為独り斯業の発達に益する所の至大なるなるのみならず、女性の品位及び本能を向上發揮せしむる上にも亦た少なからざる好結果を奏するに至つたと云ふことである」（小河 1912a : 114）

このドイツに関する状況のなかで、上流または高等の教育を受けた婦人が救済に献身するもの非常に多いという点が、「社会公共」の責務という観点からすれば、重要な論点であると考ええる。

ところで、わが国の上流婦人の救済活動について、赤十字、愛国婦人、看護育児等の会務などで、上手くいくように取り計らったり、紹介したりすることに熱心な者がいないわけではないが、その多くは「白襟紋付の晴れの運動」、つまり晴れの舞台における活動、に終始し、救済本来の隠れて地味な働きを行う人はほとんどない。それでは感化救済や地方改良講習会などでも、欧米なら 7 割は婦人であると考えられるが、我が国では、紅一点と形容される状況であると指摘する（小河 1912a : 116）。

この記述からわかるように、当時の日本における上流階級の女性達は、家制度のもと家庭を守ることを第 1 義と考えており、外で働くという考えに乏しかった。

我が国の児童保護では、婦人はほとんど存在せず、育児事業を標榜している機関でも、保母の任務につく婦人を置いていないという例が乏しくないという（小河 1912a : 113）。

また児童の保護とは母親の保護であるとし、妊婦や産婦である母を適当に保護することによって、その目的を成し遂げられるが、その任務は婦人においてほかに、果たす人がいない。このように救済事業において婦人の助力が必要不可欠であると述べている（小河 1912a : 113）が、実際救済保護事業の方面には、ほとんどが婦人が進出してこない（小河 1912a : 115-116）と述べている。このような議論をふまえて、小河は救済事業の三尊ということを次のように論じている。

「救済事業の上より之を見る、婦人と宗教家と資産家との三つのものは恰も三尊にも比すべき重要な関係を持つて居るものである。然るに我が斯業の上には此三尊先生、一尊として何等の役にも立つて居らぬ。一尊ある、尚ほ以て大なる力となすに足る。欧米の其れの如くに一時に偉大なる三尊の協力を望むを至難とするも、少くも責めて一尊の力だけなりとも之を得るに至らんこと、我が斯業の前途に切望する所である」（小河 1912a : 116-117）

．この部分で注目されることは、救済における「社会公共」の責務を果たす上でその役割を資産家と宗教家だけではなく、婦人にも求め、そのいずれも役に立っていないと述べている点である。せめて1つだけでも機能することを小河は期待しているのである。

5) 救済事業の本来の性質について

ところで、小河は救済事業本来の性質について次のように述べている。

「救済なるものは人道および為政の本義に基く必然の行為であって必ずしも始めからその利害如何を打算して算盤づくに之れに着手すべき筋のもので無い、孺子の将に井に墜ちんとするを見る何事を差措ても先づ之が急に趨かんとするは即ち人情の自然である此自然の要求に従て動くということが、即ち救済事業本来の性質であって、唯だ人を助けると云ふ目的の外には他に何等の考への交はるべき筈は無いのである」(小河 1912a : 117-118)

ここで注目すべきところは、救済がその利害を計算して、実施するものではないと述べ、救済事業本来の性質は、ただ人を助けるといふ目的の外には他に何の考えも交わるべきはずはないと指摘している事である。このことは、個人の救済であろうが、公共の救済であろうが、同じであると述べ、次のように指摘している。

「個人の働らきと公共の働らきとは多少、其趣きを異にする所があるにしても、既に其根源を同する以上は、二者本来の性質に異同あるべき道理は無いのであって、設令ひ公共の経営に係る場合に於ても、尚ほ救済其れ自身が独立の目的であって、決して他の目的を達するの手段に供せらるべきもに非らずと断言することができる」(小河 1912a : 118)

このように小河は、救済それ自身が独立の目的であって、決して他の目的を達する手段に供せられるべきものではない繰り返し論じている。またここでは、個人と公共という、分類法が用いられていることに着目したい。つまり小河の中で、個人、社会、公共と分けて考えるようになったといえらるる。

もし、救済がある目的を達成される手段としてこれを行うべきものであったなら、救済を受ける必要のある一部分のものは論理上救済の恵に浴することはできないということに帰着せざるを得ないとして、次のように述べる。

「若し夫れ救済が或る目的を達成する手段としてこれを行うべきものであつたとしたら、救済を受くる必要のある一部分のものは論理上終に救済の恵に浴し能はずと云ふことに帰着せねばならぬ。即ちた老衰者とか廢疾不具の者とか若くは到底回復または生存の見込の無い難病者、虚弱者とか云ふが如きものは之を助けて見た所で、何等の目的をも達し得らるゝ訳で無い。風教維持の手段として、之を行ふものなりと強弁の出来ぬことも無いが其実、救済其れ自身がすでに風教である、風教のために救済を行ふと云ふことは、恰も風教の爲めに風教を行ふと云ふに等しき無意義の言葉と謂はざるを得ぬ」(小河 1912a : 118-119)

ここで、小河は救済の主要な対象をとして、老衰者や「廢疾不具」の者とか若しくは到底回復または生存の見込みのない難病者、虚弱者のようなものを考えていると言えよう。

このような人々を、救済することは、不条理であると論ずる進化論の学者などもいる。彼らは、人工的に自然淘汰を進めて、弱者の劣敗の運命を早めようとするのが得策であると考えているだろうと述べている(小河 1912a : 120-121)。

ここで注目されるのは、内務省時代において、社会有機体思想に関心を持ち自然淘汰に部分的に共鳴していた小河が、この時代には、手厳しく批判していることである。

さて小河は、今日のような「物質的時代思潮」が盛んな時に、救済と利益観念や打算の関係について次のように論じている。

「物質的時代思潮の旺なる今日に在つては、時々物々として殆んど利益観念より打算せられたるものに非らざるはなく、下品なるものは私利の名に於て、其上品なるものは公益の名を以て、総ての事業の目的に標榜せしめられて居るやうな次第である。物それ自身がすでに目的であるべき救済事業も今は知らず識らず此渦中に入り、何等か他に利益となるべき目的が在つて之を達するの手段に行ふものであるかの如くに了解せられ居るやうに見へる」(小河 1912a : 121-122)

ここで注目すべきところは、すべての事業の目的が、利益観念より打算されたものだと小河が指摘しているところである。さらに興味深いのが、上品な場合は公益の名に

よって、下品な場合は私的利益の名において分類できるとしている点である。つまり小河は公益の名によって行われている事業も、実は利益観念より打算された別の顔を持つと論じているわけである。それゆえ、救済という美名の裏に利益観念より打算されたものがあると考えられていると指摘し、小河はそのような思潮にあえて反旗を翻し、救済の独自性や存在意義を主張していると考えられる。

さて、小河は近代の救済事業について、その歴史的経緯を振り返り、免囚保護という事業が先駆をなしたとして、次のように述べている。

「近代における救済事業の上に免囚保護と言ふやうな寧ろ不急の仕事が先駆をなし、感化教育、孤貧児の保護の如きが之れに亜ぎ、今や各種の一否寧ろ同種の児童保護事業が頻りに四方に勃興しつゝあるに拘はず、老人又は廢疾者の保護の如き、若くは各種の難治病者の救療の如き、尚又同じ児童の内でも最も保護の必要ある貧民社会の不具児、病弱児、低脳児、放蕩児に属するものゝ如きに就ては尚ほ未だ殆んど之を顧る者が無いと云ふ始末である」(小河 1912a : 122)

このように、感化や孤貧児に関する児童保護事業が盛んになる一方、まったく見向きもされない老人、「廢疾者」の保護、難治病者の救療などがあることは、小河が述べるように救済においても利益と打算が横行し、このことは救済というよりは、むしろ違う趣旨と形態になりつつあったのではないかと考えられる。

小河は、このような方向性に向かいつつある救済事業を管轄する内務大臣の告辞を次のように批判している。

「内務省に開かれた救済事業講習会の開会式に於て原内相の述べられた告辞の一節に、『抑くも救済事業は其範圍頗る広く、其種類も亦極めて多しと雖も、其目的とするに施し与ふるに非らず、之に依りて健全なる国民を養成し、国家の発展を期せんとするに在り云々。』と云ふことがある凡衆に対する斯業奨励の方便としては或いは可なるべしと雖も、是を以て眞面目に斯業の本領を説き明かしたるものと思はゞそれは大なる誤解である、若し爲政治家に此くの如き考へを以て救済事業を經營すると云ふやうなことがあつたならば其前途、甚だ寒心すべき結果を呈するに至るを免れざることゝ信ずる。」(小河 1912a : 123-124)

ここで注目するところは、小河が三種類の分析を行っており、最後の分析において、政治家がこのような目的で救済事業を經營するならば、前途が心配でたまらないと直言しているところである。その理由として小河は瀕死の老病人や絶対に独立不能の最弱者、即ち多くの廢疾者もしくは真性の意味における窮民などを救護することは、これによって健全な国民を養成し国家の発展を期すると言うことには如何にしても考え及ばないと述べている(小河 1912a : 124)。言うまでもなく救済を行った為に直接間接に国利民福を助け補い利益となることがこの上もなく大きいとして、次のように指摘する。

「救済を行ふが為めに直接間接に国利民福を裨益する所の至大なるものあるべきは勿論である。併し是れは救済に伴う必然の結果であつて救済當初の目的とした所のものではない。」(小河 1912 a : 126)

ここで重要と考えられるのは、このことは、救済に伴う必然の結果であつて救済當初の目的としたものではないという点であると考ええる。

また、社会一般に対して救済には、公益を保全する効果があると説き、富豪を勧誘するために救済に寄付することが、繁栄する道であると教えるのは、一向に構わないなどと述べている(小河 1912 a : 127-128)。

しかし小河は、救済を行う者については、次のように述べている。

「然し救済を行ふ者の心に此心を存し、或る他の目的即ち危險思想の鎮圧とか犯罪浮浪の豫防とか或は文明国家の体面維持とかの必要を充たすの手段として、之を行ふと云ふが如き不心得があつてはならぬ社会政策として救済を研究することは取て不可を認めざる所であるが、政策として救済を行ふと云ふが如きは断じて之を排斥せねばならぬと信ずる。」(小河 1912 a : 128)

ここで小河は、救済を行う者の心に、手段として、これを行うという邪な考えを抱いてはならない。政策として救済を行うと言うのは断じてこれを排斥せねばならないと述べており、なかでも注目されるのが政策として救済を行うことの否定である。

ところで西洋における救済事業は貧民の為に行っているというより寧ろ社会のためにこれを行っているといういい方が適當であるように見えると述べている(小河 1912 a : 129)。例えば労働保険法案に対するビスマルクの宣言を見ると前半部分の公明正大であるのに反して、後半の部分について次のように批判している。

「後半の結局は正しく労働保険に由る下層民の救済を以て危険思想撲滅の手段に供するの意を露骨に表明したるものと謂ふべく、此大誤謬に陥りたること獨りビスマルクの為に惜むのみならず、獨逸に於ける保線的救済事業の上に救ふべからざるの禍根を治すに至らしめたるの愚を憐れまざるを得ぬ。」
(小河 1912a 130-131)

ここで、小河はビスマルクが危険思想撲滅の手段として労働保険による下層民の救済表明したことを批判しているが、まさしく政策として救済を行ったからであると考えられる。

このような表明の結果、保線的救済が危険思想撲滅の手段に過ぎないかのように認めさせ、そのことにより大いなる禍源をなしたと指摘した (小河 1912 a : 131).
ところで、世間の評判または営利のために救済を行うものがあるならば言語道断である。誰もがそのような愚を敢えてしないが、実際このような目的で救済の経営に従事する人がいる(小河 1912 a : 133). このように救済によって営利を図るというのは、その実救済を食べるということに等しく、救済を食らうとは即ち救済の本領を滅却すると言うに同じである(小河 1912 a : 133). 救済慈善の美名の下にその実、口入屋や子ども預所と変わらない営利本位のやり方をしている例が多い。公益の目的を達する手段として救済を行うことは、すでにその本領を失っているのである。まして名利を求める手段に救済を用いようとするのは救済の本質を無くしていると述べている(小河 1912 a : 134).

6) 窮民と敏活について

さて、すべての災害や不幸は、急迫の事情を伴い、急迫であるために、これを救う必要も生じる。敏活、すなわちすばやく行動することは救済の働きにおいて最も大切な要綱である。ゆえに官庁的な規則・形式が細部にわたり、その手続きが煩わしいことは、斯業には禁物であり、斯業の組織または経営についても「官庁的臭味」があってはならないとする (小河 1912 a : 135-136).

ここで小河は救済の働きとして、敏活を取り上げているが、その一方で手続きが煩わしい「官庁的臭味」が救済事業にはあってはならないと指摘するが、この官僚制の問題は、以前から指摘しており、清国でも大きな課題であったと言える。

また、小河は敏活と官庁とは相容れないものであって、政府または公共団体の経営に係わる救済事業が多く資金と労力を費やす割に上手くいかない理由はこのためであるとする (小河 1912 a : 136). さらに小河は、書類や計表のため必要な手続きは必要であるが、すこしでも「官庁的臭味」、つまり官庁の考えが入ると、その結果は外観に力が入り、実質の活動が弛むことを顧みず、形式本位であるものを「官庁的」と称する。つまり、形式を先にして事業を後にする、事業の為の形式ではなく、形式のための事業のようになる。このことが「官庁的」なものに共通して備わっている性質であるという。このようにして、素速く働くということは望むことができないと述べている (小河 1912 a : 136). 以上のように救済における敏活と「官庁的」なものとは相容れないと指摘している。このことから救済の敏活のためには民間の事業の必要性を痛感していると考え

る。そのうえに、小河は、救済事業のため敏活が必要であるが、それを全うするためには、どのようなことが必要であるかという点について、救済に必要な敏活の働きを成し遂げようとするれば、名称は官営といえども、その実私営のように簡単に素速く行い、細事と大事について関係なく、おおよそのことは、当局が牽制したり願望することなく、自由に決められるような組織であることが必要であると述べている(小河 1912 a:140)。

ところで、小河は医療における、敏活の働きについて施薬救療もただ、病院設備の形式を備えれば、その目的が成し遂げられるものではないとする(小河 1912 a:141)。そもそも本来施療というものは、これを受ける方にとってはあまり好ましくないで、よくよくの事がないと面倒な手続きを行い、病院に診察に来る気にならない。やむを得ず診察に来たものの多くは治るのが難しい重病人であるが、若し真の窮民が重症者であったならば、外出の衣類もなく、もちろん車代や電車賃の余裕もないという事情の為に、病院に行きたくても行けないというのも事実であるという(小河 1912 a:142)。それゆえ、中国の古い制度では部落ごとに、その便利な所に施粥をする場所を設けていると述べ、この点についていかにも救済に対する用意が周到で、敏活に普及する所に設置しようという趣旨であったと考える(小河 1912 a:143)。救療も同じで、細民居住の区域に小規模な数個の病院に分けて建設する事の方がよいと次のように述べている。

「救療亦た此くの如しで、若し病院に由て其働らきを全ふせしめんとならば、一ヶ所や二ヶ所の立派な大病院を設くるよりもなるべく細民居住の区域に接近したる便宜の位地に小規模なる数個の病院を分設するに如くは無い」(小河 1912 a:143)

細民居住の区域に小規模な数個の病院を作ることが望ましいが、窮民の現状はさらに困難を加えているとして次のように述べている

「真の窮病者は多くは皆其家に引籠つて一滴の水、一椀の食にも事を欠いて居ると云ふ始末である。若し真に救療の働きを全ふするの上より之を見れば、何十万と云ふ大金を費やして一つの完全なる病院を設くるよりも寧ろ二三の医員と五六の看護婦とを常置して、日夕親しく窮民患者の家庭を見廻はらしむる方が遙かに大なる効果を収むることが出来る」(小河 1912 a:175)

このように、小河は真の窮病者が家に引き籠もり一滴の水や一椀の食事にも窮乏しているとし、真の救療の働きを成し遂げるといふ点から考えると、何十万という多額の費用をかけて、一つの完全な病院を設置するよりも、むしろ2~3人の医師と5~6人の看護婦を用意して、窮民患者の家庭を巡回する方が、遙かに大きな効果を収めることが出来ると述べている。

以上のように、小河は窮民の立場に立って医療をどのように行うかについて論じている。ここで注目されるのは、2~3人の医師と5~6人の看護婦で窮民患者の家庭を巡回することが効果が上がると述べている点で、医療保険のない時代に、このようなことを提案しているのは、先駆的であると考えられる。

これに止まらず、小河は医薬をもって医師や看護婦が巡回するだけでいいのかという疑問を提示し、真の窮民には医薬よりも栄養物が必要であり、栄養物より同情をもって

慰めいたわることが必要であるという。彼に最も欠乏している物を与える。同情をもって慰めいたわるとは、あるいは医薬、看護、栄養物の効果より、なお救療の上により多くの効果が期待でき、むしろ普通の医者や看護師を用いるのと比較して、真の同情心に富んでいる婦人や宗教家又は慈善家のような、多数の素人を用いた方が実際の場合、絶望的な状態を立て直し、一気に解決に向かうという成功を見ることが多いと思うという（小河 1912 a : 175-176）。

ここで注目されるのは、真の窮民のためには、彼等が最も必要としているのは、医薬や栄養物ではなく、同情をもって慰めいたわることであると、述べていることである。そして、そのためには、医員や看護師よりも、真の同情心を有する婦人や宗教家又は慈善家のような、多数の素人を用いることが、彼等を絶望的状况から、一気に立て直す事につながると述べている点である。特に後者の点において、婦人・宗教家・慈善家という「社会公共の責務」を担う人々を論じている所が、小河が最も述べたかった所ではないかと考える。

以上のように、検討してきた結果、小河が次の4点を重視していたことが明らかになった。(1) 公的救済の普及と私的慈善事業の成長と活性化の重要性、(2) 窮民個々の実情に沿った救済の必要性、(3) 救済事業発展における資産家と宗教家と婦人の責務の重要性、(4) 救済の対象を瀕死の老病人や障害児・者などを含める必要性である。このように、司法省時代に比べると救済思想が大きく展開していることが明らかとなった。

3. 『救済研究』掲載の論稿における結実した救済思想

ここでは大阪時代の救済思想として、『救済研究』所収の論稿を検討することが目的である。

『救済研究』に掲載された小河の署名入りの記事・論稿は多いが、主な論稿だけでもかなりの数にのぼる。その分野は多岐にわたり、第1に感化教育関係・児童保護関係、第2に救済思想・事業関係、第3に労働保護・職工救済関係、第4に海外見聞報告関係、第5その他に分類されると考える。第1の感化教育関係・児童保護関係について、主な論稿は「感化事業の本質及び組織」、「感化教育要義」、「感化教育の要素について」、「児童保護概説」、「児童保護概に関する法制一斑」などが挙げられる。第2の救済思想・事業関係について、主な論稿は「救済の要義」、「救済事業の三尊論」、「医家と社会事業との関係に就て」、「公私救済事業の関係について」、「救済事業の趨勢」などが挙げられる。第3の労働保護・職工救済関係について、主な論稿は「少年労働の保護」、「職工の保護について」、「職工救済要義」などが挙げられる。第4の海外見聞報告関係について、主なものは、「第1回万国児童保護会議に就ての報告」、「倫敦市の感化事業一斑」、「文明都市の救済事業」、「朝鮮所見談」などが挙げられる。第5のその他について、主なものは、「文明に対する帝国民の覚悟」、「少年裁判法の採否如何」、「結核予防運動の趨勢」、「犯罪予防論講案」などがある。

このような多様な論稿のなかで、これまで多くの先行研究において議論の対象されてきたのは感化教育・児童保護関係であったと考えられる。それゆえ、ここでは救済思想・

事業関係に焦点をあてて検討し、その関連において第3～第5の論稿も対象とすることにしたい。

具体的には、「救済の要義」、「救済事業の三尊論」、「公私救済事業の関係について」、を対象に、先行研究を検討した上で、救済思想を検討することにしたい。

先行研究として遠藤興一を挙げることができる。遠藤は「救済の要義」について、救済の単位を家とし、国家責任を曖昧にしたと述べている（遠藤 1983：159）、また「公私救済事業の関係について」も、小河の公的責任に関する議論は、私的事業の助成にあると述べている（遠藤 1983：153）。以上のような先行研究をふまえ、小河の救済思想の特徴を検討することにしたい。

1) 「救済の要義」(1913m)の検討

まず、小河は救済とは弱者を保護することと述べ（小河 1913m：14）、その弱者とは生存競争の敗者やまさに敗者となる危機に陥っている者などの窮民や貧民であると指摘する（小河 1913m：15）。彼らを救済する理由について、人道上からも傍観することはできず、また国の治安維持にこの上なく大きな影響を及ぼし、さらに国家自衛の目的を成し遂げるためであると述べている（小河 1913m：15）。この救済の定義は内務省時代にはなかったが、救済の理由については、内務省時代から、変化がないと考える。

次に救済対象である窮民や貧民は、物質的や肉体的弱者だけではなく精神的弱者でもあると述べ、この精神的弱者を保護するということは、彼らの風俗・風習を奮い起こすことになるから、風俗・風習の改善も救済事業の領分となったと説明している（小河 1913m：16）。また社会的衛生事業もその大部分が救済事業の働きに期待するところがなければならないと述べる。たとえばアルコール中毒、結核、花柳病、その他各種の国民病の予防撲滅、自然的及び人為的災害の救助、嬰兒死亡率の減少、これらはすべて今日の救済事業が、管轄・管理の中心となるべきことで、この事業がその職責を尽くすことができれば、国の衛生状態もまた大きく改良進歩することが実現できると指摘する（小河 1913m：16）。さらに、婦人、幼者、労働者等の保護問題もまた救済事業の範囲に属すべきものであり、教育においても、すでに特殊教育、補習教育、社会教育の大部分は救済事業の領域で経営されている状況であると論じている（小河 1913m：16）。その上に、細民住宅の改良問題についても、今日の救済事業の最も重要な題目として研究が進められ、実行されていると述べている。この方面における救済事業の発展はスウェーデンやデンマークが最も著しく、近年においてはイギリス、フランス、ドイツなどの各国到るところで研究や活動が進んできたと指摘している。現にドイツにおける慈善事業の王者と称せられる人で、4～5年前に90歳前後の高齢で亡くなられたボーデルシウインという救済事業の大家は細民の住宅改良はすべての救済問題を解決するの鍵であると論じている（小河 1913m：16）。

以上のような小河の考えをまとめると、救済の範囲として、第1に肉体的・物質的弱者の保護だけでなく精神的弱者の保護が救済事業の対象であり、その結果として風俗・風習の改善をすること、第2にアルコール中毒、結核、花柳病、その他各種の国民病の予防撲滅、自然的及び人為的災害の救助、嬰兒死亡率の減少などの社会衛生事業、第3

に婦人、幼者、労働者等の保護すること、第4に特殊教育、補習教育、社会教育の大部分、第5に細民住宅の改良問題、であると論じている。このように救済は多岐にわたり、その範囲も極めて広いことがわかる。

さて、小河は、居住問題が救済事業の主題として進められてきたと主張し、なかでも細民の住宅改良の点について、最初は都会の貧民労働者を対象に貸し長屋を建て貧民窟を改良するというのであったが、今や都会や地方問わず細民である職工や小農の居住難を救済するために、その方法も以前の借家式とは異なり、細民が、独立した一軒屋の家主になるような手段を考えるようになってきたと述べている（小河 1913m : 18）。その手段について、次のように述べている。

「細民階級に属する職工や小農の為に一軒屋の小住宅を造り、50年賦或は60年賦と云ふやうな長期の弁償法を設けて宅地と共に其の家屋に安住するを得せしむるの趣向であつて、既に瑞典や丁抹に於ては此の方法の普及に由て殆んど理想的農民保護の目的を達して居ると云ふこと」（小河 1913m : 18）。

さらに小河はこのような方法は、ドイツでも広がりを見せ、政府や公共団体が経営に乗り出す一方、地方の大地主や事業家すなわち大工場の持ち主等を奨励してその使用する所の職工や小作人のためにこの住宅救済法を実行させているところであると述べている（小河 1913m : 18）。その上に、小河は、自分が住んでいる家屋や土地がやがて自らのものになるという望みだけでも、大いなる希望になり、「発奮自重の心」を起こさせるとして、家を愛するものは必ずその郷土を愛し、このような家郷を愛する心がある者は、自らの業務に忠実となり、節制、勤勉、平和、知足、親愛の美風がここに起きてくることは明らかであると指摘する（小河 1913m : 18-19）。

ここで注目されるのは、小河が細民の住宅改良という議論から出発して、4つの美風という結論に到達したという点である。ここから小河の救済思想の到達点の一端がこれらの美風であったのではないかと考えられ、この美風のなかに、平和が入っていることは、着目に値する。

ところで、小河は慈善事業と救済事業を明瞭に分けて考えている。慈善事業とは単純なる道徳行為であり、必要的行為ではないと軽く見らると述べ、慈善という文字が救済事業に大きな意義をもつ間は、救済事業が極めて幼稚の域にあることを証明していると述べている（小河 1913m : 20-21）。一方救済事業は国家または個人として当然為すべき公法的又は私法的任務であり、なお今や道徳行為から法的行為に移ろうとしている傾向があると述べている（小河 1913m : 21）。このような状況の中で、小河は慈善の二字は国家為政の当局者にとってその職に安心できる最も効果のあるお札のようなものであると指摘し、政府の者が慈善の文字を重用しようとする傾向がある偶然ではないと述べる。私たちはこれがわからず、当局者とともに慈善の名の下に斯業のすべてを行うことができる盲信する愚かしさは実に憐れむべきであると述べて、我々に救済事業の健全な発達を見ることができない原因の一つはこの辺にあるということができると官僚を批判している。

ここで注目すべき点は、慈善が単なる道徳的行為であり、必要的行為と考えられていないので、為政の当局者にとって重用されるとして、このことが救済事業の健全な発達

を妨げていると指摘している点である。

ところで、小河は英国やドイツやフランスでは窮民に対して「救済を受ける権利」を認めているが、わが国ではどうするか、ということについて、このような事例は政策としてあまりいいものではないとして、権利は必ずしも義務の対象ではなく、国家が政治で当然窮民を救済する義務があると認める結論を出すからといって、同時に窮民は国家より救済を受くるの権利ありと断定せねばならぬ道理はないと述べて、単純な法律論によって広く大きな政治の本能及び活動を律しようとするのは誤った話であると述べている（小河 1913m : 20）。

ここで小河の考え方に対していろいろな解釈ができるが、上で述べた文脈から考えると、英国やドイツやフランスは、すでに救貧制度があり、その救貧制度が権利という考え方によって基礎づけられているから、「救済を受ける権利」という議論が成り立つが、当時の日本は小河が指摘したように当時救済事業自体も根付かない状況にあり、また救貧制度自体もないというなかで、「救済を受ける権利」ということを、「単純なる法律論」だけで、「広く大きな政治の本能及び活動を律せんと欲する」ことの意味がどこにあるのだろうか、小河は疑問を呈していたと考えられる。つまり当時の日本の「政治の本能及び活動」が、「単純な法律論」とはかけ離れたところにあると小河は考えていたのではないだろうか。

小河は、一般社会的に「世の憐れな弱き者を救う」という義務観念が発達普及すると、趨勢として国家が当然救済の任務を行うようになることは明らかであると述べる（小河 1913m : 23）。この結果、文明各国では「立法的救済事業」の範囲が拡大されて、十数年前まで慈善事業として行われていたことが、今や国家当然の「義務行為」になっているものが多くあると述べている（小河 1913m : 23）。翻ってわが国を見ると、救済つまり弱者の保護に関する立法上規定されているものがほとんど無く、あえて探せば、恤救規則とか行旅病人の取扱法とか感化法、癩病取締法、精神病者監置法というような法律があるが、救済保護の活動においてはまったく有名無実と言えると指摘する（小河 1913m : 23）。このことから小河は、まだ社会として「世の憐れな弱き者を救う」ことが、私達の当然為さねばならぬ義務である、これを行わなければ一刻も気持ちいを安らぐことはないというまでの強き道德心が発達するに至っていないと論じている（小河 1913m : 23）。

ここで議論されている社会が「世の憐れな弱き者を救う」という義務観念は、彼が監獄学を論じていた時から抱いていたテーマであったと思量する。なぜなら、彼は内務省時代の監獄学において出獄した人々を保護するのは社会の責務であると述べていたからである。この考え方が、いまや出獄者だけではなく「世の憐れな弱き者」すべてに広がっていると考えられる。

さて小河は、わが国においてこのような義務観念を形成していくための道筋としては、立法ではなく、社会的ないし道徳的拘束なき、極めて自由の働きに一任することが良いと述べている（小河 1913m : 28）。どのようにすれば、この働きを成し遂げることができるのかと問いかけ、私達は自己に最も接近する者を扶助救済すべき自然の義務を持っている。近親の間は申すまでもなく、師弟、主僕、朋友、郷党等の間に於ても互に相共済する道徳的情誼を尽すところがなければならぬ訳である。幸い我国には昔から此の

情義の最も濃かなるものあるを見るところであっていわゆる「隣保相助」の美風もこのために起こったと論じている(小河 1913m : 29)。ここで注目すべきところは、自己に最も接近する者を扶助救済すべき自然の義務について述べ、それと「隣保相助」の美風を関連させている点である。小河の述べる「隣保相助」とは、隣保相扶のことと思われるが、それはムラ社会(村落共同体)の相互扶助であると考えられる。しかしながら、小河の述べているのは、それより遥かに広い扶助共済であり、近親だけではなく、師弟、主僕、朋友をも含んでおり、これは隣保相扶というよりも、むしろ社会関係ではないかと考えられる。つまり社会関係による救済と考えられ、隣保相扶を自らの思想に取り込むことができたと言える。このことは、以前から小河が提唱している社会の責務ということであるとする。内務省時代は「社会公共」の責務としていたが、時代の進展とともに、社会と公共が分離し、いまや社会の責務となったと考える。

2) 「救済事業の三尊論」(1914m)の検討

冒頭に於いて小河は救済事業の原動力として3点挙げ、それは金と智と信であると述べている。その3点について以下順を追って述べることにする。

第1に必要なものは、金であると述べ、救済という「不生産的な事業」では、将来において「国利民福」におおきな効果もたらすことになるにも拘わらず、ほかの有利事業を経営するように、救済事業に向かって世の中の人々に投資を求めるのはきわめて難しいと述べている(小河 1914m : 1)。また欧米のように宗教の信仰の基に「人道観念」が発達していて、貴族や富豪から寄付が寄せられるところでも、事業は際限が無く、財源には限りがあり、資金難に陥ることになる。しかるに近代に入って、少しずつ事業のことが、理解されるに及び、富裕階級の多くが尽力を惜しまないこととなり、国家や公共団体もここに加わることになった(小河 1914 m : 1)。それに反して我国では国家または公共団体が事業に対してほとんど財源の助力がなく、また富豪や実業家も慈善救済について冷淡な態度をとっており、別荘の建築や遊興または無益なる書画骨董の道楽等の為めには巨万の資を投ずるが、人道の為に慈善行っている慈善救済については、一銭のお金も快く出そうとする者はないと述べている(小河 1914 m : 2)。小河は、わが国の救済事業費の財源について、中産以下の生計に余裕のない下層民からその大部分が支出されていると述べ、十銭二十銭という血の滴るような少額の金銭を集めることによって、辛うじて事業の経営を支えているという状況であると述べ、このような状況を指して、隣保相扶の美風に基くものであるとの説を聞くところであるが、これは社会の富者や強者に対する迎合論に過ぎないと論じている(小河 1914 m : 2)。

第2に小河は救済事業における智力の果たす役割について次のように述べている。

今日において救済も科学を大いに取り入れるべきである。救済のもとである燃えるような惻隠博愛の熱情があつたとしても、それを行う場合、冷静なる理性の働き、科学の力を用いなければならぬと述べている(小河 1914 m : 4)。

具体的例として、まずエルベルフェルド式救貧法により、救貧を敏活に、周到に実施した結果、効果を挙げ、同時に救助する人の数を減らし、費用を節約できたこと。次に育児院、施療院等に於ける収容者の死亡率を減少できたこと、第3に「廢疾不具者」を保護し、ある程度まで独立自営ができるような方向性が見えたこと、第4に乳児保護や

結核予防の運動によって、病人の数やその死亡率を減少させたこと、第5に労働者や一般児童の保護が、国の生産力の発達に大きな効果をもたらしていること、以上の成果は、科学の力を救済事業に、実際に利用した賜であると述べている(小河 1914 m : 4).

また小河は、慈善救済とは、物好き若しくは道楽仕事に過ぎないと考えられるが、実際は極めて複雑で、科学の基礎の上に組み立てられるべきであり、このような専門の知識と経験を有し且つ進んで常に科学的研究を志すことを怠らない人が、救済事業の経営に携わることができる、と論じている(小河 1914 m : 4).

一方小河は、現在の斯業経営の問題点について、素養もなく経験もなくまた研究をも試みることもなく、容易に救済事業を始めようとする、いわゆる慈善屋なるものが、続出する事を見るとき、社会では救済事業が極めて簡単で無造作のものと軽く見ていると指摘している(小河 1914 : 5).

この指摘において、注目されるのは、小河が専門的知識と経験を持ち、科学的研究を怠らない人と、素養もなく経験もなくまた研究をも試みることもない「慈善屋」を対比して、救済事業にいか「慈善屋」が多いかということを浮かび上がらせているところであると考えられる。この小河の提示した問題は、今日の問題として考えられるのではないだろうか。

さらに、小河は、欧米では、科学的研究の成果をもとにして、新しい施設が運営されているが、わが国の救済事業経営が、ほとんど進展をみせず、20年前や30年前の方法をそのまま繰り返していると批判しており、また新しい試みに着手したと称するものの多くは、外国で行われている形式の模倣に過ぎず、その本質を理解しているものはないと述べている(小河 1914 m : 5)

要するに、小河は真心を以て救済事業の前途を考える者は、まず知力の充実を、どのように成し遂げるかを考え、一事一物に対して、科学の要求に応える合理的措置を取るように、注意をしなければならないと論じている(小河 1914 m : 6).

以上のように小河は救済事業の経営を行う人に、高い見識と経験を求めて、それだけでなく常に科学研究に邁進することを求めているが、このような当時としては極めて高い理想が、後の方面委員制度や大原社会問題研究所創設に繋がっていくと考える。

第3に小河は救済事業発動の根源として、惻隱同情の心を取り上げているが、これは本能にもとづく無意識な愛隣救護の働きをなすだけで、救済事業の発動とは認められない(小河 1914 m : 7). それでは、どのような場合に、救済事業発動の根源と認められるのかという点について、意識ある惻隱、人道的観念、すなわち弱き同胞を救うことについて、人類すべての者が当然尽くすべき責任であるという確信にもとづいた同情の心でなければならぬと指摘している(小河 1914 m : 7). この確信に最も影響を与えているものは、宗教であり、しかも宗教の信仰に基くものが最も堅実にして、悠久であると言うことが出来ると述べている(小河 1914 : 7). このように熱烈な信仰的義務観念があることによって始めて、健全にしてかつ悠久な救済事業の努力が行われる訳であって、信仰の力が救済事業活動の根本的要素の1つであると言うのはこの為めであると述べている(小河 1914 m : 8).

欧米では、近年公的救済事業の範囲が拡大しているが、一方では、私的救済事業が発展し、その大部分が宗教団体または少くとも熱烈なる宗教の信仰を有する者の経営に成

つていえる。これを見ても、欧米で公的救済事業の発展する理由は、宗教的信仰力の旺盛であるためであり、社会が信仰に基く義務観念の自覚心に富んでいるが為、公私総ての救済事業が能く円満なる発達進歩を遂げていることが分かると述べている(小河 1914 m : 9)

このように、社会における「信仰的義務観念」があるからこそ、公的な救済事業や私的な救済事業が発展すると考え、信仰の力の重要性にあらためて注目しているといえる。

欧米のこのような状況に対して、我国においては昔から陰徳を尊ぶべきことがいわれているが、その実行はほとんどなされず、貧者に対し、少しの寄付をした場合、まるで大きな慈悲功德を為したように錯覚し、さらに何か物を求めてくるが、慈善家もその行為について名を顕彰され、行いを賞されることが多く、このようにしないと救済事業のために寄付し力を尽くす者がいないという事情があると指摘する(小河 1914 : 10)。

このような状況は、「人道的義務観念」の薄弱が原因であり、その理由として、宗教に対する信仰心の欠乏にあると述べ、宗教に冷淡若くは無関係であることを愚かな誇りととする風潮は、わが国社会を支配する通弊であると論じている(小河 1914 : 10)。

またわが国の仏教家は、救済事業という方面について世間の人以上に冷淡無関係の態度を取っており、たまたま仏教家にして救済事業経営を行うことになった者の中には、救済事業の為にその信仰を、敢えて遠ざけるようなこともあると、述べている(小河 1914 m : 10-11)。小河は仏教界のこのような状況について、宗教の生命や本領を滅却していると批判し、わが国の救済事業において最も重要な原動力としての宗教的信仰の力がまったくその働きを示していないと論じている。このように、信仰の力が全く欠乏している我が国の救済事業はあたかも悪酒か濁水の如きものであって、救済を行うためにかえって、有害の結果を招くことになり、健全な救済事業の発展を期待することはできないと述べている(小河 1914 m : 11)。

最後に小河は救済事業三尊のなかで、信仰の力の必要性を次のように主張している。

「觀じ来れば斯業の三尊と称するもの、我国に於ては一尊として殆んど何の役をも為して居らぬ、欧米の其れの如くに一時に偉大なる三尊の協力を望むを至難とするも少くともせめて一尊の力殊に信の力だけなりとも之を得るに至らんこと我が斯業の前途、切望に堪へざる所である」(小河 1914 m : 12)

以上のように検討してみると、小河が最も重視していたのは、弱い同胞を救うというすべての者が尽くすべき責任という確信、ということであったといえる。それを言い換えると、弱者救済に対する社会の責務、といえる。その責務を培うために、西欧ではキリスト教の信仰があり、わが国でも信仰が必要であるという論理であるといえる。今日の視点で考えると、小河が思い描いた信仰の重要性が、西欧諸国においても薄れてきたが、その信仰の必要の源と見なされた、弱い同胞を救うというすべての者が尽くすべき責任という考え、つまり社会の責務という見方・考え方が、現在大きな意義を有していると考えられる。

3) 「公私救済事業の関係について」の検討

この論稿は2回にわたって『救済研究』に掲載され、最初は3巻12号(1915q)であ

り、次は4巻1号(1916m)であった。

冒頭で救済事業について、公私にわたる現状を検討した後、その歴史的変遷と関係について小河は、慈善救済事業が、個人から、「衆力の協同」、さらに法人と変遷し、その後国家または自治団体などの公共機関においてもなされるようになり、その結果、個人と団体と公共機関という三つが統一的に組織化したものとなったと述べている。さらに、言い換えて、個人と団体と公共機関がその固有の使命とその本来の任務を有したままで、系統があり脈絡もあるひとつのものに包括されるという発達の順序を有していると述べている。そして、このように公私が有機的に一体になって機能するようになったことは、近代に入ってからのものであると論じている(小河 1915q : 6)。

次に小河は、民間政論者達が、明治初年から16~7年の頃自由の保全・民権尊重のため慈恵救済に対する公的支出への廃止を主張したが、この考えが、1915(大正4)年前後に「官僚系」で「斯業と深き関係を有すべき筋」が再び主張した。ここで注目されるのは、これに対して、小河が「頗る遺憾に堪へざる所」と表明している点である。以上のように検討してみると、小河は救済事業に対する公的支出を重視していたことが推察される(小河 1915q : 10)。ここで小河が述べている「民間政客」とは沼間守一氏が率いていた鷗鳴社などであり、彼らは「東京府会」に勢力をもち、養育院への経費支出も全廃への動きがあり、小河は彼らが、法治国の本領を誤解していたと述べている(小河 1915q : 10)。小河は「法治国」という思想について、国と民間が提携して政治を行うということであると述べ、国をおさめることは、一から十まで国家のお世話になるべきものではなく、また実際なれるものでもない、国家と民衆がそれぞれの分を守って、力をあわせて、事にあたるという思想と述べている(小河 1915q : 11)。

しかしながらこの思想は、国は何もせず放任することを、政治の本質となすような、趨勢を作り出した。しかし、このなりゆきの絶頂は1850年頃で、追々この偏って狭い「法治観念」の誤っていることが自覚されて、他の健全なる国家思想がこれに代わって起こる必要が促されたと述べている(小河 1915q : 11)。このような「法治観念」に基づいた思想が、欧州で下り坂になったところにわが国に入ってきたとして、救済制度を失うような影響を受けたことは、迷惑なはなしであると述べている(小河 1915q : 11)。

以上のような検討を通じて、小河は国家の任務として福祉を主張し、そのために必要な「一般的条件」を検討し、「個別的手段」の実行を行うことが国家の任務であり、職権であると述べている(小河 1915q : 12)。さらに小河は国家が個人や貧困階級や救済事業団体に対して助成を行うことが「国家観念説」の重要な点であると述べている(小河 1915q : 12)。この福祉に対する任務を旨とする国家について、小河は「道治国」と称し、今までの国家が法的人格を有するとされるだけであったが、今日の国家は、「道義的人格」をも備えるようになり、国家観念の上に人道または倫理という思想がおおきな影響力をもつようになったと述べている(小河 1915q : 12)。この道義的人格を併せ持つ国家において弱者救済である救貧制度の位置づけが、欧米で重要になっており、その他に教育、衛生、殖産、児童又は婦人の保護、労働その他の下層階級の利益保全を目的とする工場法、疾病及び災害の保険、失業保険、信用組合、職業紹介、貸屋、金融機関等などが挙げられる(小河 1915q : 12-13)。ここで注目されるのは、小河が列挙した項目の範囲の広さであり、彼の救済思想の関心の広さを示していると考えられる。

さて、小河は、以上のような欧米の国家観念に基づく状況と比べて我が国の現状について、隣保相扶という事に依存して、政治的に当然なすべき救済事業を捨て去り、顧みないのは、愚かで無いなら、すなわち狡猾であり、社会の先覚者として、職責は免れないのはもちろんである。現在において、識者と称せられ又は政治家となっている者は、以前政界で行われていた誤った法治的国家観念の主張を罵倒したり笑い飛ばす権利があるとは知らないが、時勢の進運に際して、新しき社会政策の遂行を、政治綱領に掲げているが、実際の政治に行うことがあるのだろうか。少なくとも、真面目に之を行ふの誠意があると認めることができるかどうか疑問である。救済事業の現在の状況を考えると、慷慨悲憤の涙が流れ、痛嘆することになると述べている（小河 1915q：15）。

ところで、小河は冒頭に斯業発達の歴史的変遷を述べていたが、この変遷の傾向において、私設団体から公共機関の手に移るものは、分量の多く、範囲が広く、その性質が恒久的で、社会に利害的影響を及ぼすことが大きくかつ直接的で、経営が複雑な手続きと巨額の資金を必要とするものである、と述べている（小河 1916m：9）。

しかし、この公共機関も万能ではなく、力は限定的であり、微弱なもしくは皆無を感じざる点があると指摘する（小河 1916 m：9-10）。このような国家の弱点を補うのが、私設団体や篤志者であると主張する（小河 1916 m：10）。さらに小河は私的事業は公共機関から補助助けられる場合が多いが、私的事業の有力な助力があるからこそ、国家または公共団体も斯業の任務を成し遂げることが出来ると述べている（小河 1916 m：10）。

このような公的事業の弱点・問題点と考えられたものは、問題点ではなく、公的事業の本質であると指摘するのである（小河 1916 m：10）。その本質とは、法律に準拠して誤りなどがないようにするだけで、もともと個々の事例に臨んで、変化に応じて円満にさわりがない活動を成し遂げることができないだけでなく、むしろこれを阻止し束縛して自由にさせないようにしている、と述べている（小河 1916 m：10-11）。

例えば、恤救規則の適用について、貧困の状況が同じであるにもかかわらず、甲には救助を与えて、乙には救助を拒絶し、あるいは救助が必要とする切迫した状況の者を救助せず、それほど救助が必要ではない者に救助が重複するのケースが少なくないと述べ、貧困の原因について考えることもできず、ただ、法の条件を充たすというだけで、玉石混淆の総てに恤救規則の恩恵を受けさせることになる、と述べている（小河 1916 m：11）。

このような小河の指摘は、まさに、恤救規則の問題点を余すことなく捉え、当時の問題状況を指摘していると考えられるが、それだけではなく、今日につながる指摘も含まれていると思慮する。これが1916（大正5）年に発表されたことに驚くほかはない。果たしてどの程度の人が、小河の真意を理解したのだろうか。

このような状況をふまえて、小河は公的斯業が形式に流れ、不徹底・不敏活・不公平であると述べ、この問題の一端は当局の職員の資質にもあると述べ、いわゆる「役人根性」のないものではなく、温情とひとすじに思ふ純一な心をもった誠意に乏しいと指摘する（小河 1916 m：11-12）。このような点から、小河は国家というのは、人を罰したり、保護し監督することは得意であるが、救恤を行うことは不得意であると述べている（小河 1916 m：12）。

それゆえに、私的事業の助力が必要であるとして、小河は公的事業の発達が私的事業の必要をもたらすと述べ、その理由として公的事業の対象は外部に現れた一時的欠乏や

苦痛という現象であるが、私的事業は、内部に潜む「欠乏苦痛の根源」に向かって適時適切な措置を施すことにあるので、私的事業の必要性が増すのであると指摘する。ここで注目されることは、私的事業が「欠乏苦痛の根源」に対して適時適切な措置を施すと述べたことである（小河 1916 m : 12-13）。

一時的苦痛や欠乏に対して対症療法さえも、ままならないこの時代に、「欠乏苦痛の根源」に対する関心とその措置を求めたことは小河の救済思想の特徴と考えられる。この思想は今日においても、問われなければならないことではないかと考える。

このように小河は私的事業に対して期待を寄せているが、もちろん私的事業の欠点・短所があるとして、それは財力がなく、権力がないことであるとして、なかでも財源難が深刻な問題であると述べている。

しかし私的事業には、公的事業とは異なり斯業にとって大切な長所があるとするが、それは、対人的に、厚い思いやりを持ち、個々の事情に応じて、徹底的で素速い働きをすることは私営事業にしかできないと述べている（小河 1916 m : 16-17）。

以上のように小河は公的事業とともに、私的事業の役割と機能にも期待を寄せているといえる。

3 節 小括

小河は、大阪府時代において、救済事業研究会を指導し、多くの救済関係者や実業家・宗教家が参集し、1913年5月から1918年の10月までに、65回開催された。このような民間の篤志家が集まり、救済について議論するという事は、小河が内務省時代から主張している「社会公共」の具体的あらわれと考えられる。また、救済事業研究会に出席する人々以外に、会費を納めて機関誌『救済研究』を受け取る会員も全国に広がったことは、注目に値する。

さて、小河の思想を考えるために、まず『社会問題 救恤十訓』をもとに振り返ると、司法省時代では恤救規則を批判した上で、現実の児童を保護し援助できる救貧制度の創設を求めているが、この時代においては、まず救済が進まない理由として、国家などの任務や責務を求めた上で、救済において私的救済が公的救済の足りないところを補い、公私二つの方面より協力して時代の要求を充たすことが必要であると指摘している。このことから、小河は公的救済の責任を求めた上で、私的救済の役割や機能の重要性を付け加えたと考えられる。

次に窮民個々の実情にあわせた救済の必要性を述べているが、これは、救済に関する原則として、個別具体性につながる問題提議について言及していると考えられ、またドイツの「エルベルフェルドシステム」が濫与を防ぎ適切な個人的救護ができると述べ、このシステムが救済制度の模範であると高く評価しているが、このことが創設期方面委員制度の考えにつながっていくと考えられる。これに関連して小河は救済の道徳的義務について、その範囲を、「隣保相扶」である親子・親族ないしムラのなかに止まらず、朋友・主僕・師弟・小作人と地主・職工と製造家にまで広げて述べているが、この状況はすでに社会関係と言えるのではないだろうか。この社会関係による救済の義務ということは、まさに「社会公共」の責務を論じていると考える。また小河は司法省時代には、出獄人保護の社会の責任を明示し、宗教家・慈善家・社会上流の紳士淑女を挙げていたが、この時代では、救済事業における社会の役割として、資産家と宗教家と婦人の3者を挙げていた。このことから社会の役割としてより具体的になったと考えられ、またここで婦人が加えられているのは、司法省時代のアメリカで見聞したことにより、影響を受けたと考えられる。

さらに小河は、救済は目的であって手段ではないと述べ、その理由として、もし救済がある目的を達する手段であったなら、救済を受ける必要のある瀕死の老病人などは、論理上救済の恵に浴することはできないと述べているが、このことから救済はそれ自身が目的であって、ほかの目的を達成するための手段ではないという思想であると考えられる。この部分は、清国の監獄における、目的性の議論が想起されるが、その清国の見聞も小河の思想に影響を与えたと考えられる。

次に、彼が創設した救済事業研究会が、発行した『救済研究』であった。この雑誌に掲載された小河の救済思想として「救済の要義」、「救済事業の三尊論」、「公私救済事業の関係について」を取り上げたが、これらの救済思想を振り返り、その思想の特徴について考えることにしたい。

まず「救済の要義」（1913）において、注目すべき事は、救済の範囲を広く考えたこ

とである。当時の内務省『感化救済事業一覧』（1911）によれば、育児及び保育と特殊教育に関する事業が、全体の約半数を占め、その他に主なものは救療と感化教育であった。しかるに小河は、これら以外に国民病の予防撲滅や自然及び人的災害の救助、嬰兒死亡率の減少、婦人・幼者・労働者等の保護、補習教育・社会教育、細民住宅の改良問題などを、その視野に収めていた。このことからわかるように、当時の内務省の思惑とは異なり、彼が欧州で学び得た救済の範囲をここで披瀝していると考えられる。

このような広範囲の救済を実現するために、小河は救済に対する社会の見方・考え方を変えていくことの重要性を唱え、社会のすべての者が世の中の弱き憐れなる者を救わねばならないという義務観念を持つことが必要であると述べ、社会的にこのような義務観念の発達普及が進むと、趨勢として国家が当然救済の任務を行うようになる旨を指摘するのである。この指摘のような、救済に関する社会の意識、観念の発達・普及の必要性という思想は、内務省時代から彼が主張している「社会公共」の責務ということではないかと考える。内務省時代は、出獄者に対して、彼らを保護するのが社会の成員の義務であると述べていたと考えられるが、大阪府時代では、出獄者ではなく、その範囲も広がり、救済の対象者となっているのではないかと考えられる。このような社会における義務観念の発達により、政府の無為無策を変えていくという、小河の思想は若いときから一貫しているといえる。

次に「救済事業三尊論」（1914）において、小河は、救済事業の三つの原動力とは財力と信仰の力と知力であると述べているが、司法省時代は、資産家と宗教家と婦人の3者を挙げていたので、大阪時代は婦人が外れて、知力が入ったといえる。このことは、知力の必要性・重要性が増したと考えられるが、小河は、救済事業経営を志す人は専門の知識と経験を持ち、科学的研究に邁進する人でなければならないが、知識も経験もない慈善屋が多く、社会では救済事業を簡易・無造作ものと軽く見られていると述べ、我が国において救済事業の新しい試みは海外の形式の模倣であって、その真意を体现しているものはないと批判している。このことから想起されるのは、小河が清国招聘時代に、清国の監獄は形式的な西欧化を進めていると批判したことであるが、その時の思想的な影響が、わが国を論評する視点となっていると考えられる。また知力の必要性・重要性という観点に立てば、小河が主宰した「救済事業研究会」の講演の内容も、身近な救済事例の説話ではなく、救済に関する理論や海外の救済などの事情などが多く取り上げられており、小河の意向であったといえる。また司法省時代にも取り上げたドイツのエルベルフェルド式救貧法について、再度評価した上で、救済事業の前途は、知力を高め、「一事一物」に対しても科学の要求に応える合理的措置を取らなければならないと述べているが、このことから小河が求めている救済事業は、単なる経験による類推とか、可哀想というようなレベルではなく、科学によりその答えを導き出すものであるが、またそれは、司法省時代に述べた窮民個々の実情にあわせた救済の必要性を、さらに発展させて「一事一物」に対する合理的措置の必要性という思想へ結実したと考えられる。

それゆえ、わが国の救済事業創始の根源は、旧来の「惻隱同情の心」というような、本能に駆られる無意識な愛隣救護ではなく、弱い同胞を救うことがすべての者の当然尽くすべき責任であるとの確信であると述べ、この確信に近いものが、欧米におけるキリスト教の信仰的義務観念であろうと述べている。このことから、「惻隱同情の心」を批

判し、社会が弱い同胞を救うという義務観念・確信を持つべきという小河の思想は、内務省時代から司法省時代、そして清国招聘時代にかけて一貫して流れている社会の役割・責務という考えが、結実したものであると考えられる。

最後に「公私救済事業の関係について」（1915）では、小河は、救済事業発達の歴史の変遷について、個人が慈善事業を起こすが、次に社会の成員の協力を得て、法人となり、その後国家または自治団体のような公共機関に移るが、個人または私設団体の手から離れて公的機関の手に移る種類は、仕事の分量が多く、その範囲も広く、性質が恒久的で、社会の利害に大きな影響を及ぼし、経営には複雑な手続きが必要で、巨額の資金をも必要とする種類のものであると述べるが、このように公的機関に移る事業は、社会にとって必要性が高く、きわめて重要な役割を担うことになると考えられる。しかしながら、公的機関の本質は個々の事例に臨み、その変化に応じ、活動を成し遂げることができないというだけでなく、むしろこれを阻止し束縛して自由に活動させないようにしている、と小河は指摘するが、このことから社会にとって必要性が高く、重要な仕事が捗らず、停滞すると小河は考えているといえよう。一方私的経営は、外部に現れた一時的欠乏や苦痛という現象だけではなく、内部に潜む「欠乏苦痛の根源」に向かって適時適切な措置を施すことができ、また個々の場合に応じて速やかな活動を行うことができるが、その欠点は、財力がなく、権力がないことであると述べているが、このような公的機関と私的経営の関係については、清国招聘時代において、私的経営と公的機関の協力という議論しかなかったが、大阪時代に入るとまず、私的経営から公的機関に移行する場合の条件という考え方が現れ、次に公的経営の欠点が議論され、第3に私的経営の欠点が議論され、第4に私的経営と公的機関の協力をいかに進めるか、その具体的な議論がなされるようになった。

このように考えてくると小河は、救済の国家責任を主張しているが、その一方で内務省の時代から、「社会公共」の責務として、社会の役割を主張していると考えられ、この考えが、救済における民間（私的）事業の議論につながり、それが大阪府時代に結実したと考えられる。それゆえこの時代の思想の特質は、「公私の役割分担」と考えられる。

V章 救済思想の核としての「社会公共」

研究の視点において述べたように、小河滋次郎の思想は、内務省時代から変わらないものと、その後の司法省時代、清国招聘・内務省嘱託時代、大阪府時代にかけて変化してきたものがあつた。変わらないものは、「社会公共」の責務の思想であり、これは小河の思想の根底に流れるものであつた。変化したものを軌跡として捉えると、内務省時代は、功利主義に基づく社会防衛の考え方をもっていた小河が、次の司法省時代においては、救済を受ける個人に着目し、さらに清国招聘・内務省嘱託時代においては、清国を通じて救済の課題を見出している。そして大阪府時代においては、今日につながる「公私の役割分担」に焦点を当てた論稿を残している。本論文において筆者は、各時代の特徴を踏まえながら、研究視点として救貧思想（救済思想）と社会観という2つの柱をもとに分析してきた。

そこで、本章では、ふたたび、これまで行われてきた小河の救済思想研究に立ち戻り全体を整理した上で、「社会公共」の責務と創設期方面委員制度の関係性について検討を加え、あわせて民間（私的）事業の関係を分析したいと考える。

1節 新たな視点からみた小河滋次郎像

小河の救済思想を考える場合、まず柴田善守を取り上げて検討することにしたい。第1に研究背景でも見たように、柴田は、小河の思想を前期が感化教育、後期・晩年が社会事業という議論をおこなっていた。これ以後社会事業史研究では、この議論が前提となった。しかし今まで検討したように、内務省時代から救貧（救済）思想があり、社会観の議論があつたと考える。第2に柴田は、小河の社会事業論が東洋的・儒教的だとするが、その根拠として『社会問題救恤十訓』の序文と冒頭部分の漢文の引用しているが、それをもって儒教的と判断できるとは、言い難いといえる。第3に柴田は小河が貧困を個人の責任とする19世紀イギリスの貧困観を持っているとするが、小河は貧困の社会的原因について言及しており、事実誤認であると考え。第4に柴田は小河が社会事業の目的は窮民に教育をして更生させることとするが、たしかに教育をさせるという主張は行っているが、それだけではなく、窮民の救済は公的救済と私的救済が同時に行われる必要があると論じている。第5に小河の防貧に対する考えは職業紹介や病氣予防、禁酒、主婦の教育、貯金であり、個人の問題として、社会体制の批判がほとんどなされていないとするが、先ほども述べたように、柴田の議論は小河の議論の一部に過ぎず、また小河は社会体制批判や官僚批判を繰り返しており、柴田の批判は正確な事実判断を欠いていると考える。第6に貧困の原因が、個人的家庭的なものであり、個人の心構えや倫理観であるとするが、先にも述べたように、窮民の貧困に関する社会的原因に多くの頁を割いているので、これも事実誤認であると考え。第7に柴田は、小河が「收容保護」では保健、教育的観点から「ある程度の生活程度の高さ」が必要であるとするが、柴田は「居宅保護」においても保健、教育などは考えなくてもよいというのは、疑問である

と述べるが、むしろ小河が主張している点は、今までの施設の生活水準が低すぎるので、その水準を上げる必要があると述べていると考える。このように、柴田の議論は、小河に対する事実誤認の議論が多く、この議論が先行研究となり、小河に対する誤った見方が広がり、研究が進まない理由の一つと考えられる。

吉田久一は、『社会問題救恤十訓』について、第1に救済が国家責任から中間団体に委任と批判した点について、小河はそのような趣旨の指摘をしたのか疑問である。第2に吉田は小河が社会問題を道德問題としているとするが、小河は窮民の貧困問題を社会問題として捉えていたと考える。第3に小河の救済は目的であって手段ではないという考えに対して、救済の「行政政策」を否定、小河の儒教倫理的発想の現れと批判しているが、行政政策の否定ではなく、この考えは、救済事業に従事している人がめざすべきものと小河は指摘している。この手段を排し、目的性の議論は、むしろ救済の目的の重視という観点から、キリスト的信仰をめざしているとも考えられ、他には、当時の感化救済事業への批判が込められているとも考えられる。第4に小河の公的施設への批判と私営への期待について、吉田は「近代的公・私分離の『私』というより、在野意識が濃厚である」と述べているが、在野意識とは文字通り解釈すれば、公に対する私ではないかと考えられる。しかし近代的私ではないとすれば、儒教倫理的発想ということであろうか。吉田が小河を、儒教倫理的発想を有しているとする判断の根拠が疑問である。小河は明治人として、救済関係として、あれほど海外に行っていた人はいないと考えられる。そういう意味では、儒教倫理的発想からはむしろ遠いと考えるが、この書物が出版された当時、小河は官職についていなかったので、「洋行帰り」を意図的に隠す事があったのかも知れないと推測する。

遠藤興一は、第1に救済における「人道的本分」とは倫理規範であるとするが、はたしてそうだろうか。ここの部分は、窮民を救うのは「個人の総てが有する所の人道的本分」と述べている。この「個人の総て」とは個人の総和、つまり「社会」といえる。つまり国家と社会が窮民に対して救護を加える責務があると述べていると考えられる。言い換えれば、国家には政治的責任があり、社会には「社会公共」の責務があると考えられる。第2に小河の国家責任論が救済受給権とつながらない理由は「政策的な救済責任」と「倫理的救済責任」が別個の救済責任として、責任主体を別々に想定しているとするが、ここで遠藤が述べている「倫理的救済責任」とはなにか。「人道的本分」とは倫理規範としたことの延長線上にあるとするならば、その時点で疑問である。また国家責任論が救済受給権とつながらないと、小河を批判するが、1980年代から、まだ救護法も制定されていない明治時代の小河を批判するのは、無理があると考えられる。第3に小河は公的責任論を相対化し、責任の一端を民間慈善事業に求め、国の無条件の責任論は唱ってはいないとするが、はたしてそうだろうか。公的救済と私的救済の両方必要であると述べていると考える。当時の日本には公的救済の法制がほとんどないにも関わらず、小河は、公的救済の法制の完備を求め、それがたとえ完備されても窮民を網羅できないので、私的救済の必要性を議論していると考えられる。第4に小河が被救済権を認めない点について、救済事業や施設が無い場合、家族制度や隣保相助の「国粹美」に頼るしかないと述べていると引用し、知足安分思想に立ったもので、封建的身分倫理を前提とした恩恵の授受関係であるとするが、それを以て、知足安分思想に立った封建的身分倫理を前提とした恩

恵の授受関係と言えるのか、疑問である。また被救済権は、戦後になって始めて獲得できた権利であり、明治時代の小河に要求するのは、無理ではなかろうか。第5に隣保相扶や儒教倫理が救済課題の解決に際して有効性を評価したというが、明治時代において、公的救済の法制がほとんどないので、救済事業や施設が無い場合頼るのは伝統的な考え方に依るしかないと考える。第6に小河の社会概念が家庭の集合形態を指すレベルにあったとし、家庭概念は個人と社会の改善を同時に図ることができる『場』としての状態概念とするが、ここの小河の議論は、下層社会の生活が厳しく、貧困から脱却できない理由として、まず収入が少ないとして、その理由に就業難、機械化による仕事の減少、低賃金が挙げられ、次に支出が多いとして、その理由に家族が多い、浪費があると論じるなかで、その支出を切り盛りする妻がいて、それを乗り切ることができれば、望ましいが、下層社会では、このような「家庭」なるものがない。それゆえ「家庭」が出来れば下層社会の支出問題を始めとする生活問題が改良の緒につき、それは社会改良の始まりであるという議論である。この議論が、なぜ小河の社会概念が家庭の集合形態を指すレベルであると批判されるのか、疑問である。下層社会の窮民の生活をどう改善していくかという議論ではないのだろうか。第7に小河の救済の目的性と手段性の否定とに対して遠藤は社会政策のなかに救済を包摂することに否定的で、小河はそのなかに『救済』活動の意味と目的を求めることはしないと、「国利民福」よりも「個別救済」を重視する見解とするが、小河は救済を行った為に「国利民福」を裨益するが、それは救済の結果であって、救済当初の目的としたものではないと述べている。このように社会政策のなかに救済を包摂することに否定はしていないと考える。問題は、社会政策の中味であろう。社会政策の目的のために救済が手段として使われることを小河は危惧していたのではないかと考える。「国利民福」と「個別救済」は、対立するものではなく、両立するものではないかと考える。小河は、一般的に救済とは、公益を保全する効果があると説き、富豪を勧誘するために救済に寄付することが、繁栄する道であると教えるのは、一向に構わないなどと述べているが、救済を行う者は、救済を手段として行うという邪心を抱いてはいけないと述べている。第8に遠藤は、小河の救済の目的性と手段性の否定というこの考え方により、救済事業が政治経済一般と因果関係を有しないとしますが、政治経済一般とは、曖昧漠然としているが、因果関係はあると考える、ただ政治経済の手段として、やみくもに救済が使われ、その本質が滅却されることを危惧したと考える。

以上のように、検討してみると、戦後の小河救済思想研究の出発点は、柴田善守であり、彼の議論の影響は大きく、小河救済思想研究の中心的役割を果たした。その柴田の議論を受け次いだのが遠藤興一であったと言えよう。遠藤は柴田の議論をおおむね踏襲し、今日に至ったといえよう。

本論文は、柴田や遠藤らによって形づくられた小河滋次郎像とは異なる視点からみた新たな小河像を提示することをめざしたものである。それは、内務省時代から一貫して小河の思想の根底に流れ続けていた「社会公共」の責務に着目することによって初めて浮き彫りできるものであったと考える。

2 節 「社会公共」の責務と創設期方面委員制度の関係性

本節では、今まで検討してきた小河の思想、なかでも「社会公共」の責務と、彼が大坂在任中に始まった方面委員制度の考えとの関連性を考えることである。ただ、今まで方面委員の考えについて、膨大な先行研究が為されてきているので、ここでは、創設されたばかりの方面委員制度の考え方との関連性を検討することにしたい。

1. 創設期の方面委員制度の考え方について

創設期方面委員制度の考え方について、多くの先行研究があるが(遠藤 1974, 大森 1982, 永岡 1993 ; 2006, 小野 1993, 清水 1995, 中塩 2005, 菅沼 2005, 今井 2009), ここでは遠藤, 清水, 永岡, 菅沼を取り上げ、検討することにした。

まず遠藤興一は、「方面委員制度は成立の当初から二重の契機による制度的性格を備えていた」と述べて、「官民一体という型の行政主導性が濃く、救済行政の代替的側面を持ちながら、その基盤には前近代的家族共同体による隣保相扶的性格 が置かれていた」とする(遠藤 1974: 49) つまり、方面委員制度は、創設当初から行政の代替的役割をもち、前近代的隣保相扶的性格を有していたと述べている。

次に清水教恵は、米騒動により濫給・漏給の実態が表面化し、それを防止するために、救済対象者の実態把握のため調査機関が必要になったと述べている(清水 1995: 183)

第3に永岡正己は「社会事業成立期に、都市の貧困問題、『生活難』の広がりに対して、地域に住む篤志家を委員として委嘱し、貧困世帯の個別援助や生活状態の調査を行ったものであり、地域性、無償性、自発性の特徴をもった委嘱型の名誉制度であった」と述べ(永岡 2006: 94-95)、また初期大阪府方面委員制度において、貧困世帯の個別援助や生活状態の調査では、自治的・自律的な性格が守られ、主体性、自発性、篤志性が比較的自由に発揮されており、活動全体活発であったと指摘している(永岡 1993: 203)。このように永岡は方面委員が、貧困世帯の個別援助や生活状態の調査を行い、創設当初、主体性、自発性、篤志性が発揮されたと指摘している点は興味深い。

第4に菅沼隆は、小山仁示の指摘をもとに、小河滋次郎が、貧富階級対立の「調整機関の任」に相応しいのは旧中間層であると考え、彼らに「組織的な結合」を与え、その具体的装置として、方面委員を設けたと述べている(菅沼 2005: 66)

この菅沼の議論で興味深いのは、小河がまず貧富階級対立を認識していたこと、第2にその調整をするための機関を考えていたこと、第3にその調整に相応しいのは旧中間層であると考えたこと、第4にその具体的装置として方面委員制度を考えた、という点である。

2. 「社会公共」の責務と創設期方面委員制度の関係性

このような議論を、小河の思想の観点から検討すると、第1に永岡が述べているように、貧困世帯の個別援助や生活状態に関して、小河は司法省以来多くの議論を行っており、この議論が制度に影響を与えていると考える。また篤志性についても、小河は盛んに指摘しており、また篤志性の背景には、主体性、自発性が不可欠であり、その意味では、これらは小河の思想と親和性が高いと考えられる。その意味では、この制度に関係

性があると考えられる。第2に菅沼の議論において、小河は貧富の階級対立について、常に話題としており、その意味では、制度に係り性があると考えられる。階級対立の調整についても、同様に議論を繰り返しておこなっていたことから、制度に影響を与えていると考えられる。その調整役が旧中間層であるという点であるが、救済事業研究会の出席者として、旧中間層の学校の校長が多いという事実もあり、「社会公共」の主要なメンバーとして、資本家が挙げられていることから、それに該当するといえる。このように創設期方面委員制度に係り性が高く、影響を与えていると考える。

このほかに『救済事業研究』(6巻10号)の記録欄において方面委員の紹介・説明が掲載され、それには方面委員制度が「防貧、救貧両面の施設を徹底せしめむが為」と記されている(救済事業研究会 1918j:118)。このように防貧とは、貧困予防を意味していると考えられる。それゆえ小河が常に述べていた貧困の予防という考え方が、制度の考え方に取り入れられていると考える。また創設時の「方面委員規程」によれば、方面委員とは、行政関係者と学校関係、そのほかに「救済事業関係者」と明記されている(救済事業研究会 1918j:118)。この記事にはさらに委員として「有志者中宗教家及び医師を加ふるの希望尠からず」(救済事業研究会 1918j:120)とあるので、宗教家や医師なども当初委員として加わっていたことが考えられる。このように民間の救済事業関係者が、創設当時の方面委員と予定されていたことがわかった。

方面委員制度の方面委員は、民間の篤志家や救済事業関係者であり、そこにこの制度の大きな特徴がある。そしてそれは小河の内面で形成されていた「社会公共」の責務の思想から生まれ、具現化されたものであった。そのことの今日的な意味を改めて考える必要があるように思う。

3節 小河滋次郎の思想の特質

1. 「社会公共」の責務と民間（私的）事業の関係

この関係は、大阪府時代において、議論されるようになったといえる。それゆえ大阪府時代の小河の議論から以下検討することにした。

第1に国家・公共団体の救済の貧しさが、個人並びに社会の救済の貧しさにつながると指摘し、公的救済と個人的慈善の双方の必要性を唱えており、この個人的慈善の働きとは、個人が形成している社会における慈善の働きの一層の拡大を求めていると考えられ、それは「社会公共」の責務を述べていることであると考えられる。第2に、この「社会公共」の責務による慈善活動が公的救済の経営を指導監督するのが理想であるとさえ述べているが、この姿を理想と考えていたといえる。第3に公的救済の法制の完備を求め、それがたとえ完備されても窮民を網羅できないと議論し、網羅したと仮定しても公的機関だけでは、救済本来の精神的活動は望むことができないと主張している点では、彼は救済に対する責務を自覚している社会の成員に期待していると考えられる。第4に慈善事業の発達と政治における公的救済の普及を述べ、公私が力を合わせることの重要性を力説するとともに、慈善事業の発展を取り上げ、「公私二つの方面から」とわざわざ言及している点では、彼は社会の役割に注目し、なかでも富裕層・資本家の役割の重要性を意図していると考えられる。第5に救済における敏活と「官庁的」なものとは相容れないと指摘している。さらに、官庁が救済に必要な敏活の働きを成し遂げようとするれば、名称は官営といえども、その実私営のように簡単に素速く行い、細事と大事について関係なく、おおよそのことは、当局が牽制することなく、自由に決められるような組織であることが必要であると述べており、救済の敏活のためには民間の事業の必要性を痛感していると考えられる。第6に小河は、慈善救済事業が、個人から、「衆力の協同」、さらに法人と変遷し、その後国家または自治団体などの公共機関においてもなされるようになり、その結果、個人と団体と公共機関という三つが統一的に組織化したものとなったと述べており、個人ないし民間の重要性が増していると考えられる。第7に小河は、政治的に大きな権力を有する国家も、弱点がありこれを補うものが必要で、欠陥があればこれを充たすものが必要となり、救済事業において、補充の使命を持つのは私設団体、および篤志家としての一個人であると述べている点は、まさに「社会公共」の責務と民間（私的）事業の関係と考えられる。第8に小河は一般的には、私的事業が公的機関に助けられていると映っているだろうが、実は公的機関が私的事業に助けられている場合が最も多いのが事実であるとし、このような私的事業の助力があることによって、国家または公共団体は、救済事業の任務を成し遂げることができると述べており、民間（私的）事業の重要性とその役割に期待していると考えられる。第9に小河は公的機関が扱うのは、外部にあらわれた一時的欠乏または苦痛という現象にすぎず、その内部に潜む欠乏や苦痛の根源に対して適時に措置をおこなうということは、私的事業の力に俟つ所であると述べている点について、これも同様に民間（私的）事業が果たしている役割について重要視している。

以上のように、「社会公共」の責務と民間（私的）事業の関係を考え、関係があることが判明した。このことは、民間の篤志家の活動を重視した創設期方面委員制度の考え方

とも、重なり合い、影響を与えたと考える。

2. 研究の総括および限界

研究の総括として、第1に、これまでの先行研究では、小河の前半生、つまり内務省時代から清国時代では、監獄研究とそこから派生した感化教育に焦点が当てられ、後半生、つまり大阪府時代以降では方面委員制度への貢献のみに特化したものが多かった。本論文では、その不連続説（断絶説）が主流となっている社会事業史研究の現状を最初に批判的に提示し、小河の救済思想が内務省時代の監獄学の時から一貫していたことを実証的に明らかにすることをめざしたのである。

第2に、犯罪や貧困を予防するという考えは、内務省時代から打ち出されており、その考えは、司法省時代において予防だけではなく、社会による個別救済という考えとして深まり、大阪時代には窮民の個々の実状にあわせた防貧と救済という考えに発展した。この考えが、創設期の方面委員制度の考えに影響を与えたと考える。

第3に、「社会公共」の責務という考え方が思想の基底にありながら、小河の思想は、内務省時代では「社会から個人へ」という社会防衛的考え方であったが、司法省時代においては「個人から社会へ」という考え方が窺われるようになる。つまり、個人の個性への対応が社会の救済につながるということを考え始め、これによって「社会公共」に対する考え方も変わり始めた。そして「社会公共」の主要なメンバーとして慈善家・宗教家・富裕階級（後に資本家）を想定し、なかでも慈善家や資本家に民間慈善家として、救済発展を託すようになる。そしてこのことは、次の段階で公私の役割分担につながる議論となる。明治時代と大正初期に活躍した小河が、すでに今日の社会福祉における公的責任と民間の役割の基本的な考え方を有していたことが、本論文を通じて解明できたことは大きな収穫であった。

また創設当時の方面委員には、民間の救済事業関係者や宗教家や医師が予定されていたことが判明し、このことから考えると、「社会公共」の責務という考えが、創設期方面委員制度の考えに影響を与えていると考える。

第4に、大阪時代では、救済発展のためには、知的活動の重要性を指摘しているが、小河は救済事業の経営を行う人に、高い見識と経験を求めて、それだけではなく常に科学研究に邁進することを求めている。このような考えが、創設期方面委員制度における調査の考えや大原社会問題研究所創設に繋がっていくと考える。

最後に、本研究の限界について述べさせていただきたい。まず、小河滋次郎の出生から内務省入省までと、方面委員制度設置以降の状況や思想について、本論文では言及していない。小河の救済思想を明らかにするためには、小河の生涯を通じた検証が必要であり、その意味で本研究は小河の人生の一断面を明らかにしたに過ぎない。また、今日の意味づけについても、その検討が不十分であることを認めざるを得ない。小河の救済思想は示唆に富むものを多く含んでおり、今日の課題と関連づけることができる素材を多くもつものであった。しかしそれにも関わらず、それを論じきれなかったのは、偏に筆者の力不足の結果である。これらの諸点については、今後の継続的研究で明らかにしていきたいと考えている。

謝辞

本論文作成にあたって、多くの先生方からご指導・ご教示をいただきました。本論文の審査をして頂いた古川孝順先生、小林良二先生、秋元美世先生、稲沢公一先生、金子光一先生、ありがとうございます。古川先生には、東洋大学在任中から、ご指導をいただき、この度の審査の際には、その都度九州からお越し頂き、終始温かいご指導を賜りました。論文が完成できたのは、ほんとうに先生のおかげです。感謝致しております。小林先生にも、在任中から長い間ご指導を頂きました。また本論文作成で行き詰まり、悩んでいたときに、お忙しいところ直接お目にかかることができ、丁寧にご指導を賜り、ようやく窮地を脱することができました。また審査会でも、的確なご指導をいただき、心から感謝いたしております。秋元先生には、大学院の演習に参加させて頂き、長い間親身にご指導を頂いてきました。何度も演習で発表させて頂き、ご指導を受け数多くのコメントを頂戴し、それを糧にして歩んできました。審査会でも多くのご指導を賜り、感謝いたしております。ほんとうにありがとうございます。稲沢先生には、大学院の演習に参加させて頂き、何度も発表の機会を頂きました。その際わかりやすく、的確なご指導をいただくことができました。先生の勤務先で、非常勤をしていることもあり、度々お目にかかり、いろいろとご教示をいただくことも多く、親身なアドバイスをたくさん頂きました。ありがとうございます。最後になります。金子先生には、本論文の主査になっていただき、長い間ご指導を受けてきました。論文作成中、何度も壁にぶつかり、あきらめかけたときに、温かいご指導をいただき、なんとか論文作成を続行することができました。ほんとうにありがとうございます。

このほかにも、東洋大学社会学部社会福祉学科の高山直樹先生、加山弾先生、志村健一先生、ライフデザイン学部生活支援学科の是枝喜代治先生、渡辺裕美先生の諸先生方にも、お目にかかるたびに、励まして頂きました。ほんとうにありがとうございます。

資料・参考文献一覧・年譜

資料

救済事業研究会 各回概要 (1回～65回)

各回の概要について、『救済研究』の「研究録事」をもとに検討することにした。

5月3日の第1回研究会では、①小河が「公私救済事業の関係」として、公設事業と私設事業の相違をふまえ、公設事業は私設事業の手が及ばないところを助け、その欠陥を補うことに専念すべきと述べた②大久保知事より斯業の向上・発展を望むとの祝辞(救済事業研究会 1913a : 52-53)。

6月14日の第2回研究会において、①小河は慈善事業の財源には「喜捨の浄財」を得ることを努めるべきであると述べ、欧米各国で行われている方法や手段について事例を挙げて述べた②特殊教育の徳風尋常小学校長が在校生の悲惨な家庭の状況を話す③八浜徳三郎氏による「労働者の生活状態」、④早川喜四郎氏による「資金収集に就て紐育にての実見談」⑤大久保知事から大阪における救済事業の発達のため諸氏が奮闘努力されるようにと激励(救済事業研究会 1913a : 53-54)。

7月19日の第3回研究会では予め、里子の保護という研究課題が会員へ伝えられ、

①小河はこの問題について、その前提として欧州各国の児童保護の状況をふまえ、我が国の現状を述べ、里親への監督保護への進展が見られないのは、「文明国の一大欠点」だと指摘し、立法と公私にわたる機関の設置が急務であると述べた。②大阪博愛社小橋実之助氏は大阪市の乳児死亡率が比較的多いということから里子保護問題を取り上げた③府立天王寺中学校長は、古書を紐解き、大阪には昔から棄児が多いと述べた④衛生評論社谷頭辰辰氏や八浜徳三郎氏や毎日新聞岡田二郎氏は里子保護に所見を述べ、

⑤静岡救護会の兼子彌惣氏は「里子虐待」を防遏する方法を研究することが目下の急務と述べた(救済事業研究会 1913a : 57-58)。

8月9日の第4回研究会においてあらかじめ「少年労働者の保護」という研究課題が会員諸氏に伝えられていたが、①八浜徳三郎氏は12歳未満の義務教育が終了していない者については労役を絶対禁止すべきと述べた②小河は近代に入り欧米では幼年労働の弊害に懲りて、保護政策をはじめたと述べられ、虚弱な少年の心身の成長を妨げる労役に従事させることの不合理さを説かれ、統計を用いて不良少年の発生原因や徴兵検査において不合格者が多いことを述べ、人道上の問題と同時に社会政策の上からもその必要性を述べた。③友愛会会長鈴木文治氏は労働問題の歴史と現状を述べられ、友愛会が、資本家と労働者の対立に対する調和機関として、また「産業界の安全弁」として保護の任務に尽くさねばならないと述べている(救済事業研究会 1913a : 60)。

9月13日の第5回研究会においてあらかじめ会員に示された課題は「昼間保育事業」であった。①石神病院院長石神亨氏は結核病の権威であり、大阪結核予防協会の要職にあると紹介された。石神氏は結核を予防するために、まず国民に予防に関する知識をもたせること、次に患者を隔離して家族や近親に伝染させないようにすることが必要で、それを実行するための方法の子細に講究するべきだと述べた。②代議士菊地侃二氏は大

阪府において恩賜財団済生会発行の施療券下付の手続きがきわめて面倒であること、施療所が今宮に一ヶ所しかないことを述べ、遠隔の患者は来られないであろうと述べ、また今宮の施療所には軽症者のみであると指摘した。それゆえ重患者を施療する所を設けること、巡回病院により施療を為すべきと述べた。③小河は、昼間保育事業について、ドイツの事業は嬰兒の健全な発達を遂げさせるほか、嬰兒の危害を防止することが主な目的で、親の生計難を助けることは第2の目的であるが、我国は2、3歳以下の嬰兒は除外されている。欧米でも嬰兒の保育は至難とされ、失敗が続いているが、要するに嬰兒保育に関与する人を得ることができれば、可能となる。欧米では尼僧のような宗教教育を受けた品性の高い婦人や上流階級の婦人や令嬢たちが関与している事例がある。我国もドイツのような保育をめざすのならば、品性が高く深く厚い同情をもった婦人を求める必要があると述べた。④岡山孤児院大阪分院の富田象吉氏は、同所の保育児の過半数は私生児で父親不在のものが、母親不在より3倍に達すると述べ、その理由として内縁関係で子を出産するが生計難より、夫は妻を捨てて行方不明となる為であると述べた。⑤静岡救護会の金子彌惣氏は、自らの保育院事業は救貧を目的としているので、1歳以下の嬰兒は預からないと述べていた（救済事業研究会 1913b：80-84）

10月11日の第6回研究会は、障害児の保護が課題とされており、①京都白川学園脇田良吉氏の教育方針が披瀝され、②医学博士佐多愛彦氏が「社会衛生と慈善救済」と題し、講演が行われた。③九条署木原大治郎氏より管内の盲人保護会設立に関して話があり、④私立盲人学校校主中林友信氏から1911（明治44）年に盲人学校として公認された経緯が話された。（救済事業研究会 1913c：90-92）。

11月8日の第7回研究会では課題が「不良少年の感化」であった。①兵庫県立土山学園長早崎春香氏が登壇し、感化の目的遂行のために医師と提携すること、感化に適当なる年齢は12歳未満であるからそれを取り入れること、男性だけではなく女性も協力して家庭教育を施すこと、不良少年とか感化教育という文字を斥け、家庭主義の保護教育という意味の下彼等を教育することであると述べる②大阪キリスト教会名誉幹事ジ・グリーン氏、神戸愛隣館（免囚保護）村松浅四郎氏、福岡学園長戸田大叡氏、岡山孤児院高塚甲子太郎氏、大阪毎日新聞社岡田二郎氏、鹿児島錦江学園高山純有氏らが自説を述べた（救済事業研究会 1913d：76-80）。

12月13日の第8回研究会では、①大阪キリスト教会名誉幹事ジ・グリーン氏は、救済事業の原因を調査することの重要性を述べ②天王寺中学校長鈴木券太郎氏「社会事業の難点」③宇野重兵衛氏が大阪の慈善事業のために1000円寄付されたとの報告あり（救済事業研究会 1913e：82-85）。

1914年1月10日の第9回研究会では、①本願寺開教使として米国シアトルにいた中井玄道氏「社会及び人種の改良」②大久保知事の新年祝辞と抱負（表7）

③大阪毎日新聞社長本山彦一氏談話がなされた（救済事業研究会 1914a：88-91）

回数	日時	人数	掲載号数
9	1914 1/10	54	2-1
10	2/14	77	2-2
11	3/14	40	2-3
12	4/25	64	2-5
13	5/4	82	2-5
14	6/13	56	2-6
15	7/11	32	2-7
16	8/8	43	2-8
17	9/13	52	2-9

2月14日の第10回研究会では、①宇野利右衛門氏「大阪の紡績工女」②法学博士広

池千九郎「救済の本義と天理教の感化救済法」, (救済事業研究会 1914b : 86-89)

3月14日の第11回研究会では, ①兵庫県土山学園園医池田千年氏「保護児童の診断」
②府立病院神経科長医学博士和田豊種氏「精神病者の取扱に就て」がなされた (救済事業研究会 1914c : 104-106)

4月25日の第12回研究会では, ①京都大学講師米田庄太郎氏「近時社会運動の趨勢」
②宇野利右衛門氏所感, がなされた (救済事業研究会 1914d : 91-92)

5月4日の第13回研究会では, ①修徳館長武田慎次郎「科学の進歩と児童研究」②ドクトル富士川遊氏「医学と感化救済事業」

③東京帝大法医学科教授・児童学会会長医学博士片山国嘉氏
「大赦と飲酒癖犯罪」, がなされた (救済事業研究会 1914e : 92-94)

6月13日の第14回研究会では, ①修徳館長武田慎次郎氏「感化事業に就て」②修徳館の施設見学, がなされた (救済事業研究会 1914f : 84-86)

7月11日の第15回研究会では, ①精常会長医師別所彰善氏「修養と健康」②北野小学校校長若林常順氏所感, がなされた (救済事業研究会 1914g : 90-93)

8月8日の第16回研究会では①医師山田俊卿氏「癩病患者の施薬救済」②第3区府県立外島保養院長今田虎次郎の講演, がなされた (救済事業研究会 1914h : 94-97)

9月13日の第17回研究会では①大和川染工場主柳原吉兵衛氏の失業者と軍人遺族救護に関する講演②弁護士岩井尊文氏の「ユーゲンドハイム (青春園) と題するドイツベルリンにおける児童保護所の事業」の講演, がなされた (救済事業研究会 1914i : 83-86)

10月10日の第18回研究会は①兵庫県立土山学園長早崎春香氏「子供の虚言」②高洲医学博士「哺乳児の保護」③八浜徳三郎氏「大阪に於ける立ん坊と密淫売婦」であった (救済事業研究会 1914j : 96-98)

11月21日の第19回研究会は①早崎春香氏講演②大谷派本願寺連枝たる宜暢院大谷蛭韶師「感化教育事業梗概」, がなされた (救済事業研究会 1914k : 96-98)

12月12日の第20回研究会は①大阪婦人矯風会長林歌子氏の「密淫売婦」に関する講演②宇野利右衛門氏「工女問題」の講演, がなされた (救済事業研究会 1914L : 96-100)

1915年1月16日の第21回研究会は, ①本願寺派開教使としてアメリカシアトルに派遣されていた中井玄道師の「聖徳太子の救済事業」②大久保知事の訓示

③小橋実之助氏「感化救済事業の娯楽」, がなされた (救済事業研究会 1915a : 108-110)

1915年1月16日の第21回研究会は, ①本願寺派開教使として (表8)

アメリカシアトルに派遣されていた中井玄道師の「聖徳太子の救済事業」②大久保知事の訓示③小橋実之助氏「感化救済事業の娯楽」, がなされた (救済事業研究会 1915a : 108-110)

回数	日時	人数	掲載号数
18	10/10	60	2-10
19	11/21	36	2-12
20	12/12	54	2-12
21	1915 /1/16	63	3-1
22	2/5	82	3-2
23	3/13	39	3-3
24	4/10	58	3-4
25	5/8	68	3-5
26	6/12	65	3-6
27	7/10	57	3-7
28	8/14	53	3-8
29	9/11	83	3-9
30	10/9	55	3-10

2月5日の22回研究会は, ①東京無料宿泊所主任沼波政憲氏「東京の浮浪人について」
②修徳館長武田慎次郎氏「催眠術と感化事業」③大阪府立病院神経科長医学博士和田豊

種氏「低能児及び畸形児に就て」、がなされた（救済事業研究会 1915b : 135 -136）

3月13日の23回研究会は、①「院外保護と院内保護の利害如何」について約翰学園理事長早川喜四郎氏，博愛社理事小橋実之助氏，岡山孤児院大阪分院主任富田象吉氏，大阪職業紹介所主事八浜徳三郎氏，等がそれぞれ所感を述べた②「救済事業の娯楽機関」について，修徳館長武田慎次郎氏，工業教育会主事宇野利右衛門氏等がそれぞれ所感を述べた。（救済事業研究会 1915c : 131-138）

4月10日の24日研究会は、①大阪基督教青年会名誉幹事ジョージ・グリーンソン氏「大阪児童の夕刊売に就て」②天王寺中学校長鈴木寿太郎氏「陰徳論」という2つの講演がなされた（救済事業研究会 1915d : 121-123）。

5月8日の25回研究会は、①日本真光教会牧師杉浦義道氏「労働者矯風会の事業」②文学博士谷本富「救済の根本的概念」③兵庫県立土山学園長早崎春香氏「関東感化院長会議の状況」、がなされた（救済事業研究会 1915e : 104 -107）

6月12日の26回研究会は①大阪府知事官房統計課主任中村芳貞氏「壮年者の死亡率及其原因」②石神病院長石神亨氏「細民窟の結核予防に就て」という2つの講演が行われた（救済事業研究会 1915f : 122 -125）

7月10日の27回研究会は①群馬県前橋市育児院院長藤井万喜太氏の所感②工業教育会主事宇野利右衛門氏の所感③弘済会稲田穰氏所感④慈善新報主筆臼井範治氏所感⑤徳風小学校校長浅井清太氏所感⑥大阪婦人矯風会長林歌子氏所感⑦市立大阪盲啞学校教諭内海渚氏所感，がなされた（救済事業研究会 1915g : 115 -121）

8月14日の28回研究会は①朝日新聞社員土山元作氏「濠州及新西蘭に於る社会政策の発達」がなされた（救済事業研究会 1915h : 95 -101）

9月11日の29回研究会は①牧野虎次氏入会挨拶・所感②救世軍大佐山室軍平「救世軍の慈善事業」③私立日本裁縫学校長湯慎信陸氏所感④中央慈善協会幹事原胤昭氏「救済事業と免囚保護」がなされた（救済事業研究会 1915i : 89 -106）

10月9日の30回研究会は①弁護士法学士足立進三郎「青年時に於ける犯罪模倣の実例」②キリスト教青年会グリーンソン氏の所感がなされた（救済事業研究会 1915j : 89 -106）

12月11日の31回研究会は①聖約翰学園主山口徳之助氏「児童救済の範囲如何」②心学明誠社山本安蔵「心学の教義と社会教育」③大阪府警部高等課長「同盟罷業に就て」、がなされた（救済事業研究会 1915k : 91 -100）

1916年1月8日の32回研究会は①齋藤吊花氏「公衆浴場に就て」②工業教育会主事宇野利右衛門氏「日本に於ける同盟罷工に就て」がなされた（救済事業研究会 1916a : 104-112）
（表9）

2月12日の33回研究会は①「大阪に於ける浮浪児童の救済」という「研究題」で討議。まず大阪職業紹介所主事八浜徳三郎氏，暁明館長広岡菊松氏，博愛社社長小橋実之助氏，桃花塾長岩崎佐一氏，工業教育会主事宇野利右衛門氏らが所感を述べて終了する。（救済事業研究会 1916b : 89-97）

回数	日時	人数	掲載号数
31	12/11	66	3-12
32	1916 1/8	70	4-1
33	2/12	56	4-2
34	3/4	56	4-3
35	4/8	60	4-4
36	5/13	30	4-5
37	6/10	58	4-6
38	7/5	64	4-7
39	8/12	60	4-8
40	9/9	73	4-9
41	10/14	37	4-10

3月4日の34回研究会は①友愛会会長鈴木文治氏「米国視察談(労働問題と国交問題)」②汎愛扶植会加島敏郎氏所感で終了した(救済事業研究会 1916c : 90-92)

4月8日の35回研究会は①研究題「救済事業に關し適當なる職員を得るの方法」として、今宮職業紹介所八浜徳三郎氏、博愛社社長小橋実之助氏、山田俊卿氏らが所感を述べる②小河「九州視察談」③キリスト教青年会グリーンソン氏「戦後世界の変遷より見たる救済家の使命」④神戸愛隣館主村松浅四郎氏の所感で終了した(救済事業研究会 1916d : 100-103)

5月13日の36回研究会は①工業教育会主事宇野利右衛門氏「火災の防備、処災及び避難に関する工場の実例」

②富山広貫堂押兼正男「支那時局談」③岡山孤児院大阪分院主任富田象吉氏「東京視察談」、以上で終了(救済事業研究会 1916e : 101-103)

6月10日の37回研究会は①小河滋次郎「人事相談所(法律相談所)について」②自由懇談③評議員設置と会長・副会長の設置、以上で終了(救済事業研究会 1916f: 94-100)

7月5日の38回研究会は①大阪訓盲院院主吉田多市氏「現今我国に於ける盲者十万余人の生活及び其前途に就きて」②京都帝国大学教授河上肇「欧米諸国に於ける小学児童食事公給問題の経過及び現状」③今宮職業紹介所八浜徳三郎氏「大阪の私娼研究」、会長に大久保知事、副会長に小河博士就任、以上で終了(救済事業研究会 1916g: 103-109)

8月12日の39回研究会は①博愛社社長小橋実之助氏渡米の挨拶②今宮職業紹介所八浜徳三郎氏「浮浪少年の救護」③工業教育会主事宇野利右衛門氏所感④大阪経済雑誌社主永江為政氏所感⑤職業紹介所理事青木庄蔵氏、府衛生会理事谷頭辰兄小橋氏への所感披露⑥兵庫県立土山学園長早崎春香氏所感⑦東京府小笠原修济学園長野崎宏氏所感、以上で終了(救済事業研究会 1916h : 94-98)

9月9日の40回研究会は①山田病院主山田俊卿氏所感披露②大阪訓盲院院主吉田多市氏所感披露③新田帯革製造所所主新田長次郎氏自家工場の衛生設備の件で講演④大久保知事工場法について講演⑤大阪府監察官中村三徳氏「下層社会の生活状態に就て」⑦鉄道青年会理事益富政助氏所感披露、以上で終了(救済事業研究会 1916i : 95-98)。

10月14日の41回研究会は①小河博士報告と救済事業に対する講演②石神病院院長石神亨氏「大阪府済生会の診療事業に就て」③京都済生病院主事清滝智龍氏所感、以上で終了(救済事業研究会 1916j : 116-121)

11月11日の第42回研究会は小河博士欠席であった①救世軍希望館主任中根峰吉氏が所感②暁明館主広岡菊松氏の所感③私立徳風小学校校長中城正城氏所感④天王寺中学校校長鈴木券太郎氏「旧式の貧乏観を排す」、以上で終了(救済事業研究会 1916k : 99-102)

12月9日の第43回研究会は①大阪訓盲院長志岐興市氏は盲人保護政策に關し所感②小河博士「精神病者の処遇」について所感③家庭学校校長留岡幸助「少年感化の実験」、以上で終了(救済事業研究会 1916L : 100-105)

回数	日時	人数	掲載号数
42	11/11	45	4-11
43	12/9	82	4-12
44	1917 /1/13	64	5-1
45	2/10	58	5-2
46	3/10	55	5-3
47	4/14	45	5-4
48	5/12	35	5-5
49	6/9	82	5-6

(表10)

1917年1月13日の第44回研究会は①山田病院主山田俊卿氏所感②「府下各救済団

体の業績及び所感報告」として仏教和衷会（免囚保護）、府立修徳館（感化）、大阪養老院（養老）愛染橋夜学校（貧児保護）、大阪自彊館（宿泊）、大阪毎日新聞慈善団（救療）、大阪市弘済会（一般救済）③大久保知事の「大阪に於ける救済事業の活動」講演、以上で終了。（救済事業研究会 1917a : 106-105）

2月10日の45回研究会は①暁明館長広岡菊松氏、労働者の気風について所感②医学博士和田豊種「精神病者の取扱問題」、以上で終了（救済事業研究会 1917b : 411-412）

3月10日の46回研究会は①兵庫県立土山学園長早崎春香氏の所感②万国改良協会東亜部長、万国慈善協会副会長、万国通信新聞報総理ツイン・エドワード・ウエイト氏の所感

③印度哲学研究者木村龍寛氏「救済の根本思想」④家庭学校長留岡幸助所感、以上で終了（救済事業研究会 1917c : 101-104）。

4月14日の47回研究会は、①神戸愛隣館主村松浅四郎氏「米国における免囚保護事業」②聖若瑟教育院主ペトロマルモニエ師、天主教宣教師ワグネル師によりヴァンサン・ド・ポールの事蹟の講演、その他事務連絡で終了（救済事業研究会 1917d : 97-102）

5月12日の48回研究会は、①大阪婦人ホーム理事小山光子氏より婦人矯風会の活動、救世軍婦人ホームの活動の報告②大阪暁明館長広岡菊松氏より浮浪者や労働者をどのように指導するかという報告③岡山孤児院大阪分院主任富田象吉氏から、救済事業職員後援会に関する報告及び下級労働者の宿泊所に関する所感、以上で終了（救済事業研究会 1917e : 110-113）

6月9日の49回研究会は①大阪暁明館長広岡菊松氏より浮浪労働者の組合設置と取り締まりについて所感披露②徳風小学校長中城正城氏より篤志家からの施米についての所感披露③博愛社長小橋実之助氏「米国に於ける社会事業と我国斯業の使命」④熊本回春病院長リデル氏講演⑤小河博士より、救済事業研究会に調査部を置くことが提議され、異論なく決定。その調査部は第1部「児童保護」、第2部「救貧防貧」、第3部「社会教育」、第4部「社会衛生」、第5部「保護事業」、第6部「工業教育」、第7部「指導後援」に分かれている。1部の内容は「貧児、孤児、迷児、棄児収容、浮浪児童救護、被虐待児童救護、幼児保育、細民児童幼稚園、其他之に類する事業」（救済事業研究会 1917f : 98）であり、2部の内容は「細民救助及慰安、細民部落改善、職業紹介、細民授産、労働者実費宿泊、学生及婦人実費宿泊、無料宿泊、養老事業、軍人遺族家族救護、廃兵生業扶助、其他之に類する事業」（救済事業研究会 1917f : 98）となっている。3部は「感化教育、細民児童教育、育唾教育、白痴教育、低能教育、商工補習教育、其他之に類する事業」（救済事業研究会 1917f : 98）であり、4部は「施薬救療、肺患者療養、精神病患者監護、癩患者救療、災害救助、細民妊婦助産、衛生思想普及事業、其他之に類する事業」（救済事業研究会 1917f : 98）となっている。第5部は「免囚保護、微罪不起訴処分者保護、婦人救済、其他之に類する事業」（救済事業研究会 1917f : 98）であり、第6部は「労働者保護、労働者教育に関する研究及施設其他之に類する事業」救済事業研究会 1917f : 98）第7部は「救済事業の統一、指導、援助、並に救済事業職員の共済、後援等の事業」（救済事業研究会 1917f : 98）となっている。以上で終了（救済事業研究会 1917f : 94-99）

7月14日の50回研究会は、①三好賢照氏より、三重県の救済事業の状況が報告される②中根峰吉氏より、九州各地の監獄及び免囚保護事業視察の報告がなされる。③賀川豊彦氏より「貧民の心理に就て」という講演がなされる。④小橋実之助氏より「感化救済事業に於ける職業教育に就て」という講演がなされ、以上で終了(救済事業研究会 1917g : 101-103)

回数	日時	人数	掲載号数
50	7/14	66	5-7
51	8/11	48	5-8
52	9/13	45	5-9
53	10/13	51	5-10
54	11/17	52	5-11

8月11日の51回研究会は、①大阪訓盲院長志岐興市氏より、「全国盲啞教育大会」に参加した点について所感②救護会大阪支部主事長兼子彌聡氏より「部落改善事業」について所感

③慈善新報主筆宇田川文海氏の所感④工業教育会主事宇野利右衛門氏「再び同盟罷工に就て」講演、以上で終了(救済事業研究会 1917h : 93-96)。

9月8日の52回研究会は、①博愛社小橋かつの氏「北海道視察談」②左近充マヌエ氏「訓盲事業に就て」③大阪職業紹介所主事八浜徳三郎氏「兵庫、岡山両県下斯業視察談」④兵庫県嘱託小田直蔵氏「戦後の婦人問題」、以上で終了(救済事業研究会 1917i : 100-102)

10月13日の53回研究会は、小河博士欠席①大阪経済雑誌社長永江為政氏「物質中心の大阪市に於て、本会の如き精神的社会的会合が、宗教家の手により組織経営せられずして、反つて実業家並に官民篤志の人々により存立継続せらるゝことを見るは、敬服と感謝とを禁ぜざる」と述べる②工業教育会主事宇野利右衛門氏は救済事業研究会に対して次のように批判した「毎月の研究会は實際上事業の改善進歩を図る機関としての実を挙ぐることに努力すべく我国と国民性、富の程度、人情風俗等を異にする外国事業視察談のみを歎び、但だ徒らに高遠なる理想に奔らんとするは策の得たるものにあらざるを以て、須らく会員各自の実験攷究せる所を交換説話して斯業の進歩を企図すべし云々」(救済事業研究会 1917j : 123)

回数	日時	人数	掲載号数
55	12/8	66	5-12
56	1918 1/19	93	6-1
57	2/9	69	6-2
58	3/9	50	6-3
59	4/13	65	6-4
60	5/11	79	6-5
61	6/8	80	6-6

④天王寺中学校長鈴木券太郎氏は、宇野氏の考えについて「多きを望むに過ぎて寧ろ酷なり、同君は救済事業の『肉体的に濟ひ精神的に殺す』の弊に陥るべからざることを警告せられたれども、救済はまづ肉体を生かすことを急とするを忘るべからず。又た本会に関しては、毎会胸襟を開きて意見の交換を行ひ研究を遂ぐべしとの力説ありたれども、是も亦た或程度迄の外は言ふべくして行はれざることなるべし、是れ自家の短所を語り其失敗せる経験を公言することは最も人の難しとする所、況んや救済事業の如き其立脚地が既に発表し能はざる難事を有するものなるに於てをや、かるが故に本会は常に斯業当事者の思想智識を養ふことを以て其目的とすべく、理想に奔るを憂へず、寧ろ本会に理想を失へるを以て今日の欠点となすべし」と反駁した(救済事業研究会 1917j : 123-124)。続いて鈴木氏は「婦人と社会改良」の講演を行い、本日終了(救済事業研究会 1917j : 122-126)

11月17日の54回研究会①聖約翰教会・文学士柳原禎次郎氏講演「北米の社会事業と其原動力」②大阪毎日新聞慈善団員吉田祥三氏、暁明館長広岡菊松氏、岡山孤児院大阪分院主任富田象吉氏、これらの諸氏から東京の救済事業視察談有り、以上で終了(救済事業研究会 1917k : 185-189)

12月8日の55回研究会①弘済会長稲田穰氏「育児事業内容の一部に就て」②奈良女高師教授桑野久任氏生物学からみた育児に関する講演③小河博士「大阪救済事業同盟会より曩に第4回全国救済事業大会に提出して可決せられたる『各市町村の名望家を救済委員に関する任務に当らしむる件』の問題に関し、独逸のエルベルフェルド制度中の中心たるアルメンプレゲル（救貧委員）を引例して、此制度施設の、完全なる慈恵救済の目的を達する上に緊要欠くべからざるものなることを演述せらるたる」（救済事業研究会 1917L：98）という。以上で終了（救済事業研究会 1917L：96-99）

1918年1月19日の56回研究会は「用意せし八十の座席の一の椅子をも剰まさざる盛況を見るに至りぬ。中にも二十有余の婦人席には、優しき人の姿溢れて見るも嬉しき真摯の態度ありしは、斯業の前途にとり実に頼母しき限りなりき」という状況であった（救済事業研究会 1918a:102）。当日は、まず研究報告として武田慎治郎氏「特異児童の素質について」があり、次に講演として片岡安氏「都市改良の計画に就て」が行われた。氏は「貧民の為に衛生上合理的の住居を建設し、その生活を安楽ならしめ、以て其健康を向上せしむることに一致せり。是れ都市改良の行はるゝに至れる根本原因なり」と述べていた（救済事業研究会 1918a:103）その後林市蔵新知事・新会長挨拶があったが、その挨拶に於いて林市蔵氏は小河滋次郎について

「予元と博士と十数年前より交誼あり。今に公私両面の親睦を継続せり」と述べ、小河が国立感化院創設の要職にあるため、たびたび辞意を漏らしていたが、「大久保知事退職のこともありしを機とし断然当府囑託の任を抛たんとするの意あり。予は甚だ之を遺憾とし、関西に於ける斯業の前途の為に博士を失ふべからずとする大久保前知事の希望に同意し、過般上京の際切に其留任を懇囑せり。斯業の先輩留岡幸助君も亦た意義あり生命ある関西斯業の過去に省み、小河博士の留任を必要とする意見を明にせられ、且つ予は博士と面談後全く其意見に服する所ありしが為 愈々博士を煩はすべき決心を固め、必ず予が所望を貫徹せむことを単り誓ふに至りぬ。小河博士に於ては今更国立感化院設立事務を閑却すべからざること勿論なりと雖も、深く熟考ありたる後竟に予の切望を容れ、従前の如く当府の任務を継続すべきことを承諾せられ、国立感化院設立事務の一段落を告ぐるを俟ち、関西に於ける斯業の北辰として専ら其指導提撕を得るの約を成立せり。是予が職責上千人力の後援を得たるの感を禁ずる能はざる所以にして、又た斯業従事者諸君にとりても一大福音なりと信ず」と述べている（救済事業研究会 1918a:7-8）。以上で終了した（救済事業研究会 1918a:102-104）以上のような林市蔵の所感をふまえれば、林の懇望によって小河が大阪に残り、小河の考えを林が具体化していく関係であったことが判明したと考える。

2月9日の第57回研究会は、まず岩崎佐一氏による障害児に関する報告があり、次いで次に講演として神戸関西女学院横川四十八氏による「潜在意識と犯罪」が行われた。最後に鈴木文治氏が登壇し「労働者階級に対する適當の保護指導を加ふる要倍々急切なるを覚ゆ、友愛会は乃ち此目的を達せんが為に生れたるものなり」と述べている（救済事業研究会 1918b：109）以上で終了した（救済事業研究会 1918b：108-109）

なお、救済事業研究会調査部が発足し、部長には小河が就任し2月12日に打合会が行われた。その内容は7部構成となっており、各部ごとに常務委員が2名ずつ選任され、そのもとに委員が配置された。具体的には、貧児・孤児・浮浪児救護等を担当する1部

児童保護の常務委員と委員の総員は 23 名、以下同様に細民救助・細民授産・養老事業などを担当する 2 部救貧防貧は 18 名、感化教育・細民児童教育・障害児教育などを担当する 3 部社会教育は 32 名、施薬救療・災害救助などを担当する 4 部社会衛生は 17 名、免囚保護・婦人救済を担当する 5 部保護事業は 14 名、労働者保護・労働者教育を担当する 6 部工業教育は、13 名、救済事業の統一・指導・援助・救済事業職員の共済などを担当する 7 部指導後援は 42 名となっており、合計 159 名となった（救済事業研究会 1918b : 113-115）。

3 月 9 日の 58 回研究会は、まず岡山孤児院茶臼原分院主任である小野田鉄彌氏の報告がなされた。次に大阪医科大木下東作氏より「保健衛生より観たる救済事業」という講演が行われた。第三に第四師団獣医部長内村兵蔵氏から、動物愛護と虐待防止について講演が行われ、最後に兵庫県嘱託小田直蔵氏から来日したベリー博士の功績に関して報告が寄せられた。以上で終了となった（救済事業研究会 1918c : 124-127）。

4 月 13 日の 59 回研究会は、府立修徳館伊藤知教氏から「児童の読み物と模倣の実例」という報告があり、次いで米国哲学博士島村育人氏より「米国に於ける救済事業の新傾向」という講演がなされた。この講演に関連して小河は「救済事業の真精神は貧民の境遇を改めて之れを向上的に導き、彼等をして自ら沈淪の域より脱却せしむるに在り。我国の救済事業中名を真聖なる斯業に懸け、其実は只だ貧民労働者等より利得を得るに汲々として何等彼等境遇の改善に努めざるものあり、深く戒しむべし」（救済事業研究会 1918d : 111）と述べている。以上で研究会は終了した（救済事業研究会 1918d : 109-113）

5 月 11 日の 60 回研究会は、大阪市助役関博士による「都市社会政策」という報告がなされた。次いで大阪市嘱託三田谷啓氏より挨拶と近況報告在り、第 3 に救世軍書記官山室軍平氏より「欧州見聞談の二三」という講演有り、最後に小河より一般会員に対して調査部で議論している「労働者定住問題」について研鑽するよにという話があり、終了した（救済事業研究会 1918e : 111-115）

なお、大阪府において、今まで救済等について、内務部地方課、同学務課、警察部保安課、同工場課、同衛生課において扱われていたが、これらを統括する課を 6 月より新設する予定となり、課長として小河が就任すると述べられている。具体的には 5 月 7 日に改正された「大阪府處務細則」により、新しい課は救済課と命名され、その下に庶務係、教護係、恤救係を置くことが定められた。庶務係は各種の慈善基金の取り扱いや救済事業の調査研究や研究会に関する事等を扱い、教護係が職業紹介・労働者の福利増進・婦人救済・児童の保護教養・軍事救護・感化教育・細民部落改善などを扱い、恤救係が病者の救療・免囚保護・乞丐・浮浪者・恤救・罹災救助・精神病者・行旅病人の救助・養老・済生会に関する事項を扱うこととなっている（救済事業研究会 1918e : 115-116）

6 月 8 日の 61 回研究会は、大阪市嘱託三田谷啓氏より「児童の賢愚と身体との関係」という報告があり、次に府立修徳館長武田慎次郎氏より「浮浪児童の保護分類に就て」という報告があり、終了した（救済事業研究会 1918f : 115-117）

7 月 13 日の 62 回研究会は、大阪毎日新聞水野和一氏より「米国に於ける社会改善事業」という講演がなされた。次に府立修徳館長武田慎次郎氏より、前回の報告の補足が

なされ、最後に高田慎吾氏より東京の児童保護所の概況や米国の児童保護について報告がなされ、終了した（救済事業研究会 1918g : 107-111）

(表 1 3)

回数	日時	人数	掲載号数
62	7/13	71	6-7
63	8/10	69	6-8
64	9/14	60	6-9
65	10/12	89	6-10

なお、6月25日勅令により、救済事業調査会が成立し、小河も委員に選ばれ、7月3日に第1回委員会が開催され、翌7月4日、6日にも調査会が開かれ、実施項目として8項目が選定された。その8項目とは、第1に生活状態改良事業、第2に窮民救済事業、第3に児童保護事業、第4に救済的衛生事業、第5に教化事業、第6に労働保護事業、第7に小農保護事業、第8に救済事業の助成監督である（救済事業研究会 1918g : 112-125）

8月10日の63回研究会は、まず米国哲学博士島村育人氏により「西浜及今宮細民部落衛生状態調査概要」についての報告がなされた。次に宇野利右衛門氏より「職工定住問題」解決のための提案がなされた。第3に小河が登壇し大阪毎日新聞村島帰之氏によって、斯業の記事が多く新聞に掲載されたと述べ「救済事業の適当なる紹介と正常の理會を進むることに尽力されたる功績は太だ大なるものあり」（救済事業研究会 1918h : 107）と述べている。最後に長崎淳心園主佐々木祐俊氏が、数百名にも及ぶ無籍児童の入籍及び就学の手続きを行ったと述べ、終了した（救済事業研究会 1918h : 104-109）。

9月14日の64回研究会は、まず全国に発生した騒擾について懇談して、次に愛染園社会事業研究所主事の高田慎吾氏による「戦時に於ける保護児童の状態」という講演がなされた。第3に八浜徳三郎氏による「児童職業選択の指導に就きて」という報告がなされ、最後に時勢に関する林知事の演説をもって終了した（救済事業研究会 1918i : 100-104）。

10月12日の65回研究会は、まず済生会大阪府病院長田結宗誠氏より「徹底せる救療」という報告がなされた。次に林知事が「方面委員の設置に就て」という講演を行い、第3に大阪毎日新聞水野和一氏より「商工都市に於ける文化政策」という講演等がなされ、終了した（救済事業研究会 1918j : 114-118）

参考文献一覧

- 阿部實(2001)「帝国主義と自由＝社会改良」右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編『社会福祉の歴史－政策と運動の展開(新版)』有斐閣
- 阿部洋(2004)『「対支文化事業」の研究－戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』汲古書院
- クルト・フォン・ゼーバッハ(Curtt von Seebach)(1891)『独逸監獄法講義』小河滋次郎口訳 監獄官練習所編(=2000, 日本立法資料全集 別巻195 信山社出版株式会社)
- 大日本綿糸紡績同業連合会(1898)『紡績職工事情調査概要報告書』
- 土井洋一・遠藤興一(1980)『社会福祉古典叢書2 小河滋次郎集』鳳書院
- 土井洋一(1980)「小河滋次郎の感化教育論」遠藤興一・土井洋一『社会福祉古典叢書2 小河滋次郎集』鳳書院
- 土井洋一(2001)「救済の抑制と国民の感化」右田紀久恵・高澤武司・古川孝順編『社会福祉の歴史－政策と運動の展開(新版)』有斐閣
- 土井洋一(1984)『『慈善』の時代』月刊福祉67(12)
- 同志社大学人文科学研究所 留岡幸助著作集編集委員会(1978)『留岡幸助著作集』1巻 同朋舎出版
- 同志社大学人文科学研究所 留岡幸助著作集編集委員会(1981)『留岡幸助著作集』5巻 同朋舎出版
- 遠藤興一(1974)「方面委員制度史論序説」『明治学院論叢社会学・社会福祉学研究』40
- 遠藤興一(1975)「方面委員活動の史論的展開(について・(上))」『明治学院論叢社会学・社会福祉学研究』43
- 遠藤興一(1976)「方面委員活動の史論的展開(について・(下))」『明治学院論叢社会学・社会福祉学研究』、44
- 遠藤興一(1980)「その社会事業思想」遠藤興一・土井洋一『社会福祉古典叢書2 小河滋次郎集』鳳書院
- 遠藤興一(1981a)「開明官僚と社会事業(一)－小河滋次郎の生涯と思想－」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』316
- 遠藤興一(1981b)「開明官僚と社会事業(二)－小河滋次郎の生涯と思想－」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』321
- 遠藤興一(1981c)「方面委員活動の地域処遇史的課題——その実践主体における態度・特徴——」一番ヶ瀬康子・高島進編『社会福祉の歴史』(講座社会福祉第2巻)有斐閣
- 遠藤興一(1982a)「開明官僚と社会事業(三)－小河滋次郎の生涯と思想－」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』324
- 遠藤興一(1982b)「開明官僚と社会事業(四)－小河滋次郎の生涯と思想－」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』331
- 遠藤興一(1983)「開明官僚と社会事業(五)－小河滋次郎の生涯と思想－」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』338・339
- 遠藤興一(1984a)「開明官僚と社会事業(六)－小河滋次郎の生涯と思想－」『明治学院大学論叢 社会学・社会福祉学研究』366

- 遠藤興一(1984b)「大正期社会事業の基本的性格について」月刊福祉 67 (12)
- 遠藤興一(1984c)『『囑託』としての留岡幸助－内務行政と慈善事業』『明治学院論叢 社会学・社会福祉学』 352・353
- 遠藤興一(2010)『天皇制慈恵主義の成立』学文社
- 古川孝順(1982)『子どもの権利』有斐閣
- 古川孝順(2005)『社会福祉原論(第2版)』誠信書房
- 後藤新平(1889)『国家衛生原理』忠愛社
- 後藤靖(1979)「日本資本主義確立過程の経済構造」後藤靖・佐々木隆爾・藤井松一『日本資本主義発達史』有斐閣
- 狭間直樹(1990)「宋教仁にみる傳統と近代－《日記》を中心として」『東方學報』 62
- 東島誠(2000)『公共圏の歴史的創造：江湖の思想へ』東京大学出版会
- 堀松武一(1978)「わが国における社会進化論および社会有機体説の発展－加藤弘之を中心として」『東京学芸大学紀要 第1部門 教育科学』 29
- 法政大学(2002)「法政大学の歴史<その50>」雑誌『法政』 5月号
- 法政大学大原社会問題研究所(1954)『大原社会問題研究所三十年史』
- 法政大学大原社会問題研究所(1970)『大原社会問題研究所五十年史』
- 法政大学史資料委員会(1988)『法政大学史資料集 第十一集(法政大学清国留学生法政速成科特集)』
- 細井勇(2009)『石井十次と岡山孤児院－近代日本と慈善事業』ミネルヴァ書房
- 穂積重行(1966)「明治10年代におけるドイツ法学の受容－東京大学法学部と穂積陳重－」
- 稲田正次編(1966)『明治国家形成過程の研究』お茶の水書房
- 一番ヶ瀬康子編(1983)『生江孝之集』鳳書院
- 池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社
- 池田敬正(1992)「済世会の成立」後藤靖編『近代日本社会と思想』吉川弘文館
- 池田敬正(1999)「現代社会福祉の基礎構造－福祉実践の歴史理論」法律文化社
- 池田 信(1978)『日本社会政策思想史論』東洋経済新報社
- 池本美和子(1999)『日本における社会事業の形成』
- 生松敬三(1965)「近代日本の社会思想」城塚登編『社会思想史入門』有斐閣
- 今井小の実(2009)「方面委員制度とストラスブルク制度－なぜエルバーフェルトだったのか－」『Human Welfare』 1巻1号
- 井上達夫(2008)「公共性の哲学と哲学の公共性」飯田隆・伊藤邦武・井上達雄・川本隆史他編『岩波講座 哲学1 いま〈哲学する〉ことへ』岩波書店
- 石原剛志・長沼友兄・二井仁美・藤原正範・山崎由可里(2012)「感化教育史研究の到達点と今後の課題」『長谷川仏教文化研究所年報』 第36号
- 石井記念愛染園(1953)『石井記念愛染園三十五年小史』石井記念愛染園
- 岩田正美(2007)「『パラダイム転換』と社会福祉の本質－社会福祉の2つの路線と『制約』をめぐって－」『社会福祉研究』 100号
- 姜克實(2011)『近代日本の社会事業思想－国家の「公益」と宗教の「愛」』ミネルヴァ書房
- 除興慶(2002)「戊戌維新时期における中日交渉史－劉學詢の日本派遣を中心に－」『2001年度 財団法人交流協会日台交流センター歴史研究者交流事業報告書』財団法人交流協会

- 金子光一(2005)『社会福祉のあゆみー社会福祉思想の軌跡ー』有斐閣
- 片岡優子(2006)「原胤昭ー更生保護事業の父」室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房
- 片岡優子(2008)「原胤昭の生涯とその事業ー東京出獄人保護所の財政状況と大正期の保護成蹟を中心としてー」関西学院大学社会学部紀要 104, 165-181
- 片岡優子(2008)「原胤昭の生涯とその事業ー東京出獄人保護所の財政状況と大正期の保護成蹟を中心としてー」関西学院大学社会学部紀要 104
- 加藤弘之(1882)『人権新説』
- 河合榮治郎(1939)『金井延の生涯と學蹟』日本評論社
- 警察監獄学会(1897b)「小河滋次郎氏の帰朝を歓迎す」『監獄雑誌』8巻1号
- 菊池正治(2003)「日露戦後期の感化救済事業」菊池正治・室田保夫他編『日本社会福祉の歴史 付・史料ー制度・実践・思想ー』ミネルヴァ書房
- 菊池正治(2003)「昭和恐慌期の社会事業」菊池正治・清水教恵他編『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房
- 木村壽(1983)「井上友一について」『大阪教育大学紀要 第Ⅱ部門 31 (2・3)』
- 小林共明(1992)「留日学生史研究の現状と課題」辛亥研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院
- 小島淑男(1989)『留日学生の辛亥革命』青木書店
- 高明珠(2012)「日本留学生の歴史的貢献からみた清末留学生派遣政策の効果」『同志社政策科学研究』14巻1号
- 孔穎(2012)「小河滋次郎と清国留学生」『東アジア文化交渉研究, 東アジア文化研究科開設記念号』関西大学東アジア文化研究科
- 久保田文次(2011)『孫文・辛亥革命と日本人』汲古書院
- 窪田静太郎(1899)「貧民救済制度意見」(=日本社会事業大学編(1980)『窪田静太郎論集』)
- 倉持史朗(2003)「小河滋次郎と『上田郷友会月報』ー地方機関誌にみる足跡ー」『評論・社会科学』(71)同志社大学人文学会
- 倉持史朗(2006)「小河滋次郎ー感化事業と大阪府方面委員制度ー」室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』ミネルヴァ書房
- 倉持史朗 (2008)「監獄関係者たちの感化教育論ー『監獄雑誌』上の議論を焦点としてー」『社会福祉学』48巻4号
- 桑田熊蔵(1910)「窮民救助制の方針」『国家学会雑誌』24巻11号
- 矯正協会(1990)『財団法人矯正協会百年年譜資料』(『矯正協会百周年論文集別巻』)
- 救済事業研究会 (1913a)「研究録事」『救済事業研究』1巻1号
- 救済事業研究会 (1913b)「研究録事」『救済事業研究』1巻2号
- 救済事業研究会 (1913c)「研究録事」『救済事業研究』1巻3号
- 救済事業研究会 (1913d)「研究録事」『救済事業研究』1巻4号
- 救済事業研究会 (1913e)「研究録事」『救済事業研究』1巻5号
- 救済事業研究会 (1914a)「研究録事」『救済事業研究』2巻1号
- 救済事業研究会 (1914b)「研究録事」『救済事業研究』2巻2号
- 救済事業研究会 (1914c)「研究録事」『救済事業研究』2巻3号

- 救済事業研究会 (1917h) 「研究録事」『救済事業研究』5巻8号
- 救済事業研究会 (1917i) 「研究録事」『救済事業研究』5巻9号
- 救済事業研究会 (1917j) 「研究録事」『救済事業研究』5巻10号
- 救済事業研究会 (1917k) 「研究録事」『救済事業研究』5巻11号
- 救済事業研究会 (1917L) 「研究録事」『救済事業研究』5巻12号
- 救済事業研究会 (1918a) 「研究録事」『救済事業研究』6巻1号
- 救済事業研究会 (1918b) 「研究録事」『救済事業研究』6巻2号
- 救済事業研究会 (1918c) 「研究録事」『救済事業研究』6巻3号
- 救済事業研究会 (1918d) 「研究録事」『救済事業研究』6巻4号
- 救済事業研究会 (1918e) 「研究録事」『救済事業研究』6巻5号
- 救済事業研究会 (1918f) 「研究録事」『救済事業研究』6巻6号
- 救済事業研究会 (1918g) 「研究録事」『救済事業研究』6巻7号
- 救済事業研究会 (1918h) 「研究録事」『救済事業研究』6巻8号
- 救済事業研究会 (1918i) 「研究録事」『救済事業研究』6巻9号
- 救済事業研究会 (1918j) 「研究録事」『救済事業研究』6巻10号
- 正木亮(1966)「国際監獄会議」『法務総合研究所研究部資料』18 法務総合研究所
- 松本亀次郎(1931)『中華留学生教育小史』東亜書房
- 明教社(1882)『明教新誌』1415-1417号
- 三島憲一(2008)「公共圏」今村仁司・三島憲一・川崎修編集『岩波社会思想辞典』岩波書店
- 森川輝一(2004)「公共性」古賀敬太編『政治概念の歴史的展開1』晃洋書房
- 森下忠 (1980)「国際会議と矯正・保護」朝倉京一・佐藤司・佐藤晴夫・森下忠・八木国之編『日本の矯正と保護第1巻行刑編』有斐閣
- 森田康夫(1966)「第一章 イギリス自由主義の流入」住谷悦治・山口光朔・小山仁示・浅田光輝・小山弘健編『講座日本思想史 明治社会思想の形成』
- 森山武市郎(1941)「司法保護事業概説」(=『戦前期社会事業基本文献集』10 日本図書センター)
- 室田保夫(1998)『留岡幸助の研究』不二出版
- 室田保夫(2003)「産業革命期の慈善事業」菊池正治・清水教恵・田中和男他編『日本社会福祉の歴史 付・史料』
- 室田保夫(1998)『留岡幸助の研究』不二出版
- 室田保夫(2011)「近代日本の社会事業雑誌一『教誨叢書』一」関西学院大学人権研究 15号
- 永岡正己(2003)「第一次世界大戦後の社会と社会事業の成立」菊池正治・清水教恵他編『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房
- 永岡正己(2006)「濟世顧問・方面委員制度」日本地域福祉学会編『新版地域福祉事典』中央法規
- 永岡正己(1993)「大阪における地域福祉の源流—方面委員とセツルメントを中心に」日本地域福祉学会地域福祉史研究会編『地域福祉史序説—地域福祉の形成と展開』中央法規
- 永岡正己 (1986)「I 戦前の社会事業」『地域福祉講座①社会福祉への新しい道』

- 中村哲夫(1992)『同盟の時代-中国同盟会成立過程の研究-』人文書院
- 中西よしお (1992)「済世会の成立と展開—大阪の場合」『社会福祉学 33(2)』
- 中塩夕機 (2005)「社会事業成立期における担い手拡大の論理—小河滋次郎の社会事業理論を中心に—」『社会事業史研究』 32
- 二村一夫(1994)「大原社会問題研究所を創った人びと」『大原社会問題研究所雑誌』 426
- 西川淑子 (2006)「賀川豊彦」室田保夫編著『人物でよむ近代日本社会福祉のあゆみ』
- 野原達二(1942)「小河滋次郎博士(一)」『月刊刑政』 55 卷 2 号
- 小笠原慶彰(2013)『林市藏の研究—方面委員制度との関わりを中心として—』関西学院大学出版会
- 小河滋次郎(1890)『日本監獄法講義』磯村松元 (=1976 重松一義解説「日本監獄法講義：明治二二年改正監獄則の復刻解説」日本行刑史研究会)
- 小河滋次郎(1894)『監獄学』警察監獄学会(=1989, 小野坂弘監修・解説『小河滋次郎監獄学集成』 1・2 卷 五山堂書店)
- 小河滋次郎(1895a)「監獄協会第六回常集會にて小河滋次郎君の演説」『大日本監獄協会雑誌』 108 号
- 小河滋次郎 (1895b)「小野田警保局長宛書面」『監獄雑誌』 6 卷 4 号
- 小河滋次郎 (1895c)「久米内務参事官宛書面」『監獄雑誌』 6 卷 4 号
- 小河滋次郎 (1895d)「久米内務参事官宛書面」『監獄雑誌』 6 卷 5 号
- 小河滋次郎 (1895e)「小野田警保局長宛書面」『監獄雑誌』 6 卷 6 号
- 小河滋次郎 (1895f)「小野田警保局長宛書面」『監獄雑誌』 6 卷 7 号
- 小河滋次郎 (1895g)「警察監獄宛て通信」『監獄雑誌』 6 卷 7 号
- 小河滋次郎 (1895h)「小野田警保局長宛書面」『監獄雑誌』 6 卷 8 号
- 小河滋次郎 (1895i)「小河氏より本会宛の通信」『監獄雑誌』 6 卷 8 号
- 小河滋次郎 (1895j)「小河氏より小林大阪桜井兵庫両典獄に寄せられたるものに係り轉載するの承諾を得たれば茲に掲載することにせり」『監獄雑誌』 6 卷 8 号
- 小河滋次郎 (1895k)「小河氏より内務省課僚へ寄せられたるものにして本誌へ掲載の許可を得たり」『監獄雑誌』 6 卷 8 号
- 小河滋次郎 (1895L)「小野田警保局長宛通信」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895m)「清浦司法次官宛通信」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895n)「久米内務参事官」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895o)「警察監獄学会宛通信」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895p)「監獄課同僚への通信」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895q)「久米参事官への通信」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895r)「若山典獄への通信」『監獄雑誌』 6 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1895s)「久米内務参事官への通信」『監獄雑誌』 6 卷 10 号
- 小河滋次郎 (1895t)「有松内務書記官への通信」『監獄雑誌』 6 卷 10 号
- 小河滋次郎 (1895u)「木名瀬監獄課員への通信」『監獄雑誌』 6 卷 10 号
- 小河滋次郎 (1895v)「浦, 坪井, 木名瀬, 印南監獄課員への通信」『監獄雑誌』 6 卷 10 号
- 小河滋次郎 (1895w)「久米内務参事官への通信」『監獄雑誌』 6 卷 10 号
- 小河滋次郎 (1895x)「久米参事官への通信」『監獄雑誌』 6 卷 11 号

- 小河滋次郎 (1895y) 「小林, 桜井両典獄へ通信」『監獄雑誌』6巻12号
- 小河滋次郎 (1895z) 「久米内務参事官への通信」『監獄雑誌』6巻12号
- 小河滋次郎 (1895あ) 「内務大臣への上申」『監獄雑誌』7巻1号
- 小河滋次郎 (1895い) 「小野田警保局長への通信」『監獄雑誌』7巻1号
- 小河滋次郎 (1895う) 「久米内務参事官への通信」『監獄雑誌』7巻1号
- 小河滋次郎 (1895え) 「警察監獄学会への通信」『監獄雑誌』7巻1号
- 小河滋次郎 (1895お) 「福島県監獄署中村襄氏への通信」『監獄雑誌』7巻2号
- 小河滋次郎 (1896a) 「小野田警保局長への通信」『監獄雑誌』7巻3号
- 小河滋次郎 (1896b) 「坪井監獄課員への通信」『監獄雑誌』7巻3号
- 小河滋次郎 (1896c) 「久米内務参事官への通信」『監獄雑誌』7巻3号
- 小河滋次郎 (1896d) 「警察監獄学会記者への通信」『監獄雑誌』7巻3号
- 小河滋次郎 (1896e) 「小野田警保局長への通信」『監獄雑誌』7巻3号
- 小河滋次郎 (1896f) 「警察監獄学会記者への通信」『監獄雑誌』7巻3号
- 小河滋次郎 (1896g) 「警察監獄学会への通信」『監獄雑誌』7巻4号
- 小河滋次郎 (1896h) 「警察監獄学会への通信」『監獄雑誌』7巻5号
- 小河滋次郎 (1896i) 「監獄課員宛ての通信」『監獄雑誌』7巻5号
- 小河滋次郎 (1896j) 「警察監獄学会へ通信」『監獄雑誌』7巻5号
- 小河滋次郎 (1896k) 「真木典獄への通信」『監獄雑誌』7巻6号
- 小河滋次郎 (1896L) 「小林 (大阪), 桜井, 六角, 新妻, 白倉各典獄への通信」『監獄雑誌』7巻6号
- 小河滋次郎 (1896m) 「香川県笠原看守長宛」『監獄雑誌』7巻6号
- 小河滋次郎 (1896n) 「警察監獄学会への通信」『監獄雑誌』7巻7号
- 小河滋次郎 (1896o) 「警察監獄学会への通信」『監獄雑誌』7巻9号
- 小河滋次郎 (1896p) 「警察監獄学会への通信」『監獄雑誌』7巻9号
- 小河滋次郎 (1896q) 「久米内務参事官への通信」『監獄雑誌』7巻9号
- 小河滋次郎 (1896r) 「小野田警保局長への通信」『監獄雑誌』7巻9号
- 小河滋次郎 (1896s) 「久米内務参事官へ送られた書簡」『監獄雑誌』7巻9号
- 小河滋次郎 (1896t) 「小野田前警保局長への通信」『監獄雑誌』7巻11号
- 小河滋次郎 (1897a) 「新年の挨拶」『監獄雑誌』8巻1号
- 小河滋次郎 (1897c) 「万国監獄視察談」『大日本監獄雑誌』105号
- 小河滋次郎 (1897d) 「小河滋次郎氏の報告演説」『大日本監獄雑誌』108号
- 小河滋次郎 (1897e) 「社会と犯罪の関係を論じ免囚保護事業の必要に及ぶ」『監獄雑誌』8巻5号
- 小河滋次郎 (1897f) 「白耳義ルーバン監獄 (集治監) 参観記」『大日本監獄雑誌』114号
- 小河滋次郎 (1900a) 「外遊雑記」『監獄協会雑誌』13巻6号
- 小河滋次郎 (1901a) 「小河副会頭欧米監獄視察一斑」『監獄協会雑誌』14巻第2号
- 小河滋次郎 (1901b) 「米国獄制一斑」『獄事談』東京書院 80-110
- 小河滋次郎 (1901c) 「獄制の方針如何」『獄事談』東京書院 152-168
- 小河滋次郎 (1901d) 「北米エルマイラ監獄に於ける不定期刑に就て」『監獄協会雑誌』14巻第3号

- 小河滋次郎 (1901e) 「第 6 回万国監獄会議の景況に関する談話」 監獄協会雑誌 14 卷第 3 号
- 小河滋次郎 (1901f) 「小河滋次郎君談話—東京集治監講話会」 監獄協会雑誌 14 卷 8 号
- 小河滋次郎 (1901g) 「白耳義及和蘭監獄參觀記」 『獄事談』 東京書院 608—614
- 小河滋次郎 (1901h) 「犯罪の原因及之が救治法」 『獄事談』 東京書院 810—857
- 小河滋次郎 (1901i) 「免囚人保護事業の必要を論ず」 『獄事談』 東京書院, 662—681
- 小河滋次郎 (1902a) 「普王ウキルヘルム 4 世の監獄事業に対する效績」 監獄協会雑誌 15 卷 1 号
- 小河滋次郎 (1902b) 「死刑に就て」 監獄協会雑誌 15 卷 3 号
- 小河滋次郎 (1902c) 「監獄作業より生じる収入に就て」 監獄協会雑誌 15 卷 9 号
- 小河滋次郎 (1902d) 「階級処遇について」 監獄協会雑誌 15 卷 12 号
- 小河滋次郎 (1902e) 『監獄作業論』 (刑務作業論) 監獄協会出版部
- 小河滋次郎 (1902f) 『刑法改正案の二眼目』 明法堂
- 小河滋次郎(1903a) 『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』 (=小野坂弘監修・解説(1989) 『小河滋次郎監獄学集成 第 3 卷』 五山堂書店)
- 小河滋次郎(1903b) 「死刑廃止論」 社会学雑誌 5 卷 1 号
- 小河滋次郎(1903c) 「監獄の分類に対する所感を述べて幼年囚の処遇に関する立法司法及び行刑上の希望に及ぶ」 監獄協会雑誌 16 卷 2 号
- 小河滋次郎(1905a) 「西航雑記」 監獄協会雑誌 18 卷 10 号
- 小河滋次郎(1905b) 「西航雑記」 監獄協会雑誌 18 卷 11 号
- 小河滋次郎(1905 c) 「西航雑記」 監獄協会雑誌 18 卷 12 号
- 小河滋次郎(1906d) 「西航雑記」 監獄協会雑誌 19 卷 1 号
- 小河滋次郎(1906e) 「澳国獄制一斑」 監獄協会雑誌 19 卷 5 号
- 小河滋次郎(1906f) 『獄務提要』 東京書院,
- 小河滋次郎(1906g) 「刑事制度に於ける医家殊に精神症学者の位置について」 監獄協会雑誌 19 卷 10 号
- 小河滋次郎(1906h) 「囚徒逃走に於ける最近の事実」 監獄協会雑誌 19 卷 11 号
- 小河滋次郎(1906i) 「感化事業の経営について」 国家学会雑誌 20 卷 11 号
- 小河滋次郎(1906j) 「不定刑期の制度に就いて」 法学協会雑誌 24 卷 11 号
- 小河滋次郎(1907a) 「第十回万国禁酒同盟会景況並に酒と犯罪の関係について」 中央公論
- 小河滋次郎(1907a) 「獄制改良の着手に關して當局有司の注意すべき要件を論ず」 『監獄協会雑誌』 20 卷 1 号
- 小河滋次郎(1907a) 『丁未課筆 春之巻』 (=小野坂弘監修(1989) 『小河滋次郎監獄集成 第 5 卷丁未課筆』 五山堂書店)
- 小河滋次郎(1907b) 『丁未課筆 夏之巻』 (=小野坂弘監修(1989) 『小河滋次郎監獄集成 第 5 卷丁未課筆』 五山堂書店)
- 小河滋次郎(1907c) 『丁未課筆 秋之巻』 (=小野坂弘監修(1989) 『小河滋次郎監獄集成 第 5 卷丁未課筆』 五山堂書店)
- 小河滋次郎(1907d) 『丁未課筆 冬之巻』 (=小野坂弘監修(1989) 『小河滋次郎監獄集成 第 5 卷丁未課筆』 五山堂書店)

小河滋次郎(1907e)「感化教育の施行法について」法学志林 19 卷 11 号
小河滋次郎(1907f)「監獄誌」『開国 50 年史』(留岡幸助と共著)
小河滋次郎(1908 a)「免囚の保護について(1)」監獄協会雑誌 21 卷 1 号
小河滋次郎(1908 b)「免囚の保護について(2)」監獄協会雑誌 21 卷 2 号、
小河滋次郎(1908 c)「新監獄法第 1 条の規定に就いて」監獄協会雑誌 21 卷 3 号
小河滋次郎(1911a)「雑事雑感」『法律新聞』第 699 号法律新聞社
小河滋次郎(1911b)「雑事雑感二」『法律新聞』第 702 号法律新聞社
小河滋次郎(1911c)「雑事雑感三」『法律新聞』第 704 号法律新聞社
小河滋次郎(1911d)「雑事雑感四」『法律新聞』第 706 号法律新聞社
小河滋次郎(1911e)「雑事雑感五」『法律新聞』第 709 号法律新聞社
小河滋次郎(1911f)「雑事雑感六」『法律新聞』第 713 号法律新聞社
小河滋次郎(1911g)「雑事雑感七」『法律新聞』第 718 号法律新聞社
小河滋次郎(1911h)「雑事雑感八」『法律新聞』第 722 号法律新聞社
小河滋次郎(1911i)「災害頻々(1)」『法律新聞』第 708 号法律新聞社
小河滋次郎(1911j)「災害頻々(2)」『法律新聞』第 709 号法律新聞社
小河滋次郎(1911k)「災害頻々(3)」『法律新聞』第 711 号法律新聞社
小河滋次郎(1911L)「災害頻々(4)」『法律新聞』第 712 号法律新聞社
小河滋次郎(1911 m)「外遊談」(一)上田郷友会月報 291 号
小河滋次郎(1911 n)「救療恩賜金の措置について」『法律新聞』700 号
小河滋次郎(1911 o)「外遊談」(二)上田郷友会月報 293 号
小河滋次郎(1911 p)「欧羅巴に於ける児童保護の現況」『慈善』第二編四号
小河滋次郎(1911 q)「新聞紙と社会特に幼年者との關係に就いて」上田郷友会月報 295 号
小河滋次郎(1911 r)「欧州君子国の話」上田郷友会月報 298 号
小河滋次郎(1911 s)「吉原の育児事業」人道 92 号
小河滋次郎(1911 t)「日本監獄改良の恩人」『慈善』三編第二号
小河滋次郎(1911 u)「医家と救済事業の關係」(一)法律新聞 756 号
小河滋次郎(1911 v)「医家と救済事業の關係」(二)法律新聞 757 号
小河滋次郎(1911 w)「医家と救済事業の關係」(三)法律新聞 758 号
小河滋次郎(1912 a)『社会問題救恤十訓』北文館
小河滋次郎(1912 b)『監獄法講義』巖松堂
小河滋次郎(1912 c)「廉恥心を保全すべし」『慈善』第 3 編四号
小河滋次郎(1913 f)「感化事業と法制關係」慈善 4 編 3 号
小河滋次郎(1913 g) 労働神聖論『友愛新報』3 号
小河滋次郎(1913 h)「犯罪と教育」上田郷友会月報 316 号
小河滋次郎(1913 i)「少年労働の保護」救済研究 1 卷 1 号
小河滋次郎(1913 j)「里子の保護に就いて」救済研究 1 卷 2 号
小河滋次郎(1913 k)「少年労働者問題」友愛新報 12・13 号
小河滋次郎(1913 L)「不具児の保護に就いて」救済研究 1 卷 4 号
小河滋次郎(1913 m)「救済の要義」救済研究 1 卷 5 号
小河滋次郎(1914 m)「救済事業の三尊論」救済研究 2 卷 1 号

- 小河滋次郎(1914 n) 「婦人と救済事業の關係に就いて」 救済研究 2 卷 1 号
- 小河滋次郎(1914 o) 「感化院の逃走事故」 救済研究 2 卷 1 号
- 小河滋次郎(1914 p) 「結核豫防運動の趨勢」 救済研究 2 卷 2 号
- 小河滋次郎(1914 q) 「救済事業とペスタロツチー」 救済研究 2 卷 2 号
- 小河滋次郎(1914 r) 「家と社会事業との關係に就いて」 救済研究 2 卷 3 号
- 小河滋次郎(1914 s) 「教育と犯罪」 救済研究 2 卷 3 号
- 小河滋次郎(1914 t) 「災害救護機關を設備するの必要に就いて」 救済研究 2 卷 4 号
- 小河滋次郎(1914 u) 「第一回万国児童保護會議報告」 救済研究 2 卷 5 号
- 小河滋次郎(1914 v) 「文明都市の救済事業(一)」 救済研究 2 卷 9 号
- 小河滋次郎(1914 w) 「文明都市の救済事業(二)」 救済研究 2 卷 11 号
- 小河滋次郎(1915 m) 「児童保護概説(一)」 救済研究 3 卷 5 号
- 小河滋次郎(1915 n) 「児童保護概説(二)」 救済研究 3 卷 6 号
- 小河滋次郎(1915 o) 「児童保護概説(三)」 救済研究 3 卷 8 号
- 小河滋次郎(1915 p) 「児童保護概説(四)」 救済研究 3 卷 9 号
- 小河滋次郎(1915 q) 「公私救済事業の關係について(一)」 救済研究 3 卷 12 号
- 小河滋次郎(1916 m) 「公私救済事業の關係に就いて(二)」 救済研究 4 卷 1 号
- 小河滋次郎(1916 n) 「公私救済事業の關係」 慈善 7 編 3 号
- 小河滋次郎(1916 o) 「慈善事業について」 救済研究 4 卷 1 号
- 小河滋次郎(1916 p) 「地方改良卑見」 救済研究 4 卷 3 号
- 小河滋次郎(1916 q) 「職工の保護に就いて(一)」 救済研究 4 卷 5 号
- 小河滋次郎(1916 r) 「青年団体について(一)」 救済研究 4 卷 7 号
- 小河滋次郎(1916 s) 「青年団体について(二)」 救済研究 4 卷 8 号
- 小河滋次郎(1916 t) 「職工保護問題」 『労働及び産業』 60 号
- 小河滋次郎(1916 u) 「職工救済の要義」 救済研究 4 卷 9 号
- 小河滋次郎(1916 v) 「青年指導者の資格」 斯民 11 編 7 号
- 小河滋次郎(1916 w) 「救済事業の趨勢(上)」 救済研究 4 卷 10 号
- 小河滋次郎(1916 x) 「救済事業の趨勢(中)」 救済研究 4 卷 11 号
- 小河滋次郎(1916 y) 「救済事業の趨勢(下)」 救済研究 4 卷 12 号
- 小河滋次郎(1916 z) 「岡山博愛會創業二五年の記念式に臨みて所感を述ぶ(二)」 救済研究 4 卷 12 号
- 小河滋次郎(1917 m) 「独乙愛国婦人会活動一事例」 救済研究 5 卷 1 号
- 小河滋次郎(1917 n) 「精神病者を如何にすべきか」 救済研究 5 卷 2 号
- 小河滋次郎(1917 o) 「災害救護事業に就いて」 救済研究 5 卷 5 号
- 小河滋次郎(1917 p) 「犯罪予防論講案(一)」 救済研究 5 卷 7 号
- 小河滋次郎(1917 q) 「犯罪予防論講案(二)」 救済研究 5 卷 8 号
- 小河滋次郎(1917 r) 「犯罪予防論講案(三)」 救済研究 5 卷 9 号
- 小河滋次郎(1917 s) 「斯界の恩人ハート翁」 救済研究 5 卷 9 号
- 小河滋次郎(1917 t) 「犯罪予防論講案(四)」 救済研究 5 卷 10 号
- 小河滋次郎(1917 u) 「救済事業の使命」 社会と救済 1 卷 1 号
- 小河滋次郎(1917 v) 「専門的災害救護機關の民設を望む」 中央公論

- 小河滋次郎(1917 w) 「笠井式濟世顧問に就ての所感」 救済研究 5 卷 12 号
- 小河滋次郎(1918 k) 「職工の保護について」 『社会と救済』 1 卷 4 号
- 小河滋次郎(1918 L) 「児童保護に関する法制一斑」 (一) 救済研究 6 卷 3 号
- 小河滋次郎(1918m) 「児童保護に関する法制一斑」 (二) 救済研究 6 卷 4 号
- 小河滋次郎(1918n) 「人事相談所について」 救済研究 6 卷 4 号
- 小河滋次郎(1918o) 「矯正院法案に対する意見」 救済研究 6 卷 4 号
- 小河滋次郎(1918p) 「児童保護に関する法制一斑」 (三) 救済研究 6 卷 5 号
- 小河滋次郎(1918q) 「職工定住問題に就て」 救済研究 6 卷 5 号
- 小河滋次郎(1918r) 「児童保護に関する法制一斑」 (四) 救済研究 6 卷 6 号
- 小河滋次郎(1918s) 「簡易食堂論」 (上) 救済研究 6 卷 7 号 小河滋次郎(1918a)
- 小河滋次郎(1918t) 「簡易食堂論」 (下) 救済研究 6 卷 8 号
- 小河滋次郎(1918u) 「児童保護に関する社会的施設一斑」 (上) 救済研究 6 卷 10 号
- 小河滋次郎(1918v) 「児童保護に関する社会的施設一斑」 (下) 救済研究 6 卷 10 号
- 荻野富士夫(1990) 「初期社会主義における安部磯雄の思想」 『安部磯雄の研究』 早稲田大学
社会科学研究所(安部磯雄研究部会)研究シリーズ 26
- 荻野喜弘(2000) 「国家権力と労働世界」 石井寛治・原朗・武田晴人 『日本経済史 2 産業革命期』 東京大学出版会
- 小野修三(1998) 「小河滋次郎覚書－監獄行政官僚の誕生－」 『三田商学研究』 第 41 卷第 4 号
- 小野修三(1992) 「小河滋次郎と救済事業研究会」 慶應大学日吉紀要 社会科学 3 号
- 小野修三(1993) 「方面委員制度の誕生前後」 慶應大学日吉紀要 社会科学 4 号
- 小野修三(2008) 「小河滋次郎の現代的意義について」 『慶應大学日吉紀要社会科学』 (19) 慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
- 小野修三(2012) 『監獄行政官僚と明治日本－小河滋次郎研究－』 慶應義塾大学出版会
- 小野坂弘(1989) 「刑事政策家としての小河滋次郎」 小野坂弘監修解説 小河滋次郎監獄学集成 『監獄学(一)』 五山堂書店
- 小野坂弘(1989) 「刑事政策家としての小河滋次郎」 小野坂弘監修解説 小河滋次郎監獄学集成 『監獄学(一)』 五山堂書店
- 小野坂弘(1989) 「監獄学 解説」 小野坂弘監修解説 『小河滋次郎監獄学集成』 1 卷 『監獄学』 五山堂書店
- 小野坂弘(1989) 「監獄学 解説」 小野坂弘監修解説 小河滋次郎監獄学集成 『監獄学(一)』 五山堂書店
- 大原社会問題研究所 (1970) 「大原社会問題研究所 50 年史」
- 大久保利武(1913) 「告辞」 『救済研究』 1 卷 1 号 救済事業研究会
- 大久保利武(1941) 「大阪の社会事業研究会を指導した小河博士を憶ふ」 『上田郷友会月報』 第 650 号
- 大森 実 (1982) 「都市社会事業成立期における中間層と民本主義－大阪府方面委員制度の成立をめぐる一」 『ヒストリア』 97 号
- 大谷まこと(2011) 『渋沢栄一の福祉思想』 ミネルヴァ書房

- 齋藤純一(2012)「公共性／公共圏」大澤真幸・吉見俊哉・鷺田清一編『現代社会学事典』弘文堂
- 齋藤純一(2000)『公共性』岩波書店
- 酒井雄三郎(1890a)「社会問題（巴里通信）」『国民之友』81号 国民之友社
- 酒井雄三郎(1890b)「五月一日の社会党運動会に就いて」『国民之友』89号 国民之友社
- 佐々木敏二(1984)「社会主義啓蒙誌としての『六合雑誌』」同志社大学人文科学研究所編『六合雑誌の研究』教文館
- 佐藤能丸(1990)「安部磯雄と早稲田大学」『安部磯雄の研究』早稲田大学社会科学研究所(安部磯雄研究部会)研究シリーズ 26
- 柴田善守(1964)『小河滋次郎の社会事業思想』日本生命済生会
- 重松一義(2000)「『独逸監獄法講義』復刻解題」『独逸監獄法講義』日本立法資料全集別巻 195 信山社出版株式会社
- 清水正之(1986)「日本の近代化」城塚登編『社会思想史の展開』北樹出版
- 清水教恵(1995)「米騒動と大阪府方面委員制度」龍谷大學論集 446
- 新村出(1991)『広辞苑』岩波書店
- 眞宗本願寺派・眞宗大谷派(1927)『日本監獄教誨史』(上)(下)
- 城塚登(1998)『社会思想史講義』有斐閣
- 副田義也(2007)『内務省の社会史』東京大学出版会
- 菅沼 隆(2005)「方面委員制度の存立根拠－日本型奉仕の特質－」佐口和郎・中川清編『福祉社会の歴史－伝統と変容』ミネルヴァ書房
- 隅谷三喜男(1966)『日本労働運動史』有信堂
- 高橋彦博(1999)「大原社会問題研究所創立前史の記録」『大原社会問題研究所雑誌』No.492
- 田村秀夫(1990)『社会思想史の視点－研究史的接近－』中央大学出版部
- 田中亜紀子(2005)『近代日本の未成年者処遇制度－感化法が目指したもの－』大阪大学出版会
- 田中和男(2000)『近代日本の福祉実践と国民統合』法律文化社
- 東京消防庁監修(2001)『新消防雑学事典二訂版』東京連合防火協会
- 留岡幸助(1894)「北米雑感」『監獄雑誌』5巻7号
- 留岡幸助日記編集委員会(1979)『留岡幸助日記』1巻 矯正協会
- 土屋光芳(2013)「汪精衛と宋教仁の日本留学経験－二人の革命家の比較研究」『政経論叢』81巻5-6 明治大学政治経済学部
- 辻野 功(1969)「明治期の安部磯雄」同志社法学 20巻6号
- 右田紀久恵(1993)「井上友一研究(2)」『社会問題研究』42(2)
- 右田紀久恵(2005)『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房
- 山口光朔・小山仁示(1966)「総論」住谷悦治・山口光朔・小山仁示・浅田光輝・小山弘健編『講座日本思想史 明治社会思想の形成』
- 吉田久一(1991a)『改訂増補版日本近代仏教社会史研究(上)』
- 吉田久一(1991b)『改訂増補版日本近代仏教社会史研究(下)』
- 吉田久一(2004)『新・日本社会事業の歴史』
- 吉田久一(1989)『日本社会福祉思想史』川島書店

吉田久一(1994)『日本の社会福祉思想』勁草書房

吉田久一(1995)『日本社会福祉理論史』勁草書房

吉田忠雄(1986)『社会思想史－民主主義・議会主義の視座から－』啓正社

小河滋次郎 年譜 : 1878 (明治 11) 年～1918 (大正 7) 年

1878年(明治 11年)～1886年(明治 19)	小河滋次郎は、明治 11 年 12 月に 14 才で慶應義塾医学所入学(1878 年 11 月～1880 年 6 月)、同校が廃校になったため、16 才で東京外国語学校独語科入学(1880 年～1982 年)、同校中退し、1882 年 10 月 21 日東京専門学校入学、1884 年 7 月 26 日東京専門学校卒業、1883 年秋～1886 年春東京大学法学部別課法学科にて穂積陳重の指導を受ける
1886(明治 19)年	小河滋次郎内務省入省 上司は警保局長 清浦奎吾
1888 明治 21)年	「大日本監獄協会雑誌」創刊 ¹ 、4 月原胤昭、釧路集治監教誨師就任 静岡出獄人保護会社・岡山感化院設立・岡山孤児院(1887)
1889(明治 22)年	帝国憲法発布、監獄則及び監獄則施行規則改正(起草者として法解釈、施行方法を担当(遠藤 1981b : 14) (ゼーバッハ内務省監獄顧問着任) 岡山教会牧師安部磯雄が「基督教新聞」で石井十次の 1887 年創設の事業を「岡山孤児院」の名称で世に紹介、「警察監獄学会雑誌」創刊
1890(明治 23)年	監獄官練習所に転属、ゼーバッハ「監獄作業論」からの影響。 11 月第 1 回帝国議会開催、12 月 1 日『日本監獄法講義』出版
1891(明治 24)年 28 歳	5 月ゼーバッハに随行して東北、北海道監獄を巡視。空知集治監教誨師 留岡幸助と相知る、9 月ゼーバッハ病没、10 月濃尾大地震
1892(明治 25 年)	「監獄ハ内務省ニ属スヘキヤ将タ司法省ニ属スヘキヤノ問題ニ就テ」監獄雑誌 3(14), 8-14, 10 月「獄事家懇話会に於ける内務省監獄課長小河滋次郎君の講話」大日本監獄協会雑誌 53 号, 11 月「大日本監獄協会第五回定期総会に於ける内務省警保局監獄課長小河滋次郎君の講話(1)」大日本監獄協会雑誌 54 号, 12 月「大日本監獄協会第五回定期総会に於ける内務省警保局監獄課長小河滋次郎君の講話(2)」大日本監獄協会雑誌 55 号
1893(明 26)	10 月の上田郷友会月報 84 号によれば神奈川県典獄に任命され高等官七等に叙任,
1894 (明治 27) 年	5 月 10 日に外遊の途に就く留岡幸助を招いて横浜港を送り出す。 7 月『監獄学』出版, 8 月日清戦争 「監獄雑誌」5 巻 7 号で留岡より小河への書簡掲載される。
1895 (明治 28) 年	3 月 16 日錦輝館において洋行送別会が開催 3 月 22 日第五回パリ万国監獄会議に日本政府代表委員に命じられ出発, 3 月 31 日「監獄協会第六回常集會にて小河滋次郎君の演説」『大日本監獄協会雑誌』82, 4 月日清戦争終結 5 月 4 日パリ到着 6 月 30 日「万国監獄会議派遣委員小河氏通信」大日本監獄協会雑誌第

	<p>85号, その後9月よりベルリンのクローネの許で留学 10月ベルリン法科大学に入学, 10月15日「万国監獄会議派遣委員小河氏通信」大日本監獄協会雑誌第89号, 11月原胤昭などの北海道バンド連訣辞職, 原、東京に上京。</p>
1896 (明 29) 年	<p>1月「小河氏より野村内務大臣への書状」等 大日本監獄協会雑誌第92号, 4月「小河氏より坪井, 印南, 佐野3氏への書状」大日本監獄協会雑誌第95号, 5月「小河氏より監獄課員に宛てたる書状」大日本監獄協会雑誌第96号, 9月端西ゼエネーブ府の刑事人類学の万国会議に出張, 9月15日「小河氏より警保局長への通信」大日本監獄協会雑誌第100号, 10月15日「小河氏より小泉典獄に宛てたる通信」大日本監獄協会雑誌第101号, 11月15日「小河滋次郎氏より小野田局長への通信」大日本監獄協会雑誌第102号, 12月15日「小河氏よりの通信」大日本監獄協会雑誌第103号</p>
1897 (明治 30) 年	<p>1月12日帰国, 1月29日留岡幸助の『感化事業の発達』序文執筆, 1月19日英照皇太后崩御にともなう減刑令並びに大赦令発布. 1月31日原胤昭は東京出獄人保護所原寄宿所を開設. 小河はこの保護所に3円の資金援助を行っている(片岡 2007 : 118), 2月18日「万国監獄視察談」大日本監獄協会雑誌第105号, 3月18日, 小河は原胤昭の保護所支援のため横浜会館で演説を行い, 3月27日にも神田美土代町青年会館で演説を行い(片岡 2007 : 118)さらに保護所の財政支援・維持のために協議員となる(片岡 2007 : 119). 5月20日「小河滋次郎氏の報告演説」大日本監獄協会雑誌第108号 6月15日「監獄衛生に就て」大日本監獄協会雑誌第109号 7月28日「獄制論一斑(1)」大日本監獄協会雑誌第110号, 8月28日「獄制論一斑(2)」大日本監獄協会雑誌第111号, 9月20日「獄制論一斑(3)」大日本監獄協会雑誌第112号, 9月より1年間早稲田大で監獄法講義, 10月31日「獄制論一斑(4)」大日本監獄協会雑誌第113号 11月タラック『刑罰及犯罪予防論』(初版)の翻訳に序文執筆, 11月31日「獄制論一斑(5)」大日本監獄協会雑誌第114号, 12月「教育と犯罪の関係」上田郷友会月報134号, 12月31日「獄制論一斑(6)」大日本監獄協会雑誌第115号,</p>

1898(明治 31)年	<p>2月 25日「刑法草案に対し監獄学上より観察したる管見」(1901: 551), 2月 22日 監獄局獄務課長 3月 9日 帝国大学監獄学教授の嘱託(牧野英一・高田慎吾が授業聞く), 「監獄学会雑誌について」『監獄雑誌』9(8), 20-6, 5月 「獄制改良の前途」(1901: 535) 7月 「墺国獄制一斑」(1901: 464), 7月 25日 「獄制論(第1回)」大日本監獄協会雑誌第122号 8月 「獄制改良ノ前途」国家学会雑誌12巻138号、8月22日 「獄制論 (第2回)」大日本監獄協会雑誌第123号 9月 「監獄官教科書序文」(1991: 889) 9月 18日 「獄制論(第3回)」大日本監獄協会雑誌第124号, 10月 留岡幸助 「慈善問題」序文 11月 「監獄改良事業の発達」(1901: 426) 11月 1日 「獄制論(第4回)」大日本監獄協会雑誌第126号, 「獨逸殊に普国獄制一斑」(1901: 504), 12月 5日 「獄制論(第5回)」大日本監獄協会雑誌第127号 窪田静太郎・久米金弥・相田良雄らの貧民研究会²結成・参加</p>
1899(明治 32)年	<p>1月 18日 留岡と監獄改良演説 (於本郷中央会堂) 監獄協会雑誌2号 この月より警察監獄学校講師, 2月 「巡回所感談 諸帳簿殊に身分帳簿の整理及監獄衛生」 3月 「見聞雑話 医務懲罰及教誨」(1901: 941-953) 監獄局長大久保利 武 6月 「監獄学雑誌」と「大日本監獄雑誌」が合併し「監獄協会雑誌」と なる. 上田郷友会月報152号によれば奈良三重愛知静岡出張 8月 『獄務要書』大日本監獄協会出版 8月 20日 「小河岳洋君新著獄務要書自序」監獄協会雑誌明治32年第2 号,. 10月 20日 「監獄の改良」・「小河岳洋先生茶話」監獄協会雑誌明治32 年第4号 11月 留岡幸助は家庭学校を開校 11月 20日 「小河岳洋先生茶話」監獄協会雑誌明治32年第5号 12月 監獄費国庫支弁法(府県に負担させていた監獄経費の国費化)提出 10年前に比べて労働者人口10倍に増加</p>
1900(明治 33)年	<p>1月 15日 監獄費国庫支弁法成立(本年10月1日より施行) 1月19日久 保田寛一監獄局長 2月 20日 「廃死刑論(1)」監獄協会雑誌13巻第2号(明治33年第2号) 3月 小河が実質的な案文作成に関与した感化法制定, 3月 10日 治安警察法公布・施行 3月 20日 「廃死刑論(2)」監獄協会雑誌13巻第3号</p>

	<p>4月の上田郷友会月報162号によればブリュッセルの第6回万国監獄会議に日本代表委員として、4月13日に出発、</p> <p>4月25日バンクーバーに上陸しシカゴに到着する。</p> <p>4月30日留岡幸助の書を持参し慈善事業のハート氏を訪問幼年犯罪者の審理法廷を傍聴した³</p> <p>5月13日アメリカ大統領マツキンレー氏に謁見⁴、</p> <p>5月19日ロンドンに出発⁵、</p> <p>6月20日「外遊雑記」監獄協会雑誌13巻第6号</p> <p>12月22日帰国。その間7月1日監獄局の司法省移管</p>
1901(明治34)年	<p>2月20日「小河副会頭欧米監獄視察一班」監獄協会雑誌14巻第2号</p> <p>3月20日「北米エルマイラ監獄に於ける不定期刑に就て」「第6回万国監獄会議の景況に関する談話」監獄協会雑誌14巻第3号</p> <p>6月「日本監獄に関する報告書」監獄協会雑誌14巻6号、</p> <p>8月内務省令第二十三号を以て感化法施行細則を公布、</p> <p>8月20日「小河滋次郎君談話—東京集治監講話会」監獄協会雑誌14巻</p> <p>9月20日「監獄定員論」監獄協会雑誌14巻9号、</p> <p>10月「家庭教育と犯罪予防(二)」上田郷友会月報180号、</p> <p>11月20日「普国に於ける囚人を監獄管轄工事に使役する実況に就て」監獄協会雑誌14巻11号</p> <p>『獄事談』(東京書院)が刊行</p>
1902(明治35)年	<p>1月20日「普王ウヰルヘルム4世の監獄事業に対する效績」監獄協会雑誌15巻1号、救貧法案が提案</p> <p>3月20日「死刑に就て」監獄協会雑誌15巻3号</p> <p>8月『監獄作業論』(刑務作業論)監獄協会出版部、</p> <p>9月20日「監獄作業より生じる収入に就て」監獄協会雑誌15巻9号</p> <p>12月20日「階級処遇について」監獄協会雑誌15巻12号</p> <p>12月『刑法改正案の二眼目』明法堂</p>
1903(明治36)年	<p>1月20日「小河事務官の談話」監獄協会雑誌16巻1号、</p> <p>2月20日「監獄の分類に対する所感を述べて幼年囚の処遇に関する立法司法及び行刑上の希望に及ぶ」「小河事務官の精神修養談」監獄協会雑誌16巻2号、</p> <p>4月11日、12日の両日、大阪で「全国慈善事業者大会」、『監獄学』(和仏法律学校明治三六年講義録)⁶、</p> <p>8月20日「所感」「雑感」監獄協会雑誌16巻8号</p> <p>9月20日「雑感(2)」監獄協会雑誌16巻9号</p> <p>10月20日「雑感(3)」監獄協会雑誌16巻10号</p> <p>10月「未成年犯罪者の処遇」(博論の圧縮版)磯村政富氏出版</p> <p>11月20日「雑感(4)」監獄協会雑誌16巻11号</p> <p>12月20日「雑感(5)」監獄協会雑誌16巻12号</p>

	この年『未成年者ニ対スル刑事制度ノ改良ニ就テ』が発表された
1904(37年)	4月 法政大学に清国留学生法政速成科が設置され、小河は担当講師となる。 5月20日「小河委員長講話」監獄協会雑誌 17巻5号 7月20日「小河委員長講話」監獄協会雑誌 17巻7号 12月20日「所感」監獄協会雑誌 17巻12号
1905(明治38年)	7月7日第七回万国監獄会議に政府委員としてハンガリー・ブタペストへ出発。オーストリアのウィーンからベルリンに寄る。 9月20日「小河事務官の消息」監獄協会雑誌 18巻9号 10月20日「西航雑記」監獄協会雑誌 18巻10号 11月20日「西航雑記」監獄協会雑誌 18巻11号、 12月20日「西航雑記」監獄協会雑誌 18巻12号
1906(明治39年)	1月17日に帰国、1月20日「西航雑記」監獄協会雑誌 19巻1号 3月6日「小田原少年監獄開庁式の概況」監獄協会雑誌 19巻3号 5月20日「澳国獄制一斑」監獄協会雑誌 19巻5号 8月8日東京帝国大学より法学博士の学位が授与 8月17日清浦奎吾主催学位取得祝宴（於華族会館） ⁷ 9月『獄務提要』東京書院、 10月『死刑廃止論』中央公論、10月20日「刑事制度に於ける医家殊に精神症学者の位置について」監獄協会雑誌 19巻10号 11月20日「囚徒逃走に於ける最近の事実」監獄協会雑誌 19巻11号
1907(明治40年)	1月20日「獄制改良の着手に於て当局有司の注意すべき要件を論ず」監獄協会雑誌 20巻1号、 4月24日改正刑法公布(10月施行)、 4月「丁未課筆・春」岐阜監獄 ⁸ 、 8月「文明と犯罪」(上田郷友会月報 250号)・「丁未課筆・夏」岐阜監獄、10月20日大隈重信(1838-1922)銅像落成に際し早稲田大学校友・学生総代として式辞を述べる、 10月改正刑法施行、 11月「感化教育の施行法について」法学志林 19巻11号、 12月25日「監獄誌」『開国50年史』(留岡幸助と共著)
1908(明治41年)	1月20日「免囚の保護について(1)」監獄協会雑誌 21巻1号 1月の上田郷友会月報 255号によれば、司法省所管政府委員を拝命、また清國皇帝陛下より贈輿された二等第二双龍濱星を受領し佩用することを許される。2月20日「免囚の保護について(2)」監獄協会雑誌 21巻2号、2月10日「丁未課筆秋の巻」、2月18日「丁未課筆冬の巻」、3月20日「新監獄法第1条の規定に就いて」監獄協会雑誌 21巻3号

	<p>3月28日監獄法公布, 4月7日感化法改正(これを契機として感化院増加), 4月17日清国招聘, 小河の後任は谷田三郎検事(参事官) 4月20日「小河事務官清国に招聘せらる」監獄協会雑誌21巻4号, 5月3日監獄協会の例会を四時に閉じ, 送別会が開催される. 5月21日「国費救助ノ濫救矯正方ノ件」, 6月小河は監獄事務官として勲五等瑞宝章の叙勲を受ける. 6月典獄会議で監獄局長・検事小山温は、出獄保護について、監獄官吏の出獄保護会への関与を否定し、この会は篤志家に委嘱すべしと述べ、また小河の司法省における感化教育論を否定, 9月1日から10月6日まで第1回感化救済事業講習会(監獄協会雑誌第21巻第8号55頁)10月1日改正刑法, 改正監獄法施行, 10月7日中央慈善協会発会式 10月13日戊申詔書発布(地方改良運動)</p>
1909(明治42)年	<p>2月11日内務省より優良救済事業に奨励金下付 4月25日監獄協会総会において、清浦総裁辞任(小山温会長)「監獄協会雑誌」(22巻5号58~64頁) 7月中央慈善協会機関誌『慈善』創刊</p>
1910(明治43)年 (47歳)	<p>5月大逆事件検挙 6月清国招聘解除 8月韓国併合 9月20日「小河博士の渡米」監獄協会雑誌23巻9号</p>
1911(明治44)年 2月11日「施薬 救療の勅語」 3月29日工場法 公布	<p>3月5日「救療恩賜金の措置について」『法律新聞』700号 「浮浪人研究会」結成(鈴木文治や小河が組織化、主な構成員として山室軍平、高田慎吾など), 4月「欧羅巴に於ける児童保護の現況」『慈善』第二編四号, 7月「監獄夢物語」巖松堂, 8月17日ウェブ夫妻横浜着, 10月12日ウェブ夫妻朝鮮半島へ出発⁹,</p>
1912(明治45 年・大正元年)	<p>2月『監獄法講義』巖松堂 3月『社会問題救恤十訓』北文館(シドニーウェブに言及), 4月「廉恥心を保全すべし」『慈善』第3編四号 7月明治天皇崩御, 大正天皇即位(30日) 8月友愛会創立</p>
1913(大正2)年	<p>1月「感化事業と法制関係」慈善4編3号, 「労働神聖論」『友愛新報』3号 2月「犯罪と教育」上田郷友会月報316号 4月府知事大久保利武に招かれ, 大阪府救済事業指導囑託 5月救済事業研究会の立ち上げ</p>

	<p>8月「救済研究発刊の辞」救済研究1巻1号 「少年労働の保護」救済研究1巻1号, 9月「里子の保護に就いて」救済研究1巻2号, 「少年労働者問題」友愛新報12~13号 11月「不具児の保護に就いて」救済研究1巻4号 12月「救済の要義」救済研究1巻5号 小河は, 原胤昭の保護所維持・財政支援のため協議員となっていた(片岡 2008: 166)また, 原は実践の科学的根拠を得るために小河を始め各界の人々から教えを受けていた(片岡 2008: 177)</p>
<p>1914(大正3)年 1月石井十次死去</p>	<p>1月「救済事業の三尊論」救済研究2巻1号 「婦人と救済事業の関係に就いて」救済研究2巻1号 「感化院の逃走事故」救済研究2巻1号 2月「結核豫防運動の趨勢」救済研究2巻2号 「救済事業とペスタロツチー」救済研究2巻2号 「岡山孤児院長石井十次氏の訃」救済研究2巻2号 3月「醫家と社会事業との関係に就いて」救済研究2巻3号 「教育と犯罪」救済研究2巻3号 「ペーテルゼン氏の訃音」救済研究2巻3号 4月「災害救護機関を設備するの必要に就いて」救済研究2巻4号 5月「第一回万国児童保護会議報告」救済研究2巻5号 「恩赦に就いて」救済研究2巻5号 6月「感化教育の要素に就いて」救済研究2巻6号 「倫敦市の感化事業一斑」救済研究2巻6号 「レッドヒル感化院参観記」救済研究2巻6号 「朝鮮所見談」救済研究2巻6号 7月「救済時言」救済研究2巻7号 8月「犯罪論」救済研究2巻8号 「救済時言」救済研究2巻8号 9月「犯罪と人権蹂躪」中央公論29号 「文明都市の救済事業(一)」救済研究2巻9号 「救済時言」救済研究2巻9号 10月「感化事業の本質及び組織(一)」救済研究2巻10号 「第7回感化救済事業講習会に關する小河博士の通信」 救済研究2巻10号 11月「文明都市の救済事業(二)」救済研究2巻11号 「感化事業の本質及び組織(二)」救済研究2巻11号 12月「感化事業の本質及び組織(三)」救済研究2巻12号</p>
<p>1915(大正4)年</p>	<p>1月「感化事業の本質及び組織(四)」救済研究3巻1号, 「救済時言」 救済研究3巻1号, 2月「少年裁判法の採否如何(一)」救済研究3巻2号</p>

	<p>3月「少年裁判法の採否如何(二)」救済研究3巻3号, 4月「少年裁判法の採否如何(三)」救済研究3巻4号,「禁酒運動に就いて」救済研究3巻4号, 5月「児童保護概説(一)」救済研究3巻5号, 6月「児童保護概説(二)」救済研究3巻6号「救済時言」救済研究3巻6号,8月「児童保護概説(三)」救済研究3巻8号 9月「児童保護概説(四)」救済研究3巻9号, 第3回救済事業大会 12月「公私救済事業の関係について(一)」救済研究3巻12号,「愛国婦人会に就いて」救済研究3巻12号</p>
<p>1916(大正5)年 9月1日工場法施行(不備が多く,ザル法)</p>	<p>1月「公私救済事業の関係に就いて(二)」救済研究4巻1号,「公私救済事業の関係」慈善7編3号,「慈善事業について」救済研究4巻1号,2月「感化教育要義(三)」救済研究4巻2号,3月「地方改良卑見」救済研究4巻3号, 5月「職工の保護に就いて(一)」救済研究4巻5号 6月「職工の保護に就いて(二)」救済研究4巻6号,6月10日,救済事業研究会副会長に就任,7月「青年団体について(一)」救済研究4巻7号,8月「青年団体について(二)」救済研究4巻8号,「職工保護問題」『労働及び産業』60号 9月「職工救済の要義」救済研究4巻9号 10月「青年指導者の資格」斯民11編7号,「救済事業の趨勢(上)」救済研究4巻10号 11月「救済事業の趨勢(中)」救済研究4巻11号「岡山博愛会創業二五年の記念式に臨みて所感を述ぶ(一)」救済研究4巻11号 12月「救済事業の趨勢(下)」救済研究4巻12号「岡山博愛会創業二五年の記念式に臨みて所感を述ぶ(二)」救済研究4巻12号</p>
<p>1917(大正6)年</p>	<p>1月「独乙愛国婦人会活動一事例」救済研究5巻1号 2月「精神病者を如何にすべきか」救済研究5巻2号 3月「何をか感化教育と謂ふ(上)」救済研究5巻3号 4月「何をか感化教育と謂ふ(下)」救済研究5巻4号 5月「教育の使命」救済研究5巻5号 「災害救護事業に就いて」救済研究5巻5号 6月「感化教育の由来に就いて」救済研究5巻6号 7月「犯罪予防論講案(一)」救済研究5巻7号 8月「犯罪予防論講案(二)」救済研究5巻8号 8月20日国立感化院長事務取扱に就任 9月「犯罪予防論講案(三)」救済研究5巻9号 「斯界の恩人ハート翁」救済研究5巻9号</p>

	<p>10月「高遠なる聖旨」上田郷友会月報 372号 「犯罪予防論講案(四)」救済研究 5巻 10号 「救済事業の使命」社会と救済 1巻 1号 11月「教育と犯罪との関係」救済研究 5巻 11号 「専門的災害救護機関の民設を望む」中央公論 第4回全国救済事業大会が東京で開かれる。 12月「笠井式済世顧問に就ての所感」救済研究 5巻 12号 12月 17日大久保利武知事退職</p>
<p>1918(大正 7)年 7月米騒動勃発</p>	<p>1月 19日 林市藏知事救済事業研究会で着任の挨拶 1月「職工の保護について」『社会と救済』1巻 4号 3月「児童保護に関する法制一斑」(一) 救済研究 6巻 3号 4月「児童保護に関する法制一斑」(二) 救済研究 6巻 4号 「人事相談所について」救済研究 6巻 4号 「矯正院法案に対する意見」救済研究 6巻 4号 5月「児童保護に関する法制一斑」(三) 救済研究 6巻 5号 「職工定住問題に就て」救済研究 6巻 5号 6月「児童保護に関する法制一斑」(四) 救済研究 6巻 6号 大阪府救済課を新設 7月「簡易食堂論」(上) 救済研究 6巻 7号 8月「簡易食堂論」(下) 救済研究 6巻 8号 10月「児童保護に関する社会的施設一斑」(上) 救済研究 6巻 10号 10月 7日 大阪府告示 255号 大阪府方面委員規定制定の旨公布, 同月 第1回設置区域大阪市内に 16方面設置 11月「児童保護に関する社会的施設一斑」(下) 救済研究 6巻 10号 12月「社会政策解決の鍵」中央公論</p>

- 1 この機関誌「大日本監獄協会雑誌」は「創刊号からワインズの『欧米監獄沿革史』やクロフトンの「囚人待遇説」などの抄録を掲載し、監獄官僚に関する国際的動向を紹介している」二井仁美(2005)「留岡幸助による欧米監獄研究—「監獄」から「感化院」へ—」教育学研究 72(3), 大阪教育大学, 2
- 2 「三十一年頃に、小河滋次郎・松井茂・原胤昭・留岡幸助・相田良雄・窪田静太郎・久米金福等は貧民研究会を結成」『内務省史』大霞会第一巻(1971)297頁
- 3 小河滋次郎(1901)『獄事談』869p
- 4 小河滋次郎「外遊雑記」(1900a:33)
- 5 小河滋次郎(1934)『獄事談』883p
- 6 小野坂弘(1989)「小河滋次郎監獄学集成」『監獄学(一)』解説部分 16頁
- 7 監獄協会雑誌 19巻 8号
- 8 小河は明治15年の頃を回想し「僕の運命はその當時から既に弱き者の友たれと云ふことに極つて居たものと見へると述べている。(『小河滋次郎監獄学集成』第五巻「丁未課筆春之巻」25頁)
- 9 宮本盛太郎(1989)『来日したイギリス人—ウェップ夫妻, L. ディキンソン, B. ラッセル』木鐸社
金子光一(1996)「ピアトリス・ウェップの福祉思想と訪日(その1)」『日本女子大学大学院文学研究科紀要』第2輯
金子光一(1998)「ピアトリス・ウェップの福祉思想と訪日(その2)」『淑徳大学社会学部研究紀要』32号
金子光一(1997)『ピアトリス・ウェップの福祉思想』ドメス出版